別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2001
支 出 日	2023年5月22日	支出金額	10,000　円		
支 出 先	株式会社ＭＤＳ新聞社				
支出内容	「週刊ＭＤＳ」年間購読料・郵送料　2023年度分				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可	ポイント	0　円減額			

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-05-22	43183	A93340004
取扱店	タカラヅカテン	
払込口座	00930-1　305937	
払込金額	*10,000	料金 *0

振替受付票

口座番号	00930-1
	305937
加入者名	株式会社 MDS新聞社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 / 1 0 0 0 0
ご依頼人	宝塚市議会 ともに生きる市民の会 様
	受付局日附印

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

記号番号　*****　****[redacted]

楽天カードゆうちょ銀行デザイン！
新規入会で楽天ポイントもらえる！

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2002
支 出 日	2023年5月22日		支出金額	6,152　円	
支 出 先	広範な国民連合				
支出内容	月刊誌「日本の進路」年間購読料　2023年度分 振込手数料￥152				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

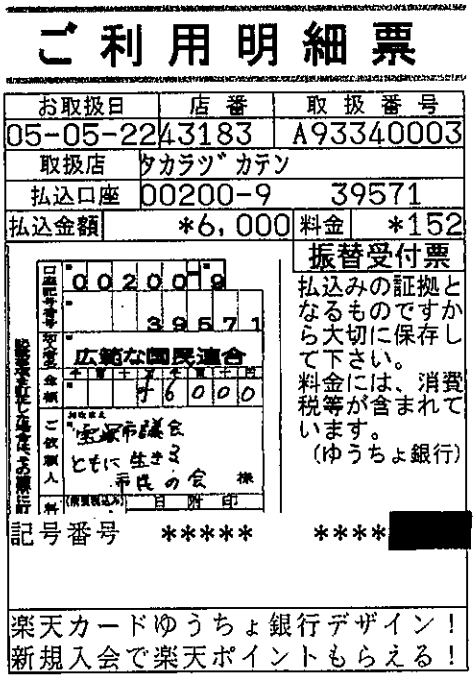

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-05-22	43183	A93340003
取扱店	ﾀｶﾗﾂﾞｶﾃﾝ	
払込口座	00200-9　39571	
払込金額	＊6,000	料金　＊152

口座記号番号 00200 9 / 39571
加入者名 広範な国民連合
金額 ¥6000
ご依頼人 宝塚市議会 ともに生きる市民の会 様
住所 日附印

振替受付票
払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

記号番号　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊[redacted]

楽天カードゆうちょ銀行デザイン！
新規入会で楽天ポイントもらえる！

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2003
支 出 日	2023年5月22日		支出金額	12,426　円	
支 出 先	週刊金曜日				
支出内容	定期購読料　2023.6.2号～2023.11.17号　24冊　¥12,426				
＜領収書等添付欄＞　裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

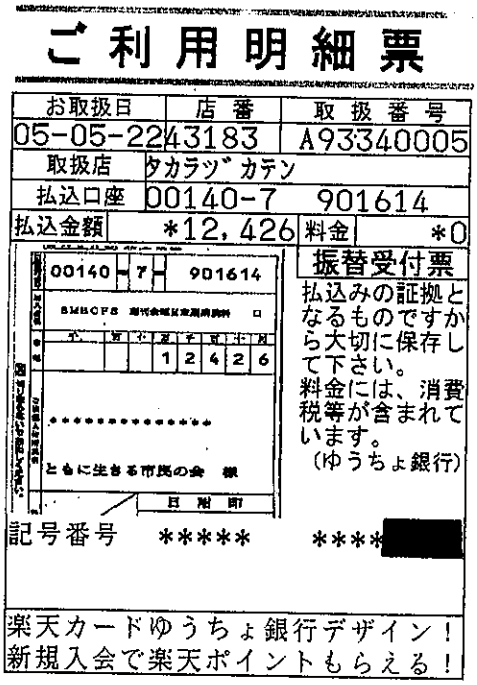

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-05-2243183		A93340005
取扱店	タカラヅカテン	
払込口座	00140-7	901614
払込金額	*12,426	料金 *0

00140 7 901614

1 2 4 2 6

ともに生きる市民の会　様

日　附　印

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

記号番号　*****　****[redacted]

楽天カードゆうちょ銀行デザイン！
新規入会で楽天ポイントもらえる！

〒 665-0032
宝塚市東洋町1-1　宝塚市役所内
宝塚市議会

ともに生きる市民の会　様

BV0001311001 03167 03167 00

株式会社金曜日

週刊金曜日

お申し込み書

作成日 2023年 3月 25日

【お支払いのご案内】
ご購読ありがとうございます。引き続きのご購読をよろしくお願いいたします。
用紙有効期限（支払期限）に関わらず、途切れずにお送りするためには、
下記期日までにお手続きくださいますようお願いいたします。
《5月24日》
お問い合わせは(株)金曜日 業務部(フリーダイヤル0120-004634)までご一報ください。

ご利用年月	**** 年 ** 月
お申し込み金額	12,426 円
（内消費税）	1,130 円
用紙有効期限	2023 年 6 月 9 日
発行年月	**** 年 ** 月
発行番号	20230019210000000

No.	品名	単価（円）	数量	金額（円）
1	『週刊金曜日』　払込票半年 24回 No.011473-016 2023年 6月 2日 (1426)号から	12,426	1	12,426
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

ご連絡事項

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2004
支 出 日	2023年5月22日		支出金額	9,128 円	
支 出 先	株式会社自治労サービス				
支出内容	月刊自治研2023年度年間購読料として 振込手数料￥152				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0 円減額	

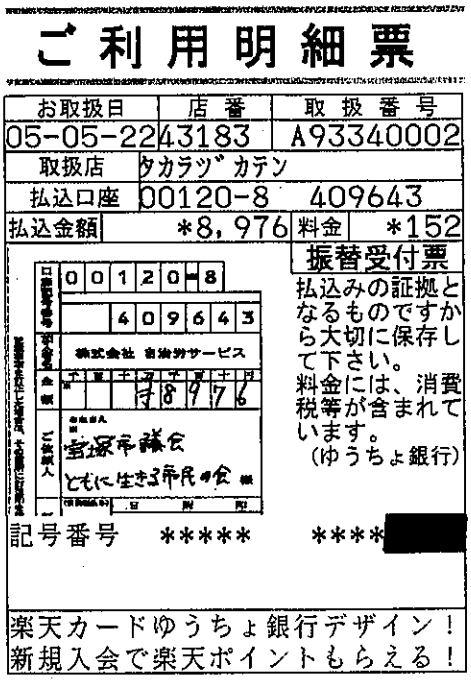

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-05-22	43183	A93340002

取扱店	ﾀｶﾗｽﾞｶﾃﾝ
払込口座	00120-8 409643
払込金額	＊8,976
料金	＊152

振替受付票

口座番号 00120-8 409643

加入者名 株式会社 自治労サービス

金額 ¥8,976

ご依頼人 宝塚市議会 ともに生きる市民の会

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

記号番号 ＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊

楽天カードゆうちょ銀行デザイン！
新規入会で楽天ポイントもらえる！

¥9,128-

2023年5月1日

請求書

ともに生きる市民の会　　様

〒102-0085
東京都千代田区六番町1
自治労会館6階
株式会社自治労サービス
自治労出版センター
【登録番号 T8010001116844】
代表取締役社長　田中　浩二
TEL 03-3263-2023
FAX 03-5213-5485

このたびのお取引につき、次のとおりご請求申し上げます。
6月 30 日までに、お支払い下さいますようお願いいたします。
なお、請求内容につきましてご不明な点がございましたら、請求書受領後お早めにご連絡をお願いいたします。

¥ 8,976

月刊自治研2023年度年間購読料として	¥8,160
消費税(10%)	¥816
合　計	¥8,976
お振込先　チュウオウロウドウキンコ 中央労働金庫　イチガヤ 市谷　支店 普通預金　0696223　カブシキガイシャジチロウサービス 株式会社自治労サービス ※ 振込手数料に関しましては、ご負担いただきますようお願い申し上げます。	担当者 [redacted]

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2005
支 出 日	2023年5月22日		支出金額	4,743　円	
支 出 先	「赤旗」阪神北地区出張所				
支出内容	日刊「しんぶん赤旗」5月分¥3,497.－　「しんぶん赤旗」日曜版5月分¥930.－ 「女性のひろば」5月分¥316.－				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

ともに生きる市民の会

大島　淡紅子　様

新聞・雑誌名		部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	*	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	*	1	930
『女性のひろば』		1	316

*印は税率8%

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

4,743　円

2023　年　5　月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「赤旗」阪神北地区出張所
伊丹市千僧6丁目218
TEL 072-779-3258
FAX 072-779-2828

領収日　5/22　扱者 [redacted]

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2006
支 出 日	2023年6月7日	支出金額	4,152　円		
支 出 先	障害児を普通学校へ・全国連絡会				
支出内容	2023年度年間購読料として 振込手数料¥152				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可		ポイント	0　円減額		

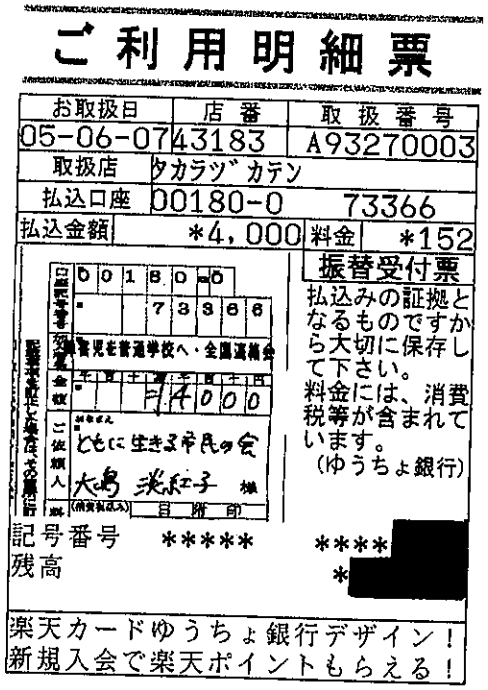

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-06-07	43183	A93270003
取扱店	タカラヅカテン	
払込口座	00180-0　73366	
払込金額	*4,000	料金 *152

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

口座記号番号 00180-0 73366
加入者 障害児を普通学校へ・全国連絡会
金額 4000
ご依頼人 ともに生きる市民の会 大島 淡紅子 様
（消費税込み）
料 目 附 印

記号番号 ***** ****[redacted]
残高 *[redacted]

楽天カードゆうちょ銀行デザイン！
新規入会で楽天ポイントもらえる！

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	広報費	内　訳	広報紙・報告書印刷費	支出番号	2007
支 出 日	2023年6月5日		支出金額	4,279　円	
支 出 先	コーナン				
支出内容	コピー用紙他　詳細レシート添付市政報告紙作成の為（大島）				
＜領収書等添付欄＞　裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

領収証

コーナン

伊丹店
コーナン商事株式会社
大阪府堺市西区鳳東町4-401-1
電話番号:050-3146-5776
担当者:(0972835)[redacted]
※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管
場合は、印刷面を内側に折り保管
をお願いします。

領収証

ともに生きる市民の会
大島 洋紀子 様

¥4,279-

(消費税 389円を含みます)
(10%対象 4,279円)
(8%対象 0円)
(非課税対象 0円)
(10%対象消費税 389円)
(8%対象消費税 0円)

2023年06月05日(月) 発行
レシートNo. (0020)001-50820-02491

コーナンPay支払 4,279円

領収日：2023年06月05日
但し、
上記、正に領収いたしました

切り離し時は、返品、交換を
お受けできません。

お買上明細

#014 JAN4522831698387
カラーコピー用紙５００枚入
@767 × 2 1,534内
#014 JAN4548927047617
高白色コピー用紙Ａ４５００
@437 × 5 2,185内
#014 JAN4522831559770
ＯＰＰテープ５巻パック 1
@140 × 3 420内
#014 JAN4522831217557
透明梱包用テープＫＯ１４－
140内

小計金額 ¥4,279

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2008
支 出 日	2023年6月29日		支出金額	6,360　円	
支 出 先	夢のひよこ会				
支出内容	2023年度ちいさいなかま購読料として				
＜領収書等添付欄＞　裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

領　収　証

ともに生きる市民の会　様　No.＿＿＿＿

¥6360

但　2023年度　ちいさいなかま購読料として

入金日　2023年　6　月　29　日　上記正に領収いたしました

〒665-0834
兵庫県宝塚市美座2丁目5番7号
TEL 0797－86－2757
FAX 0797－86－2758
夢のひよこ会

ひよこ会之印

収入印紙	内訳
	税抜金額
	消費税額等（　%）

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2009
支 出 日	2023年6月30日		支出金額	4,743　円	
支 出 先	「赤旗」阪神北地区出張所				
支出内容	日刊「しんぶん赤旗」6月分¥3,497.－　「しんぶん赤旗」日曜版6月分¥930.－ 「女性のひろば」6月分¥316.－				
＜領収書等添付欄＞　裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

ともに生きる市民の会

大島　淡紅子　様

新聞・雑誌名		部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	*	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	*	1	930
『女性のひろば』		1	316

*印は税率8%

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

4,743 円

2023 年 6 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「赤旗」阪神北地区出張所
伊丹市千僧6丁目218
TEL 072-779-3258
FAX 072-779-2828

領収日 6/30　扱者 [redacted]

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2010
支 出 日	2023年7月13日	支出金額	1,802　円		
支 出 先	日本消費者連盟関西グループ				
支出内容	「草の根だより」年間購読料2023.7～2024.6内2023.7～2024.3月分¥2,200×9ヵ月÷12ヵ月＝¥1,650振込手数料¥152				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可		ポイント	0　円減額		

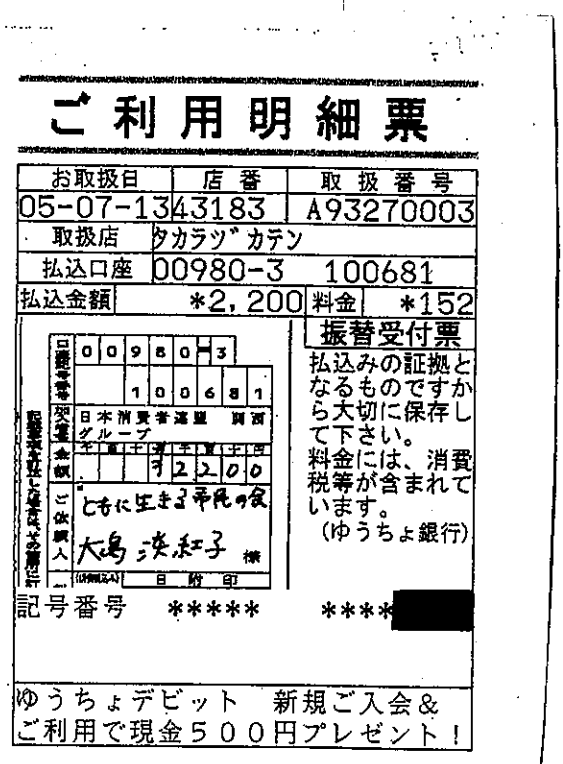

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-07-13	43183	A93270003
取扱店	タカラヅカテン	
払込口座	00980-3　100681	
払込金額	*2,200	料金 *152

口座記号番号	00980-3
	100681
加入者名	日本消費者連盟 関西グループ
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
	2200
ご依頼人	ともに生きる市民の会 大島淡紅子 様
日附印	

記号番号　*****　****[redacted]

振替受付票

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

ゆうちょデビット　新規ご入会＆ご利用で現金５００円プレゼント！

払込取扱票

00

口座記号	口座番号	金額	千	百	十	万	千	百	十	円
00980-3	100681					1	2	2	0	0
加入者名	日本消費者連盟　関西グループ	料金				備考				

通信欄・ご依頼人

※

〒 665 - 8665

おところ 宝塚市東洋町1-1 宝塚市議会

おなまえ ※ ともに生きる市民の会
大島 淡紅子 様

（ご連絡先電話番号 0797 - 77 - 1271 ）

日附印

裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）

これより下部には何も記入しないでください。

切り取らないでお出しください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00980-3	100681
加入者名	日本消費者連盟　関西グループ	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	1 2 2 0 0
ご依頼人	※ ともに生きる市民の会 大島 淡紅子 様	
料金	（消費税込み）円	日附印
備考		

この受領証は、大切に保管してください。

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2011
支 出 日	2023年7月26日		支出金額	13,410　円	
支 出 先	兵庫県自治体問題研究所				
支出内容	「住民と自治」誌代年間購読料2023年度¥12,450　送料¥960				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

ご利用明細票

お取扱日	店　番	取扱番号
05-07-26	43727	A93140004
取扱店	ニシノミヤマルハシ	
払込口座	01130-5　42121	
払込金額	＊16,710	料金　＊0

振替受付票

01130　5

42121

兵庫県自治体問題研究所

¥16,710

ともに生きる市民の会

大島 淡紅子

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

記号番号　＊＊＊＊＊　＊＊＊＊[redacted]

ゆうちょデビット　新規ご入会＆
ご利用で現金５００円プレゼント！

請　求　書

NO.092

2023年6月23日

ともに生きる市民の会

大島　淡紅子　様

〒650-0011
神戸市中央区下山手通3丁目11-17
四興ビル301
兵庫県自治体問題研究所
理事長　岡田　章宏
事務局長　岡田　裕行
TEL　078-331-8911
FAX　078-599-5531

下記のとおりご請求申し上げます。

合計金額￥１６，７１０.－

内訳

種別	期　間	金額
会費	２０２３年度	3,300
誌代	２０２３年度	12,450
送料	２０２３年度	960
合　計		16,710

同封の振込用紙をお使いください。

※銀行振り込みをされる場合は、下記口座へお願いします。

金融機関	三井住友銀行　三宮支店
口座番号	(普通)　７１１１１７０
口座名義	ヒョウゴケンジチタイモンダイケンキユウショ 兵庫県自治体問題研究所

金融機関	ゆうちょ銀行　四三八店
口座番号	(普通)　０３２１６１１
口座名義	ヒョウゴケンジチタイモンダイケンキユウショ 兵庫県自治体問題研究所

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2012
支 出 日	2023年7月24日		支出金額	4,743　円	
支 出 先	「赤旗」阪神北地区出張所				
支出内容	日刊「しんぶん赤旗」7月分¥3,497.－　「しんぶん赤旗」日曜版7月分¥930.－ 「女性のひろば」7月分¥316.－				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

ともに生きる市民の会

大島　淡紅子　様

新聞・雑誌名		部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	*	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	*	1	930
『女性のひろば』		1	316

*印は税率8%

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領収書

4,743 円

2023 年 7 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「赤旗」阪神北地区出張所
伊丹市千僧6丁目218
TEL 072-779-3258
FAX 072-779-2828

領収日 7/24　扱者 [redacted]

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2013
支 出 日	2023年8月18日		支出金額	4,743　円	
支 出 先	「赤旗」阪神北地区出張所				
支出内容	日刊「しんぶん赤旗」8月分¥3,497.－　「しんぶん赤旗」日曜版8月分¥930.－ 「女性のひろば」8月分¥316.－				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

ともに生きる市民の会

大島　淡紅子　様

新聞・雑誌名		部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	*	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	*	1	930
『女性のひろば』		1	316

*印は税率8%

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領収書

4,743 円

2023 年 8 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「赤旗」阪神北地区出張所
伊丹市千僧6丁目218
TEL 072-779-3258
FAX 072-779-2828

領収日 8/18　扱者 [redacted]

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2014
支 出 日	2023年8月18日	支出金額	2,000　円		
支 出 先	在日コリアンマイノリティ人権研究センター				
支出内容	Sai2023年度年間購読料				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可		ポイント	0　円減額		

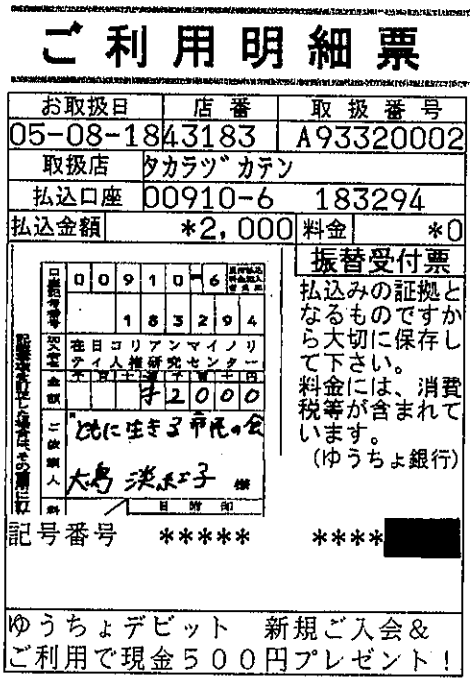

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-08-18	43183	A93320002
取扱店	タカラヅカテン	
払込口座	00910-6　183294	
払込金額	*2,000	料金 *0

振替受付票

口座記号番号	00910-6
	183294
加入者名	在日コリアンマイノリティ人権研究センター
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 ／ 2000
ご依頼人	ともに生きる市民の会 大島 淡水子 様
料	目 附 印

記号番号　*****　****[redacted]

払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。
料金には、消費税等が含まれています。
（ゆうちょ銀行）

ゆうちょデビット　新規ご入会＆
ご利用で現金５００円プレゼント！

２０２３年6月２６日

請　求　書

（Ｓａｉ０３５）

大島　淡紅子　様

一般社団法人在日コリアン・マイノリティー人権研究センター
理事長　　呉　時宗
〒544-0032　大阪市生野区中川西3-10-18
tel：06-6717-2701　fax：06-6717-2702

下記のとおりご請求いたします。

金　２，０００円（消費税込み）

内　容	数量	単価(税込)	金　額（税込）
Ｓａｉ 2023 年度年間購読料 （89 号、90 号）	1	2,000 円	２，０００円
合　計			２，０００円

◇振込先　　＊銀行振込の場合
名義：一般社団法人在日コリアン・マイノリティー人権研究センター
三菱ＵＦＪ銀行　生野支店　　普通預金　３９３６５９９

担当 [redacted]

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	広報費	内　訳	広報紙・報告書印刷費	支出番号	2015
支 出 日	2023年9月4日		支出金額	20,000　円	
支 出 先	中川　伊都子				
支出内容	市政報告編集料　A4版1ﾍﾟｰｼﾞにつき5,000円×4ﾍﾟｰｼﾞ(2023年蜩の号) （大島）				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

領　収　証

ともに生きる市民の会
大島　淡紅子　様

★￥20,000.-

但し、市政報告紙編集料(2023年 蜩 の号)

2023 年 9 月 4 日　上記正に領収いたしました

宝塚市谷口町1－10－103
オーガスタコート宝塚
中川　伊都子

あわべに
淡紅だより

2023年　蝋の号　No. 78

宝塚市議会議員
大島淡紅子（おおしま ときこ）

"あなたと、寛容（みとめあい）共生（わかちあい）の宝塚（まち）に"

■ 議員控室
- Tel (0797)77-1271
- Fax (0797)74-1810
- E-mail goiken1955@gmail.com

■ 事務所（月～金 10:00～15:00）
〒665-0816 宝塚市平井 1-6-7-105 ピアハイツ
- Tel&Fax (0797)89-4090
- HP http://ayumukai.jp/
- E-mail o-ayumukai@poem.ocn.ne.jp

4月の第20回統一地方選(後半)で当選することが出来ました。私にとっては6期目の議会で、4年間またみなさんとともに、更に市政を進展させて行きたく、精進して参りますのでご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いします。

今回の選挙は、全国的に女性や若い人の躍進がめざましく、そんな中でも宝塚市議会の女性比率は53.8%（26人中14人）と全国市区町村で2位です。政界で女性が増えると生活者の目線での政策に変わって行き、これまでにない発想での政策議論も進むかと期待しています。

全国市議会議長会20年表彰

[議会報告] 6月議会　主な議案・請願・陳情の審議

2023年度一般会計補正予算

➘全員一致可決　■予算

…乳幼児等医療費助成事業や物価高騰等に伴う事業者等への支援金などの歳出、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(単独)など歳入とともに増額、結果13億6,117万7千円減額し予算総額は881億6,867万7千円に

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正　■まちづくり

➘賛成多数可決 反 市民ネット

…宝塚市協働のまちづくり促進委員会を終了し、宝塚市協働のまちづくり推進会議を設置。委員数19人以内を10人以内に変更など現行委員で振り返りまとめをするが、個別具体の課題解決は、新会議体で議論

一般事務手数料条例及び宝塚市印鑑条例の一部を改正

➘全員一致可決　■くらし

…マイナンバーカードに記録される電子証明書をスマートフォンに搭載可能となったため。マイナンバーカード交付率は68.84%

コミュニティすみれの「北公園バスケットゴール設置」の不適正要望と市公園河川課の不適正な行政対応の調査を求める陳情

➘審査不要　■陳情

…陳情項目の「公園行政の在り方を適正化するための調査及び『コミュニティすみれ』の運営の在り方が適正かの調査」の結果、不協和音はあったものの市・まち協とも手を尽くしており、現在も苦情なく喜ばれていることから判断

地区計画の区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正

➘全員一致可決　■まちづくり

…山手台地区地区計画の独立住宅地区Ⅳの建築物の高さ制限を9m(軒の高さは7mまで)とするのに加え、前面道路の高さからは最高6mとする。関連で、現在工事中の箇所は敷地が盛土で砂防ダムがすぐ近くにあるので、安全性を確認

山手台地区認定道路

火災予防条例の一部を改正

➘全員一致可決　■消防

…急速充電設備や喫煙等についての整備。出力200kw超(大きなトラックやバスなど)の取り扱いは電気主任技術者だったが一般ユーザーでOK、変電設備の届出も必要だったが50kw以上は急速充電設備の届出でOKとなった

市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正

➘全員一致可決　■福祉

…高校生等の入院のみ助成と中3生までの所得制限撤廃の医療費助成の拡充

豊かな教育を実現するための教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願

➘項目3を一部採択　■請願

…市は県教委に1～5同趣旨を要望にも拘らず、「3 教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持して」の項目のみで一致した

インボイス制度の実施延期を求める意見書の送付を求める請願

➥**賛成少数不採択** ■請願

賛共産・ともに・北野・寺本・おだ

…政府は161万者がインボイス制度の対象になり、2,480億円の増収になると試算しているが、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな支障となるため代表紹介議員になった

インボイス制度とは（国税庁ホームページより）

✓ 適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」、「消費税額等」が追記された書類やデータ。

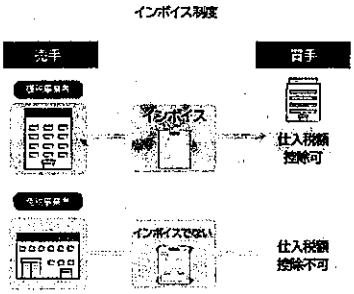

✓ インボイス制度とは、

＜売手側＞ 売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められた時、インボイスを交付し、写しの保存も必要。

＜買手側＞ 買手は仕入税額控除の適用を受けるため、原則として、取引相手（売手）が交付したインボイスの保存等が必要。

曖昧だった項目別の消費税率が明確になる一方で、事務処理の負担増加や小規模事業者における収入減少が懸念されるため、税理士・作家・俳優・アニメーター等団体や建設業等各業界から反対の声があがっている。

一般質問

1. 子どもたちに、「平和・人権・共生」の理念がより多く残る最もマシな教科書を

より多くの市民に現在の教科書の内容を知ってもらうために、展示会場の場所の検討や会場の複数設置は考えなかったのか

A 教育総合センターは、展示会場として県教委より指定されている。駐車場・複数のバス停、担当職員常駐などで適切と判断。同様の広さの会場を14日間確保することは困難

選定委員会・採択する委員会での市民意見開示は

A 委員の求めに応じアンケートの件数・内容を伝えている。市外在住者を含む個人の意見や感想は参考資料

二次元コード※使用の功罪は

A タブレットパソコンなどで関連資料や動画閲覧可能

検定教科書

※二次元コード： QRコードは企業の登録商標なので、総称を使用。

◆来年度、市内公立小学校で使用する教科書を採択する時期がきました。わが国では先の戦争を反省し、文科省が検定した教科書の中から、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会がレイマン・コントロール（市民委員と教育委員が教育行政を統轄）を活かして採択。そのため、政権に付度して教科書会社が自主的に内容を削減したり、教科書会社と選定委員の間で贈収賄事件が発生したり、歴史修正主義に偏向した教科書を採択するために首長が同主義者の教育委員を送り込んだり、と事件が起きました

◆「開かれた教科書採択」という観点から、現在の法定展示会場に加え、例えば図書館や公民館なら人員配置なく可能です。近隣の阪神4市と神戸市は複数設置（伊丹市総合教育センター、西宮市立北口図書館、芦屋市打出教育文化センターなど）。大阪府下でも半数近くの市で法定外設置。特に吹田市は2図書館と5小学校で実施しています

◆展示会での市民の声は、是非採択の参考にしていただきたい。市民にも公開を願います。市民の意見を参考資料とする自治体は多数あり。市民にも集約して趣旨のみ記載したものや名前を伏せて手書きの原本のまま公開する自治体も。（奈良市では原本開示も2019年から黒塗りに。今春地裁で「違法」と敗訴。）宝塚市も透明性の確保をめざして！

◆二次元コードの多用は、簡単に知識を得られ、自分で調べる自主性が育ちにくく、考えることが減り、「印象操作」され易い

◆7月20日の教育委員会では、教科書は選ばれなかったとは言え、政府見解による教科書記述の変更が継承されたものや、愛国心教育の強化が見られ、マシと言う他ありません

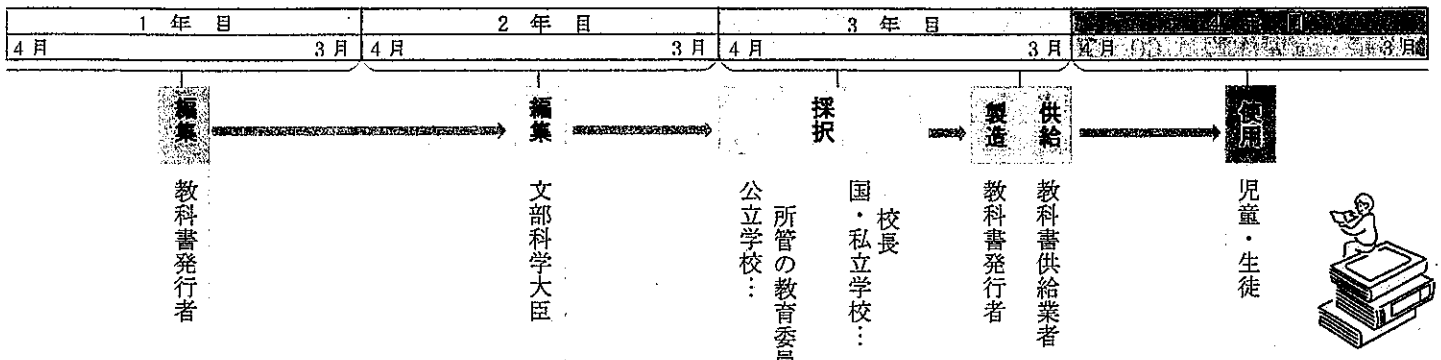

（株）三重県教科書特約供給所より

2．　マイナンバーカードの健康保険証利用は、国民の情報管理の始まり

Q マイナンバー（以後、マイナ）カードのトラブルに対する市民への対応は

A 証明書の誤交付や誤登録は発生していない。ホームページに掲載済

Q マイナ保険証の誤登録の実態は調査したか

A 健保資格情報の登録状況は市では把握困難

Q マイナ保険証を申請や更新手続きをしないとどうなるか

A オンラインで確認、もしくは各保険者から資格確認書が提供される

Q 市として抗議や要望はしないのか。また、マイナカードの今後想定される利用拡大は

A 国に要望を検討する。国家資格の取得更新や自動車登録、在留資格関係、運転免許証との一体化

黒田充氏を、師にマイナ学習会

◆不安解消したいなら、HP だけでなく、市広報に掲載すべき。不手際です。しかし、次から次へとミスのオンパレード！8 月 24 日までででも、約 77 万件マイナ保険証が使えないと判明しています

◆全国保険医団体連合会(保団連)3～4 月の高齢者施設・介護施設アンケートでは、1,219 施設の 6 割近くが保険証廃止に反対、94%が代理申請に対応不可、マイナカードの管理も不可。その理由は 「本人の意思確認ができない」83%、「手間労力がかかり対応できない」80%、「本来業務でない」65%です。しかし、政府方針は代理申請を「施設ごとに決めれば良い」と能天気に指示しています

◆資格確認書は 1 年更新。それは、国民皆保険制度の根幹を崩し、被保険者本人による申請主義に転換したということ。健康も医療も個人の責任でという重大な国の方向転換ではありませんか

◆マイナ利用は社会保障・税・災害に限定と言いながら、番号法 19 条で警察や治安機関への提供・収集・保管も可能。来年には、任意ですが運転免許情報も入れられ、警察官にマイナカードの提示も求められます

◆フランスの個人情報保護法は非常に厳しい制限を設けるもので、その監督機関として「情報処理と自由に関する全国委員会」を設置しています。利便性は、厳しい個人情報保護の上に成り立つべきであり、法令順守が最優先される市職員の皆さんにはぜひともこの点を、そしてマイナ保険証は踏みとどまるよう、ともに強く国に申し入れましょう！

3．　教員不足による子どもたちへの影響の実態は

Q 学級担任や教科担任が確保できていない実態は

A 年度当初は一部加配教員が、直後複数の担任が病欠で、一部欠員が解消できず

Q 教員不足をカバーするために、当市での講師や臨時免許状発行の状況は

A 臨時講師 136 人（12%）任用。講師登録者数が少なく不足。
当市では臨時免許状発行制度を活用は不可

Q 深刻な状況を打破するための、国や県への要望の内容は

A 県都市教育長協議会などで新規採用数の改善や国へ確保策を要望

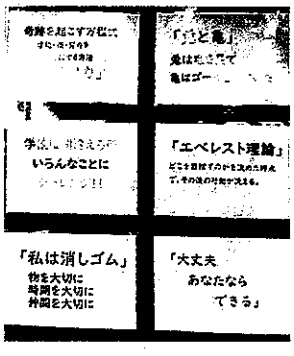

南ひばり中の掲示板
前向きな言葉が並ぶ

◆出産・育児休暇は 60～70 人で推移、病気休暇は 22 年度の 1.6 倍延 52 人が取得。病気は予測できず。また、採用試験合格でカバーする講師の登録名簿掲載希望者は減る一方…

◆昨年度の中途退職者は 14 人（高校や他府県に就職・結婚・育児が 10 人、メンタルヘルス不調が 4 人）で、一方新規採用者は 43 人（小学校 23 人、中学校 17 人、特別支援学校 3 人）なので、単純に 3 割がやめる計算に

◆全国で「授業は出来るが担任はムリ」という声が聞かれます。35 歳未満の公立小教員は 2007 年 20.4%だったのが 2019 年 32.8%に増大。スーパーバイズ出来る人が益々必要で、宝塚で最近まであった、退職校長によるスーパーティーチャー制度の復活を

◆やっと国がこれまでより 1～2 カ月程度、教員採用試験実施日を早め、条件によって大学 3 年生も受験できるよう自治体に求めました。民間や自治体職員に合わせるとのこと、当市も併せて潜在的な人材発掘にもっと力を入れるべきです。困るのは「子ども」！

◆しかし何といっても、この間の教職員の配置計画で本来正規教職員を置くべきところに、非常勤講師や臨時的任用教員を置くよう誘導されてきたことが教員不足の大きな要因です。この仕組みを国は抜本的に見直し、正規教職員の大幅増員計画を立てること、長時間労働の解消、処遇改善等「教職の魅力を取り戻す」ための施策を、市は県・国に強く要望していただきたい

産業建設常任委員会で視察に行きました

福岡県みやま市：「自動運転サービス」

2018 年に全額国の補助金で実証実験を開始、21 年から導入。電磁誘導線による路車連携型（右上写真）。市内タクシー会社に運行管理を委託。天候に左右されるゴルフカート用車両は時速 12 ㎞で市中心部までは行かないため、ほぼ 2 人に 1 人が高齢者の走行エリアでも、利用者は地域住民の 49%。1 便あたり 0.2 人と少ない。しかし、太陽光やバイオマス発電にいち早く取組み、自動運転も未来への布石という、行政の姿勢を感じた。

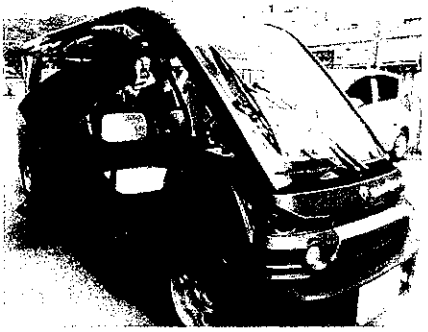

福岡県公園街路課：天神中央公園＆大濠公園における Park-PFI（公募設置管理制度）の取組について

都市公園の売店などを民間事業者が管理委託するのではなく、Park-PFI は収益を公園整備に還元する（右中写真）。この条件で、特例を設ける（右下の記述）。

行政は民間の資金活用、民間は長期計画での投資経営、住民サービスは充実、と本当に三方良し？サウンディング型調査（公募対話型調査）で作った計画を基に、選定事業者が店舗入所者を決定していくのだが、そこに行政の介入はなく、20 年間に事業者（共同企業体含む）破綻の可能性もある。曖昧さと柔軟性が利点なのだが…

Park-PFI の特例
- 計画の認定が 20 年間（通常 10 年）
- 建蔽率は 12%（通常 2%）
- 輪場や広告塔等占用物件を設置可

紅き淡の声

この九月一日は関東大震災から百年。中でも周知されて来た大震災ジェノサイド。当時地震に乗じて、国は罪のない外国人や被差別部落民・社会活動家を、公然と普段善良な市民に粛清させた〈夏の初めから痒みと頸痛で眠れない夜が続いた。そのせいか、スケジュール帳に誤記載がポツポツ：思考力が鈍っていたか〉非常時にはネット上フェイクニュースが拡散されることは間違いない。身体の不調や悩み事が続くと、何かにすがろうと判断を誤りがちになる。ましてや金銭が絡むと「あいつらのせいで、仕事が減った・不当に儲けている」と〉だからこそ、私たちは歴史に学ぶ―

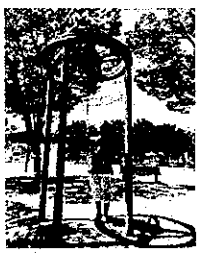

末広中央公園
「平和の鐘」

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2016
支 出 日	2023年9月20日		支出金額	4,743　円	
支 出 先	「赤旗」阪神北地区出張所				
支出内容	日刊「しんぶん赤旗」9月分¥3,497.－　「しんぶん赤旗」日曜版9月分¥930.－ 「女性のひろば」9月分¥316.－				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

ともに生きる市民の会

大島　淡紅子　様

新聞・雑誌名		部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	*	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	*	1	930
『女性のひろば』		1	316

*印は税率8%

日本共産党発行の しんぶん赤旗

領収書

4,743 円

2023 年 9 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

「赤旗」阪神北地区出張所
伊丹市千僧6丁目218
TEL 072-779-3258
FAX 072-779-2828

領収日 9/20　扱者 [redacted]

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	広報費	内　訳	送料	支出番号	2017
支 出 日	2023年9月15日	支出金額	130,542　円		
支 出 先	日本郵便株式会社				
支出内容	郵送料　@¥62×2,073通　@¥84×24通（〒669宝塚市西谷） 市政報告紙送付の為（大島）※添付資料支出書№2015と同様				

＜領収書

ポイント	0　円減額

領収書

ともに生きる市民の会
大島 淡紅子　様

［別納引受］
区内特別特特(定)BC　18.5g
@62　2,073通　¥128,526

小　計　¥128,526

第一種定形　18.5g
@84　24通　¥2,016

小　計　¥2,016

郵便物引受合計通数　2,097通
課税計（10%）　¥130,542
（内消費税等　¥11,867）
非課税計　¥0

合計　¥130,542
お預り金額　¥140,000
おつり　¥9,458

印紙税申告納
付につき麹町
税務署承認済

〒100-8792　日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町２－３－１
取扱日時：2023年 9月15日 11:11
発行No.230915A5838　端N25箱04
連絡先：宝塚郵便局
TEL:0570-071-386

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2018
支 出 日	2023年9月22日	支出金額	9,320　円		
支 出 先	週刊金曜日				
支出内容	週刊「金曜日」　定期購読料　2023.11.24号～2024.5.24号24冊¥12,426の内、2023.11.24号～2024.3.31号　¥12,426÷24×18冊＝¥9,320				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可		ポイント	0　円減額		

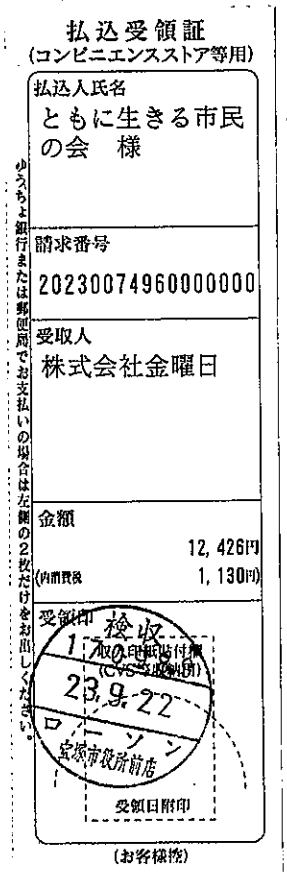

¥9,320

2023年度政務活動費　¥9,320

2024年度政務活動費　¥3,106

〒 665-0032
宝塚市東洋町1-1　宝塚市役所内
宝塚市議会

ともに生きる市民の会　様

BV0001311001 12314 12314 00

株式会社金曜日

週刊金曜日

お申し込み書

作成日 2023年 9月 16日

【お支払いのご案内】
ご購読ありがとうございます。引き続きのご購読をよろしくお願いいたします。
用紙有効期限（支払期限）に関わらず、途切れずにお送りするためには、
下記期日までにお手続きくださいますようお願いいたします。
《11月15日》
お問い合わせは(株)金曜日 業務部(フリーダイヤル0120-004634)までご一報ください。

ご利用年月	**** 年 ** 月
お申し込み金額	12,426 円
（内消費税）	1,130 円
用紙有効期限	2023 年 12 月 1 日
発行年月	**** 年 ** 月
発行番号	20230074960000000

No.	品名	単価（円）	数量	金額（円）
1	『週刊金曜日』　払込票半年 24回 No.011473-017 2023年11月24日 (1450)号から	12,426	1	12,426
2	2024年5月24日まで			
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

ご連絡事項

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	広報費	内　訳	広報紙・報告書印刷費	支出番号	2019
支 出 日	2023年10月2日		支出金額	7,040	円
支 出 先	第一電子㈱				
支出内容	RISOインク　市政報告紙作成の為（大島）				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

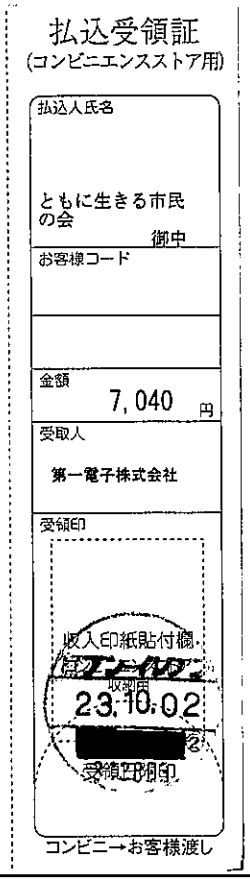

1813457 48-00211 00201 0797-71-1141　6 31 2 請 C

請求書

伝票No. 0048-0117627

兵庫県宝塚市東洋町１－１
宝塚市役所内　宝塚市議会

日付 2023.09.22

DX第一電子株式会社
本　社　神戸市西区伊川谷町有瀬３
ｺｰﾙｾﾝﾀｰ TEL 0120-743-506
FAX 0120-743-507

ともに生きる市民の会
御中

コード	商品名	数量	単価	金額	消費税	請求金額
0015423 18	ＲＩＳＯ　インクＦⅡタイプ　黒	2 本	3,200	6,400	640 10%	7,040
1812225 大島淡紅子と歩む会 摘要　兵庫県宝塚市平井１－６－７		お買上金額　合　計 (税率　１０%対象)		6,400 6,400	640 640	7,040 7,040

1813457 48-00211 00201 0797-71-1141　6 31 2 請 C

納品書

伝票No. 0048-0117627

兵庫県宝塚市東洋町１－１
宝塚市役所内　宝塚市議会

日付 2023.09.22

DX第一電子株式会社
本　社　神戸市西区伊川谷町有瀬３
ｺｰﾙｾﾝﾀｰ TEL 0120-743-506
FAX 0120-743-507

ともに生きる市民の会
御中

コード	商品名	数量	単価	金額	消費税	請求金額
0015423 18	ＲＩＳＯ　インクＦⅡタイプ　黒	2 本	3,200	6,400	640 10%	7,040
1812225 大島淡紅子と歩む会 摘要　兵庫県宝塚市平井１－６－７		お買上金額　合　計 (税率　１０%対象)		6,400 6,400	640 640	7,040 7,040

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	広報費	内　訳	広報紙・報告書印刷費	支出番号	2020
支 出 日	2023年10月4日		支出金額	23,298　円	
支 出 先	株式会社ジャストコーポレーション				
支出内容	長3ﾊｰﾌﾋﾟﾝｸ封筒代　6,000枚×@¥3.48=¥20,880消費税¥2,088 振込手数料¥330　　市政報告紙送付の為（大島）				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　　円減額	

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お 振 込 ☆☆

お振込金額　¥20,880
振込手数料　¥165

お受取人は
三菱ＵＦＪ銀行
金沢支店
普通　#654525
ｶ)ｼﾞｬｽﾄｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ　様

お振込人は
ﾄﾓﾆｲｷﾙｼﾐﾝﾉｶｲｵｵｼﾏﾄｷｺ　様

お取扱日　5.10.　4　電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
76724		5.10.　4	11:03
			7611

銀行番号	店番号	口座番号等
0009	0378	[redacted] **** [redacted]

税務署承認済　印紙税申告納付につき難町

三井住友銀行

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お 振 込 ☆☆

お振込金額　¥2,088
振込手数料　¥165

お受取人は
ミツヒﾞ　シＵＦＪ
カナｻﾞ　ワ
普通　#654525
ｶ)ｼﾞｬｽﾄｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ　様

お振込人は
ﾄﾓﾆｲｷﾙｼﾐﾝﾉｶｲｵｵｼﾏﾄｷｺ　様

お取扱日　5.10.　4　電信振込

取扱店	機番	年 月 日	時 刻
76723		5.10.　4	11:14
			7588

銀行番号	店番号	口座番号等
0009	0378	[redacted] **** [redacted]

税務署承認済　印紙税申告納付につき難町

三井住友銀行

請 求 書

請求日　2023 年 10 月 3 日

注文番号　60007901

〒 665-0816
兵庫県宝塚市平井1-6-7
105 ピアハイツ 大島淡紅子事務所気付
TEL 0797-89-4090　　FAX 0797-89-4090

3249270
ともに生きる市民の会 様

〒 918-8216
福井県福井市殿下町46-3
株式会社ジャストコーポレーション
登録番号： T7210001001639

TEL 0120-395-210
FAX 0120-18-5239
三菱UFJ銀行 金沢支店(普):0654525
PayPay銀行 本店営業部(普):1319376

[お支払い方法] 銀行振込

※振込・振替手数料はご負担願います。

※軽…軽減税率対象品目 / 非…非課税 / 込…税込単価

商品コード/商品名	数量	単価	金額	備考
HHN3THQ080-0SNN 長3ハーフピンク80g枠無サイド貼（無地封筒）	6,000	3.48	20,880	
000603 送料【関東・信越・北陸・中部・関西】	1	0	0	サービス

適用税率	税抜価額	消費税額
8%対象	0	0
10%対象	20,880	2,088
非課税	0	-

お支払総額		22,968

宝塚局
料金別納郵便
淡紅だより
お届けします

宝塚市議会　ともに生きる市民の会

大島淡紅子（おおしまときこ）

〒665-0816 宝塚市平井 1-6-7-105 大島淡紅子事務所
Tel & Fax: 0797-89-4090
URL: http://ayumukai.jp/
E-mail: o-ayumukai@poem.ocn.ne.jp

“あなたと、
みとめあい　わかちあい　まち
寛容　 　共生の宝塚に”

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	広聴費	内　訳	その他	支出番号	2021
支 出 日	2023年10月11日		支出金額	1,521　円	
支 出 先	生活協同組合コープこうべ　コープ山本				
支出内容	2023年10月14日市政リポート茶菓子代				

＜領収書等添付欄＞　裏面使用または別紙添付可

ポイント	0	円減額

CO・OP コープ

領収証

登録番号　T9140005002515
生活協同組合コープこうべ
コープ山本
TEL ０７９７－８８－７７３３

2023年10月11日(水)15:35　ﾚｼﾞ1101

責No02249570[redacted]
000043※ｻﾝﾄﾘｰ 天然水 2L　¥89
000042※ｶﾝﾋﾟｰｽﾃｨｯｸｼｭｶﾞ3x40　¥108
000044※森永ｸﾘｰﾌﾟ袋ｽﾃｨｯｸ
2コ X 単268　¥536
000044※ﾘﾌﾟﾄﾝｲｴﾛｰﾗﾍﾞﾙTB25P　¥298
000044※ﾈｽﾚGBｽﾃｨｯｸﾌﾟﾗｯｸ22P　¥378
小計　¥1,409
(外8%　ﾀｲｼｮｳ　¥1,409)
外8%　¥112
外税計　¥112
(消費税等　¥112)
合計　¥1,521
お預り　¥2,000
お釣り　¥479
お買上点数　6点
※印は軽減税率8%対象商品です。

ﾚｼｰﾄNo6620　店No03350

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	広聴費	内　訳	その他	支出番号	2022
支 出 日	2023年10月11日		支出金額	514　円	
支 出 先	生活協同組合コープこうべ　コープ安倉				
支出内容	2023年10月14日市政リポート茶菓子代				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

CO・OP コープ

領収証

登録番号　T9140005002515
生活協同組合コープこうべ
コープ安倉
TEL ０７９７－８７－１５００

2023年10月11日(水)20:06　ﾚｼﾞ1102

責No0204921[redacted]
000043※伊お~いお茶緑茶2L　¥178
000044※森半煎茶TB20P　¥298
小計　¥476
(外8%　ﾀｲｼｮｳ　¥476)
外8%　¥38
外税計　¥38
(消費税等　¥38)
合計　¥514
お預り　¥1,014
お釣り　¥500
お買上点数　2点
※印は軽減税率8%対象商品です。

ﾚｼｰﾄNo1566　店No03480

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	広報費	内　訳	会場費	支出番号	2023
支 出 日	2023年10月14日		支出金額	6,000 円	
支 出 先	花王園				
支出内容	市政リポート会場費				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

領　収　証

No.＿＿＿＿

ともに生きる
市民の会 様

5年10月14日

★6,000-

但 教室使用料

上記正に領収いたしました

内　訳
税抜金額
消費税額等（　%）

〒665 宝塚市山本東1-2-6
花　王　園
TEL0797(88)0006

コクヨ　ウケ-78

宝塚市議会　ともに生きる市民の会

大島淡紅子 市政報告

おーちゃんの市政リポート

と　き　　**2023年10月14日(土)**

13:30 ～ 15:30

ところ　　**花王園ホール**

「陶芸教室」と看板がでています。
山本駅から線路沿いに西へ徒歩３分

参加費　　**無 料**

＊申し込み**不要**。当日、**どなたでも**参加できます。

☆2023年６月、９月議会報告
☆今後の水道料金等について
★特別ゲストのお話

問合せ：Tel & Fax　0797-89-4090
大島淡紅子と歩む会

「あなたと、寛容（みとめあい）　共生（わかちあい）の宝塚（たからづか）に」

供覧	議長	副議長	局長	次長	課長	副課長	係長	係	合議	

別紙様式5－1（会派用）

令和 5 年 10 月 14 日

宝塚市議会議長　様

会派名　ともに生きる市民の会
代表者名（※）　大島　淡紅子
（※）自署しない場合は記名押印してください。

会場使用結果報告書

日　　時	令和 5 年 10 月 14 日（ 土 ） 13 時 30 分～ 16 時 30 分
会　場　名	花王園
場　　所	宝塚市山本東1丁目2-8
会場使用目的	市政報告会の為
出　席　者	大島淡紅子 宝塚市民を中心とした一般市民
人　　数	議員1名　参加者20名
開催した会議 行事等の内容	大島淡紅子市政報告 ・9月議会報告 ・一般質問 ・水道料金値上げ ・新宝塚大橋 ・すみれ墓苑 ・介護施設と老人ホーム 別途資料添付

宝塚市議会 宝議総 令和 5-11.29 総務課 受付 第 号

おーちゃんの市政リポート

2023.10.14(土)13：30～15：30
於：花王園ホール

＊オカリナ演奏／宝積和代さん

＊9月議会の報告

・議論が伯仲した議案

◇「水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定」→可決反対共産…産業建設委員が居ないので、共産は本会議に反対。この時期の値上げは宜しくないが、次世代にツケを残さないためと考えた。しかし、対面式説明会は３回で３１名と判明。「すんなり賛成していない」旨の決議には共産党も賛成し全会一致。文言等調整に丸１日かかり締め切りギリギリ！　資

◇教育条件整備のための請願→趣旨採択…毎年ほぼ内容が同じ　資

◇「公の施設（市立スポーツセンター・末広体育館・高司グラウンド・売布北グラウンド）の指定管理者の指定」→反対維新・大川・浅谷・持田・桑原・泉・末永…非公募が争点に　資

・一般質問

1　市民へのハラスメント行為を許さないためには

→学校現場での教員の暴力に対して、反省を踏まえて積み上げられた対策は在るが、他の部署で逆にカスハラの理由にもなりかねないことも踏まえて、文書化したものが必要と考える。予防策は、突き詰めれば人権教育だが、自戒も含めて改めて検証したい。

◇ハラスメントの定義（ＩＬＯ「仕事の世界に於ける」）。

「単発か繰り返されるかにかかわらず、身体的、精神的、性的若しくは経済的損害を目的とした、若しくはこれらの損害を引き起こす若しくは引き起こす可能性がある一定の範囲の許容できない行為及び慣行又はその脅威をいい、ジェンダーに基づく暴力及びハラスメントを含む。」

ハラスメントを行う意識下には力関係や差別意識が潜んでいることが問題です。

この定義に「人格・尊厳を侵害する」と付け加えていただきたい。

◇ハラスメントは、年齢や性別・職業に関わらず、自らも相手もお互い尊い存在であることを心から理解していれば、生じないはずだが、生じる可能性がある。

教育委員会だけでなく、市長部局も！　資

2．市民の「安全安心」の期待に応えるためには

(1) 学校給食、保育所給食の放射能測定休止の理由及び再開を

◇2011年東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故の後、学校と保育所給食の食材の放射能測定にいち早く導入したヨウ化ナトリウム・タリウムシンチレーション検出器。ヨウ素131，セシウム134，セシウム137の放射性核種を検出。最速計測時間17分資

◇「今回の質問は、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内で汚染された水を、8月24日ALPS（多核種除去装置）で処理したトリチウム汚染水の海洋投棄の強行を受けてのものです。この年間22兆ベクレルを数十年投棄するトリチウム汚染水は、薄められても長期間摂取すれば体内蓄積し、また食物連鎖で海洋環境は確実に放射能汚染されます。

また、ALPS処理水の7割に基準値以上の放射性物質が残留していることをメディアにすっぱ抜かれた東電は、二次処理すると言いましたが結果を明らかにしていません。しかも、処理すればするほど放射性汚泥が発生します。

そもそも処理方法は、「地層注入」「水蒸気放出」「水素放出」「地下埋設」そして「海洋放出」の5案で最も安価な処分法に飛びついたのですが、最終的に上位2番目まで費用が膨れ上がり、さらには中国・韓国・南太平洋諸国などとの関係悪化や不買運動など金額では表せない損失を招きました。

そして何より、国民との約束を反古にした！漁業者団体と交わした文書には「関係者の理解なしに如何なる放出も行わない」とあるのを裏切った。漁民だけでなく農業者・観光業・消費者からも反対の声が、また県内60議会中47議会からも意見書が上がっています。

政府は失った国民の信頼の重さを知るべきです。フクシマの被災者は１２年経って再び復興をやり直さなければならなくなったことを忘れないでしょう。

今後は、専門家たちの提案する先ずは地下水等流入を防ぎ汚染水発生ゼロの実現、汚染水は固化埋設すること。汚染水投棄の中止を求めます。」

(2) ＰＦＡＳ（有機フッ素化合物）による水道水汚染の不安にどう対処するのか

◇京大の環境衛生学名誉教授の協力で7～8月に行った明石市民9人尼崎市民10人の血液検査で、うち5人から、日本より厳しいが健康被害のリスクが高まるとされる米国の基準値以上の血中濃度値が出た。PFASは撥水撥油剤。一部は分解されにく人体に蓄積され、生物学的半減期はPFOA3.8年、PFOS5.4年。そのため高い血中濃度程、様々な健康リスクが上がる。アメリカ'12年健康調査で妊娠高血圧・ガン・甲状腺疾患、潰瘍性大腸炎、高コレステロール血症との関連が確認。また、北海道大学の調査では妊娠中の母親を通じての子どもへの影響が指摘された

◇2016年沖縄県の米軍基地由来と考えられる高濃度PFASが水道水から検出されたことに端を発し、大阪府のダイキン工業工場周辺の水路や井戸から、東京多摩地区に於ける広範囲の河川からも高濃度PFASが検出されたことが全国ニュースに。

◇PFASは4700種以上に及び「台所から宇宙まで」と言われるほど広がり、また難分解性・生物蓄積性があるため「永遠の化学物質」とも称される。なので、泡消火設備やフッ素樹脂製造加工場が近隣になくても、日用品や化粧品類を通じて曝露することも想定されるので、

さらに「血中濃度の調査」が必要

◇民間の地下水の利用は市では全て把握できていない。相談あれば、飲用を控えて

◇「HP での情報公開」は丁寧でわかりやすいが、見つけるのに一苦労　尼崎市パネル

…上下水道> 水道 >水道水質を見守る>「有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)とは？」「水道水の有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)について」工夫を

→阪神間自治体でPFAS特設ページがあり、検査結果のみ公表しているのは、西宮・尼崎

今後の取組まで宝塚だけ　資

◇「1938年、アメリカのデュポン社の科学者が開発したPFASは原子爆弾開発の折、ウランの濃縮で通常の配管では溶けてしまう継ぎ目のコーティング剤として使用された。最初は「軍用」が、デュポン社は「テフロン」として、家庭用・産業用に重宝されデュポン社は巨額の富を築く。しかし、アメリカ環境保護庁長官が「PFAS 汚染は国家的危機」と宣言する程、海外ではその危険性に対する認識が広まり、2019年には「ダークウオーターズ」という映画まで。それに比べて日本では殆ど問題視されていない。しかし、行政は市民の「安全安心」に対し、正しく情報提供する義務があるので、可能な限りの努力を！」　資

＊その他

・淡紅だより蜩の号　資

・新宝塚大橋の概要　パネル

・すみれ墓苑　資

・介護施設と老人ホーム　資

・署名

・大島淡紅子と歩む会バスツアー「コヤノ美術館と秋の播州の旅」のご案内

・社民党からのお願い

＊質問＆意見交換（6月議会も含む）

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2024
支 出 日	2023年10月20日		支出金額	4,743　円	
支 出 先	「赤旗」阪神北地区出張所				
支出内容	日刊「しんぶん赤旗」10月分¥3,497.－「しんぶん赤旗」日曜版10月分¥930.－ 「女性のひろば」10月分¥316.－				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

ともに生きる市民の会

大島　淡紅子　様

しんぶん 領収書 赤旗

2023 年10 月分

4,743円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
『女性のひろば』	10%	1	316

(取扱先)
「赤旗」阪神北地区出張所
伊丹市千僧6丁目218
TEL 072-779-3258
FAX 072-779-2828

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	287 円(税抜)	消費税	29 円

領収年月日 10/20

扱者 [redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822

しんぶん赤旗

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	広報費	内　訳	広報紙・報告書印刷費	支出番号	2025
支 出 日	2023年10月23日		支出金額	10,489　円	
支 出 先	コーナン				
支出内容	コピー用紙他　詳細レシート添付市政報告紙作成の為（大島）				
＜領収書等添付欄＞　裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

領収証

ヘコーナン

領収証

ともに生きる市民の会
大阪 淨紅子

様

伊丹店
コーナン商事株式会社
大阪府堺市西区鳳東町4-401-1
電話番号:050-3146-5776
担当者:(0943954)[redacted]
※本書保管上のお願い
財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いします。

¥10,489-

(消費税 953円を含みます)
(10%対象 10,489円)
(8%対象 0円)
(非課税対象 0円)
(10%対象消費税 953円)
(8%対象消費税 0円)

登録番号: T3120101003135
領収日: 2023年10月23日
但し、
上記、正に領収いたしました

2023年10月23日(月) 発行
レシートNo. (0020)002-52220-00027

コーナンPay支払 10,489円

返品・交換はこの領収証をご持参
頂き２週間以内にお願い致します

お買上明細

#014 JAN4548927047624
Ａ３高白色コピー用紙５００
@968 × 8 7,744内

#014 JAN4522831217557
透明梱包用テープＫＯ１４－
140内

#014 JAN4522831559770
ＯＰＰテープ５巻パック １
@140 × 3 420内

#014 JAN4548927047617
高白色コピー用紙Ａ４５００
@437 × 5 2,185内

小計金額 ¥10,489

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2026
支 出 日	2023年11月20日		支出金額	4,743　円	
支 出 先	「赤旗」阪神北地区出張所				
支出内容	日刊「しんぶん赤旗」11月分¥3,497.－「しんぶん赤旗」日曜版11月分¥930.－ 「女性のひろば」11月分¥316.－				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0	円減額

ともに生きる市民の会
大島　淡紅子　様

しんぶん 領収書 赤旗
2023 年11 月分
4,743円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
『女性のひろば』	10%	1	316

(取扱先)
「赤旗」阪神北地区出張所
伊丹市千僧6丁目218
TEL 072-779-3258
FAX 072-779-2828

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	287 円(税抜)	消費税	29 円

領収年月日 11/20　扱者 [redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	資料作成・購入費	内　訳	書籍・新聞等購入代	支出番号	2027
支 出 日	2023年12月21日		支出金額	4,743　円	
支 出 先	「赤旗」阪神北地区出張所				
支出内容	日刊「しんぶん赤旗」12月分¥3,497.－「しんぶん赤旗」日曜版12月分¥930.－ 「女性のひろば」12月分¥316.－				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

ともに生きる市民の会
大島　淡紅子　様

しんぶん 領収書 赤旗
2023 年12 月分
4,743円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
『女性のひろば』	10%	1	316

(取扱先)
「赤旗」阪神北地区出張所
伊丹市千僧6丁目218
TEL 072-779-3258
FAX 072-779-2828

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	287 円(税抜)	消費税	29 円

領収年月日 12/21　扱者 [redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内　訳	出席者負担金・会費	支出番号	2028
支 出 日	2024年1月23日		支出金額	4,165　円	
支 出 先	自治体議員政策情報センター・虹とみどり				
支出内容	第44回地方×国　政策研究会 オンライン参加 参加費¥4,000　振込手数料¥165				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

¥4,165.-

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お 振 込 ☆☆

お振込金額	¥4,000
振込手数料	¥165

お受取人は
ゆうちょ銀行
五四八
普通　#1629951
ｼﾞﾁﾀｲｷﾞｲﾝｾｲｻｸｼﾞｮｳﾎｳｾﾝﾀｰ
ﾆｼﾞﾄﾐﾄ　様
お振込人は
ﾀｶﾗﾂﾞｶｼｷﾞｶｲﾄﾓﾆｲｷﾙｼﾐﾝﾉｶｲｵ
ｵｼﾏﾄｷｺ　様

お取扱日　6．1.23　電信振込

取扱店	機番	年　月　日	時　刻
767	24	6．1.23	09:23
			1441

銀行番号	店番号	口座番号等
0009	0378	[redacted] **** [redacted]

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

三井住友銀行

供覧	議長	副議長	局長	次長	課長	副課長	係長	係	合議

別紙様式（第１（２）採用）

出張調査（研究・研修会参加）報告書

宝塚市議会議長　様

会派名　　ともに生きる市民の会
代表者名（※）　　大島　淡紅子
経理責任者名（※）　　梶川　みさお
（※）自署しない場合は記名押印してください。

出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

1　調査先（研究・研修会会場）ZOOMオンラインシステム参加
2　期　間　　2024　年　2月　7　日　～　2024　年　2　月　7　日
3　出張者氏名（議員名）　　大島　淡紅子

4　調査項目、テーマ　　※調査結果の概要、所見等については別紙を添付

第４４回地方×国政策研究会

5　旅費

①鉄道賃等

月　日	交通機関	経　路	金額	領収書の有無※	備　考
合　計			円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

(2)宿泊料
1人　　泊　　金額　計　　円

6　交通費　　ガソリン代　　円
高速代　　円
駐車場代　　円
自動車借上料　　円
計　　円

7　出席者負担金・会費　　@　　4,000　×　1　人＝　　4,165　円　（振込手数料￥165）

【記入要領】
ア　出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
イ　調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
ウ　鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
　ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
エ　通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
オ　宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
カ　鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
キ　交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
ク　出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。

宝塚市議会 宝議総 令6-4.15 和 受付 総務課 第　号

第44回 地方×国 政策研究会

参加 申し込み用紙

2024年 2月 7日(水) 開催の政策研究会への参加を希望します。**現場参加者もオンラインでの申込みを基本としてますが、必要な方は下記用紙でFAX、あるいはメールにてお申し込みください。**

＊ オンライン参加**のみ**事前に参加費振り込みを願います。現場参加の方は当日参加費をいただきます。

お名前	大島法子	
所属	宝塚市役会	
住所	宝塚市平井1-6-7-105	
連絡先（両方記入）	携帯電話	090-7757-3820
	FAX	0797-87-4090
	E-mail	[redacted]
参加費	会員議員 2,000円（オンラインも同額） ○非会員議員 4,000円（オンラインも同額） 町村議員・小規模自治体（5万人以下）議員 1,000円 市民 無料（オンラインも無料）	

FAX 086-244-7724 **メール jichitaigiinjouhou@gmail.com**

●参加費振込先（オンライン参加者はできるだけ事前にお願いします）

＊郵便振替口座 01380-1-101981

「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」

＊ゆうちょ銀行の口座 店番号 五四八（ゴヨンハチ） 預金種目 普通

口座番号 1629951「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」

主催・お問い合わせ 自治体議員政策情報センター・虹とみどり

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田ビル２Ｆ

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

主催：自治体議員政策情報センター・虹とみどり　〒700-0971　岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田ビル２Ｆ

第44回 地方×国 政策研究会

2024年2月7日（水）

10時～17時（受付 9時30分開始）

場所：衆議院第二議員会館第3会議室
（東京都千代田区永田町2-1-2　各線国会議事堂前など）

［50名限定］+オンライン（Zoom)開催

（現場は50名に達し次第締め切り。2月5日（月）締め切り目安）

申込みQRコード
Zoomあるいは現場への参加は左のQRコードを読み込むか、下記のURLよりご参加ください。
https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_ayNgNanHTrGZeLwEjtEBPA

予算審議に役立つ地方財政対策、介護保険制度改正、有機フッ素化合物（PFAS）汚染

いよいよ予算議会です。毎年12月に発表される地方財政対策は各自治体の予算にも影響を与え、国の重点政策を確認するのに役立ちます。2024年度は定額減税による地方自治体への影響、こども・子育て政策の強化、地方公務員の人材育成・確保の推進などがトピックです。

2024年介護保険制度の改正は「通所+訪問複合型サービス」の導入など大幅な改訂となる予定でしたが、2割自己負担などは先送りが発表されています。実際の運用はどうなるのかを確認します。

全国で問題となっている有機フッ素化合物（PFAS）汚染問題は環境省の説明、専門家の指摘のあと、東京都、兵庫県、千葉県、静岡県、岡山県（予定）などの事例を各地議員が報告します。

スケジュール予定（大きく変更の可能性があります）＊10時スタート 開会挨拶 / 趣旨説明

テーマ1　2024年度地方財政対策（計画）と国の補正予算、人材育成・確保基本方針策定指針

10:05～10:15　地方財政対策を読むポイント　センター調査部

10:15～12:00 2024年度地方財政対策、国の補正予算、人材育成・確保基本方針策定指針
（総務省職員、財務省職員による説明と質疑応答）

テーマ２　2024年度介護保険法改正のポイント

13:00～13:40　2024年度介護保険法改正　厚生労働省職員の説明と質疑応答

13:50～14:50　介護保険法改正の課題　　**小島美里**さん（NPO法人「暮らしネット・えん」代表理事）

テーマ３　有機フッ素化合物（PFAS）汚染

15:00～15:40　有機フッ素化合物（PFAS）汚染　環境省職員の説明と質疑応答
15:40～16:30　「PFASを追う」　**松島京太**さん（東京新聞記者）
16:30～16:50　　各地の事例報告　各地議員より（東京都、兵庫県、千葉県、静岡県、岡山県（予定））

まとめ　今後のイベント告知（16:50～17:00）

第44回　地方×国 政策研究会　参加報告

＊概要と所見

1．「2024年度地方財政対策（計画）と国の補正予算、人材育成・確保基本方針策定指針」については、受講していない。

2．「2024年度介護保険法改正のポイント」

厚生労働省老健局総務課企画法令係長・川田さくら氏により、2024年度介護保険法改正についての説明があった。

続いて、NPO法人「暮らしネット・えん」代表理事・小島美里氏からは、介護保険法改正の課題について、介護現場での状況や改正により予想されること、そして今後望まれる介護保険の在り方について、講演された。

また、上野千鶴子・樋口恵子氏らと出された「訪問介護基本報酬の引き下げに抗議する緊急声明」についての説明もあった。

2025年問題や医療の進歩により増え続けるであろう高齢者の介護に備えるために、改善が必要なのに、各家庭に委ねる方向性は≪介護の社会化≫と真っ向から対立するものであり、政府の方針は国民の願いを全く見ていないと改めて思った。

3．「有機フッ素化合物（PFAS）汚染 」

先ず、環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室　室長補佐・百瀬嘉則氏から、PFAS汚染についての基本的な説明と質疑応答があった。

続いて、東京新聞記者の松島京太氏が「PFASを追う」と題し、多摩地域におけるPFAS汚染と横田基地との関連や被害について解説があった。

また東京都、兵庫県、千葉県、静岡県、岡山県など各地の自治体議員が事例報告を行った。

環境汚染に関しては、必ず汚染源があるが、最明寺川の数値の高さは発生源が見当たらないことから、更なる調査が必要だと強く思った。

第44回　地方×国 政策研究会

場所：衆議院第二議員会館第3会議室 （東京都千代田区永田町2-1-2　各線国会議事堂前など）

料金：会員議員　　2,000円　非会員議員　4,000円
町村議員・小規模自治体（５万人以下）議員 1,000円 市民　　無料
（すべてオンラインも同額）

○スケジュール予定（大きく変更の可能性があります）＊10時スタート 開会挨拶 / 趣旨説明

テーマ1　2024年度地方財政対策（計画）と国の補正予算、人材育成・確保基本方針策定指針
10:05～10:15　地方財政対策を読むポイント　センター調査部

10:15～12:00 2024年度地方財政対策、国の補正予算、人材育成・確保基本方針策定指針
（総務省職員、財務省職員による説明と質疑応答）
出席説明者：財務省主計局調査課　　課長補佐　當間　和幸
総務省自治行政局公務員部給与能率推進室　課長補佐　神山　道彦
総務省自治行政局公務員部公務員課　　課長補佐　鎌倉　静香
総務省自治財政局調整課　　課長補佐　田中　序生

テーマ２　2024年度介護保険法改正のポイント
13:00～13:40　2024年度介護保険法改正　厚生労働省職員の説明と質疑応答
――（厚労省対応者様）
出席説明者：老健局総務課企画法令係長　川田　さくら　様

13:50～14:50　介護保険法改正の課題　　小島美里さん（NPO法人「暮らしネット・えん」代表理事）
テーマ３　有機フッ素化合物（PFAS）汚染
15:00～15:40　有機フッ素化合物（PFAS）汚染　環境省職員の説明と質疑応答
出席説明者：環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室　室長補佐　百瀬 嘉則　様

15:40～16:30　「PFASを追う」　松島京太さん（東京新聞記者）
16:30～16:50　各地の事例報告　各地議員より
（東京都、兵庫県、千葉県、静岡県、岡山県（予定））

まとめ　今後のイベント告知（16:50～17:00）
○緊急オンライン集会
オンライン学習会「地方自治の危機！？国の関与を強める地方自治法改正」
2月16日（金）15時～17時
ZOOM実施ですので右のQRコードから参加申込みください

主催・お問い合わせ　自治体議員政策情報センター・虹とみどり
〒700-0971　　岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田ビル２Ｆ
TEL 086-244-7723　FAX 086-244-7724

令和６年度地方財政対策の概要

総務省自治財政局
令和６年１月

【Ⅰ 令和6年度の地方財政の姿】

1 通常収支分

（1）地方財政計画の規模	93兆6,400億円程度	（⑤92兆 350億円、＋1兆6,100億円程度、＋	1.7%程度）
（2）地方一般歳出	78兆4,600億円程度	（⑤76兆4,839億円、＋1兆9,800億円程度、＋	2.6%程度）
（3）一般財源総額 （水準超経費を除く交付団体ベース）	62兆7,180億円	（⑤62兆1,635億円、＋ 5,545億円、	＋ 0.9%）
※ 水準超経費を含めた一般財源総額	65兆 6,980億円	（⑤ 65兆 535億円、＋ 6,445億円、	＋ 1.0%）
（4）地方交付税の総額	18兆6,671億円	（⑤18兆3,611億円、＋ 3,060億円、	＋ 1.7%）
（5）地方税及び地方譲与税	45兆4,622億円	（⑤45兆4,752億円、▲ 130億円、	▲ 0.0%）
（6）地方特例交付金等	1兆1,320億円	（⑤ 2,169億円、＋ 9,151億円、	＋421.9%）
（7）臨時財政対策債	4,544億円	（⑤ 9,946億円、▲ 5,402億円、	▲ 54.3%）
（8）財源不足額	1兆8,132億円	（⑤ 1兆9,900億円、▲ 1,768億円、	▲ 8.9%）

2 日本大震災分

（1）復旧・復興事業			
① 震災復興特別交付税	904億円	（⑤ 935億円、▲ 31億円、	▲ 3.3%）
② 規模	2,600億円程度	（⑤ 2,647億円、▲ 50億円程度、▲	1.8%程度）
（2）全国防災事業			
規模	250億円	（⑤ 587億円、▲ 337億円、	▲ 57.4%）

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）①

【Ⅱ 通常収支分】

社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和5年度を上回る額を確保

1 地方財源の確保

○ 一般財源（交付団体ベース）の総額 62兆7,180億円（前年度比 ＋ 5,545億円、＋ 0.9%）
※ 水準超経費を含めた一般財源総額 65兆 6,980億円（ 同 ＋ 6,445億円、＋ 1.0%）
〔一般財源比率（臨時財政対策債を除く一般財源総額が歳入総額に占める割合） 69.7%程度（⑤69.6%）〕

・地方税	42兆7,329億円（前年度比 ▲	1,422億円、▲	0.3%）
・地方譲与税	2兆7,293億円（ 同 ＋	1,292億円、＋	5.0%）
・地方交付税	18兆6,671億円（ 同 ＋	3,060億円、＋	1.7%）
・地方特例交付金等	1兆1,320億円（ 同 ＋	9,151億円、＋421.9%）	
・臨時財政対策債	4,544億円（ 同 ▲	5,402億円、▲	54.3%）

○ 地方債 6兆3,103億円（前年度比 ▲5,060億円、▲7.4%）

・臨時財政対策債	4,544億円（前年度比 ▲	5,402億円、▲54.3%）	
・臨時財政対策債以外	5兆8,559億円（ 同 ＋	342億円、＋	0.6%）
通常債	5兆 959億円（ 同 ＋	342億円、＋	0.7%）
財源対策債	7,600億円（ 同	0億円、	0.0%）

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）②

２ 地方交付税の確保

○ 地方交付税（出口ベース） 18兆6,671億円（前年度比 ＋3,060億円、＋1.7%）

＜一般会計＞ 16兆6,543億円（a）

（1）地方交付税の法定率分等	16兆3,055億円
・所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	16兆8,188億円
（うち定額減税による地方交付税の減収	▲ 7,620億円）
・国税減額補正精算分（⑳、㉑、①）等	▲ 2,910億円
・国税減額補正精算の前倒し分（②）	▲ 2,223億円
（2）一般会計における加算措置（既往法定分等）	3,488億円

＜特別会計＞ 2兆 127億円（b）

（1）地方法人税の法定率分	1兆9,750億円
（2）交付税特別会計借入金償還額	▲ 5,000億円
（3）交付税特別会計借入金支払利子	▲ 1,965億円
（4）交付税特別会計剰余金の活用	500億円
（5）地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
（6）令和5年度からの繰越金	4,843億円

＜地方交付税＞（a）＋（b） 18兆6,671億円

（参考）地方交付税の推移（兆円）

	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③	④	⑤	⑥
地方交付税	16.8	16.7	16.3	16.0	16.2	16.6	17.4	18.1	18.4	18.7

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）③

３ 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

・財源不足の縮小	⑤ 1兆9,900億円	→	⑥ 1兆8,132億円	（▲ 1,768億円）
・臨時財政対策債の抑制	⑤ 9,946億円	→	⑥ 4,544億円	（▲ 5,402億円）
年度末残高見込み	⑤ 49兆 119億円	→	⑥ 45兆7,750億円	（▲3兆2,369億円）
・国税減額補正精算の前倒し	2,910億円	→	5,133億円	（＋ 2,223億円）

（参考）臨時財政対策債の推移（兆円）

	㉗	㉘	㉙	㉚	①	②	③	④	⑤	⑥
臨時財政対策債	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8	1.0	0.5

４ 財源不足の補填

○ 令和6年度における財源不足額 1兆8,132億円（前年度比▲1,768億円、▲8.9%）
※ 折半対象財源不足は、令和5年度に引き続き生じていない

○ 令和6年度においては、以下のとおり財源不足額を補填

① 財源対策債の発行	7,600億円
② 地方交付税の増額による補填	5,988億円
・一般会計における加算措置（既往法定分等）	3,488億円
・交付税特別会計剰余金の活用	500億円
・地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用	2,000億円
③ 臨時財政対策債の発行	4,544億円

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）④

5 定額減税による減収への対応

○ 個人住民税の減収（9,234億円）は、地方特例交付金により全額国費により補塡

○ 地方交付税の減収（7,620億円）は、繰越金・自然増収による法定率分の増（1兆1,982億円）により対応。減税の影響を含めても、適切に地方財源を確保。更に、後年度、2,076億円の加算を実施（交付税特別会計借入金償還の円滑化に活用）

6 こども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保 ・・・P12～P13参照

○ 「こども未来戦略」に掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」における令和6年度の地方負担分の増（2,250億円程度）について、全額地方財政計画の歳出に計上し、必要な財源を確保

○ 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額

○ 地方団体が、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」（500億円）を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

○ 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設

7 給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保

○ 令和5年人事委員会勧告に伴う給与改定に要する経費や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、所要額を計上

・給与改定に要する経費（地方負担分）	3,300億円程度
うち会計年度任用職員分	600億円
・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する経費	1,810億円

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑤

8 物価高への対応 ・・・P14参照

○ 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に700億円を計上（前年度同額）

資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）と公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）における建築単価の上限を引上げ

9 地域脱炭素の一層の推進 ・・・P15参照

○ 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加

○ 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

10 消防・防災力の一層の強化 ・・・P16参照

○ 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

11 地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大 ・・・P17参照

○ 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設

○ 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑥

12. 地方公務員の人材育成・確保の推進 …P18参照

○ 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

13. デジタル田園都市国家構想事業費・地域社会再生事業費

○ 地方団体が、自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、「地方創生推進費」について、令和6年度においても、引き続き1兆円を計上

○ 地方団体が、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組むため、「地域デジタル社会推進費」について、令和6年度においても、引き続き2,500億円を計上

○ 地方団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和6年度においても、引き続き4,200億円を計上

14. 新型コロナワクチン接種に係る地方財政措置

○ 新型コロナワクチン接種を令和6年度から定期接種（B類疾病）として実施するために必要な経費として、一般行政経費（単独）を増額

・新型コロナワクチン接種に要する経費　　450億円

令和６年度地方財政対策の概要（通常収支分）⑦

15. 社会保障の充実及び人づくり革命等

○ 社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費について所要額を計上

※ 下記金額は、国・地方所要額の合計

・社会保障の充実分の事業費　　2兆7,987億円（⑤2兆7,972億円）

・社会保障4経費に係る公経済負担増分の事業費　　6,297億円（⑤　6,297億円）

・人づくり革命に係る事業費　　1兆6,491億円（⑤1兆6,347億円）

16. 公営企業の経営安定化支援 …P19参照

○ 計画を策定し経営改善を図る交通事業の資金繰りと経営改善のため、「交通事業債（経営改善推進事業）」を創設

○ 公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充

○ 機能分化・連携強化に伴い必要となる基幹病院以外の医療施設の建替え（病床機能転換に必要な部分に限る。）を病院事業債（特別分）の対象に追加するとともに、不採算地区病院等への地方交付税措置の基準額引上げを継続

17. 経営・財務マネジメント強化事業の拡充

○ 「経営・財務マネジメント強化事業」（総務省と地方公共団体金融機構の共同事業）において、新たに、地方団体のGXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣するなど事業を拡充

令和６年度地方財政対策の概要（東日本大震災分）

【Ⅲ 東日本大震災分】

◎ 震災復興特別交付税の確保

○ 復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保

・震災復興特別交付税	904億円（前年度比▲31億円、▲ 3.3%）
・震災復興特別交付税により措置する財政需要	
① 補助事業の地方負担分	534億円（前年度比＋ 4億円、＋ 0.8%）
② 地方単独事業分（中長期職員派遣・職員採用、単独災害復旧事業等）	122億円（前年度比▲ 2億円、▲ 1.6%）
③ 地方税等の減収分	248億円（前年度比▲33億円、▲11.7%）

※ 令和6年度の所要額は、904億円であるが、予算額は年度調整分293億円を除いた611億円（令和5年度予算額：654億円）となる。

※ 震災復興特別交付税の平成23～令和6年度分の予算額の累計額（不用額を除く）は5兆7,611億円

令和６年度　地方財政対策

（単位：兆円）

歳出 93.6兆円（＋1.6）	給与関係経費 20.2（＋0.3）（給与改定分 +0.3 等）	一般行政経費 43.7（＋1.6）（加速化プラン分（補助・単独）：＋0.8 こども・子育て単独事業分：＋0.1 会計年度任用職員の勤勉手当分：＋0.2 等）	投資的経費 12.0（＋0.0）	公債費 10.9（▲0.4）	その他 6.8（＋0.0）

歳入 93.6兆円（＋1.6）	国庫支出金 15.8（＋0.8）	地方債等 11.4（＋0.2）	地方税・地方譲与税 45.5（▲0.0）	地方特例交付金等 1.1（+0.9）	うち定額減税減収補填特例交付金（仮称） 0.9	地方交付税 18.7兆円（＋0.3兆円）	うち特会剰余金・機構準備金の活用 0.3	うち法定加算・覚書加算 0.3	臨時財政対策債 0.5（▲0.5）	建設地方債の増発 0.8（同額）

財源不足額
1.8兆円（▲0.2兆円

地方一般財源総額　65.7兆円（＋0.6兆円）
地方一般財源総額（水準超経費除き）　62.7兆円（＋0.6兆円）

注1：表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。
注2：（　）内は令和5年度地方財政計画からの増減額

令和６年度地方交付税の姿

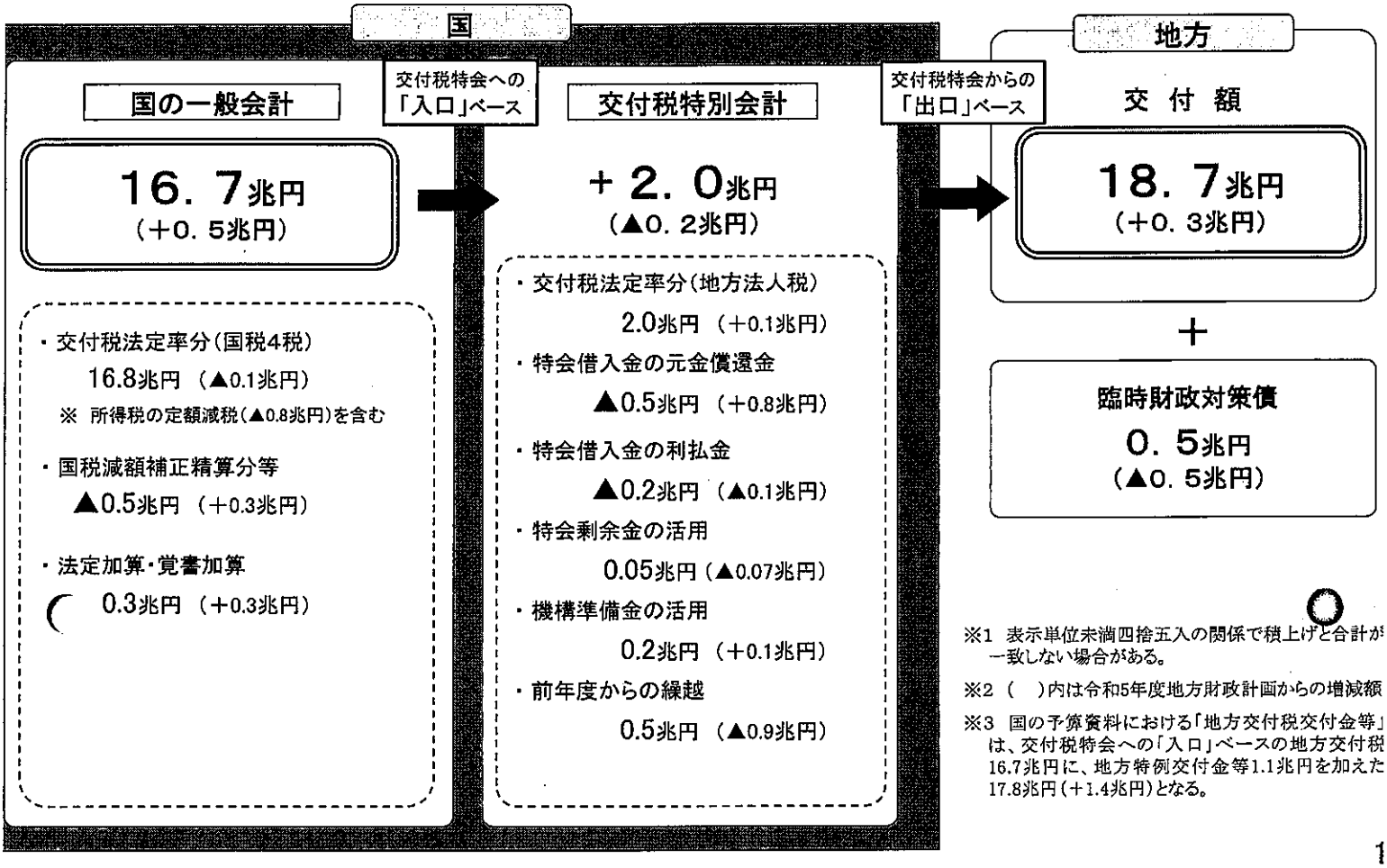

※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※2 （ ）内は令和5年度地方財政計画からの増減額

※3 国の予算資料における「地方交付税交付金等」は、交付税特会への「入口」ベースの地方交付税16.7兆円に、地方特例交付金等1.1兆円を加えた17.8兆円（＋1.4兆円）となる。

こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の推進等

○ 地方団体が、地域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策（ソフト）を実施できるよう、地方財政計画の一般行政経費（単独）を1,000億円増額し、普通交付税で措置

○ 普通交付税の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る基準財政需要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設

1．こども・子育て政策に係る地方単独事業（ソフト）の確保

・地方独自のこども・子育て施策（例） ※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

- 子育てしやすい環境の整備（職場環境整備等）
- 就労要件等を問わずこどもを預けられる取組
- 幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等
- 放課後児童クラブに対する独自の支援
- 産前・産後ケアや伴走型支援の充実
- ひとり親家庭等への支援
- こどもの居場所づくりへの支援
- 結婚支援

2．普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費（仮称）」を創設

※ 人口に占める18歳以下人口の割合が小さい団体に配慮した補正措置を講じる

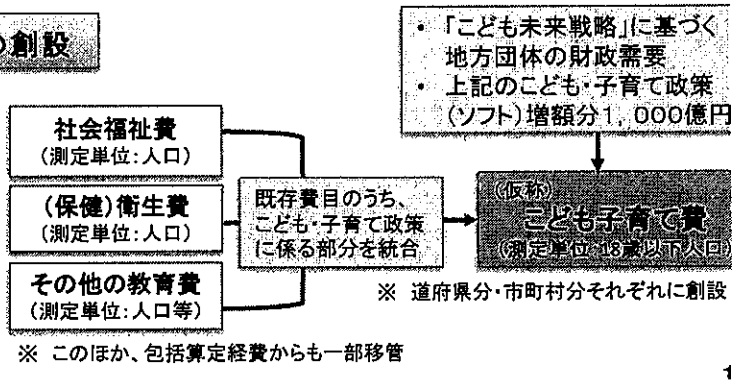

※ 道府県分・市町村分それぞれに創設

※ このほか、包括算定経費からも一部移管

こども・子育て支援事業債（仮称）の創設

○ 地方団体が、「こども未来戦略」に基づく取組に合わせて、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう、新たに「こども・子育て支援事業費（仮称）」を計上し、「こども・子育て支援事業債（仮称）」を創設

1. 対象事業

地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する以下の事業

・国庫補助事業に併せて実施する単独事業を含む
・社会福祉法人等に対する助成を含む

（1）こども・子育て支援機能強化に係る施設整備

【対象施設】 公共施設、公用施設

（例）・子育て相談室　・あそびの広場
・科学、自然、音楽、調理などの体験コーナー
・子育て親子の交流の場

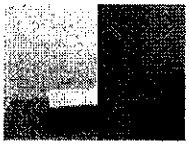
（相談室）

（あそびの広場）

（2）子育て関連施設の環境改善

【対象施設】 児童館、保育所などの児童福祉施設、障害児施設、幼稚園 等

（例）・空調、遊具、防犯対策設備の設置
・バリアフリー改修　・園庭の整備（芝生化）
・トイレの洋式化

（トイレ環境改善）

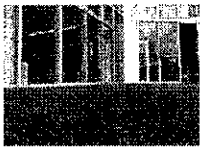
（園庭の整備、改修）

2. 地方財政措置

充当率：90%　　交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）又は30%（新築・増築）

3. 事業期間

令和10年度までの5年間 （「こども・子育て支援加速化プラン」の実施期間）

4. 事業費

500億円

1

物価高への対応

○ 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰や、ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に700億円を計上（前年度同額）

○ 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業（緊急防災・減災事業債）、公立病院の新設・建替等事業（病院事業債）における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体施設の光熱費・施設管理等の委託料の増加への対応

① 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体施設の光熱費の高騰に対応するため、一般行政経費（単独）に400億円を計上

② ごみ収集、学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円を計上　※ 普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

○ 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する

① 緊急防災・減災事業債：津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
（42．2万円 ⇒ 46．8万円）（11%増）

② 病院事業債：公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ
（47．0万円 ⇒ 52．0万円）（11%増）

※ いずれも令和5年度事業債から新単価を適用

地域脱炭素の一層の推進

○ 脱炭素化推進事業債について、再生可能エネルギーの地産地消を一層推進するため、地域内消費を主たる目的とする場合を対象に追加

○ 過疎地域における取組を推進するため、過疎対策事業債において「脱炭素化推進特別分」を創設

1. 脱炭素化推進事業債の拡充

【拡充内容】「再生可能エネルギー設備」の整備について、「地域内消費」を主目的とするもの（第三セクター等に対する補助金）を対象に追加

※現行は自家消費を主目的とする場合が対象

【現行の脱炭素化推進事業債の対象事業】
地方単独事業として行う以下の事業
①再生可能エネルギー設備
②公共施設等のZEB化　③公共施設等の省エネ改修
④LED照明の導入　⑤公用車における電動車の導入

【地域内消費のメリット】
・地域内経済循環　・エネルギーの効率的利用
・災害時の停電等のリスクの低減

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債（充当率90%、交付税措置率50%）を充当。

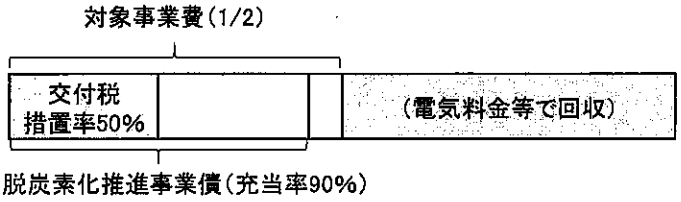

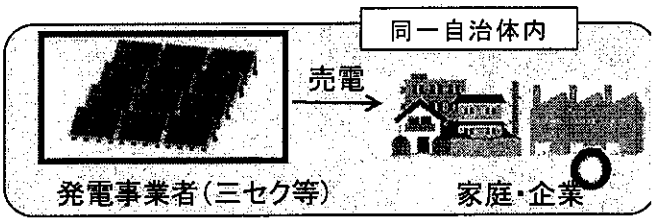

2. 過疎対策事業債における「脱炭素化推進特別分」の創設

○ 過疎対策事業債（充当率100%、交付税措置率70%）の対象施設において実施する上記①及び②を「脱炭素化推進特別分」と位置付け、他の事業に優先して同意等を行う。

※ 「地域内消費」を主目的とする再生可能エネルギー設備の整備のうち、国庫補助事業については、国庫補助を受けることにより独立採算が可能と見込まれることから、原則として過疎対策事業債の対象外。

1

消防・防災力の一層の強化

○ 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、消防の広域化、連携・協力等を通じ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充するとともに、特別交付税措置を拡充

・広域化：二以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること
・連携・協力：消防事務の性質に応じてその一部について柔軟に連携・協力すること

1. 緊急防災・減災事業費の対象事業の拡充

○ 消防指令システムの標準化に併せた指令センターの整備
※ 広域化、連携・協力に取り組む消防本部を対象

○ 連携・協力による訓練施設の整備

○ 緊急消防援助隊受援計画に位置付けた消防庁舎における女性専用施設の整備

○ 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備

○ 災害応急対策を継続するための設備・車両資機材（トイレカー）の整備

「指令センター」

「山岳救助訓練施設」

（参考）緊急防災・減災事業債　＜令和3年度～令和7年度＞

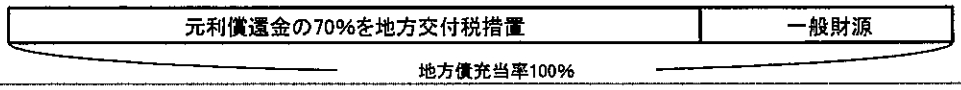

2. 特別交付税措置の拡充

（1）消防の広域化、連携・協力の更なる推進（現行の特別交付税措置率0.5）

・ 広域化の準備経費：「中心消防本部」の措置率を0.7に引き上げる
※ 都道府県が定める広域化推進計画において、広域化の検討を主導する「中心消防本部」を指定

・ 連携・協力の準備経費：共同部隊が使用する装備品等を対象とする

（2）消防団員の報酬に対する措置

・ 「班長」階級以上の報酬に要する経費（基準財政需要額を上回る額）を対象とする（措置率0.5）

1

地域の経済循環の促進、地方への人の流れの創出・拡大

○ 地域の経済循環を促進するため、ローカル10,000プロジェクトの地方単独事業に対する特別交付税措置を創設
○ 地方への人の流れの創出・拡大を加速するため、「地域活性化起業人」制度に社員の副業型を追加するとともに、地域おこし協力隊に係る特別交付税措置を拡充

1.「ローカルスタートアップ支援制度」の拡充

（1）ローカル10,000プロジェクト（国庫補助事業）に準ずる地方単独事業に対する特別交付税措置を創設（措置率0.5）

［対象］①地域資源の活用、②公共的な課題の解決、③融資等、④新規事業の要件を満たす事業の創業等に要する経費（施設改修費等への補助）

（2）ふるさと融資について、融資比率を35%から50%へ（過疎地域等は45%から60%へ）引き上げ

※ ふるさと融資とは、地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度（融資財源は地方債で調達）

2.「地域活性化起業人」の拡充

○ 企業人材の副業ニーズの増加を踏まえ、大都市圏の企業の社員を即戦力として活用する地域活性化起業人について、企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）に加え、地方団体と企業に所属する個人間の協定に基づく副業の方式（副業型）に対する特別交付税措置を創設（上限200万円／人）

＜地域活性化起業人の推移＞

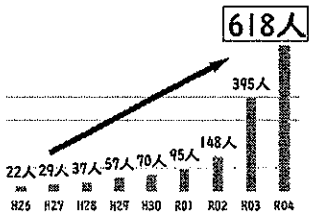

3.「地域おこし協力隊」の拡充

地域おこし協力隊員の活動に関する特別交付税措置の拡充

- 報償費等の上限を、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給への対応のため引上げ （隊員1人当たり280万円⇒320万円）
- より専門性の高いスキルを持つ人材や豊富な社会経験を積んだ人材の報償費等の弾力運用※の上限を引上げ（弾力運用幅の上限50万円⇒100万円）

※ 活動に要するその他の経費（隊員1人当たり200万円）の一部を報償費等として弾力的に支給可能

＜地域おこし協力隊隊員数＞

令和4年度		令和8年度目標
6,447人	約3,500人増	10,000人

（2） JET青年等外国人の地域おこし協力隊員の増加に資する取組支援のための特別交付税措置の創設（道府県のみ）
外国人の地域おこし協力隊へのマッチング支援等（上限200万円／団体）及び外国人の隊員のサポート（上限100万円／団体）

地方公務員の人材育成・確保の推進

○ 地方団体において、少子高齢化、デジタル社会の進展等により複雑化・多様化する行政課題に対応できる人材を育成するとともに、小規模市町村を中心として、配置が困難な専門人材を都道府県等が確保するため、地方交付税措置を創設・拡充

1. 地方公務員の人材育成に係る地方交付税措置の創設・拡充

○ 都道府県・市町村が、「人材育成・確保基本方針」において、特に重点的に取り組むとして明示した新たな政策課題に関し実施する研修を対象として、地方交付税措置を創設

（1）自団体職員を対象とする場合

【地方財政措置】都道府県：普通交付税措置
市町村 ：特別交付税措置（措置率0.5）

（2）都道府県等が市町村職員を対象とする場合

【地方財政措置】 特別交付税措置（措置率0.5）

- 「新たな政策課題」とは、団体ごとに特に解決が必要と考える課題（例：GX、スタートアップ支援、インバウンド戦略、多文化共生等）
- 「人材育成・確保基本方針」等において、特に必要となる人材について定量的な目標を設定する場合が対象

※ 複雑・多様化する行政課題に対応するため、研修の充実が必要であることから、従前から地方交付税措置している研修経費についても拡充

2. 地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置の創設

○ 都道府県等が、市町村と連携協約を締結の上、当該市町村が地域の実情に応じて必要とする専門人材（連携協約において規定。保健師・保育士・税務職員等）を確保し、派遣する取組を対象として、特別交付税措置を創設

【地方財政措置】特別交付税措置（措置率0.5）

※ 技術職員・デジタル人材の確保については、別途、地方交付税措置を講じている

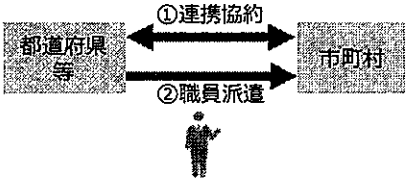

- 派遣を受ける市町村については、政令指定都市・中核市・県庁所在地を除く市町村が対象
- 派遣を受ける市町村に負担金が生じる場合は、派遣初年度のみが対象

公営企業の経営安定化支援

○ コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、計画を策定して経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債（経営改善推進事業）」を創設

○ 法適化（公営企業会計導入）の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

1 交通事業債（経営改善推進事業）の創設

【対象事業】 資金不足が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業

【発行対象】 経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能

① 資金不足額（流動負債－流動資産）　② 経営改善の実施に必要な経費

【経営改善の取組例】
- ○運賃料金制度見直し
- ○民間バスとの共同経営
- ○駅ナカビジネスの拡充

【経営改善効果額の算定方法】 経営改善の取組毎の「収支改善見込額×５年分」の合計額

【発行期間】 令和8年度まで

2 資本費平準化債の対象拡充

【資本費平準化債発行可能額の拡充】

資本費平準化債発行可能額 ＝ 元金償還金総額 － <見直し部分> 資本費平準化債の元金償還金 － 減価償却費相当額等

⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充

※ 資本費平準化債の償還年限については「対象減価償却資産の平均残存耐用年数」を限度

※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む経費を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

【対象事業】 下水道事業、交通事業 等

【発行額増加額】 1,100億円程度

<資本費平準化債の活用効果（イメージ図）> ※拡充後を基準とした場合の比較

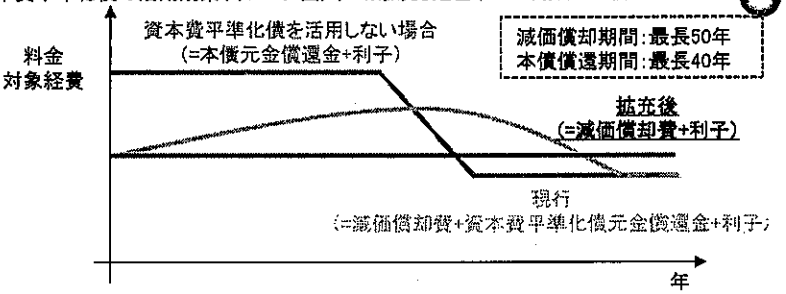

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区　分			令和６年度（見込）	令和５年度
歳入合計		①	936,400程度	920,350
地方税		②	427,329	428,751
地方譲与税		③	27,293	26,001
地方特例交付金等		④	11,320	2,169
地方交付税		⑤	186,671	183,611
地方債		⑥	63,103	68,163
	うち臨時財政対策債	⑦	4,544	9,946
復旧・復興事業一般財源充当分		⑧	▲ 8	▲ 3
全国防災事業一般財源充当分		⑨	▲ 169	60
主な関係地方財政指標	一般財源総額	②+③+④+⑤+⑦+⑧+⑨	656,980	650,535
	一般財源比率	(②+③+④+⑤+⑧+⑨)/①	69.7%程度	69.6%
	地方債依存度	⑥/①	6.7%程度	7.4%

（参考）
- ○ 地方の借入金残高（東日本大震災分を含む）　179兆円程度（令和6年度末見込）　※ 183兆円程度（令和5年度末見込）
- ○ 交付税特別会計借入金残高　28.1兆円　（令和6年度末見込）　※ 28.6兆円　（令和5年度末見込）

令和６年度地方財政収支見通しの概要（通常収支分）

項目		令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳入	地方税	427,329 億円	428,751 億円	▲ 0.3 %
	地方譲与税	27,293 億円	26,001 億円	5.0 %
	地方特例交付金等	11,320 億円	2,169 億円	421.9 %
	地方交付税	186,671 億円	183,611 億円	1.7 %
	地方債	63,103 億円	68,163 億円	▲ 7.4 %
	うち臨時財政対策債	4,544 億円	9,946 億円	▲ 54.3 %
	復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 8 億円	▲ 3 億円	166.7 %
	全国防災事業一般財源充当分	▲ 169 億円	60 億円	▲ 381.7 %
	歳入合計	約 936,400 億円	920,350 億円	約 1.7 %
	「一般財源」	656,980 億円	650,535 億円	1.0 %
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	627,180 億円	621,635 億円	0.9 %

項目		令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳出	給与関係経費	約 202,300 億円	199,053 億円	約 1.6 %
	退職手当以外	約 191,500 億円	187,724 億円	約 2.0 %
	退職手当	約 10,800 億円	11,329 億円	約 ▲ 4.7 %
	一般行政経費	約 436,900 億円	420,841 億円	約 3.8 %
	うち補助分	約 251,400 億円	239,731 億円	約 4.9 %
	うち単独分	約 153,900 億円	149,684 億円	約 2.8 %
	うちデジタル田園都市国家構想事業費	12,500 億円	12,500 億円	0.0 %
	うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
	うち地域デジタル社会推進費	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
	うち地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
	公債費	約 109,000 億円	112,614 億円	約 ▲ 3.2 %
	維持補修費	約 15,300 億円	15,237 億円	約 0.4 %
	うち緊急浚渫推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
	投資的経費	約 119,900 億円	119,731 億円	約 0.1 %
	うち直轄・補助分	約 56,300 億円	56,594 億円	約 ▲ 0.5 %
	うち単独分	約 63,600 億円	63,137 億円	約 0.7 %
	うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
	うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
	うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
	うちこども・子育て支援事業費（仮称）	500 億円	－ 億円	皆増
	公営企業繰出金	約 23,200 億円	23,974 億円	約 ▲ 3.2 %
	うち企業債償還普通会計負担分	約 13,100 億円	13,997 億円	約 ▲ 6.4 %
	水準超経費	29,800 億円	28,900 億円	3.1 %
	歳出合計	約 936,400 億円	920,350 億円	約 1.7 %
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	約 906,600 億円	891,450 億円	約 1.7 %
	地方一般歳出	約 784,600 億円	764,839 億円	約 2.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

令和６年度地方財政収支見通しの概要（東日本大震災分）

(1)復旧・復興事業

項目		令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳入	震災復興特別交付税	904 億円	935 億円	▲ 3.3 %
	国庫支出金	約 1,700 億円	1,632 億円	約 4.2 %
	地方債	2 億円	9 億円	▲ 77.8 %
	一般財源充当分	8 億円	3 億円	166.7 %
	計	約 2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %
歳出	直轄・補助事業費	約 2,200 億円	2,173 億円	約 1.2 %
	地方単独事業費	370 億円	405 億円	▲ 8.6 %
	うち地方税等の減収分見合い歳出	248 億円	281 億円	▲ 11.7 %
	計	約 2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

(2)全国防災事業

項目		令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
歳入	地方税	80 億円	646 億円	▲ 87.6 %
	一般財源充当分	169 億円	▲ 60 億円	▲ 381.7 %
	雑収入	1 億円	1 億円	0.0 %
	計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
歳出	公債費	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
	計	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

（参考）地方財政収支見通しの概要（通常収支分と東日本大震災分の合計）

項目	令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
地方税	427,409 億円	429,397 億円	▲ 0.5 %
地方譲与税	27,293 億円	26,001 億円	5.0 %
地方特例交付金等	11,320 億円	2,169 億円	421.9 %
地方交付税	187,575 億円	184,546 億円	1.6 %
震災復興特別交付税以外	186,671 億円	183,611 億円	1.7 %
震災復興特別交付税	904 億円	935 億円	▲ 3.3 %
地方債	63,105 億円	68,172 億円	▲ 7.4 %
うち臨時財政対策債	4,544 億円	9,946 億円	▲ 54.3 %
歳入合計	約 939,300 億円	923,584 億円	約 1.7 %
「一般財源」	658,141 億円	652,059 億円	0.9 %

歳出		項目	令和6年度（見込）	令和5年度	増減率（見込）
通常収支分		給与関係経費	約 202,300 億円	199,053 億円	約 1.6 %
		退職手当以外	約 191,500 億円	187,724 億円	約 2.0 %
		退職手当	約 10,800 億円	11,329 億円	約 ▲ 4.7 %
		一般行政経費	約 436,900 億円	420,841 億円	約 3.8 %
		うち補助分	約 251,400 億円	239,731 億円	約 4.9 %
		うち単独分	約 153,900 億円	149,684 億円	約 2.8 %
		うちデジタル田園都市国家構想事業費	12,500 億円	12,500 億円	0.0 %
		うち地方創生推進費	10,000 億円	10,000 億円	0.0 %
		うち地域デジタル社会推進費	2,500 億円	2,500 億円	0.0 %
		うち地域社会再生事業費	4,200 億円	4,200 億円	0.0 %
		公債費	約 109,000 億円	112,614 億円	約 ▲ 3.2 %
		維持補修費	約 15,300 億円	15,237 億円	約 0.4 %
		うち緊急浚渫推進事業費	1,100 億円	1,100 億円	0.0 %
		投資的経費	約 119,900 億円	119,731 億円	約 0.1 %
		うち直轄・補助分	約 56,300 億円	56,594 億円	約 ▲ 0.5 %
		うち単独分	約 63,600 億円	63,137 億円	約 0.7 %
		うち緊急防災・減災事業費	5,000 億円	5,000 億円	0.0 %
		うち公共施設等適正管理推進事業費	4,800 億円	4,800 億円	0.0 %
		うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000 億円	4,000 億円	0.0 %
		うち脱炭素化推進事業費	1,000 億円	1,000 億円	0.0 %
		うちこども・子育て支援事業費（仮称）	500 億円	－億円	皆増
		公営企業繰出金	約 23,200 億円	23,974 億円	約 [illegible]2 %
		うち企業債償還普通会計負担分	約 13,100 億円	13,997 億円	約 ▲ 6.4 %
		水準超経費	29,800 億円	28,900 億円	3.1 %
東日本大震災分		復旧・復興事業費	約 2,600 億円	2,647 億円	約 ▲ 1.8 %
		全国防災事業費	250 億円	587 億円	▲ 57.4 %
歳出合計			約 939,300 億円	923,584 億円	約 1.7 %
地方一般歳出			約 787,100 億円	767,418 億円	約 2.6 %

※ 本表は、地方団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。

2

（参考１）地方財政計画の伸び率等の推移

（単位：%）

年度	対前年度伸び率 地方財政計画	地方一般歳出	地方税	地方交付税
昭和62年度	2.9	2.9	0.6	0.6
[illegible]	6.3	5.7	9.4	7.5
平成元年度	8.6	7.1	8.1	17.3
2	7.0	6.7	7.5	10.3
3	5.6	7.4	6.1	7.9
4	4.9	5.9	4.1	5.7
5	2.8	4.4	1.6	▲ 1.6
6	3.6	4.6	▲ 5.7	0.4
7	4.3	3.6	3.6	4.2
8	3.4	2.3	0.1	4.3
9	2.1	0.9	9.6	1.7
10	0.0	▲ 1.6	3.9	2.3
11	1.6	1.8	▲ 8.3	19.1
12	0.5	▲ 0.9	▲ 0.7	2.6
13	0.4	▲ 0.6	1.5	▲ 5.0
14	▲ 1.9	▲ 3.3	▲ 3.7	▲ 4.0
15	▲ 1.5	▲ 2.0	▲ 6.1	▲ 7.5
16	▲ 1.8	▲ 2.3	0.5	▲ 6.5
17	▲ 1.1	▲ 1.2	3.1	0.1
18	▲ 0.7	▲ 1.2	4.7	▲ 5.9
19	▲ 0.0	▲ 1.1	15.7 (6.5)	▲ 4.4
20	0.3	0.0	0.2	1.3
21	▲ 1.0	0.7	▲10.6	2.[illegible]
22	▲ 0.5	0.2	▲10.2	6.8
23	0.5	0.8	2.8	2.8
24	▲ 0.8	▲ 0.6	0.8	0.5
25	0.1	▲ 0.1	1.1	▲ 2.2
26	1.8	2.0	2.9	▲ 1.0
27	2.3	2.3	7.1	▲ 0.8
28	0.6	0.9	3.2	▲ 0.3
29	1.0	1.0	0.9	▲ 2.2
30	0.3	0.9	0.9	▲ 2.0
令和元年度	3.1	4.0	1.9	1.1
2	1.3	2.3	1.9	2.5
3	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 7.0	5.1
4	0.9	0.6	8.3	3.5
5	1.6	0.8	4.0	1.7
6	1.7程度	2.6程度	▲ 0.3	1.7

（注1）（ ）内は、税源移譲分を除いた伸び率(平成18年度の地方税に所得譲与税を含めて伸び率を算出)である。
（注2）平成24年度以降は通常収支分の伸び率である。
（注3）令和3年度の地方税については令和2年度徴収猶予の特例分を除いている。

（参考２）地方債等関係資料

年度	地方債計画額（億円）	対前年度増減額（億円）	地方債依存度（%）	地方の借入金残高（兆円）
昭和62年度	53,900	9,610	9.9	64
63	60,481	6,581	10.4	66
平成元年度	55,592	▲ 4,889	8.8	66
2	56,241	649	8.4	67
3	56,107	▲ 134	7.9	70
4	51,400	▲ 4,707	6.9	79
5	62,254	10,854	8.1	91
6	103,915	41,661	13.1	106
7	113,054	9,139	13.7	125
8	129,620	16,566	15.2	139
9	121,285	▲ 8,335	13.9	150
10	110,300	▲10,985	12.7	163
11	112,804	2,504	12.7	174
12	111,271	▲ 1,533	12.5	181
13	119,107	7,836	13.3	188
14	126,493	7,386	14.4	193
15	150,718	24,225	17.5	198
16	141,448	▲ 9,270	16.7	201
17	122,619	▲18,829	14.6	201
18	108,174	▲14,445	13.0	200
19	96,529	▲11,645	11.6	199
20	96,055	▲ 474	11.5	197
21	118,329	22,274	14.3	199
22	134,939	16,610	16.4	200
23	114,772	▲20,167	13.9	200
24	111,654	▲ 3,118	13.6	201
25	111,517	▲ 137	13.6	201
26	105,570	▲ 5,947	12.7	201
27	95,009	▲10,561	11.1	199
28	88,607	▲ 6,402	10.3	197
29	91,907	3,300	10.6	196
30	92,186	279	10.6	194
令和元年度	94,282	2,096	10.5	192
2	92,783	▲ 1,500	10.2	192
3	112,407	19,625	12.5	191
4	76,077	▲36,331	8.4	187
5	68,163	▲ 7,914	7.4	183程度（見込）
6	63,103	▲ 5,060	6.7程度	179程度（見込）

補助金・交付金

地域おこし協力隊
消防・防災力の一層の強化
人材育成の研修

特別交付税措置

実際の交付に近い

交付税措置
地方交付税算入

あくまで「計算式」

令和6年度（2024）版は
1月22日発表

事務連絡
令和6年1月22日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局
御中

総務省自治財政局財政課

令和6年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の令和6年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和5年12月22日、閣議決定され、令和6年1月16日にその提案について議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和6年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、国時点においては相当にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

より詳しい
「予算編成上の留意事項等」

毎年12月、1月頃

「総務省　報道資料」でチェック

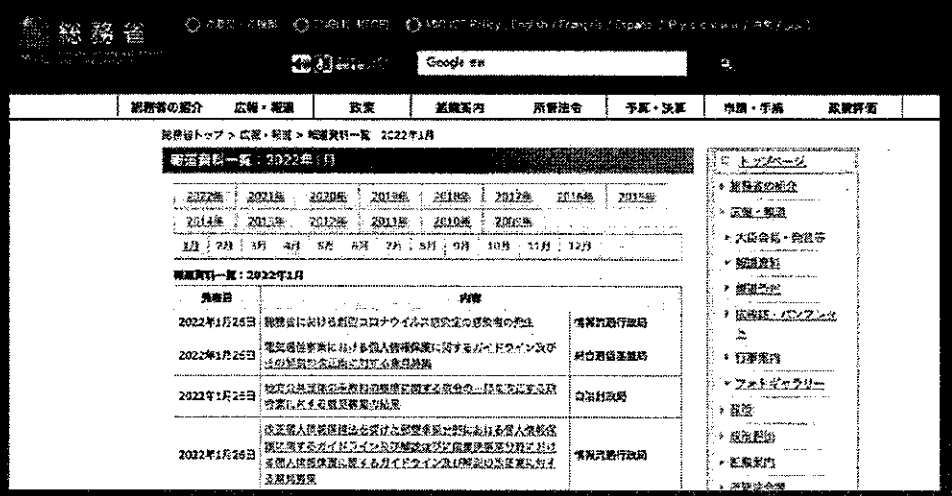

全国都道府県財政課長・市町村課長合同会議資料

毎年、岡山県HPなどに掲載

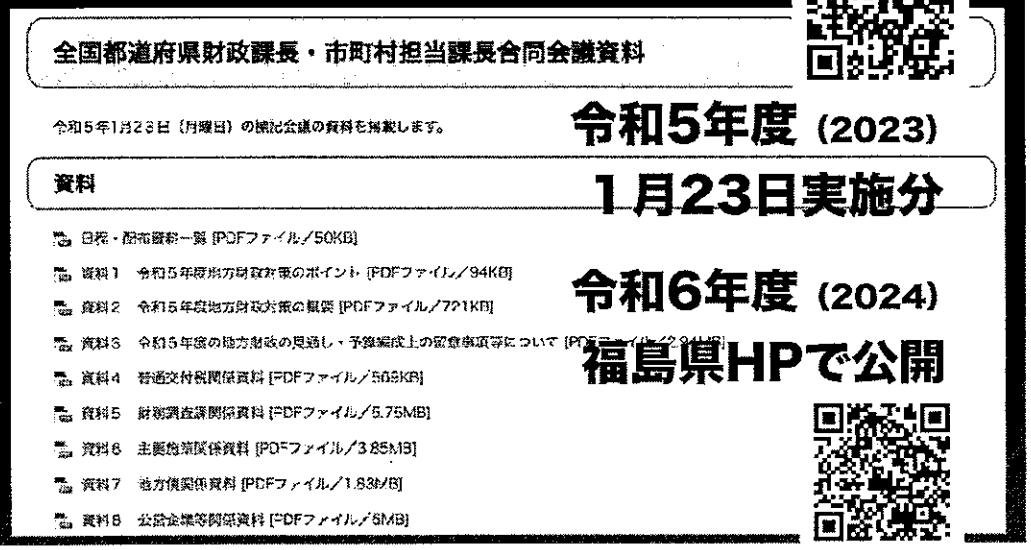

令和5年度（2023）
1月23日実施分

令和6年度（2024）
福島県HPで公開

1ページごと

子ども子育て政策の強化

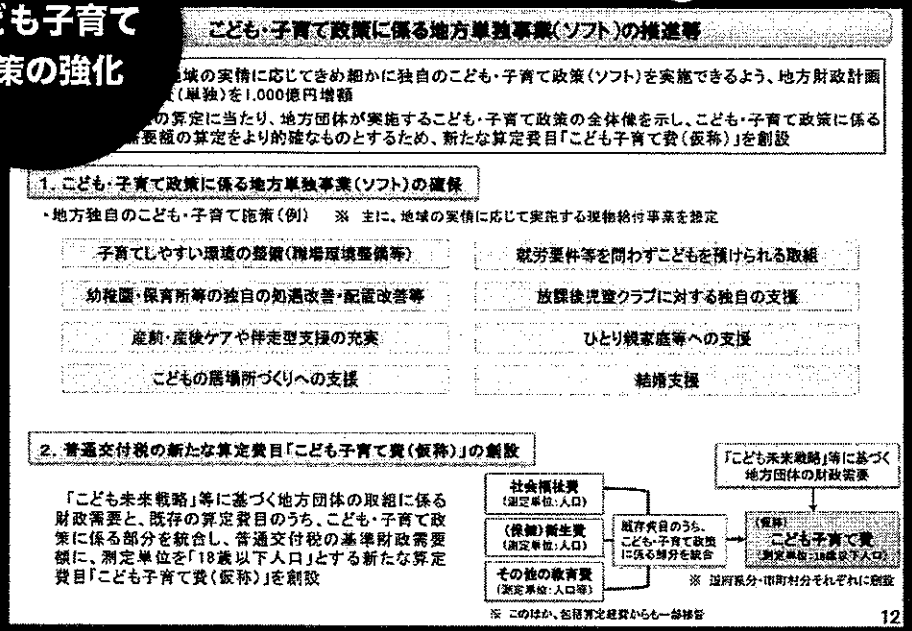

こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の推進等

…域の実情に応じてきめ細かに独自のこども・子育て政策(ソフト)を実施できるよう、地方財政計画…(単独)を1,000億円増額

…の算定に当たり、地方団体が実施するこども・子育て政策の全体像を示し、こども・子育て政策に係る…要額の算定をより的確なものとするため、新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設

1. こども・子育て政策に係る地方単独事業(ソフト)の確保

・地方独自のこども・子育て施策(例)　※ 主に、地域の実情に応じて実施する現物給付事業を想定

- 子育てしやすい環境の整備(雑場環境整備等)
- 就労要件等を問わずこどもを預けられる取組
- 幼稚園・保育所等の独自の処遇改善・配置改善等
- 放課後児童クラブに対する独自の支援
- 産前・産後ケアや伴走型支援の充実
- ひとり親家庭等への支援
- こどもの居場所づくりへの支援
- 結婚支援

2. 普通交付税の新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」の創設

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の取組に係る財政需要と、既存の算定費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合し、普通交付税の基準財政需要額に、測定単位を「18歳以下人口」とする新たな算定費目「こども子育て費(仮称)」を創設

社会福祉費(測定単位:人口)
(保健)衛生費(測定単位:人口)
その他の教育費(測定単位:人口等)
→ 既存費目のうち、こども・子育て政策に係る部分を統合
→ (仮称)こども子育て費(測定単位:18歳以下人口)

「こども未来戦略」等に基づく地方団体の財政需要

※ 道府県分・市町村分それぞれに創設

※ このほか、各団算定経費からも一部振替

12

12ページ

充当率、交付税措置

【地方財政措置】事業費の1/2を上限として、脱炭素化推進事業債(充当率90%、交付税措置率50%)を充当。

対象事業費(1/2)

定額減税

定額減税の影響は？

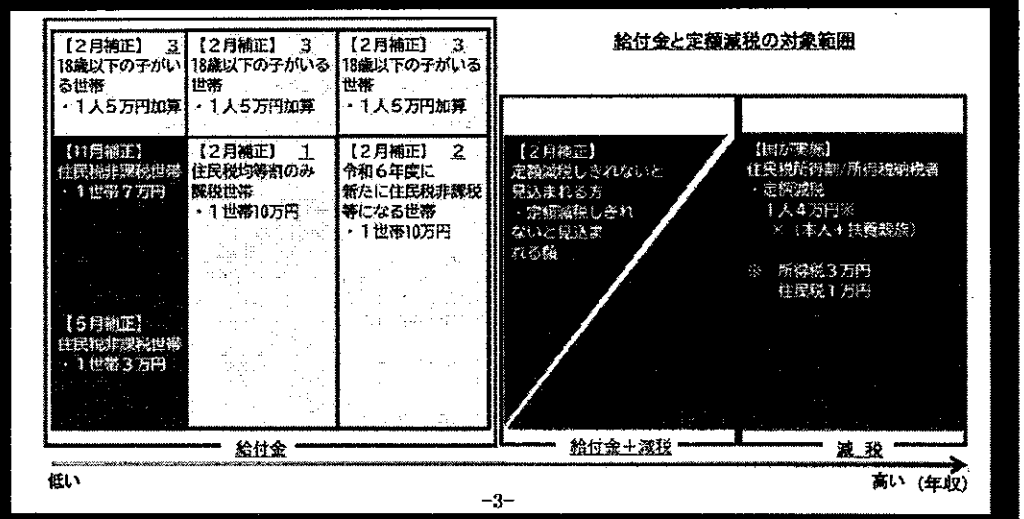

給付金と定額減税の対象範囲

【2月補正】3
18歳以下の子がいる世帯
・1人5万円加算

【2月補正】3
18歳以下の子がいる世帯
・1人5万円加算

【2月補正】3
18歳以下の子がいる世帯
・1人5万円加算

【1月補正】
住民税非課税世帯
・1世帯7万円

【5月補正】
住民税非課税世帯
・1世帯3万円

【2月補正】1
住民税均等割のみ課税世帯
・1世帯10万円

【2月補正】2
令和6年度に新たに住民税非課税等になる世帯
・1世帯10万円

【2月補正】
定額減税しきれないと見込まれる方
・定額減税しきれないと見込まれる額

【国が実施】
住民税所得割/所得税納税者
・定額減税
1人4万円※
×(本人+扶養親族)

※ 所得税3万円
住民税1万円

給付金　給付金+減税　減税

低い　高い(年収)

-3-

静岡市の資料

充当率90%

10億円

一般財源　1億円

こども・子育て支援事業費
再生可能エネやZEB化

償還の50%は
「基準財政需要額」で計算

市債　9億円

市債の償還
(借金返し)

20年ローンで毎年5010万円償還？
毎年2505万円は需要額に算入

お金のやりくり例

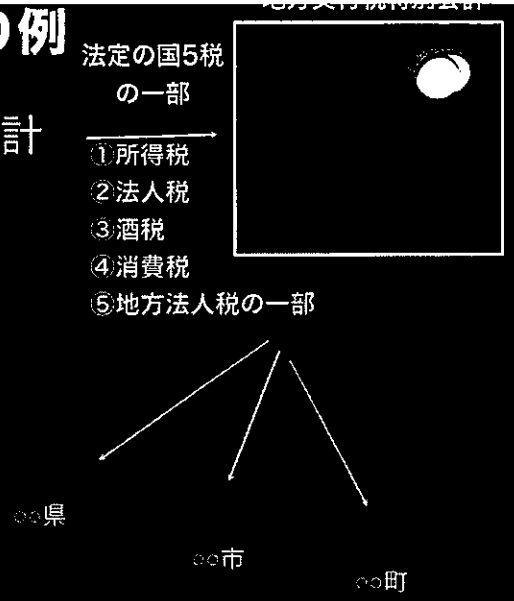

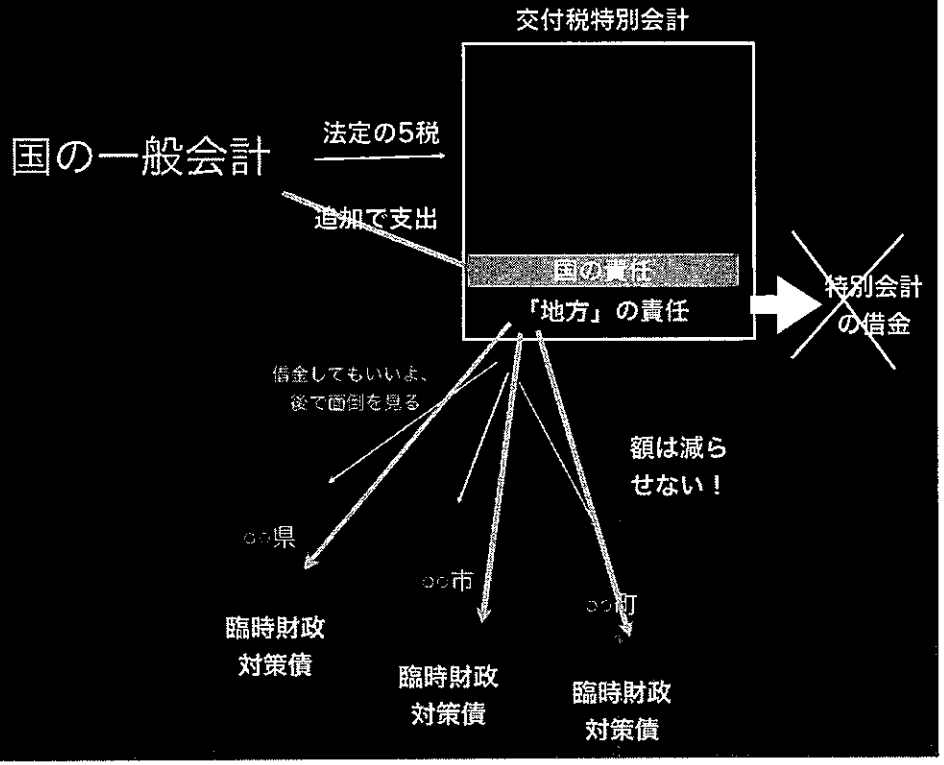

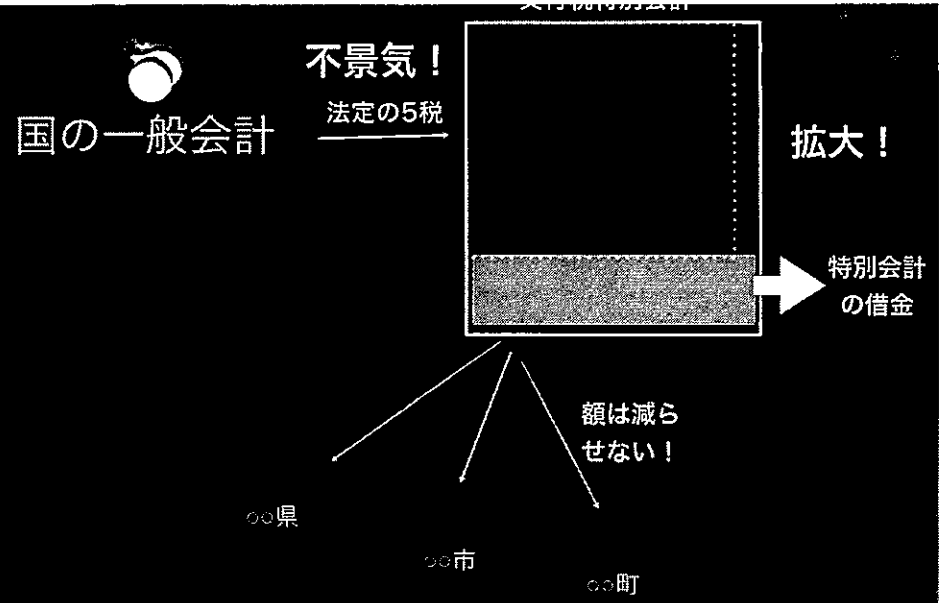

令和6年度地方財政対策（計画）の特徴

地方税は微増
定額減税でトントン
一般財源総額は少し増加

臨時財政対策債は大幅削減続く
（マイナス54.3%）

子ども子育て政策の強化

脱炭素政策

人材確保・育成

全国どこの自治体でも同じようなサービスが実施できる制度

○○県

○○市　　○○町

Q

うちの自治体は中学校給食を
実施して　　から
中学校給食費の算定は

○か×か

交付金の決定方法

学校図書費

道路

保育園

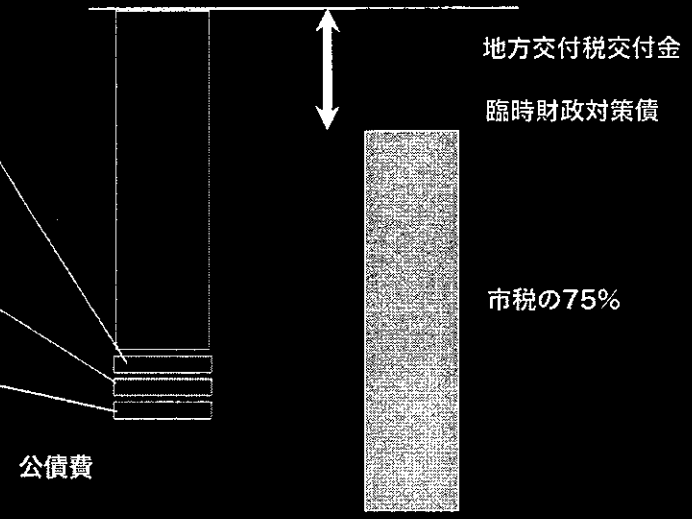

安心してください
算定されています

学校図書費

道路

保育園

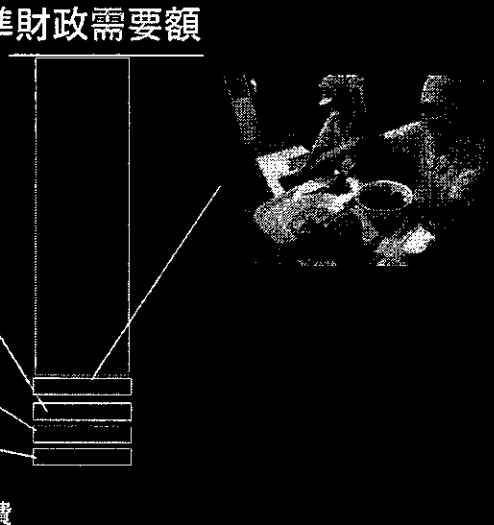

毎年12月頃

統計的要素

令和6年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
令和5年12月22日

通常収支分

1　一般財源総額の確保等

- 一般財源総額（水準超経費を除く交付団体ベース）を62.7兆円（対前年度比＋0.6兆円）確保
- 地方交付税総額を18.7兆円（対前年度比＋0.3兆円）確保
- 臨時財政対策債は0.5兆円（対前年度比▲0.5兆円）に抑制

・一般財源総額（水準超経費除き） （※ 水準超経費を含めた一般財源総額）	62.7兆円 （65.7兆円）	対前年度比＋0.6兆円 （　同　＋0.6兆円）
・地方税・地方譲与税	45.5兆円	同　▲0.0兆円
・地方特例交付金等	1.1兆円	同　＋0.9兆円
・地方交付税	18.7兆円	同　＋0.3兆円
・臨時財政対策債	0.5兆円	同　▲0.5兆円

（注）端数処理のため合計が一致しない場合がある

国の方針

2　定額減税による減収への対応

- 個人住民税の減収（0.9兆円）は、地方特例交付金により全額国費により補填
- 地方交付税の減収（0.8兆円）は、繰越金・自然増収による法定率分の増（1.2兆円）により対応。減税の影響を含めても、上記1のとおり適切に地方財源を確保。更に、

地方財政にも大きな影響

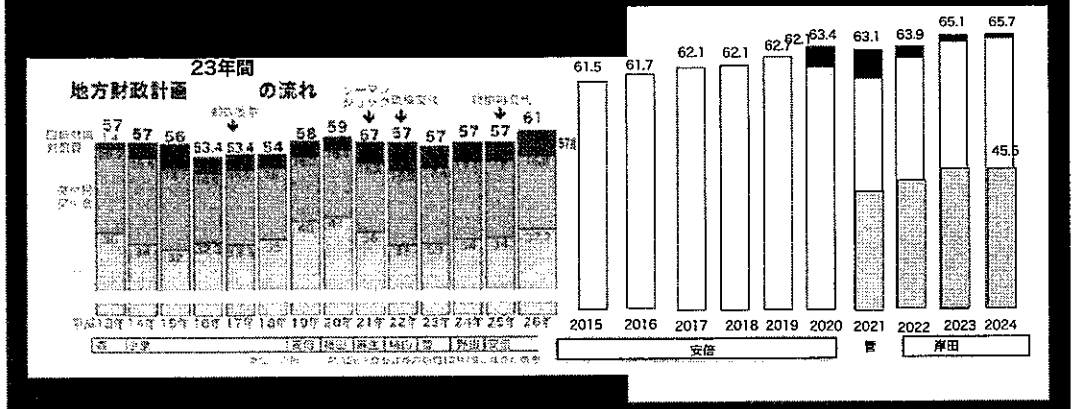

地方財政計画って？＜続き＞

交付税特別会計自体のお金のやりくり

自治体で地方交付税交付金の額臨時財政対策債の額を参考

主な歳入歳出の概要

通常収支分　（単位：兆円、％）

区分		6年度 A	5年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税	42.7	42.9	▲ 0.1	▲ 0.3
	地方譲与税	2.7	2.6	0.1	5.0
	地方特例交付金等	1.1	0.2	0.9	421.9
	地方交付税	18.7	18.4	0.3	1.7
	国庫支出金	15.8	15.0	0.8	5.3
	地方債	6.3	6.8	▲ 0.5	▲ 7.4
	臨時財政対策債	0.5	1.0	▲ 0.5	▲ 54.3
	臨時財政対策債以外	5.9	5.8	0.0	0.6
	その他	6.3	6.2	0.1	1.8
	計	93.6	92.0	1.6	1.7
	一般財源	65.7	65.1	0.6	1.0
	（水準超経費を除く交付団体ベース）	62.7	62.2	0.6	0.9
歳出	給与関係経費	20.2	19.9	0.3	1.6
	退職手当以外	19.2	18.8	0.4	2.0
	退職手当	1.1	1.1	▲ 0.1	▲ 4.7
	一般行政経費	43.7	42.1	1.6	3.8
	うち 補助	25.1	24.0	1.2	4.9

Q
地方交付税交付金って

地方財政対策を読むポイント

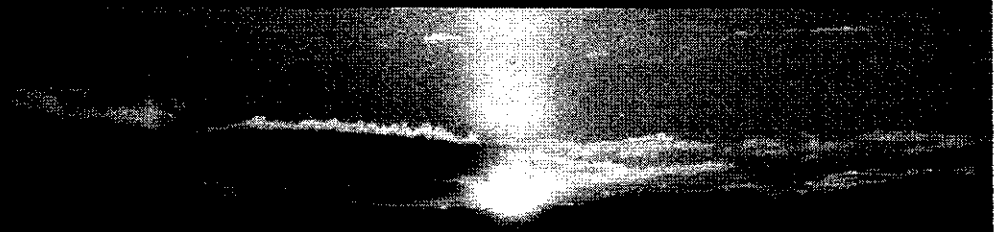

2024年2月7日
井奥まさき
（元兵庫県高砂市議、自治体議員政策情報センター調査部）

令和6年度○○市予算

国の政策／視点　　都道府県の政策／視点　　市の政策／視点

2、3月議会
もっともボリュームが大きく
重要な当初予算の議会

国の政策方向性の調べ方

Q
地方財政対策（計画）って

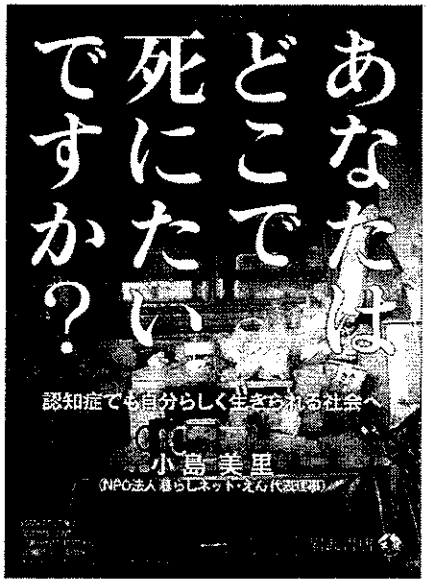

（NPO）暮らしネット・えん
小島美里

暮らしネット・えんのこれまで

１９９０	全身性障がい者介助ボラティア開始
１９９６	堀ノ内病院在宅福祉部門開設
１９９７	ミニデイホーム・コスモスの家開設
２００３	ＮＰＯ法人暮らしネット・えん誕生 訪問介護・居宅介護支援・グループホーム・ デイホーム（2か所）開設
２００７	多機能ホームまどか開設
２００９	毎日介護賞グランプリ受賞
２０１１	グループリビングえんの森開設
２０１３	食事サービス・えんの食卓開始
２０１４	認知症カフェえんの森開設
２０１７	だれでも食堂オープン
２０２０	新座市基幹相談支援センターえん受託開始
２０２３	看護小規模多機能型介護開設予定（堀ノ内病院）

介護保険の創設から四半世紀①

- 少子高齢社会を見据えて創設
- 「介護の社会化」を掲げ、圧倒的な支持をえて登場
- 「戦後の社会保障制度の中で最も成功した制度」と評価
- 保険者＝単位自治体。「地方自治の試金石」
- 「第二医療保険」の役割を背負って
- 営利法人参入でサービス量を確保
- 介護保険総額は3.６兆円：2000年→12.4兆円：2020年
- 介護保険料平均2911円→6771円
  ※介護保険前の老人福祉給付額2.3兆円

介護保険の創設から四半世紀②

- 最初の介護保険改正で介護予防登場
- おぼえてますか？コムスン事件
- 最初の介護報酬改定、いきなりマイナス！
- スタート時の介護報酬（基本報酬）が最も高い！
- 「介護予防に励んで介護保険から卒業」の末路
- 家族がいると家事支援は受けられない？！
- 介護保険の本旨は認定者への介護サービス給付
- 介護予防教室、認知症カフェ、地域づくりを介護保険で

介護保険費用の推移

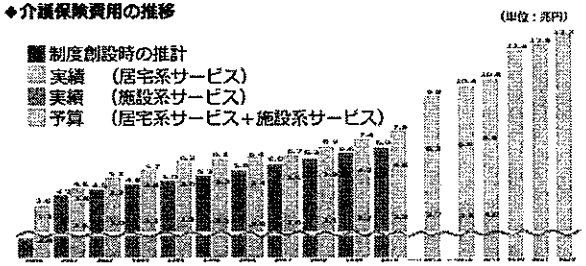

介護保険料の推移

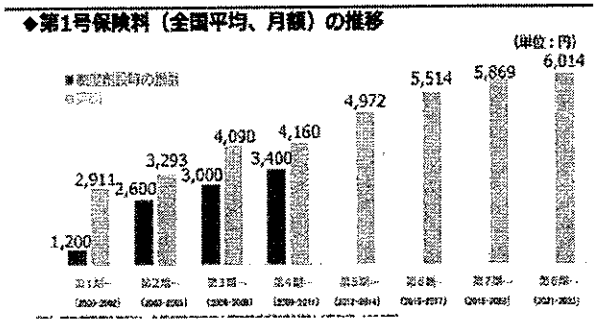

要介護認定者の推移

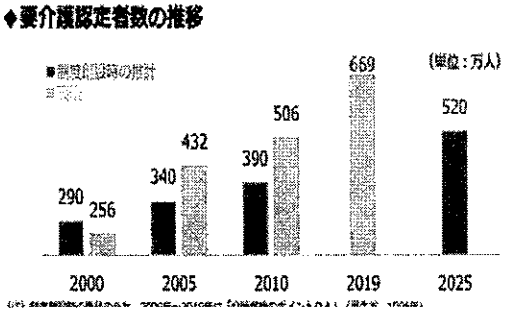

数字から見る超高齢社会

① 高齢者人口

高齢者：3627 万人（29.1 .2%）

② 高齢者世帯の構成

単独：26.4%　夫婦のみ：32.5%　三世代：11.0%

親と未婚の子：19.9%　その他：10.2%

③ 死亡の原因疾患

1.悪性新生物　2.心疾患　3.老衰　4.脳血管疾患　5.肺炎

④ 介護の原因疾患

1.認知症　2.脳血管疾患　3.老衰　4.関節疾患

5.骨折・転倒　6.心疾患

⑥ 平均寿命と健康寿命の差、女性12年、男性９年

介護保険の現在

① 介護予防に力点、在宅サービスを削減
② 特養ホーム待機者減少、利用者負担の増大が一因？
③ 訪問介護の3割は住宅型有料老人ホーム等で提供
④ 地域に根ざした小規模事業者の閉鎖・倒産相次ぐ
⑤ 小規模多機能型介護（看護含む）・定期巡回随時対応訪問介護看護を推奨
⑦ 介護保険料負担2割標準、ケアプラン有料化→先送り決定
⑧ 加速する介護人材不足→ついに離職超過

こして今…
介護現場はミゼラブル！！！

・有効求人倍率（全職種平均1.29倍）
　介護職員：3.6倍
　訪問ヘルパー：15.53倍
・訪問介護の現場は、老ヘルパー介護
　紙おむつ付けて介護に出かける８０代ヘルパー！！
・ケアマネジャーも不足！認定受けてもプラン作成されず
・介護施設：職員不足で全フロア開けられず
・人手不足によるデイ、訪問、ケアマネ事業所閉鎖増加
・総合事業：訪問サービス「要支援対応のヘルパーいない」

介護報酬、介護保険
2024年改定内容について

決定事項
１．利用料負担2割を拡大
２．福祉用具、買取と貸与選択
３．介護施設にロボット導入して職員減らし
４．老人保健施設等・介護医療院多床室室料負担発生
５．一号保険料標準段階を９⇒13段階に
先送り
１．介護サービス利用柳雄負担標準2割負担化
２．ケアプランの有料化
３．新たな複合サービス（訪問＋通所）
介護報酬
１．介護報酬1.59%アップ（医療0.88%、障害者福祉1.12%）

倒産・閉鎖は相次ぐのに
なぜか微増の訪問介護…

訪問介護事業所微増の不思議

倒産：通所45件、
訪問36件

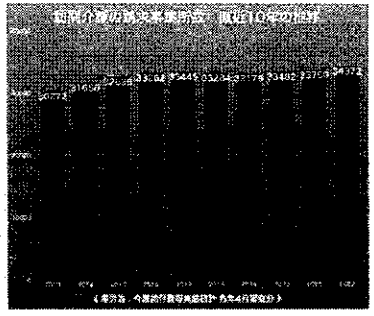

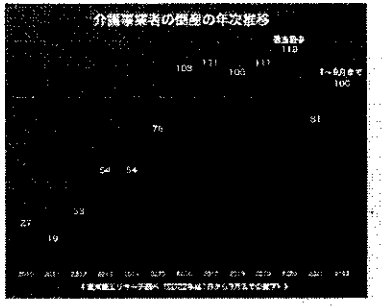

訪問介護の算定状況

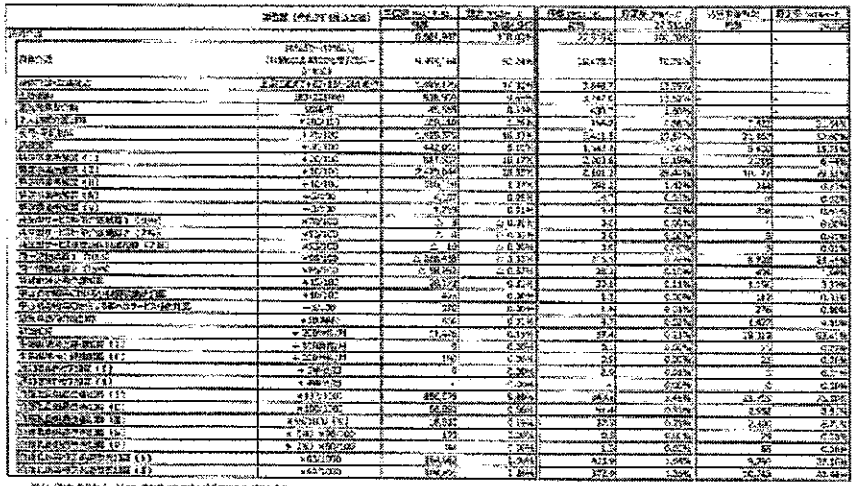

訪問介護事業所
訪問回数別・収支差

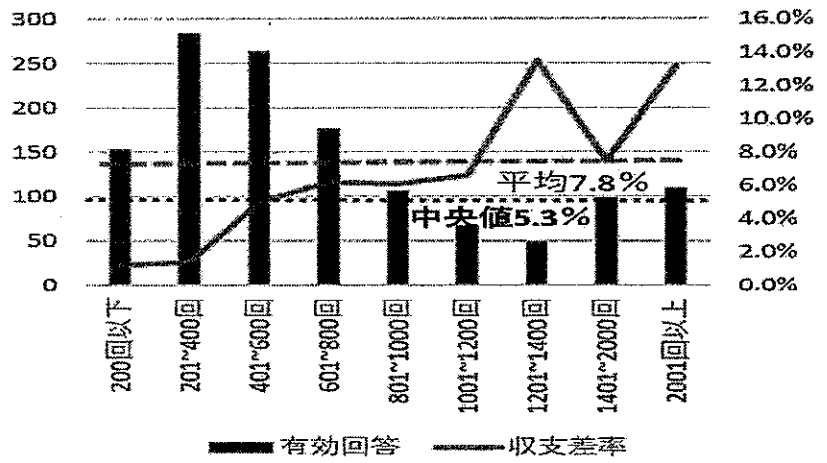

「ホームヘルパーは不要なのか」
介護報酬引き下げ、国への抗議広がる

ホームヘルパー国家賠償訴訟
高裁判決　2月2日

施設職員、ＩＣＴ活用で
３：１　⇒　３：0.9　に

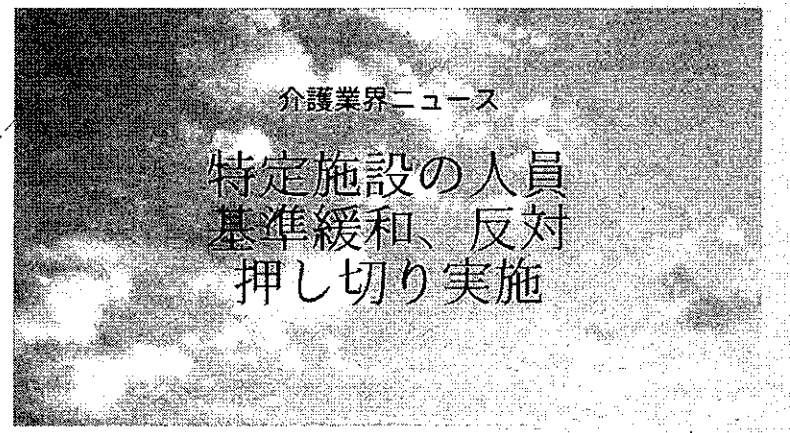

訪問介護員の人手不足
（コロナ禍でさらに加速）

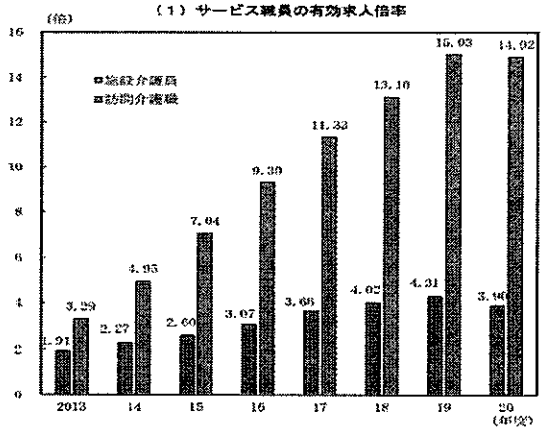

全産業平均との月額賃金の比較
日本介護クラフトユニオン

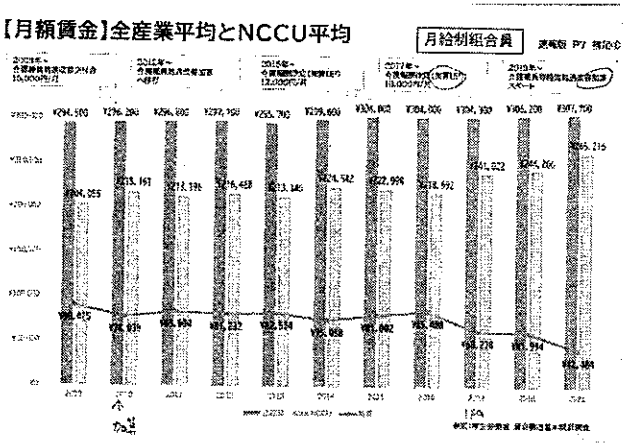

いま介護保険は『老いの命綱』か？

- 家族同居、身体介護モデル」で作られた介護保険
- 「認知症モデル」が作れないままの20年
- 加入は個人だが→
  - 生活援助は家族同居だと　×
  - 施設のホテルコストは家族の資産を勘案
- 「介護予防」モデルは失敗に終わった
- 負担増えて介護サービスなし。利用抑制が進行中
- 介護人材不足（外国人頼みも限界…）

平均寿命ー健康寿命＝ヨタヘロ期

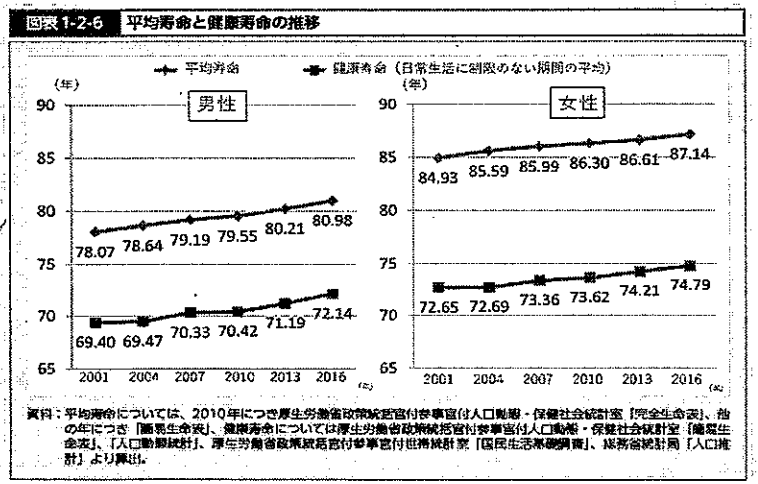

ヨタヘロ期の10年
対応できる介護サービスが不足

- 終活、エンディングノートより、ヨタヘロ期対策
- 介護保険は、介護予防と重度者対応に特化
- 要介護１，２は軽度ではない！
- 認知症に適した在宅サービスは「ない」
- 2024年スタートの通所介護+訪問は「救いの神」？
- 在宅ひとり死は現行の介護保険サービスだけでは無理！
- 「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」の実態

超高齢社会は認知症社会

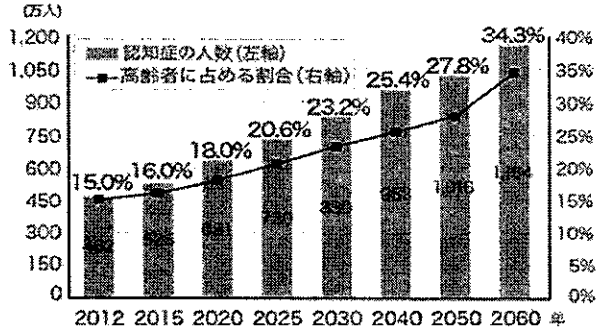

介護保険は認知症対応への
変更をサボってきた！

- 介護保険利用理由1位は認知症
- 家族介護力は弱まる一方：認知症も増加する一方
- 23年たっても相変わらず身体介護モデルのまま
- 23年間、認知症に特化したサービス新設なし
- 認知症で介護度が高い人のケアは、身体介護中心
- 認知症ケアが最も必要なのは要介護１，２
- 家族の苦労は勘案されない介護認定

認知症の人と介護は家族は何に困っているか

- 調理、掃除、洗濯ができない、できても中途半端
- 排泄の失敗が多い。リハビリパンツ交換できない
- 入浴をいやがる
- 一人歩きで行方不明（介護家族はGPSとニラメッコ）
- 「家族やヘルパーが泥棒する！」
- 「食べていないのに、もう食べたと言われる」
- 朝なのか夜なのかわからない（昼夜逆転する）
- 服薬が適切にできない
- 何もかも！！　あれもこれも！！
- **独居で認知症のある方も増加中！！**

認知症の人の「一人歩き」から見える現実

「認知症の人の行方不明や徘徊、自動車運転にかかわる実態調査」（2018年）より

[illegible]	[illegible]		[illegible]	
未認定	118	30.2%	0	0.0%
要介護1	106	27.1%	13	6.2%
要介護2	113	28.9%	59	28.1%
要介護3	46	11.8%	95	45.2%
要介護4	7	1.8%	28	13.3%
要介護5	1	0.3%	15	7.1%
集計	391		210	

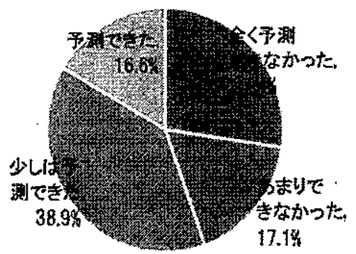

認知症基本法のポイント

法律名	「共生社会の実現を推進するための」と明記
基本理念	全ての認知症の人が基本的人権を享有する個人として自らの意思によって日常生活や社会生活を営むことができるようにする 認知症の人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁となるものを除去し、社会の対等な構成員として個性と能力を十分に発揮できるようにする
国	認知症の人と家族の意見を聴き、認知症施策推進基本計画の策定義務
地方自治体	認知症の人と家族の意見を聴き、推進計画策定の努力義務
事業者	事業遂行に支障がない範囲で認知症の人に必要かつ合理的な配慮をする努力義務
国民	認知症の正しい知識と、認知症の人に関する正しい理解を深める努力義務

地域包括ケアシステムとは

- ○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。
- ○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- ○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- ○ 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。

地域包括ケアシステムの姿

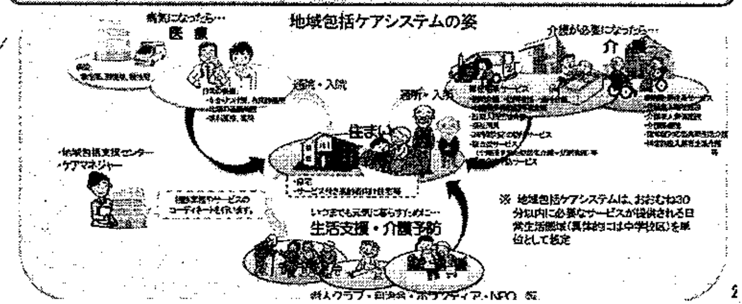

※ 地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定

2

介護保険の負担割合

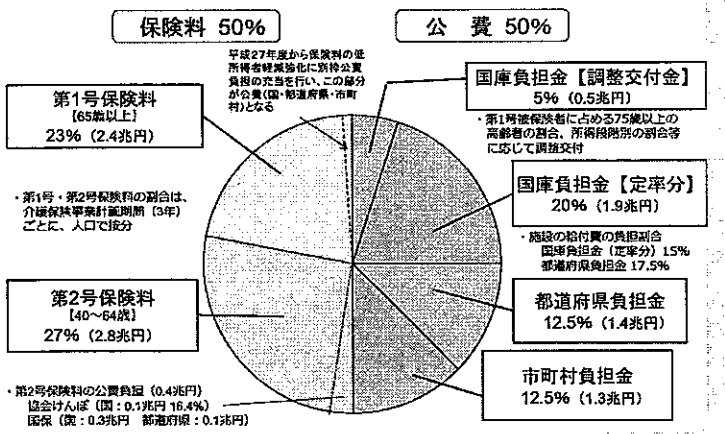

社会保障の「財源がない」？！②

- 介護殺人10日に1件
- 介護離職は約10万人/年
- ヤングケアラーの増加
- 「高齢者は集団自決！」世代間対立を煽る風潮
- 「異次元の子育て支援」財源は？
- 高齢化ピーク2040年に高齢期を迎えるのは…
- 安心して子どもを育てられない、安心して老いられない、安心して死んでいかれない社会

2022年秋
連続ＷＥＢ集会＋国会集会

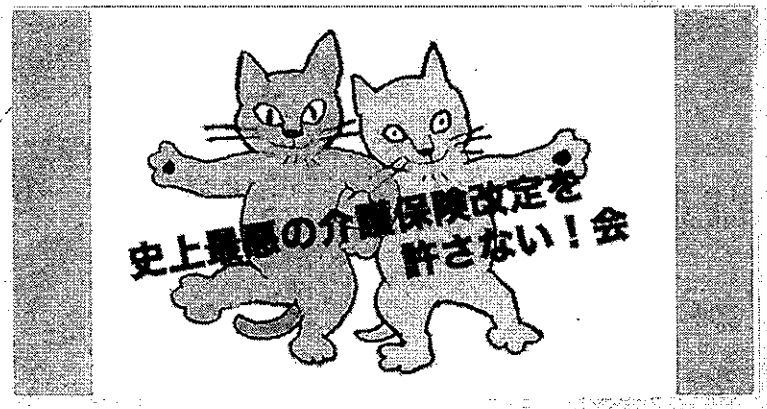

2023年秋国会集会
ついに「詐欺」レベルに！

昨年に引き続き、介護保険制度改悪に
待った！
の大きな声をあげよう

11月21日(火)　緊急オンライン集会

このままでは保険”詐欺“になる
～介護保険は崖っぷち～

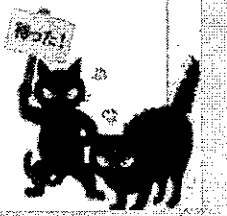

衆議院第二会館からオンライン中継

障害者団体と介護団体 初の共同声明！

すぐ変えたい介護保険

1．個人加入の保険であることをはっきりさせる
2．サービス利用料に所得階層を持ち込まない
3．認知症仕様にする
4．独居仕様にする
5．訪問介護、住宅型有料老人ホーム等併設型は新たな類型に
5．医療系サービスを医療保険に戻す
6．介護予防や地域づくりは介護保険財源から外す
7．加算は最低限に、基本報酬を上げる
8．サービス利用料の減額、無料化を進める

安心して暮らせる社会 安心して死ねる社会

- 「助けて！」と言える社会に。「自己責任、他人さまの世話にならない」は呪いの言葉
- 生活保護バッシングで誰が得する？
- 幸福度ランキング2位のデンマーク、どこが違う？
- 子ども、若者、子育て世代、障がいがある人、高齢者、誰もが必要な支援を受けられる社会に
- お金よりサービスを配る。ベーシックサービスという考え方
- 政治が制度を決定する。政治をあきらめない！

2024年2月1日

訪問介護基本報酬の引き下げに抗議する
緊急声明

2024年4月1日より適用される介護報酬単位が公表されました。それによると、訪問介護の基本報酬は身体介護、生活援助、通院乗降介助とも、すべて基本報酬が引き下げられています。

基本報酬は引き下げたものの、処遇改善加算のアップ率はすべての事業中最高なので、事業収入全体では影響がないかのように説明されていますが、試算すると最上位の処遇改善加算を取得してもマイナスになってしまいます。

事業所経営実態調査で訪問介護が収益率7.7パーセントという大幅な黒字となったことが引き下げの理由とのことですが、これは増加の一途であるサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）等の併設事業所の収益率が高いからです。サービス提供効率が高く、調査の提出率も高いと考えられます。

一方、小規模な単独事業所は調査に応じる余裕さえありません。併設型訪問介護は、同一建物内に居住する利用者を回って介護するため施設介護に近く、地域の中を一軒ずつ訪ねてケアを提供する訪問介護とはかけ離れ、カテゴリー自体を分けるべきものです。

訪問介護はすでに15.3倍の有効求人倍率で、訪問介護員の高齢化も突出しています。地域の在宅介護を支えてきた小規模事業所は次々と撤退。ヘルパー不足でケアプランに必要な訪問介護を組むことができないという悲鳴が全国の現場から聞こえてきます。

人件費比率が72.2パーセントの訪問介護で基本報酬を引き下げれば、単独型小規模事業所の経営は悪化し、閉鎖倒産が相次ぐことでしょう。仮に処遇改善加算で職員賃金を上げることができたとしても、物価高騰の中で経常費などをまかなうことができないからです。

在宅介護の命綱である地域に根差した単独型の訪問介護が減っていけば、独り暮らしや老老世帯はたちまち「介護難民」になります。「家族介護」に頼らざるを得ず「介護離職」は激増します。「可能な限り最後まで住み慣れた地域で」を謳った国が進める地域包括ケアシステムはますます有名無実になるでしょう。

多くの人々が訪問介護の現状を危惧する中、この基本報酬引き下げは暴挙というほかありません。強く抗議し、撤回を求めます。

呼びかけ団体
認定NPO法人ウィメンズアクションネットワーク　理事長　上野千鶴子
NPO法人高齢社会をよくする女性の会　理事長　樋口恵子
NPO法人障害者協議会　代表　藤井克徳
きょうされん　理事長　斎藤なを子

ケア社会をつくる会　世話人　小島美里　中澤まゆみ

多摩地域のPFAS汚染と米軍横田基地

東京新聞社会部立川支局・松島京太

自己紹介

- 東京新聞のキャンペーン報道「PFASを追う」で主な取材・執筆を担当
- 1992年生まれ。川崎市出身
- 慶応義塾大文学部卒業後、2017年に中日新聞社（東京新聞）入社
- 東海本社（浜松市）報道部、名古屋本社整理部を経て2022年8月から立川支局
- 米軍横田基地や基地周辺自治体、環境省などを担当

PFASとは何か？①用途

- 炭素とフッ素からなる有機フッ素化合物と呼ばれる約1万種類の化学物質群の総称
- 自然界でほぼ分解されず、人体や環境中への残留性が高いため「永遠の化学物質（フォーエバー・ケミカル）」とも
- 水や油を弾く特徴があり、航空燃料火災に有効な泡消火剤やフライパンの表面加工、半導体の製造などに利用されてきた

PFASとは何か？②分類

PFAS（有機フッ素化合物）

PFOS ・・・ 2009年にストックホルム条約で付属書B（制限）に追加
2010年に化審法で国内での製造・販売が禁止

PFOA ・・・ 2019年にストックホルム条約で付属書A（廃絶）に追加
2021年に化審法で国内での製造・販売が禁止

PFHxS ・・・ 2021年にストックホルム条約で付属書A（廃絶）に追加
2023年春から化審法で国内での製造・販売が禁止へ

その他、PFNA、PFTEなど1万種類以上

PFASとは何か？③有害性

PFOSとPFOA

- 腎臓がんと脂質異常症（コレステロール値上昇）のリスク上昇、抗体反応の低下、乳児・胎児の成長阻害との関連が指摘
- 2000年に米国の化学メーカー「3M」が自主的にPFOSの製造中止を宣言
- 2005年に米環境保護局（EPA）が「ヒトで発がん性がある可能性が高い」と警鐘
- 2023年12月、WHOの専門組織「IARC」がPFOAを「発がん性がある」、PFOSを「発がん性の可能性がある」要因と分類

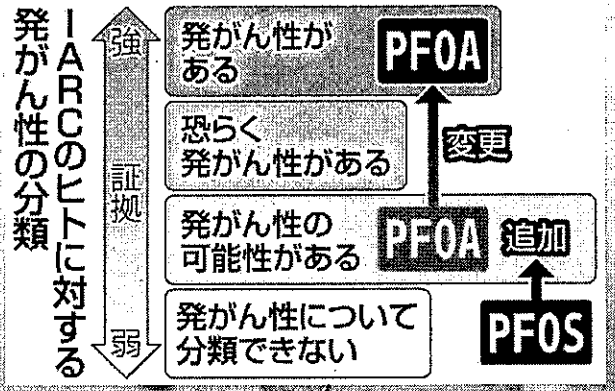

国内の動向①規制と対策

- 2010年にPFOSが、2021年にPFOAが化審法の「第一種特定化学物質」に指定され、製造と輸入が原則禁止へ（PFHxSは今年春に指定方針）

  →使用は禁止されておらず、泡消火剤は多くの施設でいまだ設置中か

- 厚労省や環境省が2020年、水道水に対して「暫定目標値」、地下水・公共用水に対して「暫定指針値」を設定。毎日2L飲み続けても健康被害が出ない値として、水1L当たり50ng

  →基準値ではなく暫定値のため運用は自治体任せ

- 環境省は2023年から2つの専門家会議として「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」と「PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議」を設置。省内に「PFAS対応チーム」を組織

国内の動向②汚染の現状

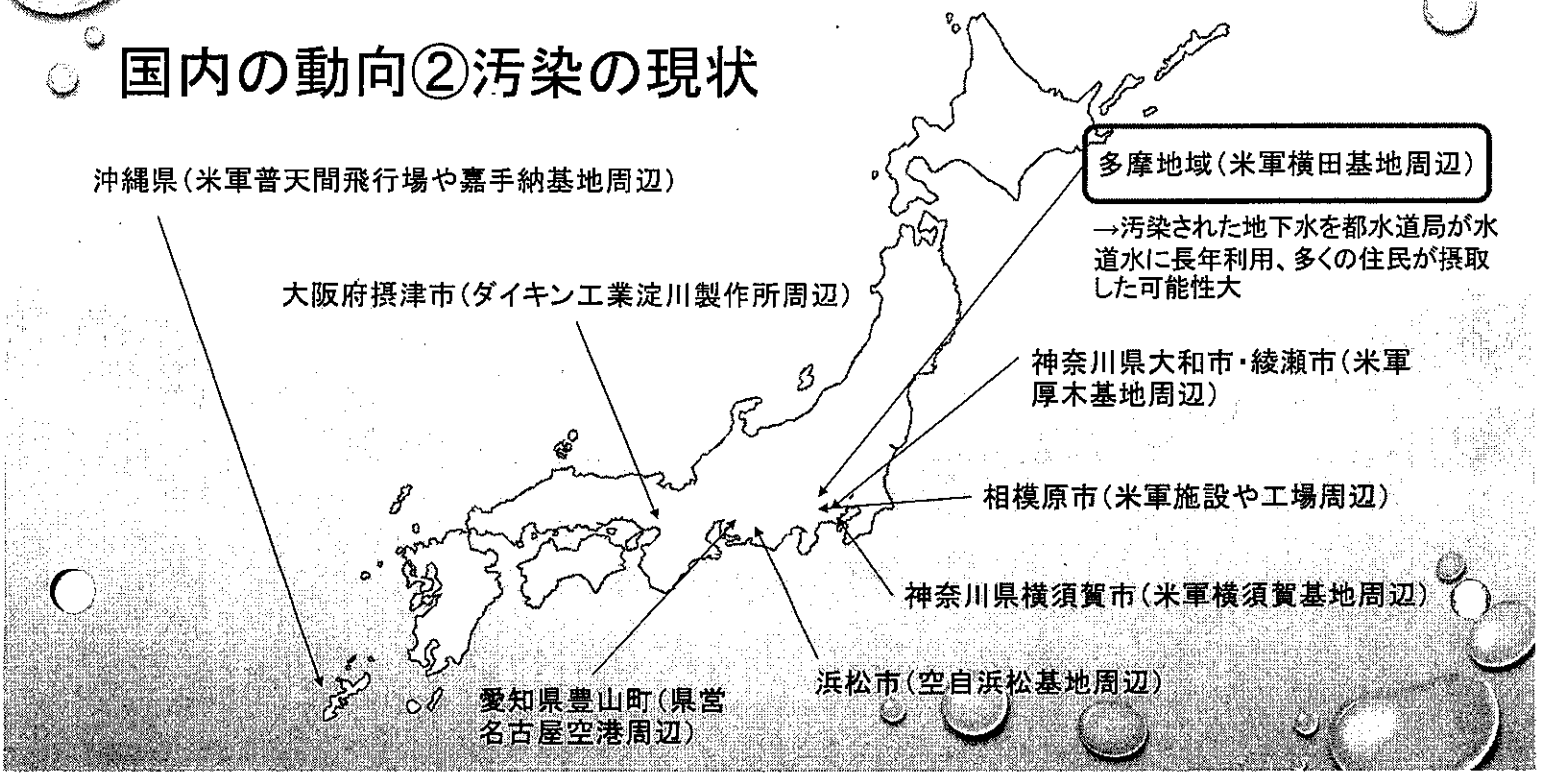

多摩地域の汚染①水道水源の井戸

多摩の井戸水 汚染広範囲に

東京新聞

PFASを追う

21年までに7市34本、取水停止判明

市民団体「原因特定を」

3年ぶり一般参賀

- 都水道局が2019年6月以降、多摩地域の7市にある浄水施設で水源として利用していた井戸40本をPFAS汚染を理由に停止していたことが判明
- 都水道局の調査では、2005年時点で高濃度のPFASが検出されていた

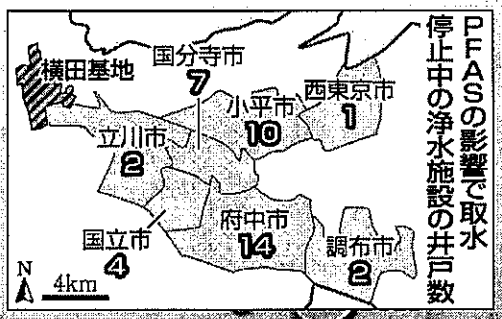

多摩地域の汚染②血中濃度

- 京都大の原田浩二准教授と市民団体「多摩地域のPFAS汚染を明らかにする会」が多摩地域の791人（30市町村etc）の血中PFAS濃度を調査
- 米国が「健康被害の恐れがある」と定める指標（7種類のPFAS合計値で20ng/mL）を4種類のPFASの合計値で超えた割合は、多摩地域全体で約46%、井戸停止7市で約68%に

→国分寺市で93%、立川市で75%が超過

東京・多摩地域の血中PFAS濃度
平均値（追加調査分報告）

※単位ng/mL	PFOS	PFOA	PFHxS	PFNA	4種合計	米国の指標値超(%)
全体（791人）	10.3	3.7	4.7	3.4	22.0	46.1
井戸停止の7市（333人）	12.4	4.4	8.1	3.7	28.6	67.9
環境省の2021年度全国調査（119人）	3.9	2.2	1.0	1.6	8.7	

※四捨五入のため合計が一致しない場合がある

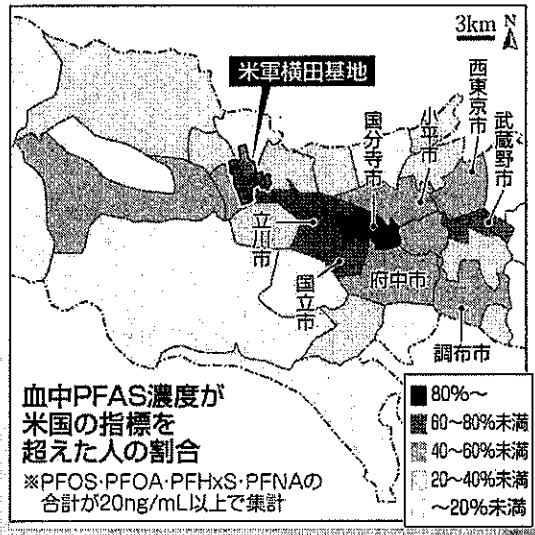

多摩地域の汚染③米軍が認めた

横田基地 2010~12年に3回事故

東京新聞

PFASを追う

米軍 消火剤の漏出認める

土壌通じ、周辺に拡大か

- 2010～12年に横田基地内でPFASを含む泡消火剤約3000Lが漏出したことを英国人記者のジョン・ミッチェル氏が報道。東京新聞でも連載「PFASを追う 汚れた水」で追及
- 防衛省が事故を把握していたことが23年7月に判明
- 防衛省はジョン・ミッチェル氏の18年12月の報道後に米軍に問い合わせ、翌月把握。「省内の連携ミス」で4年半放置
- 在日米軍は「基地外へ流出したとは認識していない」

多摩地域の汚染④基地外に流出したのか

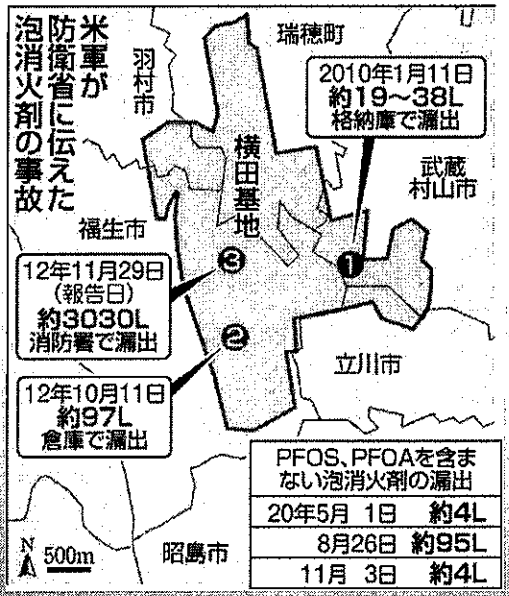

- 多摩地域の汚染の関与に、第374空輸航空団(横田基地の管轄部隊)は「数千種類のPFASがあると同時に、文字どおり数千種類の製品や製造業で含まれていることを考慮する必要がある。そのため、PFASの本当の汚染源を判別し、調査することは困難だ」と東京新聞にメールで回答
- CV-22オスプレイ配備に関する環境レビュー(2015年)では「横田飛行場には、少なくとも2つの地下水システムとして、浅部帯水層と深部帯水層がある。両帯水層は南南東方向へ流れている。基地内で流出あるいは放出されたものは、横田飛行場内の主な飲用水源となっている深部帯水層に最終的に行き着く」と米軍自ら言及

多摩地域の汚染⑤地下水汚染の傾向

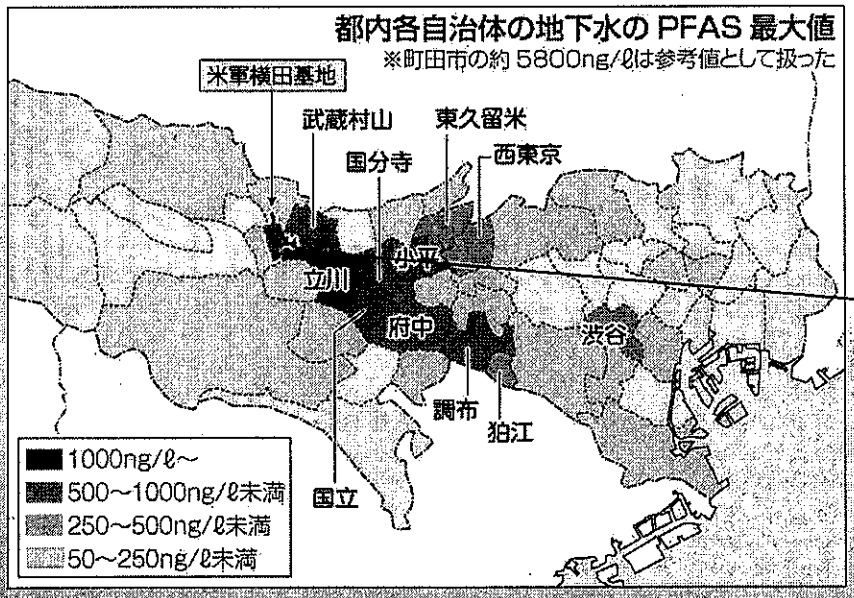

- 東京都や環境省が調査した地下水のPFAS濃度のデータ約3000件を東京新聞で分析
- 横田基地の西側では数値が低く、東側では高くなる傾向
- 立川市内で横田基地付近に設置されている「横田基地モニタリング井戸」で都内の事実上最高値となる1340ng/mlを検出

多摩地域の汚染⑥地下水の流動（参考）

横田基地

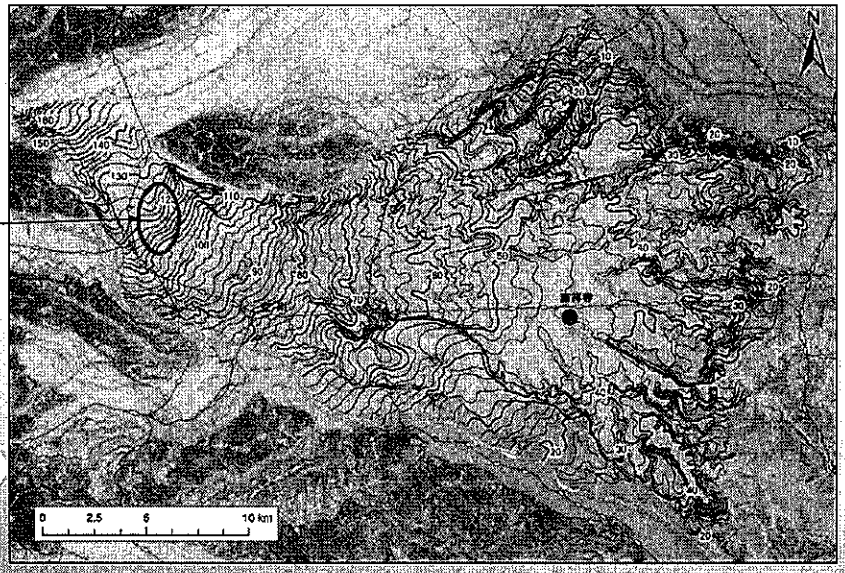

市川正巳・樋根勇「日本の水収支」(1978)（細野義純作図の不圧地下水の地下水位等高線図）

- 東京都によると、都内の地下水はおおむね西側から東側へ流動
- ヘキサダイアグラム図では、横田基地モニタリング井戸付近の形と、井戸の取水を停止した「国分寺北町給水所」（国分寺市）と「小川給水所」（小平市）付近の形が似ている（※深さのデータが不足しており、水流系統の一致を示すものではない点に注意）

多摩地域の汚染⑥地中深くに浸透

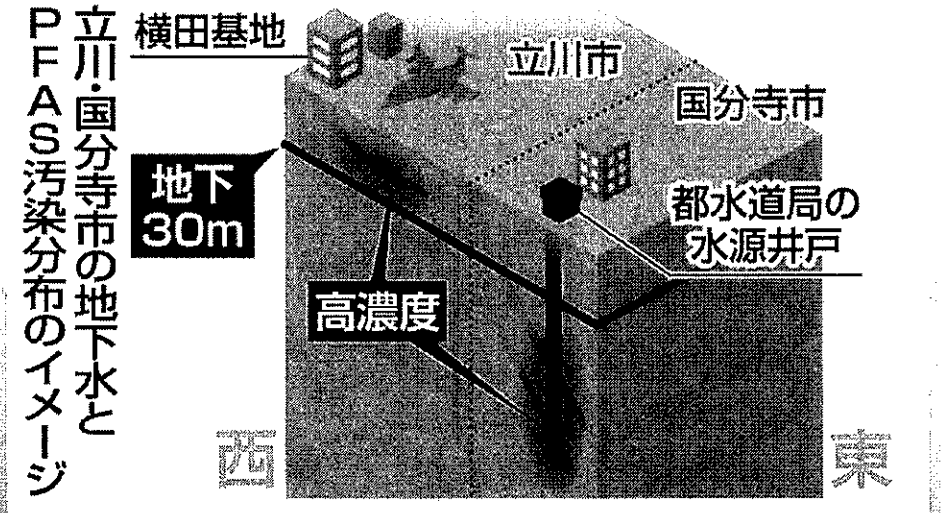

- 原田浩二准教授と「明らかにする会」が140カ所の井戸水などを調査
- 立川市内では浅井戸、国分寺市内では深井戸で高濃度のPFASを検出
- 不透水層に沿って深い地下水へ浸透、東へと汚染が拡大か
- 立川市内では3100ng/LのPFASを検出

立ち入り調査①なぜ必要か

PFASに汚染された土壌は除染作業が可能

- コンクリート壁による閉じ込め（大阪府摂津市のダイキン工業淀川製作所）
- 電極反応による活性炭への吸着（実験室レベルで実証）
- ドイツ政府は2012年以降、在独米軍5施設で調査。汚染源として突き止め、一部基地で浄化作業

→汚染問題解決には、立ち入り調査で汚染源を特定することが大前提

立ち入り調査②日米地位協定の壁

「排他的使用権」

日米地位協定第3条第1項「合衆国は、施設及び区域内において（中略）管理のために必要なすべての措置を取ることができる。日本政府は、（中略）合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で（中略）必要な措置を執るものとする」

→「米側以外の者の施設・区域への立ち入り及びその使用を禁止し得る機能を意味する」「（一般的な土地へ立ち入り禁止と比べ）日米合同委員会合意上特に定める場合を除き、日本側公権力にも対抗し得る点に特色がある」（外務省見解）※琉球新報社編『日米地位協定の考え方　増補版』から引用

立ち入り調査③環境補足協定

「1973年合意」

1973年に、日米合同委員会で「米軍施設に源を発する環境汚染が発生し、地域社会の福祉に影響を与えていると信じる場合は、立ち入り調査の申請が可能」と合意

環境補足協定

2015年に締結。「環境に影響を及ぼす事故（漏出）が現に発生した場合」に「米軍施設・区域への適切な立入りを行えるよう手続を作成・維持」

結局は米軍側の裁量次第

環境汚染に関する日米の主な取り決めと課題

	取り決め	課題
1960年	日米地位協定が発効	米軍側に基地の「排他的使用権」が与えられ、日本の関係機関は米軍施設に許可なく立ち入ることができない
73年	日米合同委員会で「米軍施設に源を発する環境汚染が発生し、地域社会の福祉に影響を与えていると信じる合理的理由のある場合は、立ち入り調査の申請が可能」と合意	申請の許可は米軍次第。これまで4件の申請があったが、全て認められていない
95年	日本政府側に漏出事故を報告する基準を記した米軍内規「日本環境管理基準（JEGS）」が作成される	基準に当てはまるかどうかは米軍の判断次第
97年	日米合同委員会で「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」が合意。具体的な通報ルートが定められる	何を通報するかが曖昧で機能せず
2015年	環境補足協定を締結	通報がなければ立ち入り調査の申請ができない。過去の環境汚染は対象外

地方ができること①基地立ち入り調査の要請

- 浜田靖一防衛相【2023年7月11日】

（横田基地の漏出事故に関する質問に対して）「関係自治体から具体的な要請があれば関係省庁と連携し、米側に働きかけていきたい」

- 木原稔防衛相【2023年9月29日】

「関係自治体の意向を踏まえることが適切である」

立ち入り調査が実施された主な在日米軍施設

時期	施設名	主体	調査までの経緯
2020年4月	普天間飛行場（沖縄県宜野湾市）	国、沖縄県、宜野湾市	沖縄県が国に立ち入り調査を申請し、国が米軍に要請。環境補足協定による初の立ち入り調査
22年10.12月	厚木基地（神奈川県大和市、綾瀬市）	国、神奈川県、大和市、綾瀬市	神奈川県と基地周辺2市が国に立ち入り調査を申請し、国が米軍に要請
22年12月	横須賀基地（神奈川県横須賀市）	国、横須賀市	横須賀市が国に立ち入り調査を申請し、国が米軍に要請。神奈川県は申請過程に関与せず

必ずしも都道府県を通して国に申請しなければいけないわけではない（区市町村単独での申請が可能）

地方ができること②水質調査、汚染源調査

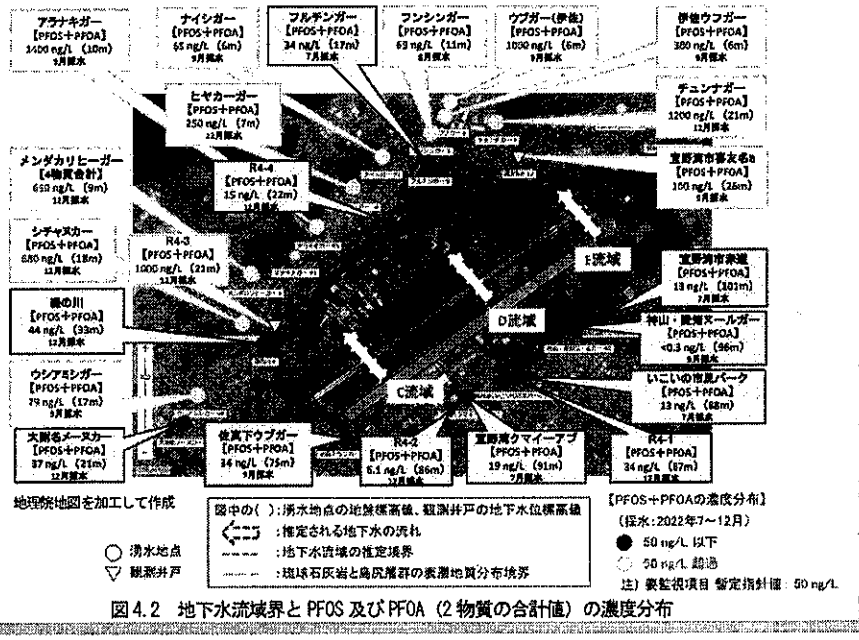

図 4.2　地下水流域界と PFOS 及び PFOA（2 物質の合計値）の濃度分布

←沖縄県の2022年度PFAS汚染源調査（普天間飛行場）

- 疑わしい施設周辺の地下水の流動を把握し、周囲の井戸のPFAS濃度を調査
- 上流から下流に移ることで濃度は増えたか？
- 上流下流で同じ流動域の地下水を正確につかむため、ボーリングで観測地点を設置

※過去に使用していた可能性のある施設への積極的な聞き取りも重要

地方ができること③食品調査

内閣府食品安全委員会のPFASワーキンググループ【2024年1月26日】

- 「評価書案」でPFASの耐容一日摂取量（TDI）を設定→摂取しても健康に悪影響が及ばない量
- PFOS、PFOAそれぞれ体重1キロ当たり20ナノグラム→測定してリスク判断が可能に

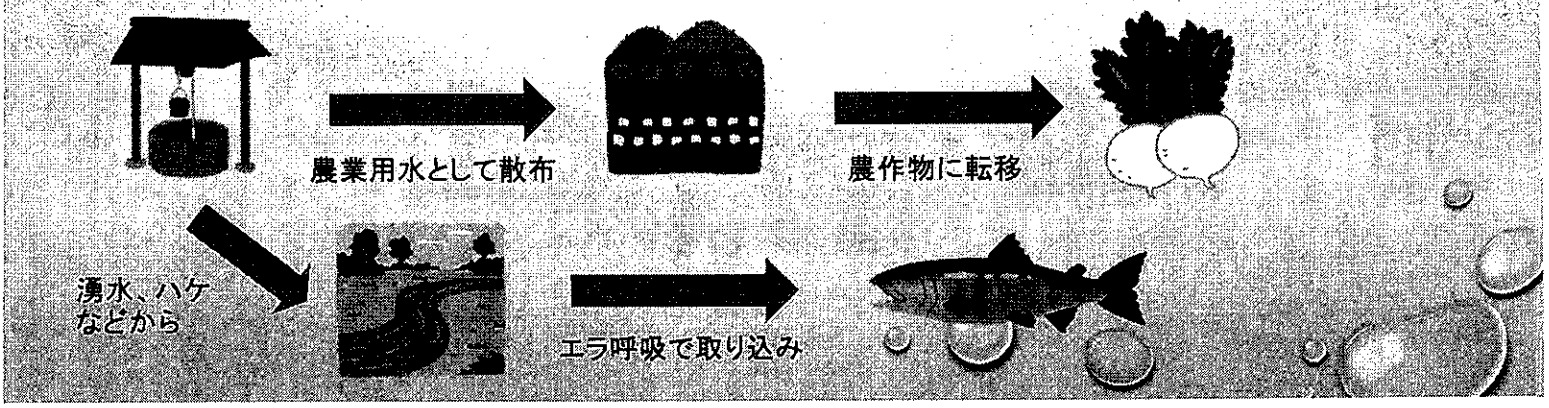

地方ができること③食品調査

- 相模原市の道保川で採取した魚類から、最高濃度で全国平均の約340倍のPFASが検出
- 東京新聞と京都大で共同調査
- 地下水汚染地域で、湧水を水源とする河川も汚染
- 欧州の指標では、体重50キロの人が身の部分を1週間に8グラム以上摂取した場合に「健康リスクの恐れがある」とされる数値

2024年1月12日東京新聞朝刊1面

相模原の河川汚染 本紙・京大調査

魚から平均濃度の340倍

週8グラム摂取 健康リスク

PFASを追う

国、食品の濃度目安 設けず

5つの「可視化」

①「環境汚染」の可視化・・・汚染地域の特定

②「血中汚染」の可視化・・・大規模血液検査で暴露状況、健康リスクを調査

③「健康リスク」の可視化・・・疫学調査、動物実験による知見の収集

④「米軍の内部情報」の可視化・・・環境汚染分野の透明性確保

⑤「怒りの声」の可視化・・・要望書提出、抗議デモで行政に危機感を伝える

ご清聴ありがとうございました。

◁「PFASを追う」記事一覧はコチラ。Flourishによる汚染図マップも

Mail: matsushima.k@chunichi.co.jp
X（旧Twitter）アカウント@water_insect

東京新聞の購読は0120(026)999へ

（別紙）

人材育成・確保基本方針策定指針

総務省

令和５年 12 月 22 日

目次

第１章 本指針の趣旨 2

第２章 基本方針の改正等に当たって留意すべき基本的な考え方 3

第３章 人材育成・確保の検討事項 5

第４章 デジタル人材の育成・確保に関する留意点 14

第１章　本指針の趣旨

少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少をはじめ、個人のライフプラン・価値観の多様化、大規模災害・感染症などの新たなリスクの顕在化、デジタル社会の進展等により地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化している。また、今後、若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約されること等が想定される中、複雑・多様化する行政課題に対応する上で、各地方公共団体における人材育成・確保の重要性は従前にも増して高まっている。特に、行政のデジタル化による省力化・生産性の向上や新しい公共私間の協力関係の構築、それらを支える人材の育成・確保が急務である。

また、近年、各地方公共団体は、デジタルトランスフォーメーション（DX）への対応や大規模災害・感染症、公共インフラの老朽化、こども・子育て施策の充実など、足下の喫緊の課題に対応する中で、深刻な専門人材の不足に直面している。大きく変化していく行政課題に対応するための人材育成や、外部人材の活用や広域での確保も含めた多様な人材の確保も重要である。さらに、働き手側の価値観の変化とも相まって、職員の能力を最大限に引き出し、職員一人ひとりがやりがい・成長実感を得られ、多様な働き方を受け入れる職場環境づくりが必須となっている。

地方公共団体の人材育成に関しては、「地方自治・新時代における人材育成基本方針策定指針」（平成９年 11 月 28 日付け自治能第 78 号。以下「平成９年国指針」という。）で示された留意・検討すべき事項を踏まえ、各地方公共団体において、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が策定・改正されてきたところである。

本指針は、「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」において取りまとめられた「人材育成・確保基本方針策定指針に係る報告書」（以下「研究会報告書」という。）の内容を踏まえ、「人材育成」のみならず、「人材確保」や「職場環境の整備」を図るという総合的な観点から、平成９年国指針を新たに「人材育成・確保基本方針策定指針」として全面的に改正し、各地方公共団体が基本方針を改正等するに当たって留意すべき基本的な考え方や人材育成・確保の検討事項を参考として提示するとともに、デジタル社会が進展し、官民ともにデジタル人材の需給が逼迫する中、急務となっているデジタル人材の育成・確保に係る留意点についても、併せて提示するものである。

第２章　基本方針の改正等に当たって留意すべき基本的な考え方

各地方公共団体が基本方針の改正等を行うとともに、人材育成・確保の取組について実効性を持って推進していく上で重要な考え方については以下のとおりである。

1　求められる職員像の明確化

対応すべき中長期的な課題や地域のあり方など、それぞれの地方公共団体が置かれた状況を踏まえ、職員の自主性や多様性の発揮に留意しつつ、求められる職員像や行動指針、組織の目指すべき姿等や、各職務分野や職位に応じて求められる知識・技能等について明らかにしておくことは、各地方公共団体が計画的に必要な人材の育成・確保を行う際、また、職員自身による自発的な能力開発を促進する際の参考として有益であることから、これを明確化すること。

2　中長期的な計画との連携

基本方針は、地域の課題解決を図り、また、効果的・効率的に住民サービスを提供するという地方公共団体の責務の達成に向けて、そのために必要な人的資源を確保するために策定するものである。

このような基本方針の性格を踏まえ、各地方公共団体が策定している中長期的な計画の趣旨やそこで設定された目標を達成するためのものとなるように、これらの計画と連携したものとすること。

また、計画の見直しが行われる際には、基本方針についても併せて検証・修正していくこと。

3　人材育成・確保に係る目標の設定、取組等の検証・見直し

基本方針に位置づけた取組については、必要に応じ指標を設定する等、検証・見直しが可能な形で取り組み、実際に取り組んだことによる効果についてはできる限り検証し、見直しへとつなげること。

また、地域の行政課題に対応するため特に必要となる類型の人材については、各地方公共団体が策定している中長期的な計画や、これに基づいて行おうとする業務の量等をもとに、必要な人材の量を見込み、可能な限り定量的な目標（育成・確保すべき人数の目安等）を設定し、人材類型ごとに適した充足手段（内部からの育成、外部からの採用）等について整理した上で、人材の育成・確保に取り組むこと。

なお、設定した目標については、各種計画の見直しや状況の変化等に応じ、柔軟に見直していくこと。

4　全庁的な推進体制の構築

基本方針は、地方公共団体の人材に関する取組を総括する重要な組織決定であり、将来の自治体経営のあり方に大きな影響を与えるものであることから、その改正等に当たっては、首長をはじめとする団体のトップ層が積極的に関与すること。

また、実際の改正等に当たっては、各地方公共団体の人材育成・人事担当部局を中心に、その他の総務部局（財政担当、組織機構担当、行政財産担当等）が連携することにより、具体的な取組の実現可能性や発揮される効果を高めること。特に専門人材の育成・確保については、関係事業所管部局の意見を聴取する等、必要となる人材の定量的な目標や、その充足手段について、実態に即した最適な方針が作られるよう、必要な体制を整えること。

併せて、改正等の際には、人材育成・人事担当部局は、人事管理におけるデジタル技術の活用など、これまでの人材育成・確保の取組を時代の変化に合わせて柔軟に見直すことも検討すること。

5　市区町村の人材育成・確保に係る都道府県の役割強化を含む広域的な連携体制の構築

市区町村のうち、特に小規模な団体については、人材の育成・確保において、困難な面が生ずることも想定される。このような状況においては、都道府県は、各地域における広域的な行政主体として、人材の育成・確保の面でも、市区町村の相談に応じ、また、支援を行うことが求められる。

そのため、都道府県の基本方針においては、自団体の人材育成・確保の取組に加え、市区町村担当部局を中心に各市区町村の状況を十分に把握した上で、当該都道府県内の市区町村の現状を踏まえた支援策についても検討すること。

他方、市区町村側でも、既存の広域連携のための制度も活用しながら、共同研修の実施や、専門人材の共同活用等、市区町村間での連携についても検討すること。

第３章　人材育成・確保の検討事項

各地方公共団体が人材育成・確保の取組を具体化する際に検討すべき事項については、以下のとおりである。

1　人材の育成

（１）人材の育成プログラムの整備

DXやグリーントランスフォーメーション（GX）などの新たな政策課題や複雑・多様化する行政課題を解決し、行政サービスの向上を図っていくためには、地方公共団体に必要とされる知識・技能が大幅に変化する中で、それらの知識・技能を職員が獲得（リスキリング）できる環境や、現在求められている役割の中で職員が知識・技能を向上（スキルアップ）できる環境を整えることが必要である。（研究会報告書では、新しい仕事のやり方や新しい職務に移行するための知識・技能の習得を「リスキリング」とし、必要な知識・技能の習得を「リスキリングやスキルアップ」と記載していることから、本指針についても以下同様に記載する。）

そのため、各地方公共団体の求められる職員像等と各職務分野や職位に応じて求められる知識・技能等のもと、必要となる人材をリスキリングやスキルアップにより計画的・体系的に育成するための育成プログラムを整備すること。

例えば、職種、階層毎の職員の育成や、急務であるデジタル人材のほか、技術人材、医療・保健人材などの専門性が求められる職員の育成、多様な主体と連携・協働して地域の課題解決に取り組む職員の育成、人材育成に必要となるマネジメント能力を有する管理職の育成等、それぞれの地方公共団体で必要となる人材毎に育成プログラムを整備すること。

また、当該育成プログラムの整備に当たっては、育成の対象となる職員や現場のニーズを丁寧に汲み取った上で、職種、階層、専門性等に応じて必要となる知識・技能の要件を定義し、当該知識・技能を習得するのに必要となる育成手法を体系的に整理すること。

（２）人材の育成手法の充実

職員が主体的にリスキリングやスキルアップに取り組み、自らキャリア形成できるよう、職務を通じての日々の研修（OJT）を通じた実務能力の向上はもとより、高度で専門的な知識・技能の習得や、他の地方公共団体や民間企業の職員等とのネットワークづくり、自発的な学習による幅広い知識・技能の習得等、職員のニーズを踏まえ

た多様な学習機会を確保すること。

また、オンライン研修等、限られた時間の中でより効果的・効率的な研修方法を取り入れる等、自団体の育成手法を充実させること。

① 外部研修の活用

時代の変化に即応した高度・専門的な知識・技能や幅広い視野の獲得、行政内外の関係者とのネットワークの構築、研修担当職員への研修等については、各地方公共団体が単独で取り組むのは難しいことから、外部で実施される研修や派遣研修の活用を検討すること。

- 自治大学校、市町村職員中央研修所、全国市町村国際文化研修所等の全国規模の研修機関での研修、高等教育機関（大学、大学院）への派遣研修、民間の研修プログラム（e ラーニング等）の活用等
- 国や他の地方公共団体、民間企業等への職員派遣

② 研修の広域化

限られた経営資源の中で、研修を効果的・効率的に実施するため、場所や時間に捕らわれないオンライン研修を充実すること。

また、特に小規模な団体については、自団体で必要な研修を実施することが難しいことも想定されることから、都道府県は、各地域における広域的な行政主体として、市区町村を含めた広域的な研修の実施について、また、市区町村側でも、市区町村間での共同研修について検討すること。

③ 既存研修の充実

既存の研修については、オンライン研修の活用はもとより、不断の情報収集により研修ニーズの把握に努め、適時に適切な内容をカリキュラムに盛り込む等、内容の充実を図ること。

例えば、民間経験者等を対象とした、公務に必要とされる基本的な法制や経済、公務員倫理等を学ぶ研修、日々高度化する専門的な知識・技能を習得するための専門職研修、地域課題の解決に向けた実践的な知識・技能を習得するための NPO・民間企業等との公民合同研修等を実施することも効果的である。

また、OJT についても、職場の指導的立場の職員等への研修を通して、職員の統率や指導といったマネジメント能力の向上を図り、効果的に実施すること。

④ 自発的学習の促進

職員の自発的な学習を支援するため、取り組みやすい職場環境の確保に留意しつつ、e ラーニングシステムの導入や、学位・資格取得の支援、自主研究グループ等が活動しやすい職場風土づくり等について検討すること。

また、社会貢献活動などの兼業・副業は、人材育成に資するとも考えられることから、許可制とされている趣旨に十分留意しつつ、兼業に関する詳細かつ具体的な許可基準を設定・公表するなどの環境整備を行うこと。

（3）人を育てる人事管理

① リスキリングやスキルアップにより獲得した知識・技能の人事配置等への反映

新たな政策課題に的確に対応していくため、単にリスキリングやスキルアップの機会を提供するだけでなく、獲得した知識・技能を担当業務に活かすとともに、人事配置に反映させることで、組織力や職員のモチベーションを向上させていくこと。

特に今後、デジタルなどの専門的な分野において、一般行政職員の中でリスキリングやスキルアップにより専門性を高めた職員については、当該専門性を活用できるような人事配置を検討すること。

② 職員の主体的なキャリア形成への支援

職員の主体的な業務遂行や自発的な能力開発を促進するため、キャリアパスの明示や、ロールモデルの設定、メンター制度の導入、キャリア相談体制の構築等により、特に、若年層職員や昇任に消極的な職員等に対して、自らのキャリアについて考える機会を提供し、仕事へのモチベーションや昇任意欲等を高めるほか、複線型人事制度や庁内公募を活用した人員配置により、職員の希望を踏まえたキャリアの実現を図る等、職員のキャリア形成を支援すること。

③ 人事評価等の活用

人事評価における能力評価の実施に当たっては、求められる職員像と連動させた評価を行うほか、業績評価の目標設定に当たっては、組織としての理念・目標と個々の職員の業務目標との関係性を明確化し、業務の意味や価値及び重要性を理解させることにより、職員の主体性や意欲を引き出し、職員個人の成長につなげること。その際、意欲の向上や人材の定着に資することも期待できることから、人事

評価結果を職員の昇任等や処遇に適切に反映させること。

また、人事評価結果の開示に当たっては、面談等において組織への貢献度、当該職員の強み・弱み等を職員本人に適切にフィードバックすることにより、職員個人の成長や能力開発を促すとともに、職員のやりがいやエンゲージメントの向上等につなげるようにすること。併せて、職員へのフィードバックのやり方や評価結果に対する不満への対応方法など、評価者を対象としたフィードバックの方法の研修を充実すること。

④ 管理職による職場内マネジメントの推進

職員の育成や意欲の向上を図るため、職場のリーダーである管理職は、その役割を十分に認識し、人事評価における職員面談や1on1ミーティング、または日々職員とコミュニケーションを図る中で、職員の人材育成等に積極的に関わっていくこと。

人材マネジメントを推進するためには、管理職と人材育成・人事担当部局が十分に連携し、組織が一体となって取り組むことが重要であり、人材育成・人事担当部局は、わかりやすいマニュアル等の作成、計画的な研修の実施、相談やサポート体制の整備など、必要な支援体制を整えること。

⑤ HRテクノロジーを活用した人事施策等の実施

HR（Human Resource）テクノロジーとは、人事・総務・労務で用いられるシステムやサービスの総称である。人材育成・人事担当部局は、人事関連の業務をより効率的かつ高度に行うため、採用管理、労務管理、人事配置、育成管理、人事評価、エンゲージメント調査など様々な分野へのクラウドシステムなどのデジタル技術の活用を検討すること。

2 人材の確保

（1）公務の魅力の発信

優秀な人材を確保するためには、まずは地方公共団体の職員として働くことの魅力を広く情報発信することにより、公務への関心を持ってもらうことが必要である。

そのため、例えば、次のような取組をはじめとした公務の魅力の広報発信を行うことにより、より多くの受験者に訴求し、有為な人材の確保へとつなげること。

- SNSや動画配信、民間の就職支援サービスを利用した広報

- 応募者に応じた様々なキャリア教育・インターンシップの実施
- 職場見学や若手職員との意見交換の開催
- 技術職員確保のための技術系若手職員によるWEB面談の実施
- 働きやすさなどの職場環境に関する情報発信

特に、土木技師や保健師、保育士といった専門職や技術職については人材確保が困難な状況であることから、専門職や技術職の公務の側面からの魅力について、より積極的に発信すること。

なお、その際は、受験者のミスマッチを防ぐ観点から、あくまで実際の公務内容に沿った魅力発信を行う必要があることに留意すること。

また、このような手段による公務の魅力発信に当たっては、個別の取組を単発的に実施するのではなく、採用に係るねらいやテーマを持った採用広報戦略を立案した上で、その方向性に即した具体的な取組を検討すること。さらに、その採用広報戦略の立案においては、民間人材サービスとの連携等、民間部門の視点を交えることも効果的である。

（2）多様な試験方式の工夫

受験者の中には、故郷での就職を希望する者等、遠隔地からの受験を希望する者や、留学や研究活動により一般的な時期の就職活動が困難な者、特別な公務員試験対策が負担に感じる者等も想定される。

このような負担が、地方公務員採用への応募を躊躇させる原因ともなり得るため、多くの、かつ多様な人材に公務に挑戦してもらうためには、受験者の負担を軽減するような試験方式を実施することも有効と考えられることから、例えば、次のような取組をはじめとして、試験の実施に係る工夫について、各地方公共団体の実情に応じて検討し、実施すること。

＜受験対象者や受験方法に係る工夫＞

- 通年募集枠の設置
- 年齢上限の引上げ
- 採用手続の広域化（採用試験の共同実施、共同採用方式の実施等）
- 試験会場の管外設置（テストセンターの活用等）
- 採用手続のデジタル化（受験申込みのオンライン受付、WEB面接の導入等）

＜試験方法や試験内容に係る工夫＞

・　教養試験に代わるＳＰＩなどの適性検査の導入

・　口述試験やグループワークといった人物試験の配点比率の増加

試験の実施に係る工夫を検討するに当たっては、求める人材や能力を明確にした上で、その目的に沿った試験方式を検討すること。

その際、その試験方式を実施することに伴う効果を多角的に検討した上で、その採否を決定するとともに、実施したことによる効果を可能な限り検証し、更なる取組の検討に活用すること。

加えて、その試験方式を実施することに伴い、新たに採用者側に求められる観点や留意点がある場合は、それらについて、採用に携わる職員にあらかじめ共有すること。

なお、多様かつ専門的な能力及び経験を有する人材を登用する観点から、採用試験のみならず、選考採用を活用していくことも考えられる。その際は、研究会報告書でも言及されているとおり、国家公務員と同様に、採用昇任等基本方針（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定、令和 2 年 12 月 25 日一部変更）において示されている、求める人物像の明確化、能力実証方法の十分な検討や公務内外を通じた募集といった点に留意するほか、地方公務員法の平等取扱いの原則（第 13 条）、成績主義（第 15 条）等の根本原則にもあらためて留意すること。

（3）多様な人材の採用

多様で優秀な人材の確保という観点からは、新卒者に限らない、経験者採用による多様な経験や知識・技能、専門性を持った人材の確保も重要である。

そのため、例えば、次のような取組をはじめとして、様々な経験や専門性を有し、即戦力となる人材を確保するための取組について、各地方公共団体の実情に応じて検討し、実施すること。

・　募集対象年齢の上限の拡充又は撤廃

・　新卒一括採用と経験者採用を効果的に組み合わせた複数の採用ルートの設定

・　行政経験者（同じ団体への復職、いわゆるキャリアリターンや定年退職者を含む）、民間経験者（定年退職者を含む）、修士号や博士号取得者などの採用枠の創設

このような経験者採用の募集・採用に当たっては、地方公務員法の平等取扱いの原則（第 13 条）や成績主義（第 15 条）との関係に留意し、経験者であることのみを捉えて採用を判断するのではなく、その者が標準職務遂行能力や適性を有するかどうかについて能力実証を行った上で判断すること。

また、経験者採用を実施する場合、特に従来から新卒一括採用に比重を置いていた地方公共団体においては、職場への定着の観点から、例えば、定期的なアンケートや面談の実施、メンター制度の導入等、採用後の丁寧なフォロー体制を整備すること。

（4）外部人材の活用

専門的な知識・経験を有する人材を確保する上では、任期の定めのない常勤職員としてその人材を採用するという方策のほか、例えば、契約に基づいてアドバイザー業務を委託することや、公務員として任用する場合には、任期を区切って（上限５年）採用する特定任期付職員として、又は非常勤職員として助言等を行ってもらうための特別職職員として任用すること等、様々な選択肢のうちから、業務の性質や職員のニーズ等を踏まえて、適切な手段を選択すること。

（5）市区町村の専門人材の確保に係る都道府県等の支援

専門人材の確保については、これまでのように、各地方公共団体がそれぞれ必要な職員を採用するという発想にこだわるのではなく、今後は、単独市区町村での確保のみならず、広域での確保策を検討することが有効であると考えられ、特に都道府県が、専門人材の確保を支援していくことが重要である。

そのため、市区町村がその行政需要に対応できるよう、都道府県において必要な人材を確保の上、市区町村支援業務に当たらせたり、市区町村職員として派遣するなどの支援を検討していくこと。

また、市区町村の職員採用活動に対する都道府県の協力や、都道府県の主導による共同採用方式の活用等についても検討すること。

併せて、市区町村自身でも、広域で連携することにより対応できる場合には、定住自立圏制度や連携中枢都市圏制度などの各種制度等も活用しつつ、近隣の団体が共同して必要な専門人材や知見の確保に取り組むことを検討すること。

3　職場環境の整備

（1）多様な人材の活躍を可能にする職場環境の整備

①　ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事や生活のあり方に関する価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランスの視点を重視する職員が増加しているほか、性別や年代を問わず育児や介護など様々な事情を抱える職員が継続して勤務できる環境を整備することが求められるようにな

っていることから、全ての職員がライフステージにかかわらず、その能力を最大限に発揮し、限られた時間で効率良く高い成果を上げることができる職場環境を整備することが必要である。

そのため、長時間労働の是正、フレックスタイム制やテレワークの導入・活用等による柔軟な働き方の実現のほか、性別にかかわらず仕事と家庭の両立を図ることができるよう休業・休暇の取得促進を図る等、全ての職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら、意欲を持って職務に従事できる環境を整備すること。

なお、職場環境の整備に当たっては、管理職を中心とした適正な労務管理のほか、休業・休暇や短時間勤務の職員がいる職場における業務分担及び職員配置並びに当該職員と周囲の職員の人事評価のあり方にも留意すること。

また、これらの取組の実効性を高めるため、首長をはじめとする団体のトップ層が積極的に関与すること。

② 職場の健康管理等に関する取組

地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者は近年増加傾向である。職員が心身に不調を来すと、その能力を十分に発揮することができなくなることから、長時間勤務者に対する医師による面接指導などの健康確保措置の実効的な運用に加え、メンタルヘルス対策に積極的に取り組むこと。

また、ハラスメントは、職員の能力の発揮を阻害し、公務能率の低下を招くことから、ハラスメント防止措置（いわゆるカスタマーハラスメントへの対応を含む。）の実効性を確保し、安心して職務に専念できる職場環境を整えること。

（2）働きやすい職場の雰囲気の整備

多様な価値観を持つ職員同士が、自らの考えを表明して積極的なコミュニケーションを取ることにより、相互理解の促進や組織への参加意識の向上が図られ、エンゲージメントを高めることが期待できる。また、上司と部下のコミュニケーションの活性化は、職場の信頼関係の構築や管理職のマネジメント能力の向上につながり、一人ひとりが仕事に対するやりがいや成長実感を持ちながら働けるようになることが期待できる。

そのため、職員が発言・行動しやすい職場の雰囲気づくりを進め、職場におけるコミュニケーションのデジタル化が進む中で、フリーアドレス化などのオフィス改革に取り組む等、風通しの良い一体感のある職場環境を構築すること。

また、職員の自発的なキャリア形成や新たなチャレンジを応援する職場風土を醸成すること。

（3）職員のエンゲージメントの把握

職員の働きがいや意欲、組織に対する思い入れ、愛着などの「職員のエンゲージメント」を把握することにより、組織の健全化、組織力の向上、個人の意欲向上、人材の定着につなげていくことが重要である。

そのため、定期的に職員のエンゲージメントに関する調査を実施し、その結果から組織が抱える課題を洗い出し、職員にフィードバックするといった取組を検討すること。

第４章　デジタル人材の育成・確保に関する留意点

1　趣旨

全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を実現するためには、全ての地方公共団体が、デジタル時代の住民ニーズに合った行政サービスを恒常的に提供できる組織へと変革し、業務効率化や住民サービスの向上、地域課題の解決に取り組むことが求められる。

そのためには、首長の強いコミットメントと、人材育成・人事担当部局と DX 推進担当部局との緊密な連携の下で、仕事の進め方、組織・人事の仕組み、組織文化・風土そのものを変革し、全庁的にデジタル時代の組織へと変革することが必要である。

本章は、全庁的な組織変革をはじめ、DX の取組が庁内の各部局で円滑に推進されるよう、特にデジタル人材の育成・確保に関する留意点を示すものである。

現在、デジタル改革やデジタル実装を進めていくための人材不足の課題は、地方公共団体に限らず、国や民間企業などあらゆる局面でも顕在化している。特に、「自治体 DX 推進計画」（令和２年 12 月策定）でも示しているとおり、デジタル人材の育成・確保に係る方針を策定していない団体については、可能な限り早期に方針を策定の上、取組を進めることが望ましいことから、本章で示す留意点も踏まえ、基本方針の改正等に当たって新たな事項としてデジタル人材の育成・確保に係る内容を盛り込むこと。

なお、既にデジタル人材の育成・確保に係る方針を個別の方針として独立して策定している又は、DX 推進に係る計画等において記載している団体等については、当該方針又は計画等を基本方針の一項目として位置付けることも考えられる。

2　求められるデジタル人材像の明確化

地方公共団体において、デジタル人材の育成・確保に取り組むに当たっては、まず、各地方公共団体で育成・確保を進めるデジタル人材の人材像を明確化すること。

具体的にどのようなデジタルの知識・技能をもった人材を育成・確保すべきかについては、具体的に推進する取組や団体の規模によって異なるが、地方公共団体において進められている取組を踏まえると、概ね「高度専門人材」、「DX 推進リーダー」、「一般行政職員」に分類が可能であり、それぞれ以下の人材像が想定される。

（１）高度専門人材

- デジタルツールの「目利きができる」・「作ることができる」人材であり、地方公共団体において、DX 戦略、データ分析、ユーザー環境、セキュリティ、システム監視・管理などの各分野において、専門性を発揮する。
- 当該団体における DX の取組をリードするとともに、デジタル技術を活用した課題解決に係るシステムの実装や、DX に向けた意識の醸成・組織風土の改革、デジタル人材の育成等、職員が進める DX の取組のマネジメントができる指導的役割を果たす。

（２）DX 推進リーダー

- デジタルツールを「活用できる」・要件を整理し「発注できる」人材であり、地方公共団体の DX 推進担当部局や情報システム担当部局（以下「DX 推進担当部局等」という。）において、当該団体全体の DX の取組をリードするほか、DX 推進担当部局等以外の所属部署（以下「業務担当部局」という。）において当該所属部署の DX の取組をリードする。
- DX 推進担当部局等に所属している DX 推進リーダーは、業務担当部局の DX 推進リーダーと連携し、高度専門人材やベンダー等の民間事業者と、業務担当部局の一般行政職員との橋渡しを行うとともに、他の地方公共団体との連携についても検討しながら、当該団体の DX の取組をリードする。
- 業務担当部局の DX 推進リーダーは、DX 推進担当部局等の DX 推進リーダーの協力を得ながら、自身が所属する業務担当部局の DX の取組をリードする。

なお、地方公共団体において想定される具体的な役割については、研究会報告書に記載されている内容を参考にされたい。

（３）一般行政職員

- 今後、地方公共団体において、デジタル時代の住民ニーズに合った行政サービスを提供するため、デジタルリテラシーを高め、導入されたデジタルツールを活用して業務を行う。
- テレワークやペーパーレス、オンライン会議等を積極的に実施するほか、日常業務において RPA、BI ツール等の導入されたデジタルツールを活用する等、日常業務の効率化に向けた実践を行うとともに、住民等に対し業務に関連したシステムなどの操作方法の説明を行う。

3　求められる人材のレベルごとに育成・確保すべき目標の設定

地方公共団体において DX の取組を着実に推進するため、具体的にどのような知識・

技能を有する人材がそれぞれどれくらいの人数が必要かを検討すること。

その上で各地方公共団体において育成・確保すべき人材について、以下の人材像の類型を参考に、それぞれ育成・確保する具体的な数値目標を検討・設定すること。

また、その際、自団体職員の知識・技能の水準を把握することにより、それぞれの人材像の類型ごとに、既に自団体内部で確保できている数を把握した上で、設定した数値目標とのギャップの解消を目指し、組織的・計画的に人材育成・確保の取組を進めること。

（1）高度専門人材

デジタル分野では専門性が高度に分化していることから、当該地方公共団体において取り組むプロジェクトの期間・内容に応じて、どのような専門的な知識・技能を有する人材が必要か、また必要な人数はどれくらいかを検討すること。

また、当該団体が推進する特定のプロジェクトだけでなく、継続的に当該人材の知識・技能が求められる場合には、必要に応じて当該人材をアドバイザー等として活用できる体制を整えること。

（2）DX 推進リーダー

DX 推進リーダーは、特に、システム調達・発注やプロジェクトマネジメントにおいて、組織の中核を担い、地方公共団体における DX 推進をリードする役割を担うことができるよう、組織内の DX 推進をリードする DX 推進担当部局や、DX 推進を支える情報システム担当部局に集中的に配置するほか、業務担当部局における DX 推進をリードすべく、業務担当部局の各課に１人以上の DX 推進リーダーを置くなど、必要な部署への配置を検討すること。

4　求められるデジタル人材の育成・確保

（1）高度専門人材

デジタルに関して高度な知識・技能を有する高度専門人材は、地方公共団体内部での育成は容易ではないことに加え、デジタル分野では専門性が高度に分化していることから、外部人材の活用（第３章　2（4）参照）が想定される。なお、外部人材を確保する際の参考として、総務省が策定した「自治体 DX 推進のための外部人材スキル標準」（令和４年９月）も参考とされたい。

外部人材を確保する際には、官民を問わずデジタル人材の需給が逼迫していること

を踏まえ、例えば特定任期付職員として任用するなど、民間における報酬水準を踏まえた報酬水準の設定を検討すること。

また、自団体だけで確保できない場合には、定住自立圏や連携中枢都市圏などの近隣団体や、都道府県と共同で確保することも検討すること。

さらには、当該人材の希望に応じて、更に専門性を高める機会を提供するため、例えば、適切な時期に再び民間企業等に戻るなど、官民で人材が流動的に行き来する、いわゆる「リボルビングドア」を実現できるような方策として、任期付職員としての任用等を含め、適切な方策を検討・選択すること。

なお、デジタルに関して高度な知識・技能を有するものの、地方公共団体の業務に関する知識が十分でない高度専門人材を任期付職員として任用等する場合には、地方公共団体の業務に係る研修を事前に実施することにより、地方公共団体の業務に関して知識を習得する機会を設けることや、当該高度専門人材と一般行政職員等との橋渡しを行い、連携して DX 推進に取り組む職員を指定することなどにより、高度専門人材が活躍しやすい環境を整えること。

（2）DX 推進リーダー

DX 推進リーダーは、行政実務の知識・経験を有する一般行政職員の中から、特に集中的にデジタルに関する知識・技能を身につけさせる職員を指定し、基本方針等において、当該団体として、組織的に DX 推進リーダーの育成に取り組むことを示した上で、着実に育成の取組を進めること。

一般行政職員の中から育成を進めるに当たっては、DX 推進担当部局等だけでなく、業務担当部局の業務に携わる経験を積みながら育成を進める必要がある点にも留意すること。

その際、人材育成・人事担当部局と DX 推進担当部局等が密に連携をとって人事異動を進めることにより、着実に、行政実務の知識・経験とデジタルに関する知識・技能を身につけさせること。

DX 推進リーダーの育成に当たっては、OJT や育成プログラムなどの研修の実施のほか、民間事業者や大学などの講座の受講、資格取得の促進、国や民間事業者等との人事交流等の実施を検討すること。

このほか、DX 推進リーダーの育成・確保に当たっては、内部人材の育成（第３章１（1）・（2）参照）のほか、ICT 職などの採用枠の創設（第３章２（3）参照）や、採用時に IT 関連企業での勤務経験や資格保有状況等に応じて加点を行う等、複数の

手法を組み合わせることを含め、効果的な方法を検討することが必要であるが、地方公共団体の規模など、各団体の実情に応じて検討すること。例えば、ICT 職などの採用枠を設けない場合であっても、一般行政職員のうち、DX 推進リーダーとして指定を受けた経験のある者を人事管理上把握しておくことで、中長期的に DX 推進リーダーの育成に取り組むこと。

また、デジタル分野における高い専門性を有する職員が退職してしまうことにより、地方公共団体の業務に支障を来すおそれがあることから、職員のやりがいやエンゲージメント向上等につながる取組に加え、例えば、給料の調整額の活用や、高度な知識・技能の習得・維持のための研修機会の提供など、高い専門性に対する正当な評価や処遇のあり方についても検討を行うこと。

（3）一般行政職員

特に管理職層が DX の取組を阻害することがないよう、管理職層の DX への心理的ハードルを下げるとともに、各職員が、導入されたデジタルツールを活用できる能力を習得させること。

5　人材育成・確保に係る実施体制の構築

既に多くの都道府県・市区町村において、CIO/CDO（最高情報責任者・最高デジタル責任者：Chief Information Officer/Chief Digital Officer）等を設置し、情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化等、自治体 DX の取組が実施されている。高度専門人材の確保や、DX 推進リーダー・一般行政職員の育成の取組についても同様に、具体的にどのような体制のもと、これらの取組を推進するかを明確にすること。

具体的には、人材育成・人事担当部局と DX 推進担当部局等をはじめとする各部局との緊密な連携や、人材戦略の責任者であるトップマネジメント層がデジタル人材の育成・確保にもコミットすること等、戦略的な人材育成・確保を推進する体制を構築すること。

6　人材確保等が困難な市区町村の支援等

デジタル人材の確保等に関しては、官民を問わず人材が不足しており、特に、都道府県による市区町村への支援等が重要であるため、当該都道府県内の市区町村の取組状況を踏まえ、必要に応じた支援を検討すること。

また、人材確保等に当たり、高度専門人材の確保や、DX 推進リーダー、一般行政職員の育成について、自団体だけで取り組むことが困難な場合には、定住自立圏や連携中枢都

市圏などの近隣団体や、都道府県と共同で確保等に取り組むことも検討すること。

7　デジタル人材のキャリアパスの提示

現在地方公共団体において求められているデジタル人材には、従来の情報政策担当部局が担ってきた庁内の情報システムの構築・維持管理に係る業務や情報セキュリティに係る業務と異なり、積極的にデジタル技術やデータを活用して自治体行政を変革していく DX の取組をリードし、企画立案や部局間の総合調整等の業務を推進することが求められる。

そのため、一般行政職員から DX 推進リーダーを育成し、必要なデジタル人材を確保する上では、自団体の組織体制を踏まえつつ、デジタル分野の知識・スキルを行政実務において活かす経験を積み、デジタル分野の専門性と、行政官としての専門性のいずれも向上させながらキャリアアップを図ることができるキャリアパスを提示すること。

ただし、DX 推進担当部局等が、総務部や企画部等において課・係単位で設置され、職員数も少ない地方公共団体では、DX 推進担当部局等で担当職員が固定化するほか、１人の職員が DX 推進担当部局等の業務を全て担う（いわゆる「１人情シス」）など、一部の職員に DX 推進に関する業務負担が集中しやすいことが課題になると考えられる。

そのため、各職員の業務負担を適切なものとするとともに、組織的に DX 推進リーダーを育成・確保する観点から、当該団体において DX 推進リーダーを担う職員を一定数育成・確保し、適切に人事異動を行いながら、それぞれキャリアアップを図ることができるよう留意すること。

環境省

有機フッ素化合物（PFAS）について

2024年2月7日　15:00-15:40

環境省　水・大気環境局環境管理課
環境汚染対策室　室長補佐　百瀬嘉則

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS　Re-Style　Plastics Smart

PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）

環境省

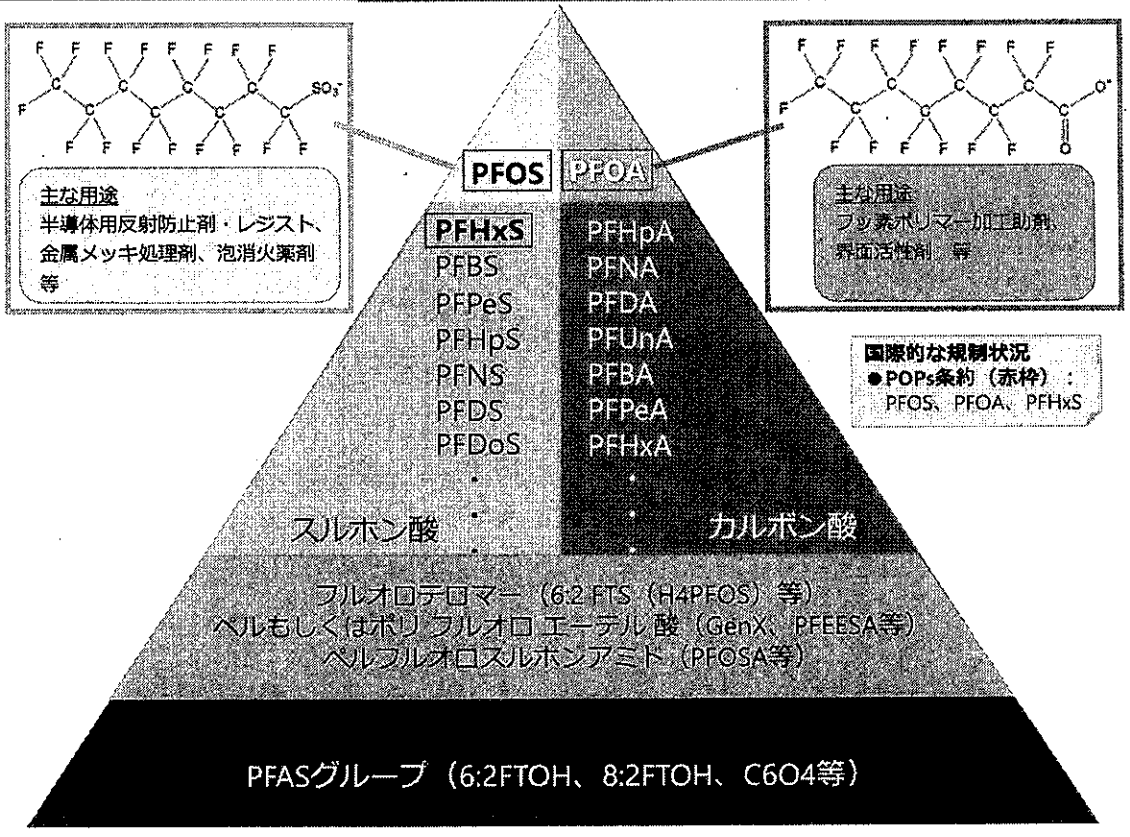

出典：ITRCのPFASホームページ図2-18（https://pfas-1.itrcweb.org/2-3-emerging-health-and-environmental-concerns/，2023年11月15日時点）を改変

PFOS、PFOAの概要

PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）

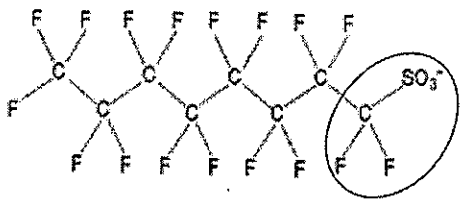

PFOS

PFOA（ペルフルオロオクタン酸）

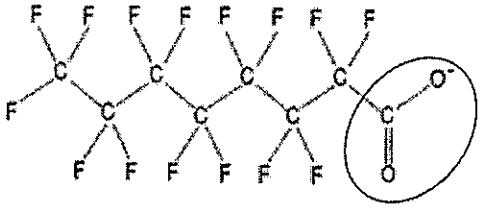

PFOA

用途	泡消火薬剤、金属メッキ処理剤、半導体用反射防止剤など
性質	難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する慢性毒性
規制等の状況	• POPs条約の対象物質に追加 • 化審法に基づき**製造・輸入等を原則禁止**（PFOS 2010年、PFOA 2021年） • 水質の暫定目標値（PFOSとPFOA合わせて50 ng/L(ナノグラム・パー・リットル)）を設定　（2020年） →　専門家会議において、厚生労働省と連携し、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて検討中。

国内の検出状況

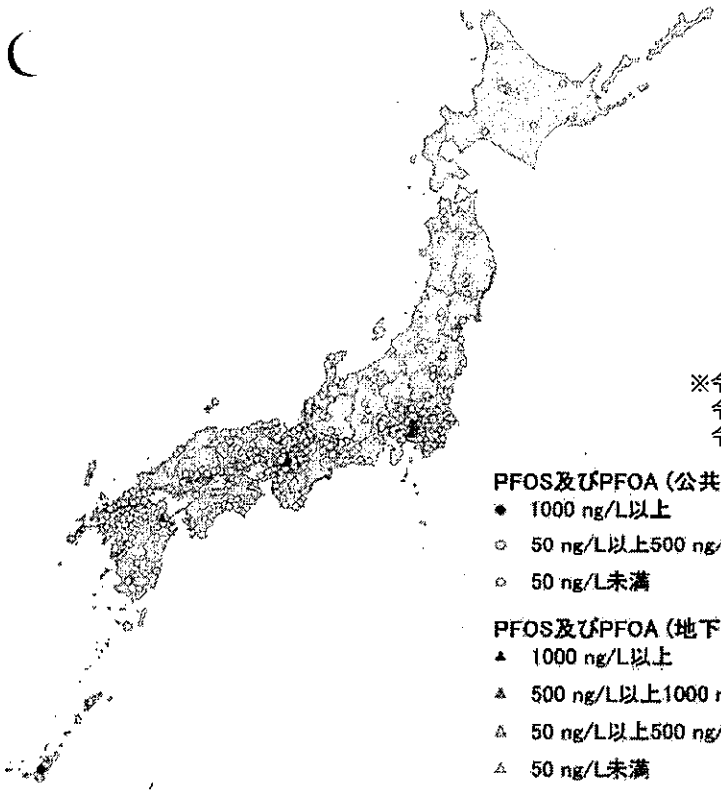

- 令和元年度から令和３年度までの水質測定地点は延べ1477地点
  （令和元年度：171地点、令和２年度：173地点、令和３年度：1,133地点）
- そのうち、暫定目標値を超過した地点数は、延べ139地点であり、主に都市部及びその近郊で超過が確認される傾向が見られる。

※令和元年度：環境省による全国調査
令和２年度：環境省による全国調査＋自治体による地域の実情に応じた調査
令和３年度：自治体による地域の実情に応じた水質調査

PFOS及びPFOA（公共用水域）
- ● 1000 ng/L以上
- ◎ 50 ng/L以上500 ng/L未満
- ○ 50 ng/L未満

PFOS及びPFOA（地下水）
- ▲ 1000 ng/L以上
- ▲ 500 ng/L以上1000 ng/L未満
- △ 50 ng/L以上500 ng/L未満
- △ 50 ng/L未満

国内の検出状況②（経年変化）

- 環境省の化学物質環境実態調査（平成21年度～令和３年度）において、水質、底質及び大気については、経年的に濃度の減少傾向が統計的に有意と判定されている。
- 生物については、概ね、検出率が経年的に減少していることが統計的に有意と判定され、濃度の減少傾向が示唆されている。

【水質】

調査対象物質	水質				
		河川域	湖沼域	河口域	海域
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	↘	—	↘	—	—
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	↘	↘	↘	↘	—

【生物】

生物(注3)	
貝類	魚類
↘	—
↘	↘

【大気】

大気(注4)
温暖期
↘
↘

【底質】

調査対象物質	底質				
		河川域	湖沼域	河口域	海域
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	↘	—	—	↘	↘
ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	↘	—	—	↘	—

↘ ：経年的な濃度の減少傾向が統計的に有意と判定されたもの
↘ ：検出率が経年的に減少していることが統計的に有意と判定され、濃度の減少傾向が示唆されたもの
— ：経年的な濃度の減少傾向（又は増加傾向）が統計的に有意であるとは判定されないもの

（参考）諸外国等における飲料水に係る目標値等の設定状況（例）

国名等	目標値（ng/L）		備考
	PFOS	PFOA	
日本(2020)	50 (PFOS、PFOAの合算)		-
WHO	—	—	2022年に暫定ガイドライン値として PFOS 100 ng/L、PFOA 100 ng/Lを提案。 総PFASは500 ng/Lを提案。
米国(2016)	70 (PFOS、PFOAの合算)		2023年に、現時点での分析能力（定量下限４ng/L）を考慮してPFOS 4 ng/L、PFOA 4 ng/Lとする規制値案を公表。2024年初頭に規制値の決定を目指すとしている。
英国(2021)	100	100	-
ドイツ(2017)	100	100	2023年に飲料水に係る法令を改正。 2026年に20PFAS（C= 4 ～13の各PFSA及びPFCA）合計100 ng/L、2028年に4PFAS（PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS）合計20 ng/Lを適用予定。
カナダ(2018)	600	200	2023年に総PFAS 30 ng/Lの目標値を提案。

注）1ng/L（ナノグラム・パー・リットル）：水1リットル中、10億分の1グラム
（東京ドーム１つ分の容積の水（120万m3）に1.2gが含まれている時の濃度）

食品安全委員会のPFASの食品健康影響評価について

環境省

- 食品安全委員会は、自らの判断で行う食品健康影響評価として、令和５年2月に**「有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ」**を設立。

○これまでの開催状況
・令和６年1月末時点でPFASワーキンググループを７回開催。
・収集・整理した文献情報（約3,000報）や海外機関による評価の内容等の科学的知見を踏まえ、20数名の専門家により調査審議を行い、**PFOS・PFOA・PFHxSが人の健康に与える影響**について評価。

○PFAS ワーキンググループによる評価結果案（令和６年１月26日公表）
耐容一日摂取量（TDI）※：**PFOS ⇒ 20 ng/kg 体重/日**
PFOA ⇒ 20 ng/kg 体重/日
PFHxS ⇒ 現時点では算出は困難

※耐容一日摂取量（TDI, Tolerable Daily Intake）とは、人が毎日一生涯にわたって摂り続けても、現時点での知見から見て、健康への悪影響がないと考えられる一日当たりの量。

食品安全委員会PFASワーキンググループ　委員

環境省

氏 名	ふりがな	所属・役職
石塚 真由美	いしづか まゆみ	北海道大学大学院 獣医学研究院 教授
澤田 典絵	さわだ のりえ	国立がん研究センター がん対策研究所コホート研究部 部長
渋谷 淳	しぶたに まこと	東京農工大学大学院 農学研究院 動物生命科学部門 教授
祖父江 友孝	そぶえ ともたか	大阪大学大学院 医学系研究科 社会環境医学講座 環境医学 教授
龍田 希	たつた のぞみ	国立研究開発法人 国立環境研究所 環境リスク・健康領域 環境疫学研究室 主任研究員
田中 徹也	たなか てつや	比治山大学 健康栄養学部 管理栄養学科 教授
中山 祥嗣	なかやま しょうじ	国立研究開発法人 国立環境研究所 環境リスク・健康領域 エコチル調査コアセンター次長
姫野 誠一郎	ひめの せいいちろう	昭和大学 薬学部 客員教授
広瀬 明彦	ひろせ あきひこ	一般財団法人 化学物質評価研究機構 安全性評価技術研究所 技術顧問
松井 徹	まつい とおる	京都大学 名誉教授
浅見 真理	あさみ まり	国立保健医療科学院 生活環境研究部 水管理研究領域 上席主任研究官
池田 敦子	いけだ あつこ	北海道大学大学院 保健科学研究院 健康科学分野 教授
苅田 香苗	かりた かなえ	杏林大学 医学部 衛生学・公衆衛生学教室 教授
川村 孝	かわむら たかし	京都大学 名誉教授
岸 玲子	きし れいこ	北海道大学 環境健康科学研究教育センター 特別招へい教授
黒田 悦史	くろだ えつし	兵庫医科大学 医学部 免疫学講座 主任教授
小池 英子	こいけ えいこ	国立研究開発法人 国立環境研究所 環境リスク・健康領域 病態分子解析研究室 室長
西浜 柚季子	にしはま ゆきこ	筑波大学 医療医学系 小児環境医学研究室 助教
長谷川 健	はせがわ たけし	京都大学化学研究所 環境物質化学研究系・分子環境解析化学領域 教授
福島 若葉	ふくしま わかば	大阪公立大学大学院 医学研究科 公衆衛生学 教授
森田 健	もりた たけし	独立行政法人 製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター 上席技術専門官
吉成 浩一	よしなり こういち	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野 教授

出展：食品安全委員会有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ（https://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/pfas.html）

PFOA及びPFOSに対する国際がん研究機関（IARC）の評価結果

環境省

○WHOの専門機関であるIARCがPFOA及びPFOSの発がん性を評価した旨を公表（令和５年12月１日）。
PFOAをグループ１に、PFOSをグループ２Bに分類

○IARCの発がん性分類は、ヒトに対する発がんの原因となり得るかどうかの根拠の程度がどれくらいあるかを示すもの。
※各要因の発がん性の強さや、ヒトが実際の生活環境下で摂取（ばく露）したときに、実際にがんが発生する可能性の大きさとその影響の程度（リスク）を示すものではない。

○食品安全委員会は、IARCによる発がん性分類の結果や意味について、Q&A形式で整理し、情報提供
<食品安全委員会Q&A>
https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/pfoa_and_pfos_faq.html#q02

<IARCによる発がん性分類>

分類		例	数
グループ1	ヒトに対して発がん性がある。	アルコール飲料、たばこ、加工肉 等	128
グループ2A	ヒトに対しておそらく発がん性がある。	亜硝酸塩 等	95
グループ2B	ヒトに対して発がん性がある可能性がある。	鉛、漬物 等	323
グループ3	ヒトに対する発がん性について分類できない。		500

※今回の見直しによりPFOAはグループ2B⇒グループ1に変更、PFOSはグループ2Bに追加。

PFASに関する今後の対応の方向性（概要）

環境省

■ PFASに対する総合戦略検討専門家会議において、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめた。

PFOS、PFOAへの対応について

PFOS、PFOAへの更なる対応の強化のため、以下４点の継続・充実を図ることが必要

（１）管理の強化等
- 正確な市中在庫量の把握等の管理強化
- 泡消火薬剤の更なる代替促進
- 環境中への流出防止の徹底
- 水質の暫定目標値の取扱いの検討

（２）暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応
- 「対応の手引き」の充実による飲用ばく露の防止の徹底
- 自治体による健康状態の把握

（３）リスクコミュニケーション
- 今回作成するQ&A集を活用した丁寧なリスクコミュニケーションの実施

（４）存在状況に関する調査の強化等
- 環境モニタリングの強化
- 化学物質の人へのばく露モニタリング調査の本調査の実施に向けた検討

PFOS、PFOA以外のPFASへの対応について

その他のPFASについては、以下の物質群に大きく分類して対応

<物質群１：POPs条約で廃絶対象となっている物質等>
（１）POPs条約の廃絶対象となっている物質（PFHxS）及び検討中の物質（長鎖PFCA（PFNAなど））の優先的な取組の検討
（２）存在状況に関する調査の強化等
→ 環境モニタリングの強化や化学物質の人へのばく露モニタリング調査の対象物質への追加を検討

<物質群２：それ以外の物質>
（１）当面対応すべき候補物質の整理
（２）存在状況に関する調査の強化等（水環境中の調査、化学物質の人へのばく露モニタリング調査対象物質の検討）
（３）（２）を踏まえた対応（適正な管理の在り方の検討、物質群としての評価手法の検討）

PFASに関する更なる科学的知見等の充実について

■ 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等は、常に更新されており、継続的な収集が必要。
■ 既存の知見の収集のみならず、国内において関連する研究を推進すべき。

PFOS、PFOAに関するQ＆A集（概要）

環境省

■ 住民の不安に寄り添い透明性を確保しながら適切な情報発信を行うため、PFOS、PFOAについて、現時点の科学的知見等に基づき、PFASに対する総合戦略検討専門家会議の監修の下でQ&A集を作成。

PFOS、PFOAの基本情報

1．性状など
- 【PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）】の一種で、次のような幅広い用途で使用されてきた
  【PFOS】半導体用反射防止剤・ﾚｼﾞｽﾄ、金属ﾒｯｷ処理剤、泡消火薬剤
  【PFOA】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤
- 世界中に広く残留（難分解性、高蓄積性、長距離移動性）

2．人の健康への影響
- 動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等への影響が指摘
- 人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告
- どの程度の量が身体に入ると影響が出るのか、確定的な知見はない
- 国内でPFOS、PFOAが主たる要因での個人の健康被害は確認されていない

3．PFOS、PFOAへの対応
- 化審法に基づく製造・輸入等の原則禁止
- PFOS、PFOAを含む泡消火薬剤の厳格な管理の義務付け
- 水道水、公共用水域、地下水における暫定目標値の設定
  ⇒【暫定目標値】PFOSとPFOAの合算値で50 ng/L

4．環境中の存在状況
- 化学物質環境実態調査
  - 水質、底質、大気：経年的な濃度の減少傾向
  - 生物：検出率の経年的な減少
    ⇒ 一般環境中における濃度の減少傾向が示唆
- 水質の要監視項目として調査
  - 公共用水域、地下水：令和元年～３年度で延べ139地点で暫定目標値超過
    ※超過地点の水は飲用に供されないよう指導・助言等を実施

PFOS、PFOAに関するQ&A集 トピック

Q1. PFOS、PFOA はなぜ、製造・輸入禁止といった非常に厳格な措置が採られているのすか。
Q2.身近な環境中の PFOS、PFOA はこれから増えるのでしょうか。
Q3.永遠の化学物質と聞きました。一度身体に入ったら一生残るのでしょうか。
Q4.一部の地域では、PFOS、PFOA が飲み水に含まれている場合があると聞きました。大丈夫なのでしょうか。
Q5. 米国などで水道水の目標値等を厳しくする動きがあるようですが、日本の水道に係る暫定目標値の 50 ng/L では甘すぎるのではないでしょうか。
Q6. 健康影響に関する血中濃度の基準はないのですか。PFOS、PFOA の血液検査を受ければ健康影響を把握できますか。
Q7.PFOS、PFOA は消火器に含まれていると聞きました。家庭で使う消火器にも含まれているのでしょうか。
Q8.PFOS、PFOA を含む泡消火薬剤の代替をどのように進めているのでしょうか。
Q9.泡消火薬剤以外にも、様々な用途で使われていたと聞きましたが、生活をする中で気をつけるべきことはありますか。

PFOS、PFOAに関するQ＆A集

環境省

Q1 PFOS、PFOA はなぜ、製造・輸入禁止といった非常に厳格な措置が採られているのですか。

☞ PFOS、PFOA は、有害性のほか、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という特性があることから、環境への排出が継続された場合の将来への影響を未然に防止するために、国際条約や法律により製造や輸入が禁止されました。

Q2 身近な環境中の PFOS、PFOA はこれから増えるのでしょうか。

☞ PFOS、PFOA はいずれも既に製造・輸入が原則禁止されており、環境省の調査によると、2009 年以降、同一の測定点において水質（河川等）、底質、大気中の濃度が全体的な傾向として年々減少傾向にあります。調査は引き続き実施していきます。

Q3 永遠の化学物質と聞きました。一度身体に入ったら一生残るのでしょうか。

☞ 一生身体の中に残るわけではありません。

PFOS、PFOAに関するQ＆A集

環境省

Q4 一部の地域では、PFOS、PFOAが飲み水に含まれている場合があると聞きました。大丈夫なのでしょうか。

☞ 飲み水中のPFOS、PFOAが暫定目標値を超えることがないように、水道事業者等による管理をお願いしています。なお、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因とみられる個人の健康被害が発生したという事例は、国内において確認されていませんが、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて、専門家による検討を進めています。

Q5 米国などで水道水の目標値等を厳しくする動きがあるようですが、日本の水道に係る暫定目標値の50 ng/Lでは甘すぎるのではないでしょうか。

☞ 現在の暫定目標値（＝50 ng/L）は、2020年当時における安全側に立った考え方を基に設定されたものです。引き続き、各国・各機関により更なる検討がなされており、我が国においても、最新の科学的知見に基づき、暫定目標値の取扱いについて専門家による検討を進めています。

国	目標値 (ng/L)		備考
	PFOS	PFOA	
日本 (2020)	50 (PFOS、PFOAの合算)		
WHO	-	-	2022年に暫定ガイドライン値としてPFOS 100 ng/L、PFOA 100 ng/Lを提案。総PFASは500 ng/Lを提案。
米国 (2016)	70 (PFOS、PFOAの合算)		2023年に、現時点での分析能力（定量下限4 ng/L）を考慮してPFOS 4 ng/L、PFOA 4 ng/Lとする規制値案を公表。2023年末までの規制値の決定を目指すとしている。詳細は以下を参照。 https://www.env.go.jp/content/000123230.pdf
英国 (2021)	100	100	
ドイツ (2017)	100	100	2023年に飲料水に係る法令が改正され、20PFAS合計（C=4～13の各PFSA及びPFCA）100 ng/Lは2026年、4 PFAS（PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS）合計20 ng/Lは2028年に適用予定。
カナダ (2018)	600	200	2023年に総PFAS 30 ng/Lの目標値を提案。

PFOS、PFOAに関するQ＆A集

環境省

Q6 健康影響に関する血中濃度の基準はないのですか。PFOS、PFOAの血液検査を受ければ健康影響を把握できますか。

☞ 現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかとなっていません。このため、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難なのが現状です。

Q7 PFOS、PFOAは消火器に含まれていると聞きました。家庭で使う消火器にも含まれているのでしょうか。

☞ 通常家庭で使われている住宅用消火器にはPFOS、PFOAを含有しているものはありません。

PFOS、PFOAに関するQ＆A集

環境省

Q8　PFOS、PFOAを含む泡消火薬剤の代替をとのように進めているのでしょうか。

☞ 関係省庁ではPFOSを含まない泡消火薬剤への代替の促進を図っており、PFOAを含む泡消火薬剤についても、今後、PFOS、PFOAを含まない泡消火薬剤への代替の促進を図っていく予定です。

Q9　泡消火薬剤以外にも、様々な用途で使われていたと聞きましたが、生活をする中で気をつけるべきことはありますか。

☞ 身の回りの製品について、特段心配するようなことはありません。PFOS、PFOAは既に製造・輸入等が禁止されており、PFOS、PFOAを使用した製品が新たに流通することは想定されません。

環境省

ご静聴ありがとうございました。

令和6年2月7日

個人住民税の定額減税（案）

総務省自治税務局市町村税課

個人住民税の定額減税の概要（案）

○ 令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、1万円の減税を行う。（納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限る。）

○ 減税は、特別徴収義務者や市町村の事務負担等も考慮しながら、各徴収方法に応じて、実務上可能な限り早い機会を通じて行う。

○ 定額減税による個人住民税の減収額については、全額国費で補填する。

（例）給与所得に係る特別徴収の場合

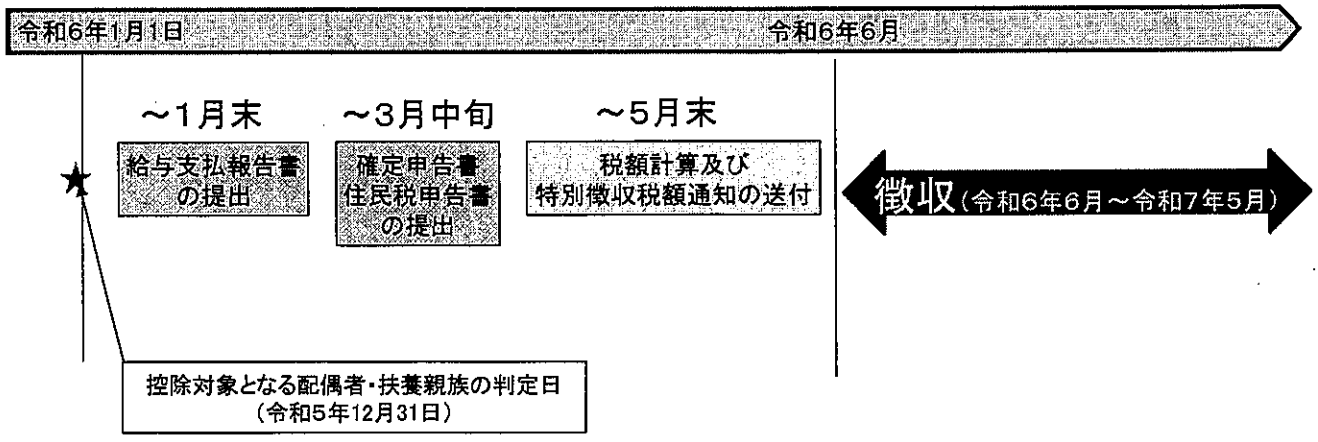

個人住民税の定額減税の実施方法（案）

給与所得に係る特別徴収

○ 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】

（注）合計所得金額1,805万円超の者や均等割・森林環境税（国税）のみ課税者など、定額減税が適用されない者にあっては、通常どおりの徴収方法による。

普通徴収（事業所得者等）

○ 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】

公的年金等に係る所得に係る特別徴収

○ 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

減税の実施方法（イメージ）

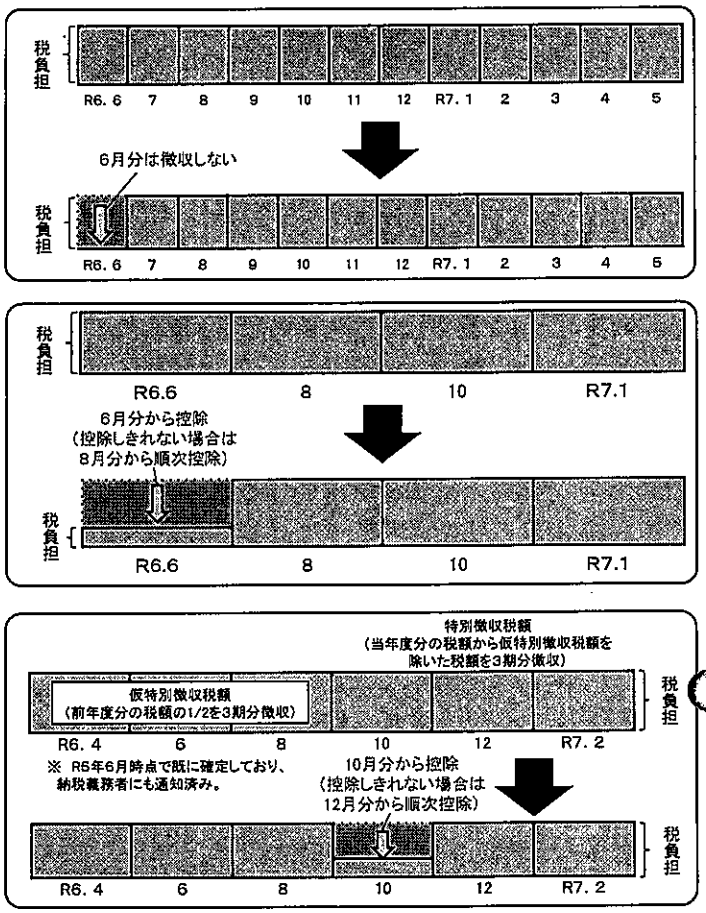

※ 令和６年度分の個人住民税の徴収方法が当初課税後に変更となる場合の変更後の徴収方法については、上記は適用しない。
ただし、令和６年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から特別徴収される場合は、令和６年６月分及び８月分は上記普通徴収の方法による控除を実施し、控除しきれない場合は令和６年10月分以降の特別徴収税額から、順次控除する。

資　料

令和６年２月７日
内閣官房令和５年経済対策給付金室

デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和５年11月２日閣議決定）（抄）

第１章 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

２．経済対策の基本的考え方

（第１の柱：物価高から国民生活を守る）

（前略）物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届けることとし、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大して、支援を行う。

令和６年度税制改正による所得税・個人住民税の定額減税とこの住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応することとし、令和６年度税制改正と併せて本年末に成案を得る。

第２章 経済再生に向けた具体的施策

第１節 物価高から国民生活を守る

１．物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

（前略）物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降１世帯当たり３万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、１世帯当たり７万円を追加することで、住民税非課税世帯１世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。

令和６年度税制改正による定額減税と上記の住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応する。具体的には、

① 住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、地域の実情に応じて、上記の住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行えるよう、また、

② 低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、地域の実情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行えるよう、

物価高対策のための「重点支援地方交付金」による対応を中心に、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、令和６年度税制改正と併せて、本年末に成案を得る。

これらの趣旨・内容等については、国民に対し、丁寧な説明・周知広報に努める。

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023年12月

内閣府特命担当大臣
（経済財政政策）

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素（わかりやすく事務負担が少ない）」「迅速（特に低所得の方々）」「適切（できるだけ公平に）」のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

【2】令和６年２～３月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている１８歳以下の子に５万円／人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の１０万円／世帯を給付

【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、
帯７万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

令和６年のできる限り早期に開始

【3】令和６年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
１０万円／世帯を給付

【4】令和６年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

- 減税額確定（令和７年３月確定申告）を待たず、令和６年に入手可能な課税情報をもとに、前倒しで給付
- 自治体の事務負担などを踏まえ、１万円単位で差額を給付
  ※実績が判明し、「減税＋給付」が不足する場合、追加支給

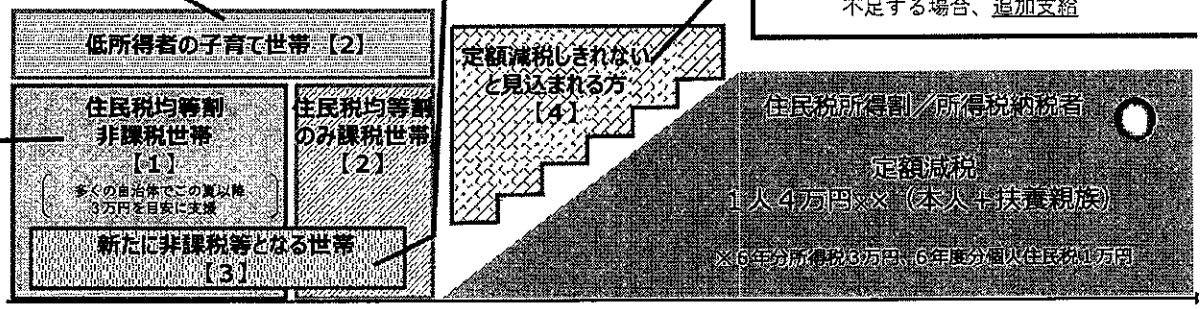

（年収）

実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

別紙様式１

（会派名または議員名　ともに生きる市民の会）

政務活動費支出書

支出科目	研究・研修会費	内　訳	出席者負担金・会費	支出番号	2029
支 出 日	2024年1月23日		支出金額	2,165　円	
支 出 先	NPO法人自殺対策支援センターライフリンク				
支出内容	全国地方議員「自殺対策研修会」 オンライン開催 参加費¥2,000　手数料¥165				
＜領収書等添付欄＞ 裏面使用または別紙添付可			ポイント	0　円減額	

¥2,165.-

ご利用明細

本日はご来店いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もあわせてごらんください。

SMBC

☆☆お 振 込 ☆☆

お振込金額	¥2,000
振込手数料	¥165

お受取人は
三菱ＵＦＪ銀行
渋谷支店
普通　#3561088
ﾄｸﾋ)ｼﾞｻﾂﾀｲｻｸｼｴﾝｾﾝﾀｰﾗｲﾌﾘﾝｸ　様
お振込人は
ﾀｶﾗｯﾞ ｶｼｷﾞ ｶｲﾄﾓﾆｲｷﾙｼﾐﾝﾉｶｲｵｵｼﾏﾄｷｺ　様

お取扱日　6．1.23　電信振込

取扱店	機番	年　月　日	時　刻
767	24	6．1.23	09:21
			1440

銀行番号	店番号	口座番号等
0009	0378	[redacted] **** [redacted]

印紙税申告納付につき難町税務署承認済

三井住友銀行

供覧	議長	副議長	局長	次長	課長	副課長	係長	係	合議
						○			

別紙様式第一（[illegible]派用）

出張調査（研究・研修会参加）報告書 ✓

宝塚市議会議長　様

会派名　　ともに生きる市民の会
代表者名（※）　　大島　淡紅子
経理責任者名（※）　　梶川　みさお
（※）自署しない場合は記名押印してください。

出張調査（研究・研修会参加）の結果について、次のとおり報告します。

1　調査先（研究・研修会会場）ZOOMオンラインシステム参加
2　期　間　　2024　年　2月　15　日　～　2024　年　2　月　15　日
3　出張者氏名（議員名）　　大島　淡紅子

4　調査項目、テーマ　　※調査結果の概要、所見等については別紙を添付

全国地方議員「自殺対策研修会」オンライン開催

5　旅費

①鉄道賃等

月　日	交通機関	経　路	金額	領収書の有無※	備　考
合　計			円		

※原則として領収書の添付が必要だが、券売機での切符購入等で領収書が徴しがたい場合は、2,000円以内の支出に限り、本報告書への記入をもって領収書の添付に代えるものとする。

(2)宿泊料
1人　　泊　　金額　計　　円

6　交通費　　ガソリン代　　円
高速代　　円
駐車場代　　円
自動車借上料　　円
計　　円

7　出席者負担金・会費　　@　　2,000　×　1　人＝　　2,165　円　（振込手数料￥165）

【記入要領】
ア　出張調査（市内を除く）、研究・研修会参加（市外、市内とも）の場合、この報告書を作成すること。
イ　調査（研究・研修）結果の概要、所見等については別紙を添付すること（書式は任意）。
ウ　鉄道賃等は、現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
　ただし、行程等については経済的かつ合理的な経路及び方法によるものとする。
エ　通常の経路以外の経路を用いた場合は、その合理的な理由を備考欄に記入すること。
オ　宿泊料は、上限額（13,000円）以内で現に要した実費を記入すること（領収書を別紙に添付する）。
カ　鉄道賃等と宿泊料がセットになっている場合は、鉄道賃等の項に合計金額を記入し、その旨を備考欄に付記すること。
キ　交通費は、自家用車（バイクを含む）等を利用した場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。
ク　出席者負担金・会費は、支出があった場合に記入すること（領収書を別紙に添付する）。

宝塚市議会 宝議総 令6-4.15和 総務課 受付 第　号

令 和

6年1月吉日

各位

全国地方議員「自殺対策研修会」オンライン開催のご案内

地域の自殺対策の推進に向けた、皆様の日頃からの取り組みに敬意を表します。

コロナ禍の長期化などにより、自殺者数も年間 2 万人を超える状況が続き、こども（児童・生徒）の自殺者数は令和 4 年に過去最多となって、自殺を巡る状況は「非常事態」が続いています。また、こうした状況を鑑み、自殺総合対策大綱が改定されました。地方自治体では、この方針を踏まえるとともに、地域の実情を勘案しながら地域自殺対策計画の見直しを進めるものと考えられます。行政の監視役として地方議員の皆さんの果たす役割がますます重要なものとなっています。

そこで NPO 法人自殺対策支援センター ライフリンクでは、地域における自殺対策を今後も適切に監視いただくとともに、牽引役として活躍いただくため、最新の自殺対策に関する情報の共有ならびに交流のための機会を設けたいと考え、別紙のとおり、地方議員の方々を対象とした「自殺対策」オンライン研修会を開催することといたしました。日頃、議会および地域で自殺対策に真摯に取り組まれている議員の方々に、ぜひ当研修会にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

記

日　時	令和6年2月15日（木）18：00～20：00（2時間）
講演内容	別紙 ※ 申込みフォームにてご質問をお受けします。ただし時間の関係上、いただいたすべてのご質問にお答えできない場合もあります。あらかじめご了承ください。
講　師	NPO 法人自殺対策支援センター ライフリンク代表　清水康之
開催方法	Zoom のウェビナーを利用したオンライン開催となります。
募集人数	50名（申込み先着順。複数名参加の場合は各々お申込みください）
参加費用	2，000円
申込締切	令和6年1月31日（水）までに参加申込みのお手続きをお願いします。 振込口座　　三菱UFJ銀行(0005) 渋谷支店(135) 普通 3561088 トクヒ)ジサツタイサクシエンセンターライフリンク ※ 振込の際には、参加される議員の方のお名前と自治体名をご記載いただくよう、お願いいたします。(例：ライフ太郎　千代田区） 当日の URL 等　2月以降、参加費のお振込みが確認できた方より順次、事前に登録していただいたメールアドレス宛に、当日参加用の URL を記載した「招待状」をお送りします。

※ 資料は研修会終了後に、同メールアドレス宛に、ファイル添付の形でお送りする予定です。

お申込み　以下の申込みフォームにて必要事項をご記入の上、お申込みください。

申込み URL：[redacted]

連 絡 先　NPO 法人ライフリンク「地方議員フォーラム事務局」勝木、堀辺、岡田

メール：info2@lifelink.or.jp　電話：03-3261-4934　FAX：03-3261-4930

全国地方議員「自殺対策オンライン研修会」参加報告

＊概要と所見

特定非営利活動法人　自殺対策支援センターライフリンク清水康之代表による講義

① 自殺の現状および自殺対策の最新動向

1．自殺の現状（2023 年の自殺者数暫定値）
2．自殺者数の数え方
3．自殺は「その多くが、追い込まれた末の死」
4．自殺対策基本法
5．自殺総合対策大綱

に沿っての講演。

最も抑えなければならない自殺対策の理念は

▼自殺対策とは、「当事者本位の生きる支援」。
▼「もう生きられない」「死ぬしかない」という状況に陥っている人が、それでも「生きる道」を選べるように支援すること。（関係機関の連携・関連施策の連動）
▼そもそも、人がそうした状況に陥ることのない地域・社会を創ること。
▼自殺対策とは、地域・社会づくりでもある。

特に何度も話される「自殺は『その多くが、追い込まれた末の死』」。となれば、死に至るまでに打つ手はいくつもあるのだ。

② こどもの自殺対策の新たな政策的な枠組み

1．こどもの自殺の現状
2．旧来の「こどもの自殺対策」
3．こどもの自殺対策の新たな政策的な枠組み
4．次年度概算要求等の状況

を解説。ライフリンクの SNS 相談事業では

1）相談者の多くが「死にたい」気持ちを抱えている。（＝原則として「死の問い」を行う）
2）様々な分野の専門家等が連携して相談対応にあたる。（＝他分野・他職種によるチームで支援）
3）傾聴だけでなく、行政等とも連携して実務的支援も行う。（＝ＳＮＳはあくまでも相談の入口）

相談者の多くが抱える「死にたい」気持ちを受け止め、様々な分野の専門家等が連携して相談対応にあたることが肝要だ。

全国地方議員向け「自殺対策研修会(オンライン研修)」
～いま地方議会で何をすべきか～

次第(予定)

日時：令和6年2月15日(木) 18時00分～20時00分

18:00～18:30　自殺の現状および自殺対策の最新動向

18:30～19:00　【各論1】地域自殺対策計画の策定・見直しについて

19:00～19:30　【各論2】こどもの自殺対策の新たな政策的枠組み

19:30～19:55　質疑応答

19:55～20:00　閉会

講師　清水康之

NPO法人ライフリンク代表

元NHK報道ディレクター。自死遺児の取材をきっかけに自殺対策の重要性を認識。2004年にNHKを退職し、ライフリンクを設立。元内閣府参与(2009～2011)。超党派「自殺対策を推進する議員の会」のアドバイザーやいのち支える自殺対策推進センターの代表理事も務める。

主催　NPO法人自殺対策支援センター　ライフリンク

自殺対策を社会全体で推進するための政策的枠組みづくりに取り組む。2006年、自殺対策基本法成立に向けて10万人署名を展開。2016年、自殺対策基本法改正後に厚生労働省と共催で市町村長を対象とした地域自殺対策トップセミナーを47都道府県で開催。2018年からはSNSや電話による自殺防止相談事業を立ち上げ、年10万件近い相談対応を担う。

ライフリンク主催【全国地方議員オンライン研修会】のご案内

件のメッセージ

自殺対策を推進する地方議員の会 <info2@lifelink.or.jp>
cc: goiken1955@gmail.com

2024年1月19日(金)、13:3

令和６年１月吉日

各位

全国地方議員「自殺対策研修会」オンライン開催のご案内

地域の自殺対策の推進に向けた、皆様の日頃からの取り組みに敬意を表します。

コロナ禍の長期化などにより、自殺者数も年間2万人を超える状況が続き、こども（児童・生徒）の自殺者数は令和4年に過去最多となって、自殺を巡る状況は「非常事態」が続いています。また、こうした状況を鑑み、自殺総合対策大綱が改定されました。地方自治体では、この方針を踏まえるとともに、地域の実情を勘案しながら地域自殺対策計画の見直しを進めるものと考えられます。行政の監視役として地方議員の皆さんの果たす役割がますます重要なものとなっています。

そこでNPO法人自殺対策支援センター ライフリンクでは、地域における自殺対策を今後も適切に監視いただくとともに、牽引役として活躍いただくため、最新の自殺対策に関する情報の共有ならびに交流のための機会を設けたいと考え、別紙のとおり、地方議員の方々を対象とした「自殺対策」オンライン研修会を開催することといたしました。日頃、議会および地域で自殺対策に真摯に取り組まれている議員の方々に、ぜひ当研修会にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

記

日　　時　　令和６年２月１５日（木）１８：００～２０：００（２時間）

講演内容　　別紙

※ 申込みフォームにてご質問をお受けします。ただし時間の関係上、いただいたすべてのご質問にお答えできない場合もあります。あらかじめご了承ください。

講　　師　　NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク代表　清水康之

開催方法　　Zoomのウェビナーを利用したオンライン開催となります。

募集人数　　５０名（申込み先着順。複数名参加の場合は各々お申込みください）

参加費用　　２，０００円

申込締切　　令和６年１月３１日（水）までに参加申込みのお手続きをお願いします。

振込口座　　三菱ＵＦＪ銀行(0005)　渋谷支店(135)　普通 3561088　トクヒ）ジサツタイサクシエンセンターライフリンク

※ 振込の際には、参加される議員の方のお名前と自治体名をご記載いただくよう、お願いいたします。（例：　ライフ太郎　千代田区）

当日のURL等　２月以降、参加費のお振込みが確認できた方より順次、事前に登録していただいたメールアドレス宛に、当日参加用のURLを記載した「招待状」をお送りします。

※ 資料は研修会終了後に、同メールアドレス宛に、ファイル添付の形でお送りする予定です。

お申込み　　以下の申込みフォームにて必要事項をご記入の上、お申込みください。

申込みURL：https://forms.gle/Da9Z8HNcpuCiNDos5

連 絡 先　　NPO法人ライフリンク「地方議員フォーラム事務局」勝木、堀辺、岡田

メール：info2@lifelink.or.jp　電話：03-3261-4934　FAX：03-3261-4930

LIFE
LINK

講義①

自殺の現状および自殺対策の最新動向

令和6年2月15日

NPO法人 ライフリンク

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

講義①のポイント

1. 自殺の現状（2023年の自殺者数暫定値）
2. 自殺者数の数え方
3. 自殺は「その多くが、追い込まれた末の死」
4. 自殺対策基本法
5. 自殺総合対策大綱

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

講義①のポイント

1. 自殺の現状（2023年の自殺者数暫定値）

2. 自殺者数の数え方

3. 自殺は「その多くが、追い込まれた末の死」

4. 自殺対策基本法

5. 自殺総合対策大綱

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

令和6年1月26日
厚生労働省自殺対策推進室

警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等

○ 令和5年12月の自殺者数（1,548人：暫定値）は、対前年同月比23人（約1.5%）減。
○ 令和5年1－12月の累計自殺者数（21,818人：暫定値）は、対前年同期比63人（約0.3%）減。

月別自殺者数の推移（総数）

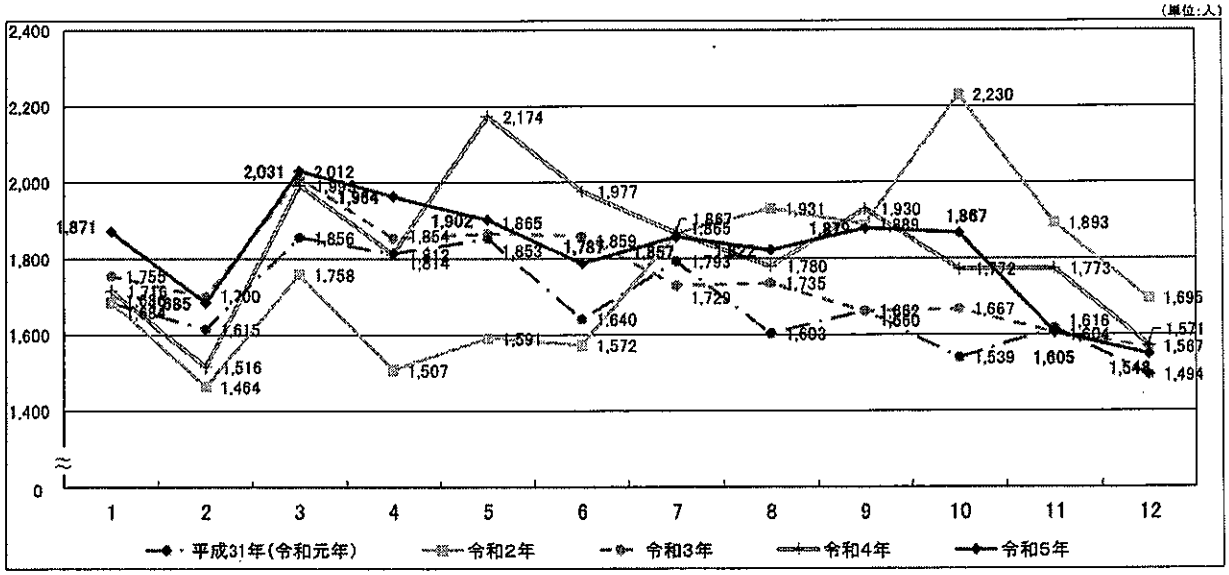

（参考２）

令和5年(暫定値）と令和4年（確定値）の比較

1．年齢階級別の比較

		自殺者数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不詳
令和5年（暫定値）	総数	21,818	809	2,519	2,580	3,624	4,186	2,793	2,699	2,367	41
	男	14,854	432	1,598	1,878	2,653	2,934	1,978	1,908	1,479	34
	女	6,964	377	921	702	971	1,252	815	791	888	7
令和4年（確定値）	総数	21,881	798	2,483	2,545	3,665	4,093	2,765	2,994	2,490	48
	男	14,746	464	1,672	1,784	2,611	2,848	1,882	1,906	1,558	41
	女	7,135	334	811	761	1,054	1,245	903	1,088	932	7
差	総数	-63	11	36	35	-41	93	28	-95	-123	-7
	男	108	-32	-74	94	42	86	96	2	-79	-7
	女	-171	43	110	-59	-83	7	-38	-97	-44	0

2．職業別の比較

		有職者	学生・生徒等	うち小中高生	主婦	主夫	うち家事従事者	無職者	うち失業者	うち年金・恩給生活者	うち雇用保険受給者	うち生活保護受給者	うちその他の無職者	不詳
令和5年（暫定値）	総数	8,803	1,010	507	13	152	342	11,395	1,048	1,108	5,766	3,473	610	
	男	7,023	670	259	5	73	181	6,790	18	878	3,807	2,287	471	
	女	1,780	340	248	8	79	161	4,605	1,030	230	2,159	1,186	139	
令和4年（確定値）	総数	8,576	1,083	514	17	143	354	11,775	1,175	1,220	6,074	3,306	467	
	男	6,811	683	293	12	73	206	6,915	9	988	3,740	2,178	352	
	女	1,765	400	221	5	70	148	4,860	1,166	232	2,334	1,128	110	
差	総数	227	-53	-7	-4	9	-12	-380	-127	-112	-308	167	143	
	男	212	-13	-34	-7	0	-25	-125	9	-110	-133	109	119	
	女	15	-60	-27	3	9	13	-255	-136	-2	-175	58	29	

3．原因・動機別の比較

		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
令和5年（暫定値）	総数	4,715	12,336	5,157	2,872	857	546	1,757	2,487
	男	2,885	7,187	3,492	2,447	523	366	1,230	1,857
	女	1,830	5,149	668	426	334	180	527	630
令和4年（確定値）	総数	4,775	12,774	4,697	2,968	926	579	1,734	2,717
	男	2,885	7,901	4,127	2,528	485	302	1,192	2,043
	女	1,890	5,473	570	430	343	187	542	674
差	総数	-60	-438	460	-96	-69	-33	23	-230
	男	0	-714	635	-81	38	64	38	-186
	女	-60	-324	98	-4	-9	7	-15	-44

注：警察庁「自殺統計」より、厚生労働省自殺対策推進室作成

4．原因・動機（四階）別の比較

家庭問題		計															
令和5年（暫定値）	総数	4,715	96	222	886	598	460	672	593	348	197	180	5	32	3	3	472
	男	2,885	42	154	605	431	298	493	373	204	49	97	1	6	1	0	265
	女	1,830	54	68	281	167	162	179	220	144	148	83	4	26	2	3	207
令和4年（確定値）	総数	4,775	98	188	874	618	471	697	615	372	223	161	6	35	4	5	417
	男	2,885	70	119	604	374	296	347	305	228	51	114	1	16	1	2	256
	女	1,890	28	69	270	244	175	350	310	144	172	47	5	19	3	3	161
差	総数	-60	-2	34	12	-20	-11	-25	-22	-24	-26	-1	-1	-3	-1	-2	55
	男	0	-28	35	1	57	2	146	68	-24	-2	-17	0	-10	0	-2	9
	女	-60	26	-1	11	-77	-13	-171	-90	0	-24	36	-1	7	-1	0	46

健康問題		計												
令和5年（暫定値）	総数	12,336	594	99	2,866	4,361	1,085	265	47	59	1,737	566	266	520
	男	7,187	406	41	1,844	2,228	591	161	25	13	928	405	166	281
	女	5,149	188	58	1,022	2,133	494	104	22	47	809	161	100	239
令和4年（確定値）	総数	12,774	576	47	2,813	4,598	966	238	29	68	1,795	667	295	517
	男	7,901	450	23	1,819	2,813	497	195	24	27	946	591	195	312
	女	5,473	126	24	994	1,785	469	43	5	41	849	216	100	205
差	総数	-438	18	52	53	-237	119	27	18	-9	-58	-101	-29	3
	男	-714	-44	18	25	-585	94	-34	1	-14	-18	-186	-29	-31
	女	-324	62	34	28	-348	25	61	17	6	-40	-55	-71	34

勤労生活問題		計												
令和5年（暫定値）	総数	3,157	554	267	28	181	1,645	190	24	246	737	78	6	38	419
	男	2,252	377	246	20	147	1,276	114	13	190	626	35	4	24	247
	女	905	177	21	8	34	369	76	11	56	111	43	2	14	172
令和4年（確定値）	総数	4,017	463	350	29	214	1,376	251	13	337	830	82	10	30	301
	男	2,727	428	324	24	179	1,181	162	10	255	645	36	5	25	227
	女	1,290	35	26	5	35	195	89	3	82	185	46	5	5	74
差	総数	-860	91	-83	-1	-33	269	-61	11	-91	-93	-4	-4	8	118
	男	-475	-51	-78	-4	-32	95	-48	3	-65	-19	-1	-1	-1	20
	女	-385	142	-5	3	-1	174	-13	8	-26	-74	-3	-3	9	98

注：警察庁「自殺統計」より、厚生労働省自殺対策推進室作成

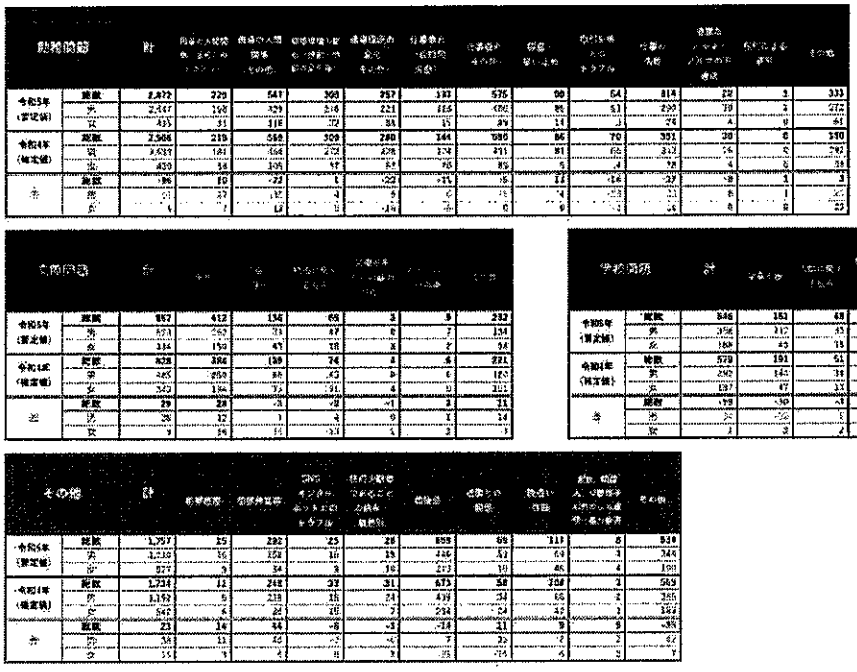

講義①のポイント

1. 自殺の現状（2023年の自殺者数暫定値）
2. 自殺者数の数え方
3. 自殺は「その多くが、追い込まれた末の死」
4. 自殺対策基本法
5. 自殺総合対策大綱

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

自殺者の年次推移（1ページ）

年次	総数	男性	女性
S53	20,788	12,850	7,938
S54	21,503	13,386	8,117
S55	21,048	13,155	7,893
S56	20,131	12,642	7,489
S57	21,228	13,651	7,577
S58	25,202	17,116	8,086
S59	24,995	16,908	8,088
S60	23,899	15,924	7,975
S61	25,524	16,497	9,027
S62	24,160	15,502	8,658
S63	23,342	14,944	8,398
H1	22,436	13,818	8,618
H2	21,346	13,102	8,244
H3	21,084	13,242	7,842
H4	22,104	14,296	7,808
H5	21,851	14,468	7,383
H6	21,679	14,560	7,119
H7	22,445	14,874	7,571
H8	23,104	15,393	7,711
H9	24,391	16,416	7,975
H10	32,863	23,013	8,850
H11	34,048	24,512	9,536
H12	31,957	22,727	9,230
H13	31,042	22,144	8,898
H14	32,143	23,080	9,063
H15	34,427	24,963	9,464
H16	32,325	23,272	9,053
H17	32,552	23,540	9,012
H18	32,155	23,813	8,342
H19	33,093	24,078	9,015
H20	32,249	22,831	9,418
H21	32,845	23,472	9,373
H22	31,690	22,283	9,407
H23	30,651	20,955	9,696
H24	27,858	19,273	8,585
H25	27,283	18,787	8,496
H26	25,427	17,386	8,041
H27	24,025	16,681	7,344
H28	21,897	15,121	6,776
H29	21,321	14,826	6,495
H30	20,840	14,290	6,550
R1	20,169	13,978	6,191
R2	21,081	14,055	7,026
R3	21,007	13,939	7,068
R4	21,881	14,746	7,135
R5	21,818	14,854	6,964

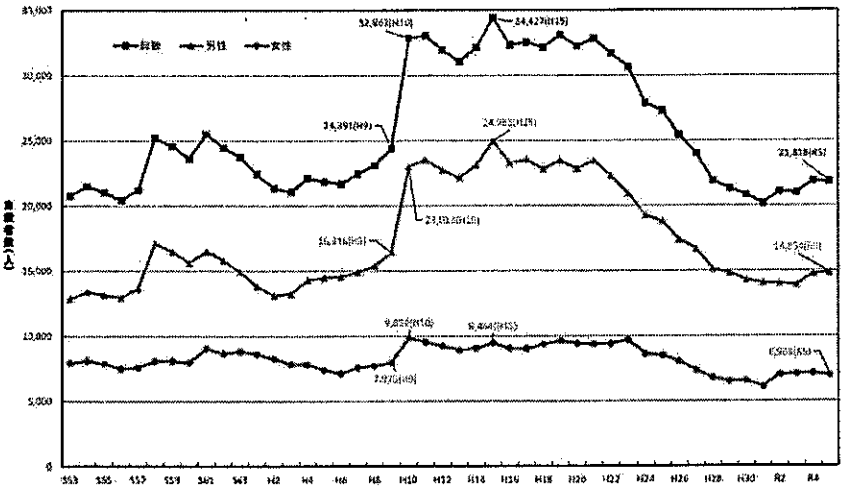

警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成。
注）令和5年は暫定値。

講義①のポイント

1. 自殺の現状（2023年の自殺者数暫定値）
2. 自殺者数の数え方
3. 自殺は「その多くが、追い込まれた末の死」
4. 自殺対策基本法
5. 自殺総合対策大綱

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

「自殺の危機経路」事例

（「→」＝連鎖、「＋」＝併発）

【失業者】
① 失業→生活苦→多重債務→うつ状態→**自殺**
② 連帯保証債務→倒産→離婚の悩み＋将来生活への不安→**自殺**
③ 犯罪被害（性的暴行など）→精神疾患→失業＋失恋→**自殺**

【労働者】
① 配置転換→過労＋職場の人間関係→うつ状態→**自殺**
② 昇進→過労→仕事の失敗→職場の人間関係→**自殺**
③ 職場のいじめ→うつ病→**自殺**

【自営者】
① 事業不振→生活苦→多重債務→うつ状態→**自殺**
② 介護疲れ→事業不振→過労→身体疾患＋うつ状態→**自殺**
③ 解雇→再就職失敗→やむを得ず起業→事業不振→多重債務→生活苦→**自殺**

【主婦など（就業経験のない無職者）】
① 子育ての悩み→夫婦間の不和→うつ状態→**自殺**
② DV→うつ病＋離婚の悩み→生活苦→多重債務→**自殺**
③ 身体疾患＋家族の死→将来生活への不安→**自殺**

【学生】
① いじめ→**自殺**
② 親子間の不和→ひきこもり→うつ状態→将来生活への不安→**自殺**

ライフリンク「自殺実態1000人調査」を改編　11

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

自殺要因の連鎖図

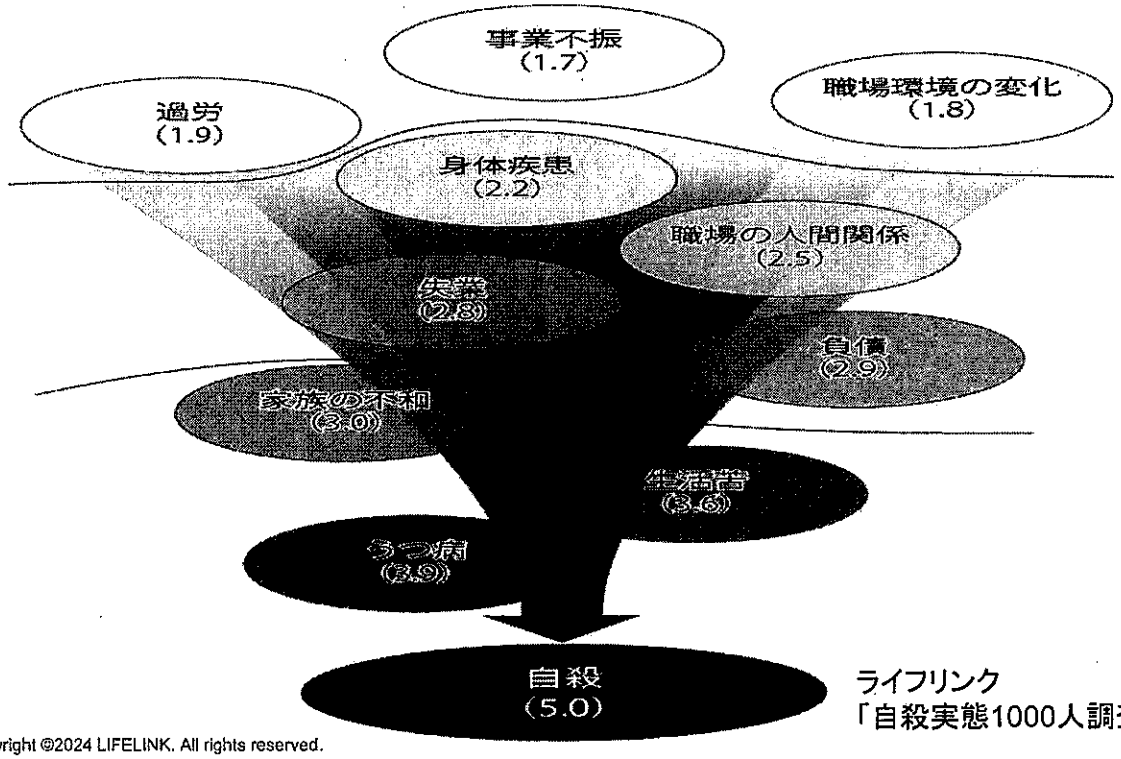

ライフリンク
「自殺実態1000人調査」　12

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

自殺は、平均すると
4つの要因が複合的に
連鎖して起きている

「1000人実態調査」から見えてきた

自殺の危機経路

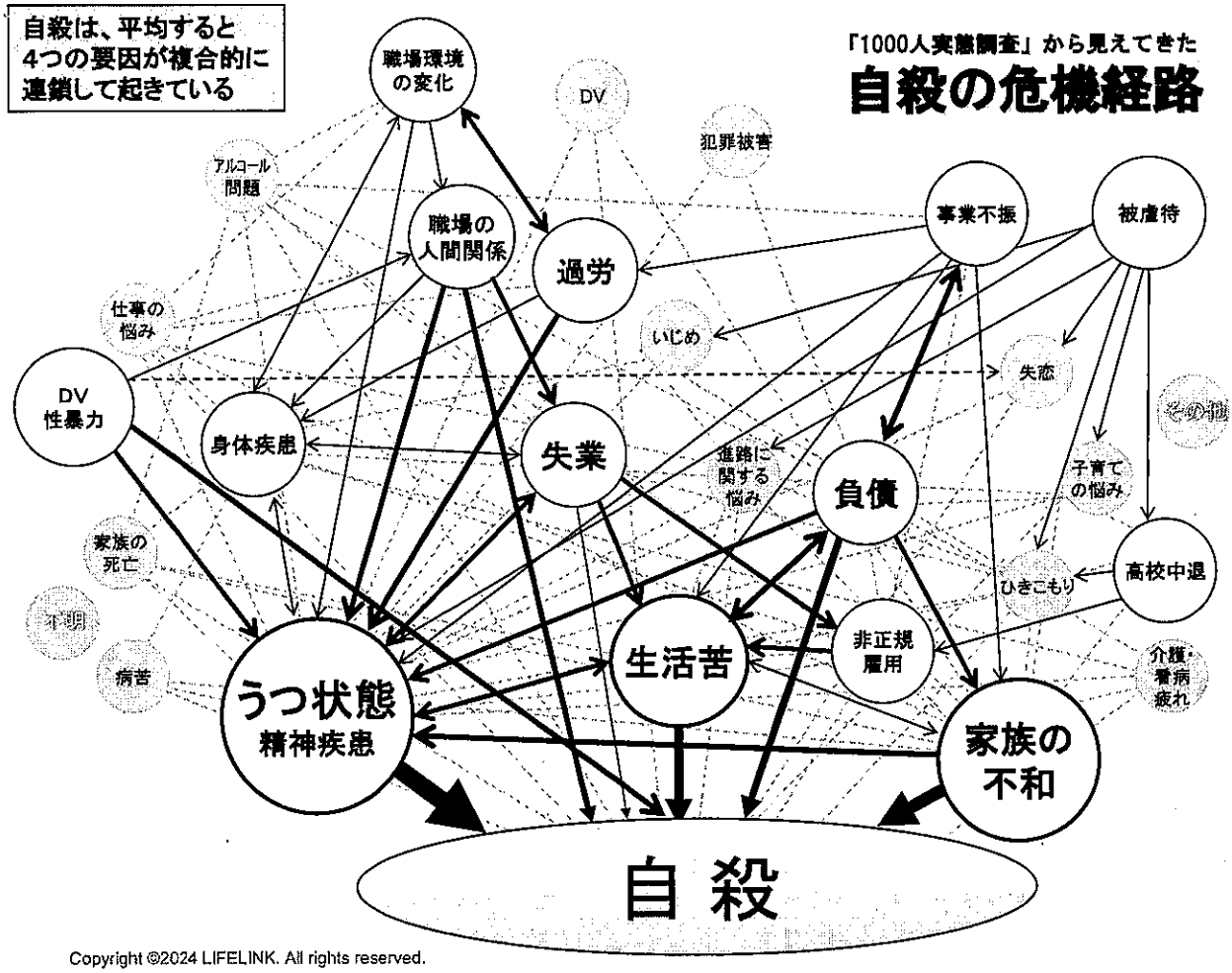

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

それぞれの要因に
対しては、すでに様々な
対策が行われている

「1000人実態調査」から見えてきた

自殺の危機経路

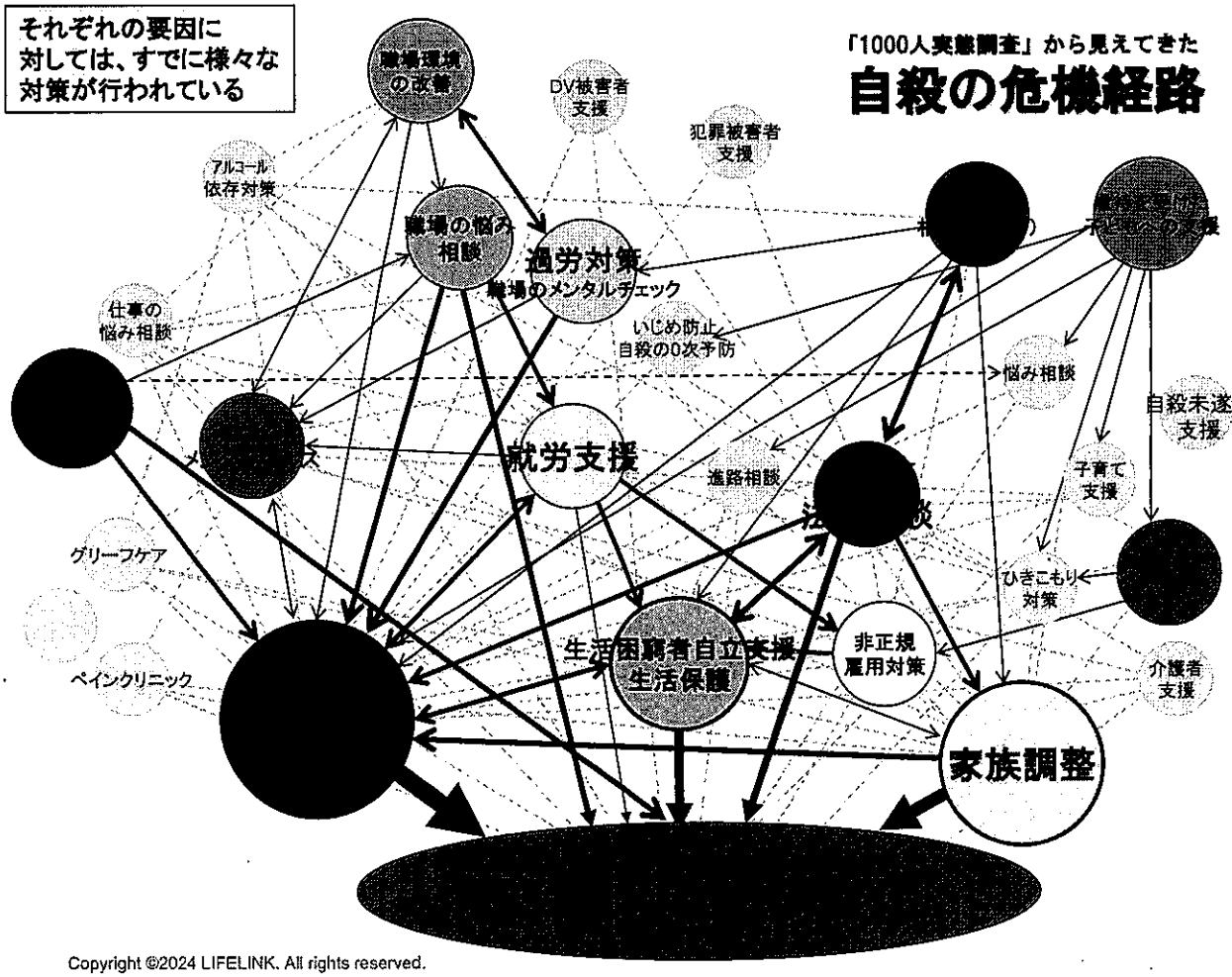

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

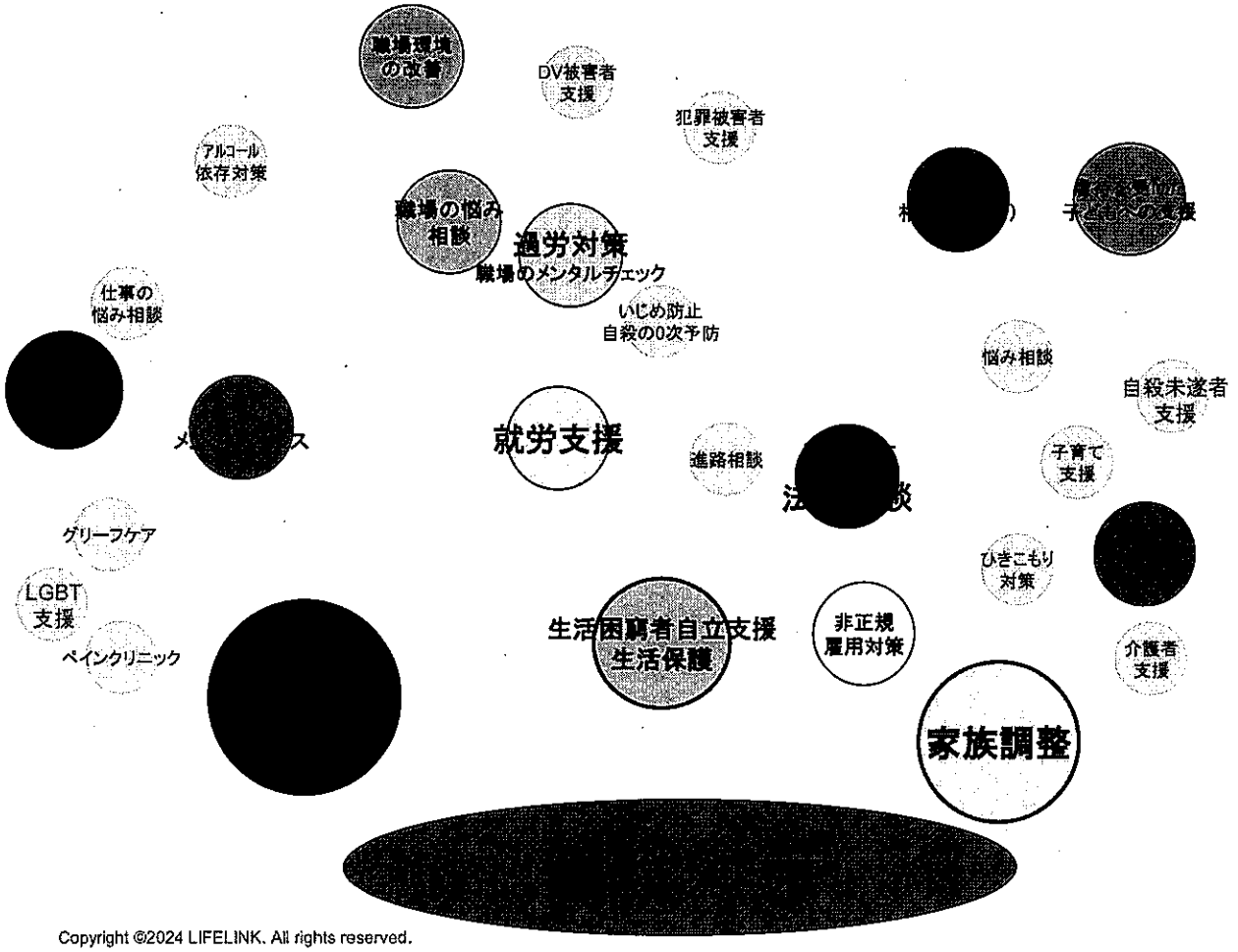

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

LIFE LINK

家族は「自殺で亡くなる前」に「専門機関」に相談していたか

「523人中25人」は不明

ライフリンク「自殺実態1000人調査」

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

LIFE LINK

家族は「自殺で亡くなる前」に「専門機関」に相談していたか

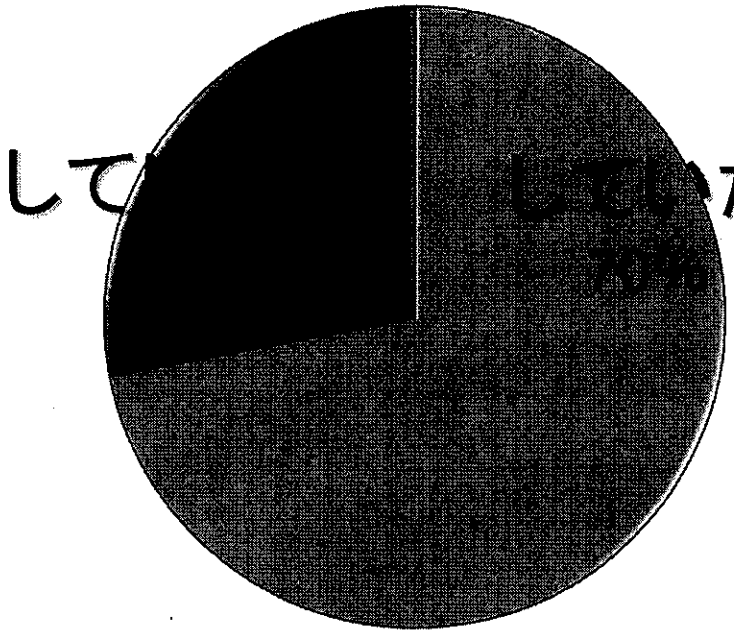

ライフリンク「自殺実態1000人調査」

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

LIFE LINK

家族は「自殺で亡くなる前」に「専門機関」に相談していたか

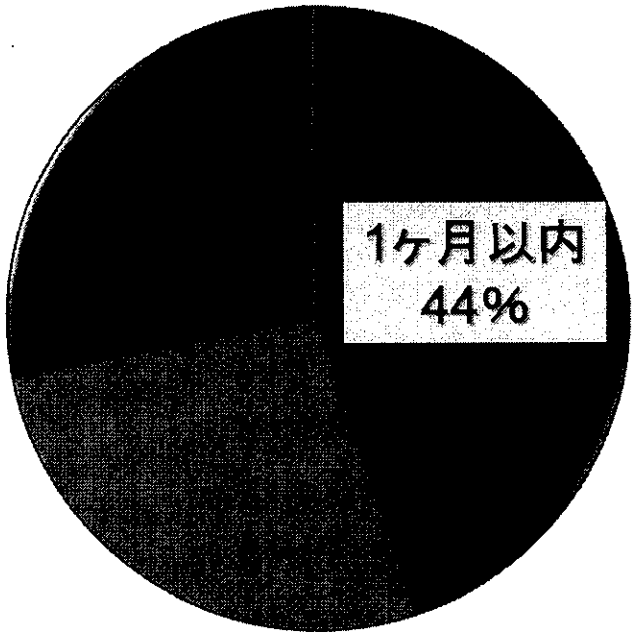

ライフリンク「自殺実態1000人調査」

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

LIFE
LINK

自殺対策の理念

▼自殺対策とは、「当事者本位の生きる支援」。

▼「もう生きられない」「死ぬしかない」という状況に陥っている人が、それでも「生きる道」を選べるように支援すること。（関係機関の連携・関連施策の連動）

▼そもそも、人がそうした状況に陥ることのない地域・社会を創ること。

▼自殺対策とは、地域・社会づくりでもある。

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

講義①のポイント

1. 自殺の現状（2023年の自殺者数暫定値）

2. 自殺者数の数え方

3. 自殺は「その多くが、追い込まれた末の死」

4. 自殺対策基本法

5. 自殺総合対策大綱

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

自殺対策基本法の一部を改正する法律　概要

目的規定の改正（第1条）

○　目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加

基本理念の追加（第2条第1項・第5項）

○　自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない

○　自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない

国の責務の改正（第3条第3項）	自殺予防週間・自殺対策強化月間（第7条）	関係者の連携協力（第8条）
○　国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助	○　自殺予防週間（９月10日～９月16日）を設け、啓発活動を広く展開 ○　自殺対策強化月間（３月）を設け、自殺対策を集中的に展開	○　国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力

都道府県自殺対策計画等（第13条）

○　都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める

都道府県・市町村に対する交付金の交付（第14条）

○　国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

基本的施策の拡充

〔調査研究等の推進・体制の整備〕（第15条）

①　自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供

②　国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

〔人材の確保等〕（第16条）

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加

〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕（第17条）

①　国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定

②　学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養（かんよう）等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

〔医療提供体制の整備〕（第18条）

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

必要な組織の整備（第25条）	施行期日（附則）
○　政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備	○　平成28年４月１日から施行

講義①のポイント

1. 自殺の現状（2023年の自殺者数暫定値）

2. 自殺者数の数え方

3. 自殺は「その多くが、追い込まれた末の死」

4. 自殺対策基本法

5. 自殺総合対策大綱

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

新たな「自殺総合対策大綱」の概要

※　は前大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
  - ・自殺への影響について情報収集・分析
  - ・ＩＣＴ活用を推進
  - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
   - ・ 自殺対策は、ＳＤＧｓの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
   - ・ こども家庭庁(令和５年４月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
   - ・ 地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)**
   - ・ 自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、P.4・5

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和８年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。　※現大綱の数値目標を継続
（平成27年：18.5 ⇒ 令和８年：13.0以下）※令和２年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
   - ・ 指定調査研究等法人（いのち支える自殺対策推進センター）が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
   - ・ 地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
   - ・ 社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね５年を目途に見直しを行う

新たな「自殺総合対策大綱」
＜第４　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

■地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
■地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
■**地域自殺対策推進センターへの支援**
・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
■自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

■自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
■**児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
■**自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

■**自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
・相談機関等に集約される情報の活用の検討
■**子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
・自殺等の事案について詳細な調査・分析
・予防のための子どもの死亡検証(CDR: Child Death Review)の推進
・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
■**コロナ禍における自殺等の調査**
■うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4.自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上を図る

■大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
■連携調整を担う人材の養成
■かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
■教職員に対する普及啓発
■介護支援専門員等への研修
■**ゲートキーパーの養成**
・若者を含めたゲートキーパー養成
■**自殺対策従事者への心のケア**
・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
■**家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

■**職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
■地域における心の健康づくり推進体制の整備
■学校における心の健康づくり推進体制の整備
■大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

■精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
■**精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
■**子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
・子どもの心の診療体制の整備
■うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

■**相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
■**ICT（インターネット・SNS等）活用**
・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
■**インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
■ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
■**性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
■関係機関等の連携に必要な情報共有
■**自殺対策に資する居場所づくりの推進**
・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
■**報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
■**自殺対策に関する国際協力の推進**

新たな「自殺総合対策大綱」
＜第４　自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

■地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
■救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
■**医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化**
・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
■居場所づくりとの連動による支援
■**家族等の身近な支援者に対する支援**
・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
■学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

■遺族の自助グループ等の運営支援
■**学校、職場等での事後対応の促進**
・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
■**遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
■**遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上**
■**遺児等への支援**
・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

■民間団体の人材育成に対する支援
■地域における連携体制の確立
■**民間団体の相談事業に対する支援**
・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
■民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

■いじめを苦にした子どもの自殺の予防
■**学生・生徒への支援充実**
・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
■**SOSの出し方に関する教育の推進**
・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
■**子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実**
・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
■**知人等への支援**
・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
■**子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備**
・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推し進める

■**長時間労働の是正**
・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
・勤務間インターバル制度の導入促進
・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
・副業・兼業への対応
■職場におけるメンタルヘルス対策の推進
■**ハラスメント防止対策**
・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

（新設）
■**妊産婦への支援の充実**
・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
■**コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援**
・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
■**困難な問題を抱える女性への支援**

読売新聞　R4/9/23(金) 13:08配信
「抱き合っているように見えた」2人は中学生の姉妹…線路内で電車にはねられ死亡

21日午後7時35分頃、広島県東広島市のJR山陽線西条―西高屋駅間で、線路内にいた15歳と13歳の女子中学生2人が普通電車(6両編成)にはねられ、死亡した。乗客約80人にけがはなかった。県警東広島署によると、2人は同市内に住む姉妹という。
現場は踏切から約30メートル離れており、柵などはなかった。JR西日本によると、男性運転士は「非常ブレーキをかけたが間に合わなかった。2人は抱き合っているように見えた」と話しているといい、東広島署が詳しい状況を調べている。
この事故で計21本が運休するなどし、約4500人に影響が出た。

読売新聞　R4/10/9(日) 9:00配信
10代半ば？の男女がホームから飛び降り、電車にはねられ死亡…「手つないでいた」との目撃情報

8日午後1時30分頃、大阪府摂津市千里丘のJR東海道線千里丘駅で、男女2人が宝塚発高槻行き普通電車(7両編成)にはねられ、死亡した。2人はいずれも10歳代半ばとみられ、府警摂津署は自殺の可能性があるとみて、身元の確認を進める。

同署やJR西日本によると、電車が駅に到着する直前、2人は一緒にホームから飛び降りた。手をつないでいたという目撃情報がある。運転士は非常ブレーキをかけたが、間に合わなかったという。乗客約200人にけがはなかった。女性は所持していた保険証の記載から15歳の可能性がある。

LIFE LINK

講義③(各論②)

こどもの自殺対策の新たな政策的な枠組み

令和6年2月15日

NPO法人　ライフリンク

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

自治体単位でみると、決して頻繁に起きることではない。

しかし、一度でも起きると、もう取り返しがつかない。

One is too many.

講義③(各論②)のポイント

1. こどもの自殺の現状
2. 旧来の「こどもの自殺対策」
3. こどもの自殺対策の新たな政策的な枠組み
4. ライフリンクの取組

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

第2-3-4図　先進国における10～29歳の年齢階級別にみた自殺死亡率の推移（男女計）

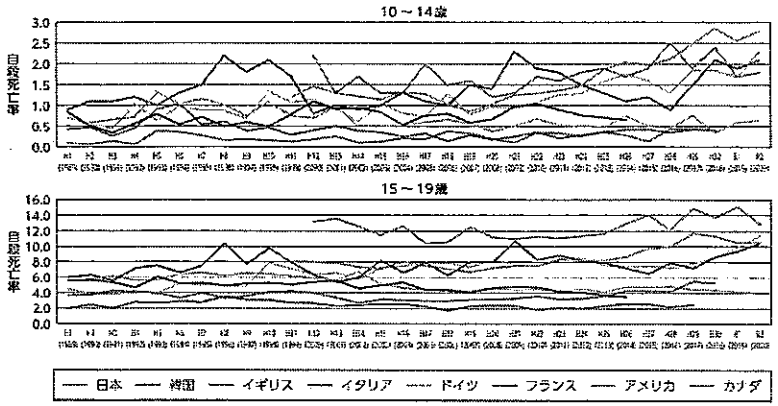

資料：世界保健機関資料より[7]自殺対策推進センター作成

[7] 各国の死亡率について、世界保健機関「人口動態統計」、各国統計局資料等。アイルランド及び英国北アイルランドの2020年（令和２年）の死亡率は未公表のため、イギリス、イタリア、フランスの３カ国の死亡率は、世界保健機関資料「Mortality Database」より自殺対策推進センターで算出した。

（参考）自殺者数の推移

自殺者総数・男女別の推移

■ 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
（H18　32,155人　→　R１　20,169人）
■ 令和２年は自殺者総数が11年ぶりに前年を上回り、令和３年は女性の自殺者数が２年連続で増加。

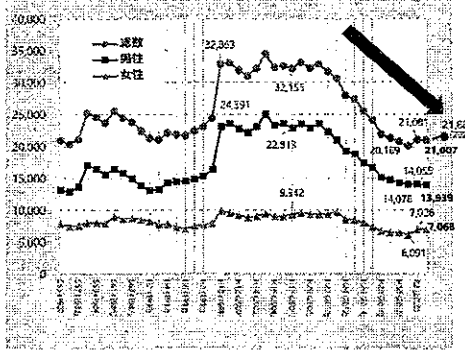

小・中・高生の自殺者数の推移

■ 小中高生の自殺者数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向となっている。
■ 令和２年には小中高生の自殺者数が過去最多となり、令和３年には過去２番目の水準となった。

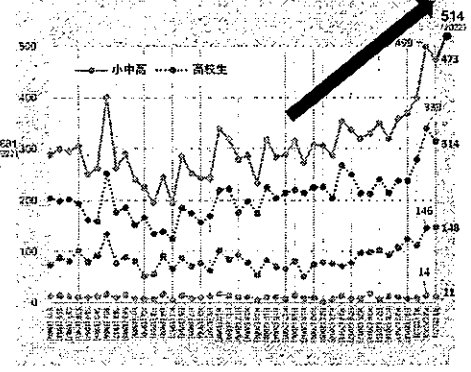

※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成
※2022データと共同で「自殺対策を推進する議員の会」にて作成

厚生労働省

(5) 生活に関する意識と自殺死亡率

内閣府の「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」によると、我が国は、調査対象となった諸外国と比べて、家庭生活及び学校生活に不満を感じている若者の割合が最も高い。平成25年度(2013年)5及び平成30年度(2018年)6の同調査において、家庭生活に「不満」と回答した対象国の若者（満13～29歳）の割合と、各国・各年の若者（15～29歳）の自殺死亡率の関係をみると、家庭生活に不満を感じている者の割合が高い国では、おおむね自殺死亡率が高くなっている（第2-3-9図）。
また、学校生活に「不満」と回答した対象国の若者（満13～29歳）の割合と、各国・各年の若者（15～29歳）の自殺死亡率の関係をみると、学校生活に不満を感じている者の割合が高い国では、おおむね自殺死亡率が高くなっている（第2-3-10図）。

第2-3-9図　我が国と諸外国における家庭生活に関する意識と自殺死亡率（男女計）

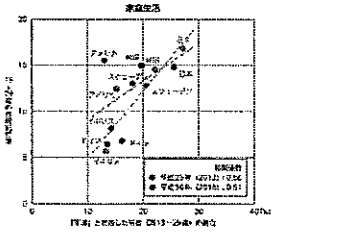

第2-3-10図　我が国と諸外国における学校生活に関する意識と自殺死亡率（男女計）

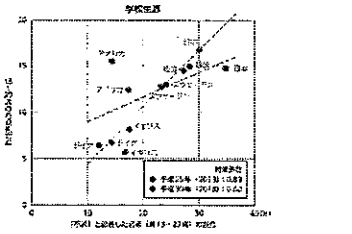

[5] https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/kokusai/h25/pdf/pdf.html
[6] https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/kokusai/h30/pdf/pdf.html
[7] 諸外国の15～29歳の自殺死亡率について、日本は厚生労働省「人口動態統計」、韓国は統計庁資料、アメリカは米国疾病予防管理センター資料より作成した。イギリス、ドイツ、スウェーデンの自殺死亡率は、世界保健機関資料「Mortality Database」より自殺対策推進センターで算出した。なお、内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成25年度・平成30年度）」はフランスも対象国となっているが、死因については、2018年における15～29歳の自殺死亡率のデータが得られなかったため、今回では除いた。

[8] 脚注7に同じ。

令和4年版「自殺対策白書」（厚労省）

第1-11表　令和２年の死因順位別にみた年齢階級及び性別の死亡数、死亡率[2]、構成割合

総　数

年齢階級	第１位 死因	死亡数	死亡率	割合(%)	第２位 死因	死亡数	死亡率	割合(%)	第３位 死因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14歳	自殺	122	2.3	28.6	悪性新生物<腫瘍>	82	1.5	19.2	不慮の事故	53	1.0	12.4
15～19歳	自殺	641	11.4	50.8	不慮の事故	230	4.1	18.2	悪性新生物<腫瘍>	110	2.0	8.7
20～24歳	自殺	1,243	21.0	57.0	不慮の事故	286	4.8	13.1	悪性新生物<腫瘍>	152	2.6	7.0
25～29歳	自殺	1,172	19.7	52.1	悪性新生物<腫瘍>	235	3.9	10.5	不慮の事故	217	3.6	9.7
30～34歳	自殺	1,192	18.7	41.1	悪性新生物<腫瘍>	495	7.8	17.1	不慮の事故	250	3.9	8.6
35～39歳	自殺	1,323	18.3	30.1	悪性新生物<腫瘍>	1,012	14.0	23.0	心疾患	368	5.1	8.4
40～44歳	悪性新生物<腫瘍>	2,140	25.9	27.9	自殺	1,578	19.1	20.6	心疾患	859	10.4	11.2
45～49歳	悪性新生物<腫瘍>	4,552	47.0	32.3	自殺	1,844	19.1	13.1	心疾患	1,729	17.9	12.3
50～54歳	悪性新生物<腫瘍>	7,263	84.8	36.7	心疾患	2,578	30.1	13.0	自殺	1,746	20.4	8.8
55～59歳	悪性新生物<腫瘍>	11,457	146.7	41.6	心疾患	3,594	46.0	13.1	脳血管疾患	2,007	25.7	7.3
60～64歳	悪性新生物<腫瘍>	18,254	248.3	45.1	心疾患	4,985	67.8	12.3	脳血管疾患	2,783	37.9	6.9

男

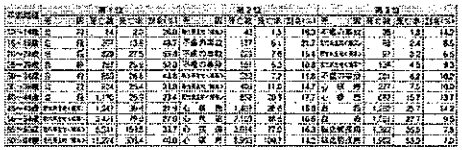

女

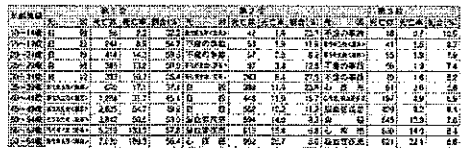

注2）構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を100とした場合の割合である。
資料：厚生労働省「人口動態統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

自分が優秀だと思う

■全くそうだ ■まあそうだ ■あまりそうではない ■全然そうではない

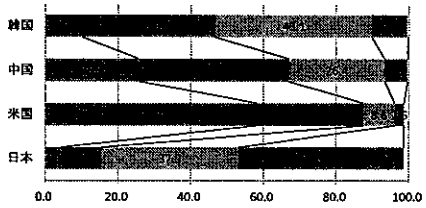

私は価値のある人間だと思う

■全くそうだ ■まあそうだ ■あまりそうではない ■全然そうではない

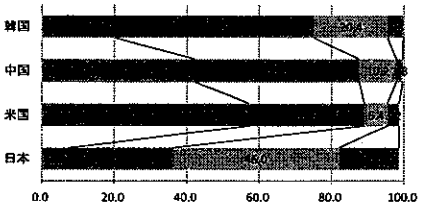

私は自分に満足している

■全くそうだ ■まあそうだ ■あまりそうではない ■全然そうではない

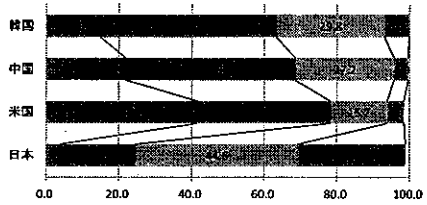

出典：高校生の心と体の健康に関する調査報告書

高校生の心と体の健康に関する調査概要

- 目的：この調査は身体の活動、食生活、喫煙や飲酒の経験、ストレスや人間関係のあり方などを通して、高校生の身体と心の健康の実態を把握するために実施する。それにより、青少年の健康づくりに有効な情報を提供することが本調査の中心目的である。また、この調査は、アメリカ、中国、韓国でも実施され、諸外国と比較することで、日本の子どもたちの特徴をいっそう鮮明に把握することを目指している。

調査方法

	日本	アメリカ	中国	韓国
実施時期	2010年9月～11月	2010年9月～10月	2010年9月～11月	2010年6月～7月
調査学校の数	10校	13校	10校	121校
調査地域	青森県 宮城県 茨城県 埼玉県 東京都 神奈川県 静岡県 岐阜県 福岡県	Durham,NC DeWitt,NY Kansas City,KS Chicago,IL AgouraHills,CA Indianapolis,IN Charlotte,NC Idaho Falls,ID Liberty,MO Eugene,OR Gallup,NM Tulsa,OK	北京市 上海市 西安市 湖南省衡陽市 安徽省蕪湖市 遼寧省瀋陽市	ソウル市 仁川市 大田市 群山市 釜山市 京畿道 忠清道 全羅道 江原道 慶尚道
調査方法	集団質問紙法	集団質問紙法	集団質問紙法	集団質問紙法
サンプル数	1,113票	1,011票	1,176票	3,933票

調査対象者の属性

		日本	米国	中国	韓国
性別	男	53.6	45.0	48.3	51.0
	女	46.3	54.4	51.4	49.0
	無回答	0.1	0.6	0.3	0.0
学年	高1(米:10th)	40.2	29.6	36.0	34.9
	高2(米:11th)	33.2	33.0	29.0	33.1
	高3(米:12th)	26.6	36.5	34.8	32.0
	無回答	0.0	0.9	0.3	0.0
学科	普通科	79.9	100.0	79.8	71.5
	専門学科(職業学科)	20.1	0.0	20.2	28.5
	実数(人)	1,113	1,011	1,176	3,933

調査の協力機関
上海社会科学院青少年研究所／韓国青少年政策研究院

調査内容
運動／体型とダイエット／食事と睡眠／喫煙と飲酒の経験／健康と衛生に対する態度／情緒とストレス／自分の性格評価と自己意識／他者との関係性

資料：高校生の心と体の健康に関する調査報告書
財団法人 一ツ橋文芸教育振興会
財団法人 日本青少年研究所

LIFE LINK

自殺のリスクが高まるとき

生きることの促進要因	＜	生きることの阻害要因

△将来の夢
△家族や友人との信頼関係
△やりがいのある仕事や趣味
△経済的な安定
△ライフスキル(問題対処能力)
△信仰
△社会や地域に対する信頼感
△楽しかった過去の思い出
など

▼将来への不安や絶望
▼失業や不安定雇用
▼過重労働
▼借金や貧困
▼家族や周囲からの虐待、いじめ
▼病気、介護疲れ
▼社会や地域に対する不信感
▼孤独
など

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

友だちが私をどう思っているか気になる

■全くそうだ ■まあそうだ ■あまりそうではない ■全然そうではない

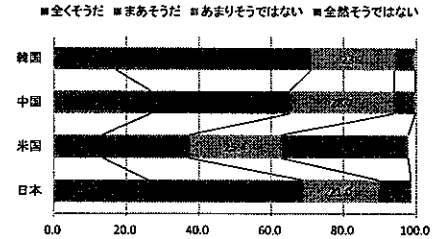

私は先生に優秀だと認められている

■全くそうだ ■まあそうだ ■あまりそうではない ■全然そうではない

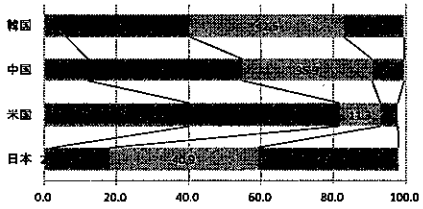

親(保護者)は私が優秀だと思っている

■全くそうだ ■まあそうだ ■あまりそうではない ■全然そうではない

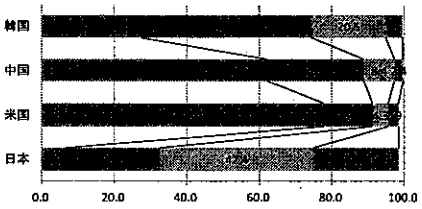

出典：高校生の心と体の健康に関する調査報告書

令和５年５月19日

こどもの自殺対策への提言

～研究と実践を踏まえた緊急策～

NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク　代表
一社）いのち支える自殺対策推進センター　代表理事
超党派「自殺対策を推進する議員の会」アドバイザー

清水 康之

LIFE LINK

自殺のリスクを抑えるために

生きることの促進要因 ＜ 生きることの阻害要因

自殺対策とは
促進要因を引き上げて
阻害要因を取り除くこと

生きることの促進要因 ＞ 生きることの阻害要因

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

１）こどもの自殺の現状

２）これまでの「こどもの自殺対策」

３）「こどもの自殺対策」への提言

講義③（各論②）のポイント

1. こどもの自殺の現状

2. 旧来の「こどもの自殺対策」

3. こどもの自殺対策の新たな政策的な枠組み

4. 次年度概算要求等の状況

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

第2-3-4図　先進国における10～29歳の年齢階級別にみた自殺死亡率の推移（男女計）

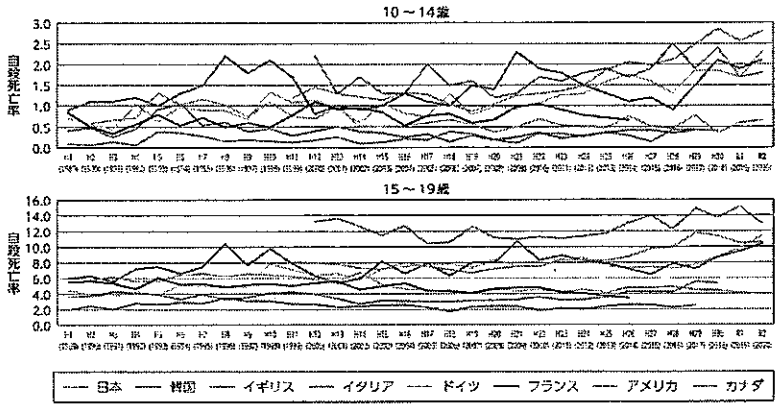

資料：世界保健機関資料はか² より自殺対策推進センター作成

[illegible]

（参考）自殺者数の推移

自殺者総数・男女別の推移

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると、自殺者総数は37%減、男性は38%減、女性は35%減となった。
  （H18　32,155人　→　R1　20,169人）
- 令和２年は自殺者総数が11年ぶりに前年を上回り、令和３年は女性の自殺者数が２年連続で増加。

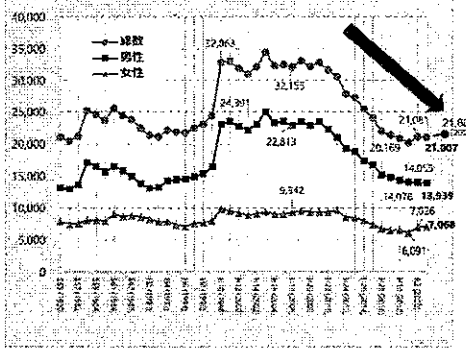

小・中・高生の自殺者数の推移

- 小中高生の自殺者数は、自殺者総数が減少傾向にある中でも増加傾向となっている。
- 令和２年には小中高生の自殺者数が過去最多となり、令和３年には過去２番目の水準となった。

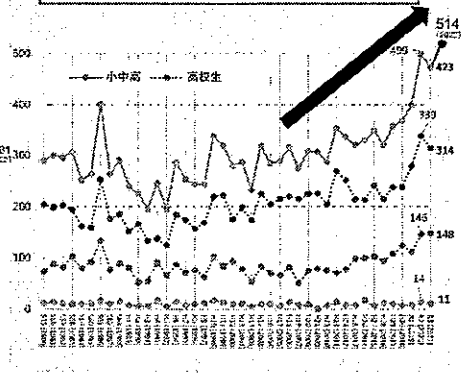

※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成
[illegible]

厚生労働省

(5) 生活に関する意識と自殺死亡率

内閣府の「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」によると、我が国は、調査対象となった諸外国と比べて、家庭生活及び学校生活に不満を感じている若者の割合が最も高い。平成25年度(2013年)5及び平成30年度(2018年)6の同調査において、家庭生活に「不満」と回答した対象国の若者(満13～29歳)の割合と、各国・各年の若者(15～29歳)の自殺死亡率の関係をみると、家庭生活に不満を感じている者の割合が高い国では、おおむね自殺死亡率が高くなっている(第2-3-9図)。

また、学校生活に「不満」と回答した対象国の若者(満13～29歳)の割合と、各国・各年の若者(15～29歳)の自殺死亡率の関係をみると、学校生活に不満を感じている者の割合が高い国では、おおむね自殺死亡率が高くなっている(第2-3-10図)。

第2-3-9図　我が国と諸外国における家庭生活に関する意識と自殺死亡率（男女計）

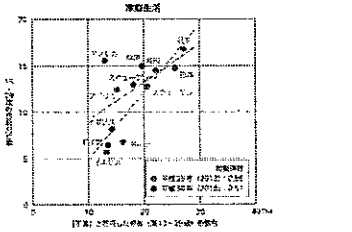

[illegible]

第2-3-10図　我が国と諸外国における学校生活に関する意識と自殺死亡率（男女計）

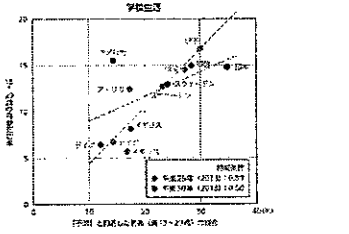

[illegible]

5 [illegible]
6 [illegible]
7 [illegible]
8 無持7に関し。

全国の自治体を巻き込んだ自殺総合対策

徹底した自殺の実態解明 ○
・市町村単位の自殺統計
・自殺の危機経路

実態に即した総合戦略 ○
・自殺総合対策大綱
・地域自殺対策計画

戦略を牽引する専任組織 ○
・自殺対策推進室
・いのち支える自殺対策推進センター

戦略を実行する予算確保 ○
・地域自殺対策交付金

32%の減少
自殺対策基本法が施行された2006年と2022年の比較

こどもの自殺対策（学校と地域の連携不足等）

徹底した自殺の実態解明 ×

実態に即した総合戦略 ×

戦略を牽引する専任組織 ×

戦略を実行する予算確保 ×

68%の増加
自殺対策基本法が施行された2006年と2022年の比較

→こどもまんなか社会の「真ん中に穴」が開いている。落ちると自殺に追い込まれる「穴」でそこに毎年400～500人超のこどもたちが落ちて、自殺で亡くなっている。

全国の自治体を巻き込んだ自殺総合対策

徹底した自殺の実態解明	実態に即した総合戦略	戦略を牽引する専任組織	戦略を実行する予算確保	
・市町村単位の自殺統計 ・自殺の危機経路	・自殺総合対策大綱 ・地域自殺対策計画	・自殺対策推進室 ・いのちえる自殺対策推進センター	・地域自殺対策交付金	32%の減少

自殺対策基本法が施行された2006年と2022年の比較

こどもの自殺対策（学校と地域の連携不足等）

徹底した自殺の実態解明	実態に即した総合戦略	戦略を牽引する専任組織	戦略を実行する予算確保	
×	×	×	×	68%の増加

自殺対策基本法が施行された2006年と2022年の比較

→こどもまんなか社会の「真ん中に穴」が開いている。落ちると自殺に追い込まれる「穴」でそこに毎年400～500人超のこどもたちが落ちて、自殺で亡くなっている。

高校生の自殺者数、自殺死亡率

令和4年の児童生徒（小中高生）の自殺者数のうち、高校生が68.9%を占めた。性別を問わず、自殺者数は「高校生（全日制）」が多く、自殺死亡率は「高校生（定時制・通信制）」が高かった。特に「女子高生（定時制・通信制）」の自殺死亡率が高く「女子高生（全日制）」の4.6倍、全国の自殺者（全世代）の1.8倍に上った。自殺者数では、「男子高生（全日制）」が最も多く、高校生全体の45.5%を占めた。

図1.高校生の自殺者数

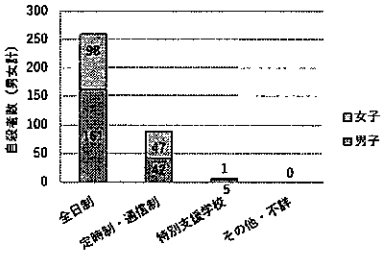

表1.高校生の自殺死亡率

	自殺者数	学生数	自殺死亡率（/10万）
全日制	259	2,933,199	8.8
定時制・通信制	89	308,123	28.9
特別支援学校	6	65,355	9.2

	自殺者数	学生数	自殺死亡率
男子			
全日制	161	1,491,676	10.8
定時制・通信制	42	156,817	26.8
特別支援学校	5	42,466	11.8
女子			
全日制	98	1,441,523	6.8
定時制・通信制	47	151,306	31.1
特別支援学校	1	22,889	4.4

※令和4年の自殺死亡率（全世代）は、総数が17.5、男性が24.3、女性が11.1

資料：警察庁「令和４年中における自殺の状況」（令和５年３月16日）、文部科学省 令和3年度学校基本調査より「いのち支える自殺対策推進センター」作成

こどもの自殺対策（学校と地域の連携不足等）

× 徹底した自殺の実態解明

こどもの自殺対策において非常に重要となる情報であり、かつ学校が把握しているはずの情報でさえも集約されていない。▼不登校傾向があったか▼直前に成績の低下や部活等での失敗等があったか▼自殺に関するほのめかし（SNS等を含めて）等があったか▼教職員が何か変化を感じ取っていたか、等

× 実態に即した総合戦略

当然、ない。そのため、断片的な情報を頼りに対策をやらざるを得ない。ライフリンクは、SNSや電話による自殺防止相談（相談を受けるだけでなく、実践的な支援につなぐ「包括的な生きる支援」）を全国の民間団体や地方公共団体と連携して展開。東京都足立区と連携して「SOSの出し方に関する教育」を、長野県と連携して「子どもの自殺危機対応チーム」をモデル化。それらが全国に広がり始めている。

× 戦略を牽引する専任組織

これまでは、「自殺対策全般は厚労省」、「児童生徒の自殺対策は文科省」ということが不文律となっていた（という認識）。現に、有識者会議も、厚労省「自殺総合対策の推進に関する有識者会議」と文科省「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」が存在（現在も）。「児童生徒≒こども」との考えからか、「こどもの自殺対策」を所管するところがなかった。

× 戦略を実行する予算確保

厚労省は、全国の地方公共団体に地域自殺対策強化のための交付金を交付（年間約30億円）。ただし、学校が積極的に使える建付けになっていない（教育委員会や学校には直接連絡もいかない）。一方、文科省は自殺対策に特化した予算がない。そのため、学校が自殺対策を行いたくても予算確保が困難。

※そもそも、年間30億円を1718（市町村の数）で割ると「約1755万円／年間」にしかならない。

→　こんな状況で、こどもの自殺を防げるはずがない。

高校生の自殺の原因・動機（大分類）

注）原因・動機は自殺者一人につき3つまで計上可能としているため、大分類の和は100%とならない。割合は、各大分類に該当した自殺者数を、高校種別・男女別の自殺者数(n)で割って算出した。なお、ここでは同一大分類下の小分類の2つ以上に当てはまるとされた場合でも、大分類上は1として集計している。

定時制・通信制男子(n = 40)

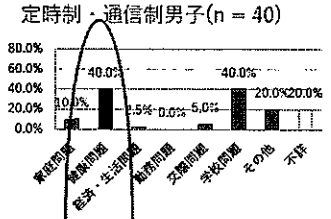

全日制男子(n = 159)

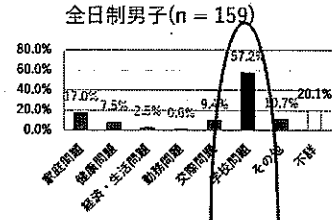

定時制・通信制女子(n = 46)

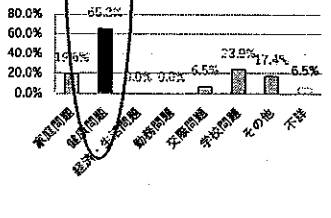

全日制女子(n = 92)

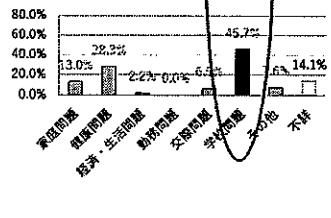

資料：警察庁自殺統計原票データ（令和4年の暫定値：令和5年2月3日現在）より「いのち支える自殺対策推進センター」作成

自殺の危機から「子どもの命を守る」ための緊急要望

記

1. こども家庭庁に「子どもの自殺対策を担当する『専任管理職を配置』すること
2. 子どもの自殺に関する情報を集約し、多角的に分析するための体制を整備すること
3. 「すべての学校で児童生徒の自殺対策を推進」するために必要な予算を確保すること
4. 自殺リスクの早期検知のため、1人1台端末を子どもの自殺対策に最大限活用すること
5. 「子どもへの生きることの包括的な支援（自殺対策）」を骨太方針にも明記すること
6. すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する授業」を毎年度受けられるようにすること
7. 高校で始まった「精神疾患に関する教育」を、小中学校においても実施すること
8. 「子どもの自殺危機対応チーム」を、すべての都道府県に設置すること
9. 教職員を支援するための「子どもの自殺危機24時間相談窓口」を開設すること
10. 総理が全国の首長等に「ゲートキーパー研修（eラーニング）」の受講を呼び掛けること

以上

こどもの自殺対策 ～研究と実践を踏まえた緊急策～

徹底した自殺の実態解明
文科省）各学校が把握している「児童生徒の自殺」に関する情報をデータとして収集。こ家庁）CDRにおいて把握された「こどもの自殺」に関する情報を集約。警察庁）自殺統計における「こどもの自殺」（←厚労省といのち支える自殺対策推進センターに提供済）。厚労省）人口動態調査死亡小票を活用した把握。その他、消防庁「自損」データ、民間団体等「相談対応」記録、など。

実態に即した総合戦略
実態分析を踏まえて総合戦略を立案（中長期／短期／緊急性の高い対策）（社会制度レベル／地域連携レベル／対人支援レベル）
▼すべてのこどもを対象とした支援の強化（「生きることの促進要因」を増やすことも含めて）
▼自殺リスクを抱えやすい属性（例えば「文科館・通信制」の女子高生等）のこどもたちを対象とした支援の強化
▼自殺リスクを抱えた個々のこどもに対する支援の強化

戦略を牽引する専任組織
こども家庭庁「自殺対策室」

戦略を実行する予算確保
こどもの命を守るための緊急予算を確保し、すべての地方公共団体・学校で、こどもの自殺対策を推進できるようにする。

こどもの自殺対策 ～いますぐに実践可能な対策～

すべてのこどもに対するスクリーニングと、学校と地域の連携による「生きることの包括的な支援」。

1）全国の学校で、児童生徒に対する「こころの健康診断」を行う（健康診断とあわせて）。
→ひとり一台端末とRAMPS（自殺リスク評価ITツール）を活用すれば実施可能
→学校で実施する際、地域の保健師等が学校で緊急対応のスタンバイする。医療や児相とも連携。
→すべてのこどもの自殺リスクをあぶり出せるわけではないが、あぶり出せるリスクもある。

2）自殺リスク「あり」と評価されたこどもへの支援を行う。
→「子どもの自殺危機対応チーム」が、より踏み込んだリスク評価と支援計画支援を実施
→必要に応じて、医療や法律、福祉も連携。こどもとこどもの世帯を丸ごと支援する。
→リスク「なし」だったこどもたちにも（全員に）、SNS等の相談窓口情報を伝える。

3）「こころの健康診断」の結果を集約・分析して、こどもの自殺対策政策に還元する。
→ITを活用したこどもの自殺対策におけるEBPMの推進

→こどもまんなか社会の「真ん中に開いた穴」を埋める。穴に落ちようとしているこどもを守り、穴に落ちたこどもを穴から救い出す。

講義③（各論②）のポイント

1. こどもの自殺の現状
2. 旧来の「こどもの自殺対策」
3. こどもの自殺対策の新たな政策的な枠組み
4. ライフリンクの取組

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

こども若者の自殺危機対応チーム

概要・目的

「こども・若者の自殺危機対応チーム（以下「危機対応チーム」）」は、学校と地域が連携して、児童生徒等の自殺を防ぐための新たな取組である。例えば、学校が生徒の自殺リスクを察知した際、危機対応チームに支援要請を行うことで、学校は危機対応チームのメンバーである専門家（精神科医や精神保健福祉士、弁護士やインターネットの専門家等）から、自殺リスクに関する緊急性の有無や当該生徒への支援のあり方等について直接アドバイスを受けることができる。危機対応チームが、学校と地域（基礎自治体等）との仲介役を果たすことで地域自殺対策力が向上し、児童生徒とその保護者に対して包括的な支援が可能となる。

全国に先駆けて危機対応チームを設置した長野県では、危機対応チームが支援に関わった35名（4年間）の内、自殺で亡くなった児童生徒はひとりもいない。支援要請を行った学校からも「生徒にとって良い方向に動き出すサポートをしていただき、大変助かった」「支援をしながら迷ったとき、相談できる存在があってとても心強く助かった」等の高い評価を受けている。危機対応チームの活動は、児童生徒の命を守るだけでなく、学校の教職員等の負担軽減にもつながる。

チームの設置

政府が本年6月にまとめた「こどもの自殺対策緊急強化プラン」において、こどもの自殺対策の柱として「全国への設置を目指す」ことが謳われ、昨年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」にもチームの設置が盛り込まれている。

これらを踏まえて、危機対応チームの設置・運営については、政府が地域自殺対策強化交付金により10/10補助（今年度時点）を行い、いのち支える自殺対策推進センターが危機対応チームの設置等に関する実務的支援を行うこととしている。

設置対象は、都道府県・政令指定都市で、危機対応チームの事務局は首長部局（自殺対策担当）と教育委員会が緊密な連携を図りながら運営することが求められる。

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

令和５年６月２日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

○ 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和４年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
○ 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
○ このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した１人１台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
○ 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、検急搬送に関するデータ、DBによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て実施調査の結果等も活用）
- 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表　等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年１回受けられるよう周知するとともに、こどものＳＯＳをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知　等

自殺リスクの早期発見

- １人１台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進　等

電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備

- 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化　等

自殺予防のための対応

- 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実　等

遺されたこどもへの支援

- 地域における遺児等の支援活動の運営の支援　等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成　等

「こどもの自殺対策に関する意見交換会(R5.5.28)」長野県資料

「長野県子どもの自殺危機対応チーム」の体制

1　子どもの自殺危機対応チーム

令和元年10月に設置され、学校等の地域の支援者に対して、多職種の専門家による助言、必要に応じてチームによる直接支援を目的としたチーム

2　構成

コアチーム［11名］	地区チーム
○精神科医　○心理士　○精神保健福祉士　○弁護士 ○自殺対策NPO法人　○インターネット専門家	各職種2～3人 （自殺対策NPO法人、インターネット専門家メンバーは、R5以降必要に応じ地区チームに参加）

3　主な支援対象者

未成年者のうち、「自殺未遂歴や自傷行為の経験がある」「自死遺族」「自殺のほのめかしがあり自殺の可能性が否定できない」者等自殺のリスクが高いケース

4　支援要請件数

令和５年５月26日現在　34件［自殺者はゼロ］

校種	人数	割合	1年	2年	3年
高校	28	82.4%	7	11	10
中学	6	17.6%	1	2	3

性別	人数	割合
男	9	26.5%
女	25	73.5%

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

１人１台端末の活用等により、自殺リスクの把握や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、**全国の学校での実施を目指す**とともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する

的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対して指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の**全国への設置を目指す**。

要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する**自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行う**ための調査研究を立ち上げ、ＥＢＰＭの観点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む。

こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議
ヒアリング　こども家庭庁　2023年5月

RAMPS

自殺リスク評価ツール（RAMPS）を活用した 子どもの自殺予防の実践

一般社団法人RAMPS 代表理事
東京大学大学院教育学研究科 特任助教
北川裕子

「長野県子どもの自殺危機対応チーム」の支援の流れ

■ チームによる支援の流れ

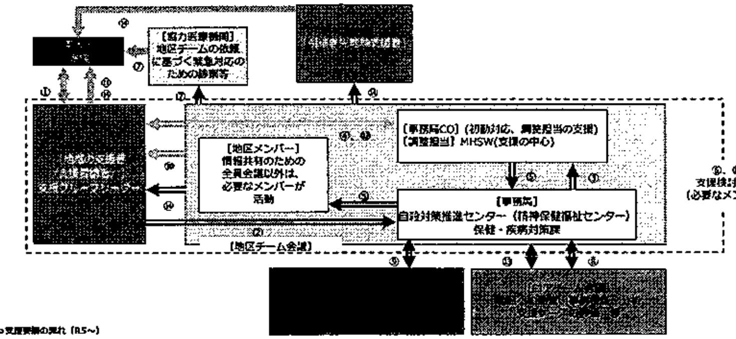

○支援要請の流れ（R5～）
①支援要請者又は地域の支援者（「以下、地域支援者等」）がハイリスクの子を覚知
②地域支援者等から危機対応チーム事務局に支援要請
③県事務局において事務局CO（MHSW）に連絡
④事務局COにおいて地域支援者等と調整（地域支援者等において支援体制が確立できていない場合は、地域支援者等の支援グループの確立を支援）
⑤事務局COが地域支援者等から聴き取った内容から、必要な支援に係る職種の地区メンバーを事務局において選任［ここまでを事務局COが基本的に担当］
⑥調整担当を中心として地域支援者等を交えた地区チーム支援検討会議において支援方針を検討（これ以降、調整担当が中心となり支援。必要に応じ事務局COが調整担当を支援）
⑦支援検討会議において医療機関受診等が必要と判断した場合、事務局（県）から「協力医療機関」に対し支援を依頼。（協力医療機関がハイリスクの子や家族を支援）
⑧事務局が、調整担当（MHSW）からの要請に基づき、必要に応じコアチームに支援要請し、コアチームから助言・支援（必要に応じ支援検討会議に出席）
⑨必要に応じ、調整担当と事務局が協議し他の関係機関に協力を要請し、連携支援を実施
⑩支援検討会議における支援方針に基づき地域支援者等を支援
⑪地域支援者等によりハイリスクの子を支援
⑫地区支援者等による支援の状況や子どもの状況変化を調整担当（MHSW）が支援会議において確認し地区チーム内で共有し、更なる支援が必要な場合は支援方針を検討し地域支援者等を支援（支援検討会議）
⑬コアチーム会議により支援ケースの検証等を行い、地区チームにフィードバック
⑭支援対象の子どもの支援を他のチームや他の地域支援者等に引継ぐ必要がある場合は、支援状況の評価を行った上で引継ぎ先地域支援者等や他の地区チーム等に引継ぎ、引継ぎ先支援者において支援対象の子どもを支援

RAMPS導入前研修会用資料
2021年7月版

RAMPS

自殺予防のための 精神不調アセスメント

―小中高等学校での精神不調アセスメント(RAMPS)の実践

東京大学相談支援研究開発センター
北川裕子

RAMPSの目的

子どものいのちを守るためのITツール

SOSの出し方に関する教育

1)いま自殺リスクを抱えている子どもたちに対して「SOSを出して良い」ということを伝えて、かつ、具体的に「誰に」「どうやって」SOSを出せば良いかを伝えること。

2)「自殺の0次予防」と呼ばれる所以でもあるが、子どもたちがやがて大人になって、命や暮らしの危機に直面したとき、そのときに助けを求められるようになっておくための教育でもある。

3)東京都教育委員会のHPに教材等がアップされている。元々は東京都足立区(ライフリンクの自殺対策の協定を締結)が始めた取組。

4)保健師に授業をしてもらう(学校と連携して)ことで、危機対応において「学校と地域が連携するための枠組み」作りにもつながる。

講義③（各論②）のポイント

1. こどもの自殺の現状
2. 旧来の「こどもの自殺対策」
3. こどもの自殺対策の新たな政策的な枠組み
4. ライフリンクの取組

Copyright ©2024 LIFELINK. All rights reserved.

科学的根拠に支えられたRAMPS指標

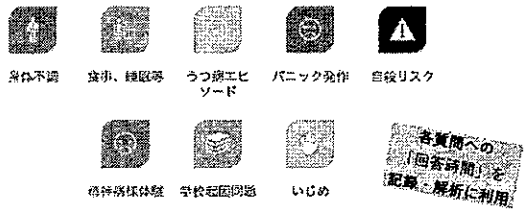

心身不調に関する項目を網羅的に搭載

自殺対策ＳＮＳ相談「生きづらびっと」

（LINE、Twitter、メルアド等）
相談者のスマホ画面

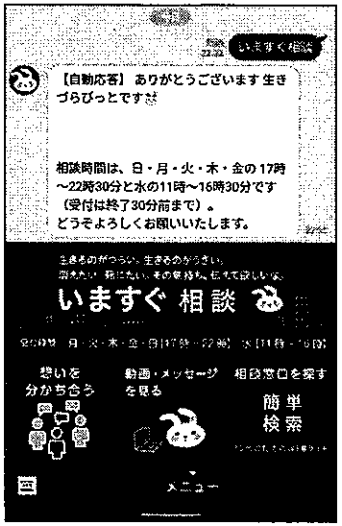

相談対応風景

【相談体制】
▼スーパーバイザー（SV）１名　▼コーディネーター（CO）２～４名
▼ナビゲーター　（NV）１名　▼相談員15～20名体制（多くはリモート）

【相談対応時間】（週７日　１日５時間30分　日中４日、夜間５日）
▼月、火、木、金、日：　17時00分～22時30分
▼月、水、金、土：　11時00分～16時30分

RAMPSの使い方（概要）

1次検査
（生徒がまず一人で回答）

- 保健室に来室した生徒はタブレット上の質問に自分で回答します。
- この段階を「1次検査」と呼びます。

保健室来室理由や食事・睡眠、こころの不調（うつ症状や被害妄想など）、いじめ、相談相手がいるか等についての11問の質問に生徒は回答します。（所用時間限り2～3分程度）

2次検査
（養護教諭が新たな質問を手がかりに問診）

- 養護教諭は自動集計された結果を見て、問題があると思われる項目を中心に、画面に現れる質問文に沿ってより詳しい質問をします。
- この段階を「2次検査（問診）」と呼びます。

回答結果は自動集計され、一覧表示されます。PCから結果を見たり、入力をしたりすることができます。

回答のまとめ
（事後対応・危機対応へつなぐ）

- 2次検査（問診）が終わると、その結果が1次検査の結果とともに画面に一覧表示されます。また「回答一覧」を出力することもできます。
- これらをもとにその生徒への対応を検討してください。

事前に事後対応方針を決めておくことも重要です。

フォローアップ

対応の評価：故障に役立てるため、検査実施3ヶ月後をめやすに、その生徒の状態を評価・記録します。評価会はその生徒に関わりのある教員です。

【ＳＮＳ相談】　対応実績　【令和３年４月～令和５年５月】

相談アクセス数（月別ユニークユーザー数）

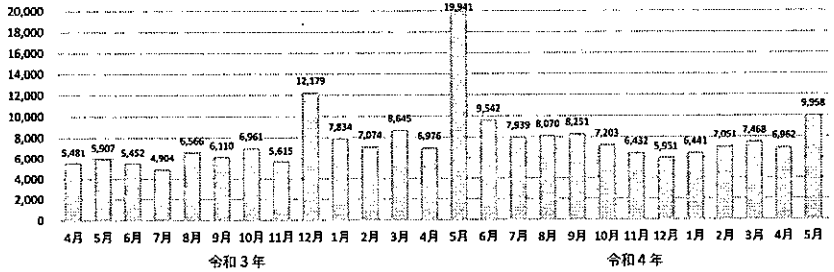

相談対応件数と対応率

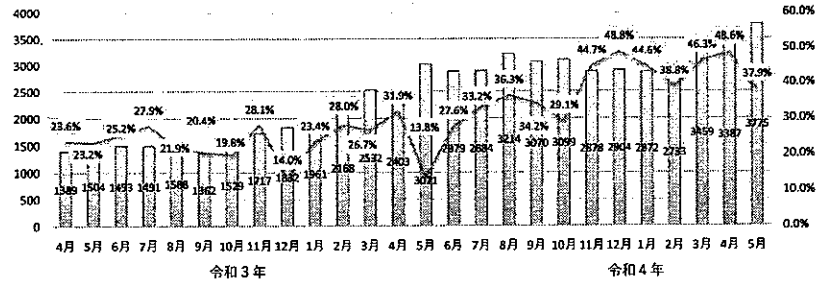

相談支援の流れ①

■相談者がアクセス

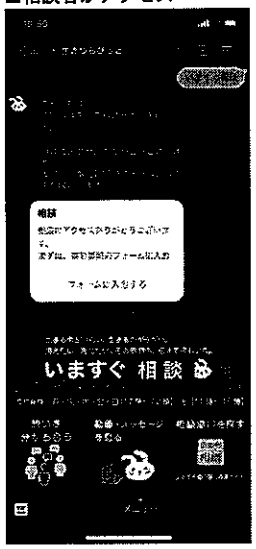

■事前定型質問フォームへ入力

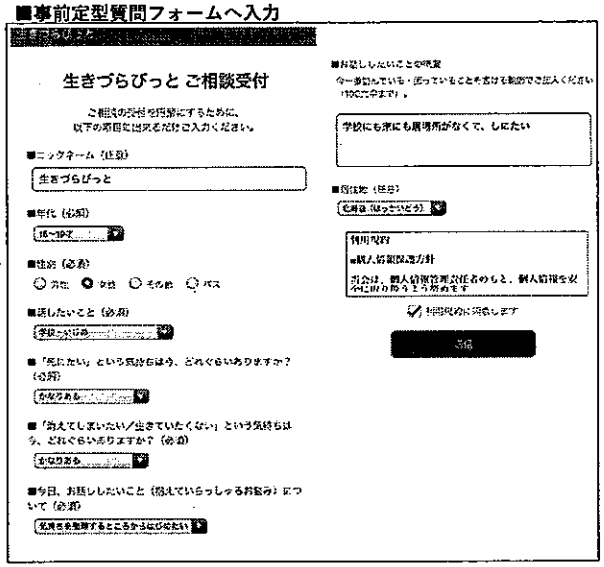

【ＳＮＳ相談】　対応実績　【令和３年４月～令和５年５月】

年齢別相談件数・比率

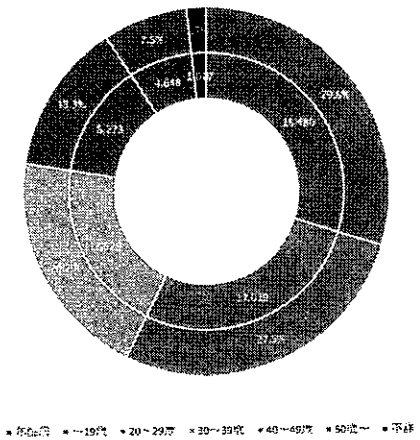

相談支援の流れ②

■LINEチャットによる相談

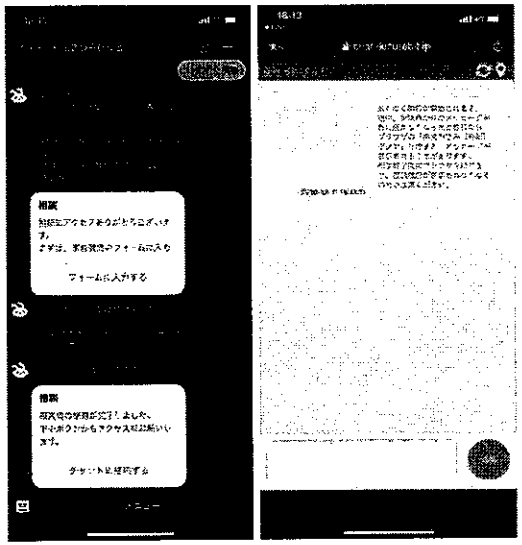

■多様な経歴の相談員が対応

（自殺相談／精神看護／性虐待／居場所活動／若者支援／依存症／DV被害／いじめ／LGBT／ひとり親家庭支援／地域保健／自死遺族／加害者更生プログラム／IT／チャイルドライフスペシャリスト／産業カウンセラー／僧侶／精神科医／弁護士、等）

→相談員が約20分間で、相談者の悩みや課題、自殺リスクの高さなどの見立てをする

→相談員が、その見立てを踏まえて支援方針案を考えて、SVやCOと相談のうえで決定する

→SVは、相談員が支援方針に沿って相談対応できているかをモニタリングし、必要に応じて適時、相談対応に関する提案を行う（「死の問い」を行うタイミングなど）

→COは、相談内容を踏まえて相談員に「つなぎ」の提案を行い、実務的な支援へとつなぐ

2）様々な分野の専門家等が連携して相談対応にあたる。

【ＳＮＳ相談のメリット・デメリット】

▼デメリット①：**情報が「文字」だけ。**「表情・声のトーン・息づかい」なし。

▼デメリット②：**いつ途切れるか分からない**不安の中での対応を強いられる。

⇒細い糸（蜘蛛の糸）をたぐり寄せるような、繊細な対応が必要とされる点。

▼メリット①：相談員の「声」も伝わらないため、それぞれの専門知識を共有しながら、**相談員同士が相談しあいながら相談対応**にあたれる。

▼メリット②：**事務所にいない専門家とも「画面を共有」しながら、連携**して相談対応にあたれる。

【相談員の専門分野】

自殺相談／精神看護／性虐待／居場所活動／若者支援／依存症／DV被害／いじめ／LGBT／ひとり親家庭支援／地域保健／自死遺族／加害者更生プログラム／IT／チャイルドライフスペシャリスト／産業カウンセラー／僧侶／精神科医／弁護士、等

⇒メリットを最大限に活かして、**他分野・他職種によるチーム**で支援

自殺対策ＳＮＳ相談「生きづらびっと」の特徴

1）相談者の多くが「死にたい」気持ちを抱えている。
（＝原則として「死の問い」を行う）

2）様々な分野の専門家等が連携して相談対応にあたる。
（＝他分野・他職種によるチームで支援）

3）傾聴だけでなく、行政等とも連携して実務的支援も行う。
（＝ＳＮＳはあくまでも相談の入口）

相談支援の流れ③

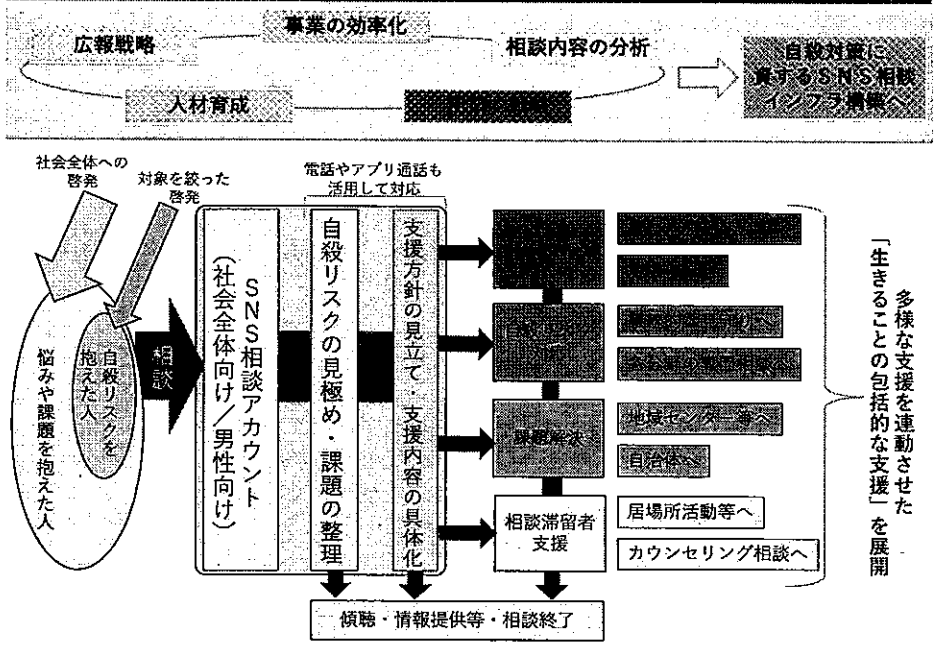

1）相談者の多くが「死にたい」気持ちを抱えている。

ある日の相談一覧（抜粋）　（内容は一部加工済）

開始	終了	年代	職業・学生	自殺念慮	主　訴
2122	2234	30~39歳	仕事有	◎（ハイリスク）	暴力的な父親とかかわらずを通ないか、暗がいを持った前の自立をサポートしている。心身ともにキャパオーバ
2104	2218	20~29歳	仕事有	◎（ハイリスク）	祖母や弟の入院、会社での事故、人生平穏が良いのに、人生山あり谷ありで辛い。
2159	2218	20~29歳	不詳	○（自殺念慮あり）	仕事がうまく見つけられずにいて、自分がどんな仕事もしたいか分からず、できればいなくなりたい
2205	2236	~19歳	不詳	○（自殺念慮あり）	いじめられて学校に行きたくないのに行かされる。精神科に通いたい
2130	2239	30~39歳	仕事有	○（自殺念慮あり）	仕事も忙しく、家庭のことに手いっぱいで自分の時間も取れず、一人の時間が欲しい。（本当は小5の娘の不登
2130	2242	30~39歳	仕事有	○（自殺念慮あり）	明るく快活だがはっきりものを言いすぎて、とりかえしがつかないと、消えてしまいたいと感じている
2128	2232	~19歳	中学生	×（念慮なし）	部活で仲間割れがおこってしまって辛い。
2055	2220	20~29歳	大学生等	○（自殺念慮あり）	院試の準備と卒業でいっぱいいっぱい
2131	2250	~19歳	高校生	○（自殺念慮あり）	受験を前に、親からの期待が重く、人間関係がうまくいっておらずつらい
2030	2204	40~49歳	仕事有	○（自殺念慮あり）	子どもの頃から生きづらさを感じて人と関わるのが辛くて怖い
2020	2135	~19歳	中学生	○（自殺念慮あり）	委員長になりたいが、自分のコミュニケーションの苦手さからなれないのではないかとの不安。そのことを周りに相談をし
2000	2149	40~49歳	仕事有	○（自殺念慮あり）	父の自殺をきっかけに夫のモラハラで攻撃ばかり、今後夫家の母への夫からの暴言を考えると死にたくなる
1946	2115	20~29歳	不詳	○（自殺念慮あり）	母から意識での虐待をされ続け、他にもいじめやセクハラなど経験ししんどい
2000	2130	30~39歳	仕事無	ー（未確認）	精神疾患をオープンにして看護師に就業したいが、まったくできない
1924	2051	20~29歳	大学生等	◎（ハイリスク）	同様由の彼から身体的・精神的なDVがある。好きなのでもう死ぬしかない。
1936	2117	50歳~	仕事無	○（自殺念慮あり）	生きていくのに疲れて、どうやったら死ねるか相談したい。
1935	2150	20~29歳	仕事無	○（自殺念慮あり）	借金苦・脳梗塞後精神疾患発症、死にたいと思うように。
1920	2104	40~49歳	仕事有	○（自殺念慮あり）	職場（歯科）の院長のパワハラが辛くて消えてしまいたい。
1911	2057	30~39歳	仕事有	○（自殺念慮あり）	仕事が不安定低収入なうえに慰謝料を請求されて死にたい気持ちがある
1909	2043	~19歳	高校生	○（自殺念慮あり）	なぜかわからないが死にたい気持ちがある
1903	2042	20~29歳	仕事無	○（自殺念慮あり）	コ:コロナの影響で失業。就活がうまくいかず、体にも影響が出ている。これからどうなるのか。
1900	2055	~19歳	中学生	◎（ハイリスク）	両親との関係も上手くいかず、両親の顔色を伺っている。中学に進学してから学校の友達に馴染めない。新学期
1900	1955	30~39歳	仕事有	○（自殺念慮あり）	イライラしないように気を付けてはいるが、周囲からどう思われているか考えていて怖い。
1900	2004	20~29歳	大学生等	◎（ハイリスク）	昨日も彼から暴力を振るわれた。いくら抵抗しても変わらず、もう死ぬしかない。
1857	2012	20~29歳	不詳	○（自殺念慮あり）	今は幸せなのに気持ちの波があり、自分がわからなくなる時がある
1856	2022	~19歳	不詳	×（念慮なし）	両親が毎日のように喧嘩。見ていてつらく、受験になる
1827	2021	20~29歳	仕事無	○（自殺念慮あり）	実家で両親と同居。早く出たくて仕方ないが、仕事がないと一人暮らしができないという葛藤があり、リスカを
1834	1956	~19歳	高校生	○（自殺念慮あり）	コ：もうすぐ学校が始まるが、学校の授業がとにかく辛く、死にたい気持ちがある。
1857	2102	20~29歳	仕事有	○（自殺念慮あり）	メ：誓で通院しているがなかなか良くならず、希死念慮が強くて辛い。

1日平均相談者数
60～80名
85.8%が自殺念慮者

連携自治体事業について

SNS等地域連携包括支援事業における「連携自治体事業」とは
⇒協定を締結した自治体とライフリンクが連携して具体的支援を行い、相談者が地域で安心して生活できる環境を整える

1）連携自治体事業の協定締結は、都道府県又は基礎自治体単位で行う

2）連携するための協定締結には、原則として知事及び市区町村長の署名が必要（全庁的な取組としての関わりが重要なため）

3）当該自治体で、自殺対策の窓口となる担当課・係（者）を明確にする

4）ライフリンクは、相談者に対し、居住地の自治体に具体的支援に関する情報提供の同意を得た後に、当該自治体につなぐ。

5）支援の実施は、自治体の自殺対策担当（専任職員）が中心になり、自治体内外の支援ネットワークを活用した支援を統括する

6）相談対応に関する個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩を防ぐための措置を講ずる

連携自治体事業の3本柱

SNS等地域連携包括支援事業における「連携自治体事業」
⇒ 自治体とライフリンクが連携して「生きるための包括的支援」を行なう

1 つなぎ支援
・「＃いのちＳＯＳ（ＳＮＳ・電話）」で受けた相談を、協定を締結した自治体の専任職員につなぎ、地域ネットワークを活用し具体的支援を行なう。

2 自殺対策相談窓口の案内カード
・自治体の専任職員（担当者）が、ＳＮＳ相談の入り口となる「＃いのちＳＯＳ（自治体名）」カードを自殺ハイリスク者に届ける。
（専用アカウント「QRコード」が掲載された名刺大のカード）
※ライフリンクでは専用アカウントから入ったSNS相談は優先的に対応。

3 相談支援の質の向上
・相談支援のスキルアップや自治体間の連携のため、研修や意見・情報交換等を行う。

「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引

～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

令和５年６月

厚生労働省

※ 本手引における「市町村」には、全て「特別区」が含まれます。

はじめに

我が国の自殺対策は、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されて以降、大きく前進しました。それまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は３万人台から２万人台に減少するなど、着実に成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、状況に変化が生じています。男性、特に中高年男性が自殺者数の大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和２年には自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加し、総数においては 11 年ぶりに前年を上回りました。令和４年には男性の自殺者数も 13 年ぶりに増加し、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として、Ｇ７諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年２万人を超える水準で推移していることからも、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

この間、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から 10 年の節目に当たる平成 28 年、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」（以下、「地域自殺対策計画」という。）を策定することとされました。

今後は、地方公共団体において策定・見直される地域自殺対策計画が、当該地域の自殺対策の牽引役となることが期待されます。当該地域における全事業の中から「生きる支援」に関連する事業を総動員して、つまり既存の事業を最大限活かす形で策定・見直された地域自殺対策計画は、全庁的な取組として当該地域の「生きることの包括的な支援（＝自殺対策）」を推進する力になるからです。また、全国の地方公共団体がこれを行うことにより、我が国の自殺対策も更に大きく前進することになるはずです。

本手引は、令和４年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱及び地域の実情を踏まえ、地域自殺対策計画の円滑な策定・見直しに資するよう、地域自殺対策計画の策定・見直しに関する標準的な手順と留意点などをとりまとめたものです。「自殺対策の基本方針」など、そのまま地域自殺対策計画に盛り込むことのできる内容も含めていますので、ぜひご活用ください。

目　次

はじめに

Ⅰ 自殺対策計画策定・見直しの背景 …… 1
- Ⅰ－1 我が国の自殺対策が目指すもの …… 1
- Ⅰ－2 自殺対策の基本方針 …… 4
  - 1) 生きることの包括的な支援として推進 …… 4
  - 2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開 …… 4
  - 3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 …… 4
  - 4) 実践と啓発を両輪として推進 …… 5
  - 5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進 …… 6
  - 6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮 …… 6
- Ⅰ－3 政府が推進する自殺対策 …… 6
  - 1) 自殺対策基本法の制定等 …… 6
  - 2) 政府の推進体制の強化 …… 7
  - 3) 自殺総合対策大綱の策定・見直し …… 10
  - 4) 地域自殺対策強化交付金による支援 …… 14
  - 5) 社会全体で回す PDCA サイクル …… 14
- Ⅰ－4 地方公共団体が推進すべき自殺対策 …… 15
  - 1)国民一人ひとりの身近な行政主体としての責務 …… 15
  - 2)行政トップが責任者となり全庁的な取組として推進 …… 15
  - 3)コーディネート役を担う専任部署の設置や専任職員の配置 …… 15
- Ⅰ－5 都道府県と市町村による連携 …… 15
  - 1)市町村の主な役割 …… 15
  - 2)都道府県の主な役割 …… 15
  - 3)地域自殺対策プラットフォームの構築（都道府県） …… 16

Ⅱ 地域自殺対策計画策定・見直しの意義 …… 17
- Ⅱ－1 計画を策定する法的根拠 …… 17
- Ⅱ－2 計画を策定・見直すことのメリット …… 18
  - 1) 計画という手法の効果 …… 18
  - 2) 役割分担等の明確化 …… 18
  - 3) 計画策定・見直しを通じた合意形成 …… 18
  - 4) 着実な実施の担保 …… 19
  - 5) 国からの支援 …… 19

Ⅲ 自殺対策計画策定・見直しの流れ …… 20
Ⅲ－1 意思決定の体制をつくる …… 21
1） 行政トップが責任者となる …… 21
2） 庁内横断的な体制を整える …… 21
3） 広く住民の参加を得る …… 22
4） 自殺対策連絡協議会の参加を得る …… 23
5） 市町村の参加を得る（都道府県の場合） …… 23
Ⅲ－2 関係者間で認識を共有する …… 24
1） 地域の自殺実態を共有する …… 24
2） 自殺対策の理念等を共有する …… 25
3） 自殺対策の目標を共有する …… 25
Ⅲ－3 地域の社会資源を把握する …… 26
1） 庁内の関連事業・施策を把握する …… 26
2） 地域の様々な活動を把握する …… 28
Ⅲ－4 自殺対策計画を決定する …… 29
1） 計画の全体構成を考える …… 29
2） 各事業の担当及び実施時期を明確にする …… 29
3） 検証可能な指標や目標を定める …… 30
Ⅲ－5 地域自殺対策計画の見直しを行う …… 30
1） 全庁的に計画の見直しを行うための意思決定を行う …… 30
2） 地域自殺対策計画の位置づけを整理する …… 31
3） 各事業について、これまでの推進状況を整理する …… 32
4） 各事業の推進・達成状況等を総合的に評価する …… 33
5） 計画の事業を加除整理する …… 35
6） 見直し後の計画に記載する事業について関係部署と協議する …… 35

Ⅳ 計画に盛り込む内容の決定 …… 37
Ⅳ－1 計画の名称を決める …… 37
Ⅳ－2 計画の構成を決める …… 37

1） はじめに	5） いのち支える自殺対策における取組
2） 計画策定・見直しの趣旨等	6） 自殺対策の推進体制等
3） ●●における自殺の特徴	7） 参考資料
4） これまでの取組と評価	8） 補足

Ⅳ－3 評価指標等を盛り込む …… 40
《数値目標》
1） 自殺対策の数値目標について …… 40
《評価指標》
1） 基本施策「市町村等への支援の強化」について（都道府県の場合） …… 40
2） 基本施策「自殺対策を支える人材の育成」について …… 40
3） 基本施策「住民への啓発と周知」について …… 40
4） 基本施策「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」について …… 40
5） 重点施策＝地域自殺対策「重点パッケージ」について …… 41
《実施の有無／実施内容の記録》
1） 基本施策「地域におけるネットワークの強化」について …… 41
2） 基本施策「生きることの促進要因への支援」について …… 41
3） 「生きる支援」に関連する施策について …… 41

Ⅴ 計画の推進、推進状況の確認等 …… 42
Ⅴ－1 計画の推進における責任主体 …… 42
Ⅴ－2 推進状況の把握・確認 …… 42
Ⅴ－3 推進状況の評価・公表 …… 43
Ⅴ－4 各種調査等への協力 …… 43
Ⅴ－5 柔軟な運用の必要性 …… 43

Ⅰ 自殺対策計画策定・見直しの背景

Ⅰ－1 我が国の自殺対策が目指すもの

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起り得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません（自殺対策基本法第2条）。自殺対策基本法は、第1条において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」とうたっています。我が国の自殺対策は、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しているのです。

図1：自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）

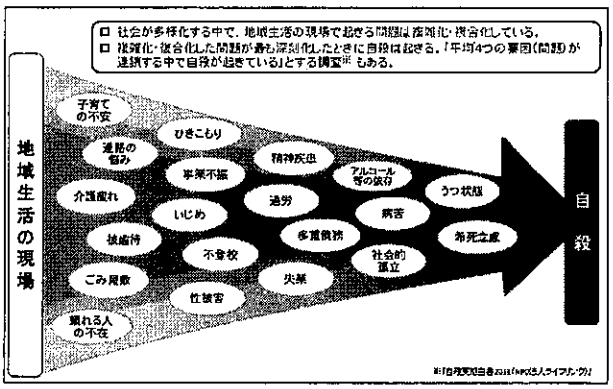

図2：日本の自殺者数の推移（令和4年版「自殺対策白書」第1－1図）

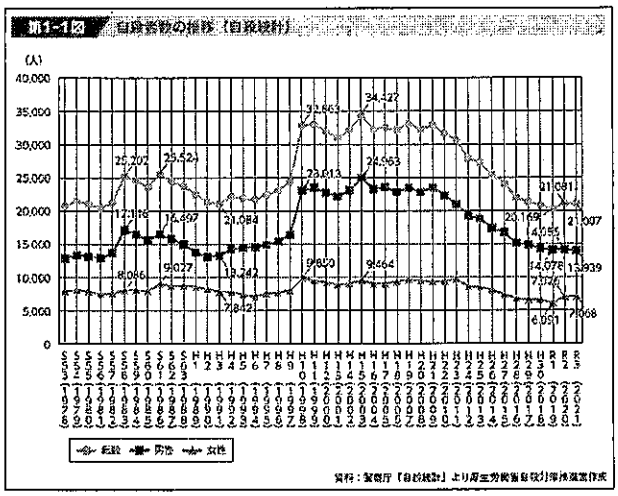

図３：自殺死亡率の国際比較（令和４年版「自殺対策白書」第１－29 図）

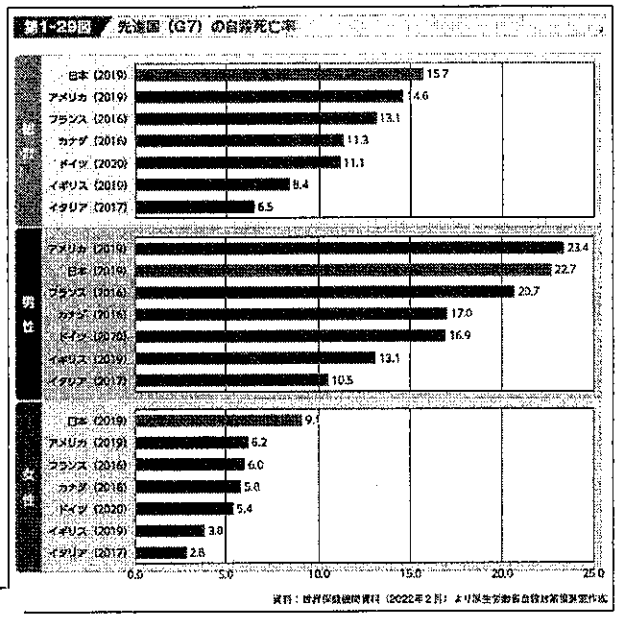

Ｊ－２　自殺対策の基本方針

令和４年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の５点が掲げられています。

１）生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるＳＤＧｓの理念と合致するものであることから、自殺対策は、ＳＤＧｓの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

２）関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

さらに、自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を

整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の：更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

Ｊ4：三階層自殺対策連動モデル（いのち支える自殺対策推進センター資料）

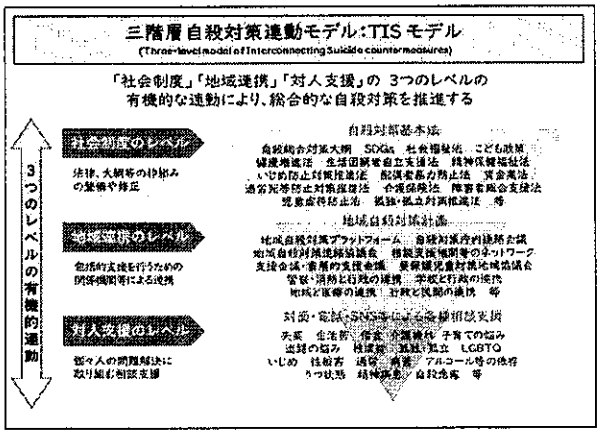

４）実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

５）関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

６）自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組む必要があります。

Ｊ－３　政府が推進する自殺対策

１）自殺対策基本法の制定等

我が国においては、平成10年に自殺者数が急増するまでは自殺問題が行政上の課題とされることは少なく、その後も自殺対策について国全体としての基本方針は策定されませんでした。国における取組は、厚生労働省におけるうつ病対策や職場のメンタルヘルス対策を中心に、各府省がそれぞれに実施しているのが実態でした。

このような状況の下、自殺予防活動や遺族支援に取り組む民間団体等から、「個人だけでなく社会を対象とした自殺対策を実施すべきだ」といった声が強く出されるようになり、国会においても平成17年７月には参議院厚生労働委員会において「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」が全会一致で行われました。この決議を受けて政府は、12月に「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」を取りまとめ、関係省庁が一体となった取組に着手することとなりました。

さらに超党派の「自殺防止対策を考える議員有志の会（現在は「自殺対策を推進する議員の会」に改名）」が結成され、「自殺対策基本法案」について検討を進める中で、同年６月に法案は全会一致で可決。自殺対策基本法として同年10月に施行されました。

その後、自殺対策基本法の施行から10年が経過しようとする中、自殺対策に取り組む民間団体等を中心に、自殺対策を更に強化し、加速させるために、この10年間に蓄積された様々な知見や経験を踏まえた自殺対策基本法の見直しが必要であるという機運が高まり、平成27年６月には参議院厚生労働委員会において「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」が全会一致で行われました。

具体的な改正法案の検討は、自殺対策を推進する議員の会を中心に行われ、平成28年３月に法案は全会一致で可決し、同年４月に施行されました。

図５：我が国の自殺対策をめぐる主な動き

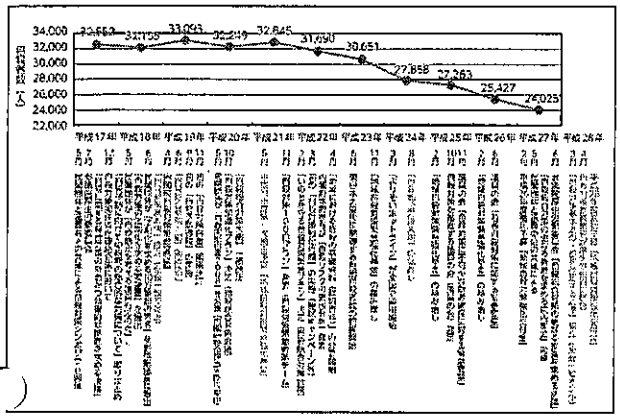

２）政府の推進体制の強化

自殺対策基本法に基づき、平成18年10月、内閣官房長官を会長とし、内閣総理大臣が指定する関係閣僚を構成員とする「自殺総合対策会議」が設置されました。同会議は、各府省にまたがる自殺対策を統括し推進するための枠組みとしての機能を担うこととなりました。平成19年４月には、内閣府に自殺対策推進室が設置され、自殺総合対策会議の事務局機能を担うこととなりました。

その後、平成27年１月に閣議決定された「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」において、自殺対策の推進業務は厚生労働省へ移管することとされました。地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を一層進めるため、現場と緊密に連携することがますます重要となると考えられたことから、取組体制の更なる強化を図ることになったものです。

また、この業務移管に伴い、自殺総合対策会議の会長は厚生労働大臣とされ、事務局も厚生労働省に移管されました。同会議は、現在、会長のほか、12人の国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、女性活躍担当大臣、孤独・孤立対策担当大臣、復興大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣）により構成されています。

さらに、平成28年４月１日に厚生労働省に自殺対策推進室が設置され、内閣府の担ってきた事務を引き継ぐこととされました。同日付けで、厚生労働大臣を長とする「自殺対策推進本部」が設置され、多岐にわたる自殺対策を総合的に推進するため、保健、医療、福祉、労働その他の関連施策の有機的連携を図り、省内横断的に取り組んでいくこととなりました。

また、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年９月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」（令和元年法律第32号）第４条に基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」を指定調査研究等法人として指定しました。

同法律に定められた指定調査研究等法人の主な業務は以下のとおりです。

１．自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用
２．調査研究・検証を行うものに対する助成
３．先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供
４．地方公共団体に対する助言その他の援助
５．地方公共団体等の職員その他の関係者に対する研修
６．前各号の業務に付帯する業務

図６：厚生労働省の自殺対策推進体制

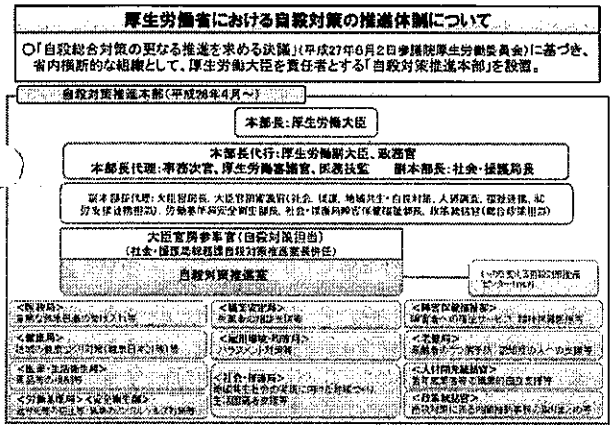

図７：いのち支える自殺対策推進センター体制図

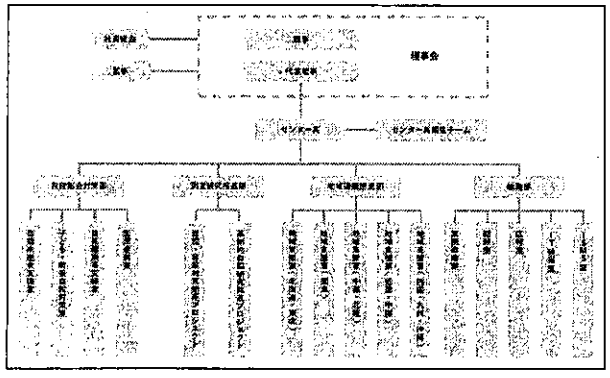

図８：厚生労働省移管後の自殺対策の経緯

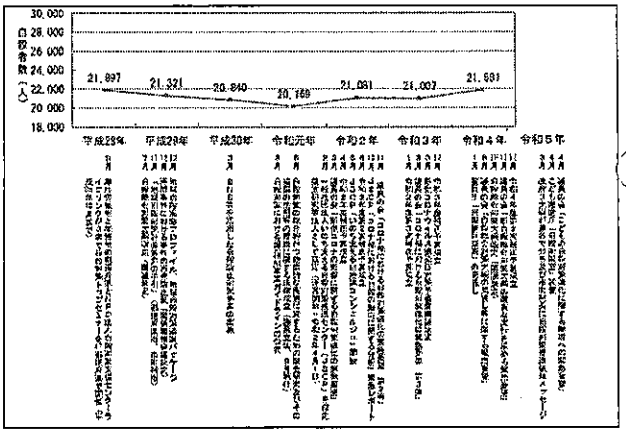

３）自殺総合対策大綱の策定・見直し

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものです。平成19年６月に初めての自殺総合対策大綱が策定された後、平成20年10月に一部改正、平成24年８月に初めて全体的な見直しが行われました。また、平成28年の自殺対策基本法改正の趣旨や我が国の自殺の実態を踏まえた見直しが行われ、平成29年７月、「自殺総合対策大綱　～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

自殺総合対策の基本理念や基本方針等が整理され、当面の重点施策に「地域レベルの実践的な取組への支援を強化する」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」などが新たに加えられました。また、最終的に目指すべきは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であるとしつつ、当面の目標としては、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指して、令和８年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させることとなりました。

さらに、令和４年10月、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定されました。自殺者数は依然として毎年２万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いていますが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は２年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後５年間で取り組むべき施策を新たに位置づけることとなりました。

図9

「自殺総合対策大綱」（令和４年10月閣議決定）（概要）

○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。
○ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

（旧大綱：平成19年6月8日閣議決定
第1次：平成24年8月28日閣議決定
第2次：平成29年7月25日閣議決定
第3次：平成30年7月20日閣議決定）

第1 自殺対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 自殺の背景や原因は様々であり、経済・健康問題のほかに複雑な要因がある
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響も踏まえた対策の展開
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実態と課題を見える化して推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び民間国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に関する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 自殺未遂者の再自殺リスクを低下させる
8. 遺族等への支援を充実する
9. 民間団体の活動を支援する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の推進体制

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、政府は、地域レベルの実践的な取組を支援するとともに、全国的な自殺対策を推進する。
- ✓ 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることを目指す。
（平成27年：18.5 → 令和8年：13.0%（下）平均値２年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

新たな自殺総合対策大綱を踏まえた計画策定・見直しにあたってのポイント

- 地域の実情や自治体における施策等が一律ではないこと、また、都道府県と市区町村とで規模等も異なることから、どの項目をいかに盛り込むかは、自治体における判断によることとされる。

子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺リスクが高い子ども・若者、追加的に対応できるよう、子どもの自殺対策に知見のある人材として学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みの設置や運営に関する支援、教職員等が早期に関係機関へ迅速な相談を行えるような体制を構築すること。
- 学校において、関係機関への連絡・相談方法に関する知識や危機を適切なものの保護の保護に係る教育や、自殺対策に係る取組を行う関係団体との連携などを通じた児童生徒からの大切さ・尊さを実感できる教育、ＳＯＳの出し方に関する教育が行われるよう推進するとともに、ＳＯＳを出しやすい環境整備の重要性、大人が子どものＳＯＳを受け止めた際に、どのように適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を行うこと。
- 児童生徒の自殺は、長期休業明け前後に多い傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知啓発の強化を実施しなり、ＧＩＧＡスクール構

（学校現場における子どもの自殺予防に関する取組については、ＨＰやパンフレットを活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進すること。

- 子どもに対するＳＮＳを活用した相談体制の実現を図るとともに、オンラインでの取組も含めた学校における相談体制の充実を推進すること。
- 自殺の背景に子ども・若者の抱える悩みがあると考えられる場合等において、学校又は学校の設置者が、専門的な知識及び経験を有する者を派遣するなどにより、学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いがあることを把握した場合に、学校及び教育委員会等が速やかに、遺族に対して、当該遺族の意向に配慮しつつ、必要な調査を行うこと。

（「学校における子どもの自殺予防に関する有識者会議」を踏まえた学校における子どもの自殺対策（Child Death Review：CDR）については、地方公共団体においては子どもの自殺例を検証対象としているところ、モデル事業により具体的な方策を積み上げ、検証等を踏まえて体制整備に向けた検討を進めていくこと。

女性に対する支援の強化

- 予期せぬ妊娠などこの段階・時期のなじみや不安を抱えた若年妊婦が、相談支援等を受けられるような支援策を含め、性と健康の相談センター事業等により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施すること。
- 出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産後early intervention（産後1か月頃）までの心身の状態や生活環境の把握を行い、産後の切れ目ない支援を強化すること。
- コロナ禍において女性の雇用問題が深刻化し、各種支援策が十分に届いていない状況があるとの指摘を踏まえ、コロナ禍に限らず日頃から、政府が実施している雇用に関する支援策の効果的なＰＲ方法等も含めて、情報が届きにくい女性に必要な支援策が確実に届くように取組を推進すること。
- 性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進めること。
- 配偶者等からの暴力の相談件数が高水準で推移していることも踏まえ、今後ニーズに対応できる相談体制の強化等を進めるなど、被害者支援の更なる充実を図ること。

地域自殺対策の更なる推進・強化

1．経緯

- 自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。
- また、基本法第２条において「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」と規定されている。
- そこで、地域自殺対策推進センターを中心として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進することが期待される。
- 自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の司令塔機能を配置したり専任職員を設置したりするなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進すること。
- 属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施や「生活困窮者自立支援制度」など、地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図る必要があること。
- 「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるＳＤＧｓの理念と合致するものであることから、地域において一体的に推進すること。

2．ポイント

- 地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関（地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等）とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる情報プラットフォームづくりを推進すること。
- 地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の要引役として自殺対策を進められるよう、都道府県自殺対策推進センター長の選出及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催を行うこと。

3．参考

- 地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱
- 地域自殺対策強化事業実施要綱
- 「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」
- 「若者の自殺危機対応チーム事業」

地域における自殺対策の更なる推進・強化

1．経緯

- 自殺は、個人的問題との連携
- 多様な相談ニーズに対応するため、ＳＮＳや新たなコミュニケーションツールを活用した相談体制を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるような仕組みの構築を進めること。
- 令和５年４月１日に施行が予定されていること等を踏まえ、児童の自殺対策を更に強化するため、子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備を検討すること。
- こども家庭センターとの連携
- 子どもに対するＳＮＳを活用した相談体制の実現を図る。

自殺危機対応力の強化

- 基本法第９条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の身近な者の心身の状況その他心情に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に扱うことのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組むこと。

ゲートキーパーの役割

- ゲートキーパーの役割を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めること。
- 悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等の「支援者に対する支援」を推進すること。
- 身近な人を支えるための傾聴スキルを学べる動画等を作成して一般に公開し、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉えて広く周知を図ること。

地域連携体制強化

- 多様な相談ニーズに対応するため、ＳＮＳや新たなコミュニケーションツールを活用した相談体制を拡充し、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるような仕組みの構築を進めること。
- 子どもに対するＳＮＳを活用した相談体制の実現を図る。

医療機関との連携

- 自殺の危険性の高い人を早期に発見し、確実に精神科医療につなげられるよう、かかりつけ医、精神科医等が、地方公共団体と連携しながら多様な相談を踏まえた対応を検討すること。
- かかりつけの医師や救急医療機関等が、自殺の危険性の高い人や自殺未遂者を精神科医療につなげようとするなど、精神科医療機関がこれらの対象者を踏まえて確実に対応できるよう、体制整備や取組を踏まえた精神科医療機関の役割の明確化等の方策を検討すること。
- 地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育、労働、法律等の関係団体・関係団体等のネットワークの形成を推進すること。特に、精神科医療、保健、福祉の連携を図ること。

救急搬送医療機関

- 地域において、かかりつけの医師等が「うつ病と診断した人や救急医療機関に救急された自殺未遂者について、生活上の課題等の確認をする体制、退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制及び様々な分野の相談機関につなげる体制等の整備を推進すること。
- 自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高いこと、また、自殺対策を講じることで、その多くが防ぎ得る社会的な問題であることから、自殺未遂者から得られた実態を分析し、有効な自殺対策につなげるため、国もでデータベース化する取組を進めていくこと。

女性に対する支援の強化

1．経緯

- 性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自己肯定感を抱えることもあり、大学等において、本人の同意なく、その人の性的指向・性自認に関する情報を第三者に暴露すること（アウティング）も問題になっていることから、性的マイノリティに対する正しい理解を広く周知等するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促すこと。
- 性的指向・性自認に関する悩等の全般や、労働者の了解を得て性的指向・性自認などの機微な個人情報を他の労働者に暴露することが職場におけるパワーハラスメントに該当し得ること、職場における「セクシュアルハラスメントは被害の性的指向・性自認にかかわらず該当し得ること等について、引き続きパンフレット等を活用して周知を行う、その他、公正な採用選考についての基本方針やパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知すること。
- 生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性、性的マイノリティの方等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、孤立する前に、地域とつながり、支援につなげるよう、オンラインでの取組も含めて、孤立を防ぐための居場所づくりの推進すること。

2．具体的な取組

相談業務

- 自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の関係等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、そして残された人たちに対する支援を行うこと。
- 自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する正しい知識を普及啓発し、偏見を解消する啓発活動に取り組んでいくこと。
- 警察官、消防職員等の公の機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの質問を踏まえつつ、遺族等に寄り添った対応等に関する知識の普及を促進すること。
- 遺児の中には、ケアを要する家族がいる場合、自身がヤングケアラーとならざるを得ない可能性があるが、そうした場合に心理的なサポートに加えて福祉や行政等を含めた支援を受けられるよう、適切な情報の周知や支援を強化すること。

地域マイノリティ支援

- 自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、地方公共団体における地域自殺対策の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進すること。
- 法務局・地方法務局又はその支局の特設の人権相談所において相談に応じること。人権相談等で、性的マイノリティ等に関する誤がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、必要に応じた措置を講じること。

女性に対する支援の強化

相談業務

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、特に、自殺者数の増加が見られている女性を含め、家族者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用形態にとらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられることや、不規則な学校生活を強いられたり行事や部活動が中止や延期となりすることなどによる児童生徒の心への影響を踏まえて、相談体制の充実が必要であること。
- 感染症の感染拡大が生じているか否かを問わず、国及び地域において必要な自殺対策を実施することができるよう、ＩＣＴの活用を推進すること。
- 新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や妊娠等に困難する女性を始め様々な状態、属性、背景等を踏まえ性的指向等の多様な性的マイノリティの視点を踏まえ取り組むこと。

自殺対策に関する人材の確保、養成及び資質の向上

- 都道府県が実施する自殺対策を推進するため、事業所においてパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントが起こってはならないという方針の明確化や、その周知・啓発、相談窓口の設置等の措置が講じられるよう取組を進めること。
- 働く者が生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため、職場のインターバル制度の導入促進を図ること。
- 時間外労働の上限規制を制定するため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を、時令和5年4月1日施行予定の労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を、時令和5年4月1日施行予定の労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を行うこと。また、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知を行うこと。

情報中間期

- 電子掲示板への特定個人を誹謗中傷する書き込み等の違法・有害情報について、プロバイダにおける自主的措置への支援、速やかな削除等の実施を促すこと。

自殺報道対策

- 報道機関に適切な自殺報道を呼び掛けるため、WHOの自殺予防の手引きのうち「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」及び「自殺対策を推進するために映画制作者と芸能・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識（WHO作成）」を周知するとともに、それらを遵守するよう要請すること。また、国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等の活用を呼び掛けること。

4）地域自殺対策強化交付金による支援

自殺対策基本法第14条において、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業等を実施する都道府県又は市町村に対し、国が交付金を交付することができることとされています。

国においては、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における「自殺対策力」の更なる強化を図ることを目的として、地域自殺対策強化交付金による支援を行っています。

5）社会全体で回すＰＤＣＡサイクル

国は、社会全体で自殺対策のＰＤＣＡサイクルを回すことを通じて、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組を推進していきます。

具体的には、まず国は、いのち支える自殺対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村ごとに自殺の実態を分析した結果をまとめた「地域自殺実態プロファイル」や、全国で取り組まれている様々な事業の情報等を整理した「地域自殺対策政策パッケージ」等を提供します。都道府県及び市町村は、提供を受けた政策パッケージ等を活用して地域自殺対策計画を策定（ＰＬＡＮ）し、それに基づいて対策を推進（ＤＯ）します。そのようにして全国で実施された政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を、いのち支える自殺対策推進センターが収集・分析（ＣＨＥＣＫ）し、分析結果を踏まえて政策パッケージの改善を図る（ＡＣＴ）という流れです。

つまり、国と自治体等が協力しながら、地域自殺対策計画をツールとして全国的な自殺対策のＰＤＣＡサイクルを回すことで、自殺対策を常に進化させながら推進することとしています。

図10：自殺対策のＰＤＣＡについて

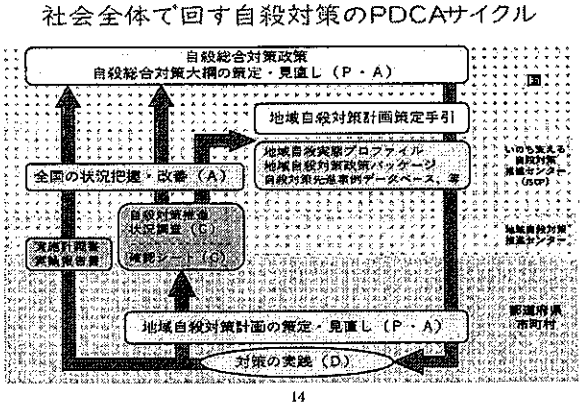

Ⅰ－4　地方公共団体が推進すべき自殺対策

1）国民一人ひとりの身近な行政主体としての責務

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定することとされています。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進することが求められます。

2）行政トップが責任者となり全庁的な取組として推進

行政の最大の責務は住民の生命、身体、財産を守ることであり、自殺対策はまさに地域住民の生きることを支える取組そのものです。行政トップが「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制の責任者として関わる形で、地域自殺対策計画の策定・見直し等、全庁的な取組として地域自殺対策を総合的に推進することが重要です。（本手引「Ⅲ－1　意思決定の体制をつくる」を参照）

3）コーディネート役を担う専任部署の設置や専任職員の配置

生きることの包括的な支援として、様々な分野の施策と連携、連動させていくためには、都道府県のみならず市町村においても、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進する体制を整えることが期待されます。

また、自殺対策の担当は、対人支援の現場に詳しい保健師等と、一般職員とをバランスよく配置することが望まれます。なお、都道府県及び政令指定都市においては、地域自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることが望まれます。

Ⅰ－5　都道府県と市町村による連携

1）市町村の主な役割

生きることの包括的な支援である自殺対策の原点は、住民の暮らしの場です。市町村と都道府県は共に住民サービスを担う地方行政の実施主体として、それぞれにおいて強力に、かつ互いに連携することで総合的に、地域の自殺対策を推進することが求められます。

その際、市町村の主な役割としては、住民に最も身近な基礎自治体として、住民の暮らしに密着した広報・啓発、相談支援等を始めとして、地域の特性に応じた自殺対策を推進していく中心的な役割を担うことが求められます。

2）都道府県の主な役割

また都道府県の主な役割としては、市町村を包括する広域自治体として、市町村に対する地域自殺対策推進センターを中心とした支援（計画策定・見直しの技術的支援や困難事例に対する連携等）を行うほか、精神保健福祉センター等の都道府県に設置されている機関の業務を行うとともに、広域的な啓発・キャンペーンの展開、地域における自殺未遂者等支援の体制整備、遺された人への情

報提供や支援体制の整備等、その都道府県の全域、あるいは二次医療圏など市町村の圏域を越えた地域を対象として実施することが効果的・効率的な施策や事業の実施等を行うことが求められます。

3）地域自殺対策プラットフォームの構築（都道府県）

都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関（地域自殺対策推進センター、自殺対策主管課、精神保健福祉センター、保健所）等が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない人的等資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策プラットフォーム」を構築することが望まれます。

その際、「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制における意思決定を踏まえてこれを構築し、「地域自殺対策プラットフォーム」の事務局は地域自殺対策推進センターが担い、事務局長を地域自殺対策推進センター長が担うことが望まれます。

Ⅱ　地域自殺対策計画策定・見直しの意義

Ⅱ－1　計画を策定する法的根拠

自殺対策基本法の第13条において、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとするとされています。

> 第13条　都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。
>
> 2　市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

これは、改正前から自殺対策基本法において、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」旨が規定されていたものを、より具体化する意味で定められたものです。

自殺対策に関する地方公共団体の取組には温度差があり、住んでいる地方公共団体によって自殺対策に関する支援を受けられる人とそうでない人の差が生じていると言われていることから、自殺対策に関する地域間の格差を是正し、いわばナショナルミニマムとして、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられるようにする狙いがあります。

また、地方公共団体における地域の実情を勘案した自殺対策の策定・見直し、実施を更に推進することにより、自殺対策の実効性を一層高めていくことが期待されます。

留意点1

▼地域自殺対策計画を策定・見直す際は、当該地域の健康増進計画や地域福祉計画など他の関連する計画との調和を図ることが必要です。
▼人口規模が小さい市町村等は、近隣の市町村と共同して広域的な地域自殺対策計画を策定することも可能です。
▼地域自殺対策計画は、本手引で示されている実態把握、事業の洗い出し作業等を踏まえて策定することが期待されます。また、地域自殺対策計画が地域の自殺対策のＰＤＣＡサイクルを回すために必要な要件を満たしていること、つまり「検証可能な計画」になっていることが重要です。
▼「検証可能な計画」になっているようであれば、地域自殺対策計画は、例えば地域福祉計画等の他の計画の一部として策定することも可能であり、必ずしも単独の計画として策定する必要はありません。
▼ただし、他の計画の一部とする場合、他の計画中のどの部分が地域自殺対策計画に該当するのか明らかにしておくことが必要です。

▼加えて、単独の計画でない場合、他計画の並びを取るために、記載する事項の分量に制約が課せられることが起こりえます。こうした場合、公表物としての計画とは別に、ホームページ等に記載し、住民と共有できるようにしておくことが肝要です。

Ⅱ－2　計画を策定・見直すことのメリット

1）計画という手法の効果

自殺対策計画を策定・見直すことは、あらゆる分野の庁内事業に自殺対策（生きることの包括的な支援）の視点を反映させつつ、地域づくりを進めていくという意思を、庁内外に対して明らかにすることでもあります。

しかし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に関する施策は、広範多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難です。このように各般の行政領域にまたがる施策を、整合性を持って効果的に推進するためには、計画という手法が効果を持ちます。

行政手法としての自殺対策計画は、的確な現状認識と、利用可能な行財政上の能力とを考慮して、一定の目標年次までに、努力すれば達成可能と考えられる具体的な目標とその実現手段とを示すものです。その計画策定・見直しの過程を通じて、関係部局は自殺対策の視点から各施策を見直すことができ、各般の行政領域にまたがる施策の整合性を確保する機能を持ちます。

2）役割分担等の明確化

自殺対策計画において、それぞれの施策についての担当（課）、実施時期、目標値等を明らかにすることにより、着実な施策の推進が総合的に図られることとなります。

また、庁内関係者のみならず、住民に対しても、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に関する施策についての自治体としての取組姿勢や具体的目標、進ちょく状況が明らかになり、啓発的な効果も期待されます。

3）計画策定・見直しを通じた合意形成

広範多岐にわたる施策の推進には、政策目標の優先順位付けや、人員、予算といった行財政上の資源の有効配分が欠かせません。計画の策定・見直し過程は、これまで自殺対策と関連付けられてこなかった分野に自殺対策の視点が当てられる契機になるほか、職員が自殺対策についての認識を深める機会となり、結果として、庁内で「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に関する施策を進めることへの理解と合意が得られることにつながります。

また、計画の策定・見直しを行う過程に、地域の関係機関や住民等が参画することにより、職員だけでなく地域全体に対する啓発にも資することとなります。

4）着実な実施の担保

いつまでに何をするのか対外的に明示することにより、担当部局及び関係部局はその実現に責任をもつこととなります。途中での進ちょく状況や、事後の達成度も問われ、取組状況が評価の対象になるとともに、次のステップへの手がかりにもなります。

5）国からの支援

自殺対策基本法においては、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業等を実施する都道府県又は市町村に対しては、国が交付金を交付することができることとするほか（第 14 条）、国としても、地方公共団体の責務が十分に果たされるように、必要な助言その他の援助を行うこととされています（第３条第３項）。

Ⅲ　自殺対策計画策定・見直しの流れ

計画の策定・見直しは、以下の流れに留意しながら全庁的な取組として進めてください。

その際、「地域自殺実態プロファイル」や「関連事業・施策事例集」、「地域自殺対策政策パッケージ」を、ぜひご活用ください。

1　意思決定の体制をつくる
- 1）行政トップが責任者となる
- 2）庁内横断的な体制を整える
- 3）広く住民の参加を得る
- 4）自殺対策連絡協議会の参加を得る
- 5）市町村の参加を得る（都道府県の場合）

2　関係者間で認識を共有する
- 1）地域の自殺実態を共有する
  - 「地域自殺実態プロファイル」の活用
- 2）自殺対策の理念等を共有する
- 3）自殺対策の目標を共有する

3　地域の社会資源を把握する
- 1）庁内の関連事業を把握する
  - 「関連事業・施策事例集」の活用
- 2）地域の様々な活動を把握する

4　自殺対策計画を決定する
- 1）計画の全体構成を考える
- 2）各事業の担当及び実施時期を明確にする
- 3）検証可能な指標や目標を定める

5　地域自殺対策計画の見直しを行う
- 1）全庁的に計画の見直しを行うための意思決定を行う
- 2）地域自殺対策計画の位置づけを整理する
- 3）各事業について、これまでの推進状況を整理する
- 4）各事業の推進・達成状況等を総合的に評価する
- 5）計画の事業を加除整理する
- 6）見直し後の計画に記載する事業について関係部署と協議する

Ⅲ－１　意思決定の体制をつくる

1）行政トップが責任者となる

都道府県知事又は市町村長を責任者とする「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制を設置し、行政トップが関わる形で自殺対策を推進する体制を整える。

行政の最大の責務は住民の命を守ることであり、自殺対策はまさに住民の命を守る取組そのものです。行政トップが責任者として関わる形で、計画の策定・見直しを含めた地域自殺対策を推進するための体制を整えることが望まれます。

またそうした体制の名称は、自殺総合対策大綱の「第１　自殺総合対策の基本理念」にあるとおり、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、例えば「いのち支える自殺対策推進本部」などとした方が、自殺対策が「生きることの包括的な支援」であるとの理解を得やすくなると考えられます。「自殺対策＝うつ対策」との発想が庁内にまだ残っていると感じられる場合でも、このように体制の名称を工夫することにより、そうした発想の払拭にもつながる可能性があります。

留意点２

▼行政トップが関わる庁内横断的な体制を整えるのは容易なことではありませんが、実効性ある計画を作るためには関係部局を巻き込むことが不可欠であり、関係部局の協力を得るには行政トップに指示を出してもらうことが有効です。その意味で、行政トップを責任者とする体制が整えられるか否かが、計画策定・見直しの鍵を握ると言っても過言ではありません。

▼令和５年３月の強化月間に、厚生労働大臣、文部科学大臣、こども政策担当大臣の連名で、各都道府県知事、指定都市市長、市町村長宛てに、「いのちを支える自殺対策の推進のために」というメッセージが出されました。行政トップのリーダーシップに基づく自殺対策推進の依拠となっており、当該メッセージを行政トップと共有することが期待されます。

2）庁内横断的な体制を整える

「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制には、庁内の関係部局が幅広く参画し、行政全体として自殺対策を推進する体制を整える。

自殺対策基本法の「第２条 基本理念」には、「自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない」とうたわれています。

この趣旨を踏まえ、地域における自殺対策の推進役となる「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制には、庁内の幅広い分野の関係部局に参画してもらい、庁内横断的な体制を整えることが望まれます。下記は、その一例です。

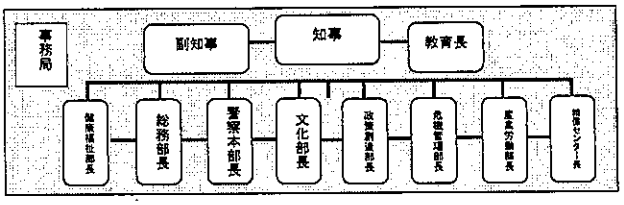

留意点３

▼行政トップが関わる庁内横断的な体制においては、まず「全庁的な取組として自殺対策計画を策定・見直すと決定してもらうこと」が重要になります。その上で、計画策定・見直しの事務局（自殺対策の担当課）が「決定に基づく作業」として関係部局に協力を呼びかけ、計画の策定・見直しに必要な「自殺対策（生きることの包括的な支援）の視点からの事業の洗い出し」や「各事業の担当及び実施時期の明確化」などを進めていくことがポイントです。

▼こうした「組織的な決定」を経ずに、自殺対策の担当（課）として計画策定・見直しの協力を他部局に呼びかけても、「うちの部署は自殺対策とは関係ない」と、十分な協力を得られず、結果的に実効性ある計画を策定・見直すことができなくなるおそれがあります。

▼「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制の下に、関係部局の職員からなる計画策定・見直しのワーキングチームを設置し、実務的な論点整理等をそのワーキングチームが行った上で、最終的な計画の決定を「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制が行うという方法もあります。

▼行政トップが関わる庁内横断的な体制を新たに整えるのが難しい場合は、既存の組織や体制を活用することも可能です。

▼いずれにしても、自殺対策の担当部局だけで計画の策定・見直しをしようとしないことが重要です。

3）広く住民の参加を得る

計画策定・見直しの過程において、地域住民のニーズを把握し、同時に地域住民の理解を醸成するために、パブリックコメントやタウンミーティングを実施する、住民等を加えた検討会を設けるなど、広く住民の参加を得る。

具体的には、計画の策定・見直し作業に入る前段階において、地域住民が抱えている悩みや課題を把握するために住民を対象とした意識調査を行ったり、計画の骨子あるいは素案ができた段階において、パブリックコメントやタウンミーティングを行ったりすることが考えられます。※意識調査案については、『自殺対策に関する意識調査』を参照

また、住民や有識者を加えた検討会を設け、行政と住民等が共同で計画策定・見直しを行うことは、自殺対策の推進に住民等の主体的な参画を得る上でも効果的です。

4）自殺対策連絡協議会の参加を得る

計画策定・見直しの過程において、自殺対策連絡協議会の参画団体等のニーズを把握し、同時に参画団体等の理解を醸成するために、会合等を通じて意見や要望を聴く機会を設けて、広く地域の様々な関係団体等の参加を得る。

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談機関等、様々な関係機関のネットワークを十分に機能させることが重要です。

いのち支える自殺対策連絡協議会（構成団体例）

都道府県関係部局（地域自殺対策推進センター／健康部／福祉部／生活部／教育委員会／警察本部／精神保健福祉センター／地域振興局等）／市長会／町村会／労働局／産業保健総合支援センター／弁護士会／司法書士会／保健所長会／医師会／精神科病院協会／精神科診療所協会／薬剤師会／看護協会／精神科看護協会／臨床心理士会／精神保健福祉士協会／経済同友会／経営者協会／商工会議所連合会／商工会連合会／労働組合総連合会／産業カウンセラー協会／社会福祉協議会／消防長会／民生委員児童委員協議会連合会／小中学校 PTA 連合会／高等学校 PTA 連合会／高等学校長協会／私立中学高等学校協会／民間団体／マスコミ各社／大学／等

留意点４

▼地域の自殺対策においては、計画の策定・見直し以上に、その実行が重要です。そのため計画策定・見直しのプロセスにできるだけ多くの関係者に関わってもらい、「これは自分たちが関わって作った計画だ」という当事者意識を持つ人の輪を広げていくことを通じて、地域の自殺対策の担い手を増やしていくことも重要です。

▼特に、自殺対策を「地域づくり」として展開するために、地域の様々な関係機関との実務的な協働は不可欠です。自殺対策連絡協議会の参画団体等には何らかの形で計画策定・見直しに関わってもらい（仮に意見をもらうだけであっても）、計画を実行に移す際に協力を得られるようにしておくことが重要です。

5）市町村の参加を得る（都道府県の場合）

都道府県の自殺対策における重点施策は「市町村への支援」であり、それを市町村のニーズを把握した上で適切に行うために、広く市町村の参加を得る。

具体的には、管内市町村向け会議や保健所単位での会議等を通じて、計画の策定・見直し作業に入る前段階において、市町村が必要としている支援や直面している課題等について調査を行ったり、計画の骨子あるいは素案ができた段階において市町村から意見を聴取したりすることが考えられます。

留意点５

▼人口規模の小さい市町村等では、社会的資源はそう多くない場合があり、都道府県による支援が欠かせません。

▼詳細なニーズは各都道府県により把握される必要がありますが、広域での相談窓口体制構築、自死遺族等支援事業、自殺未遂者支援事業、研修講師リストの整理といった支援が考えられます。

Ⅲ－２　関係者間で認識を共有する

1）地域の自殺実態を共有する

行政トップを始め、全ての職員が、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」ことを理解し、併せて、当該都道府県の自殺実態についての認識を共有する。

自殺総合対策大綱には、「自殺の現状における基本認識」として「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」とうたわれています。自殺対策を推進するための大前提として、地域の関係者がこの基本認識を共有することが必要となります。

また、国が全国全ての都道府県に提供する「地域自殺実態プロファイル」を関係者間で共有し、自分たちの自治体でどういった年代や性別、職業等の住民（例えば「40～59 歳の男性の無職者で独居の人」「60 代以上の女性で同居人がいる人」「20～39 歳の男性の無職者で独居の人」など）の自殺が多いのか、また全国平均と比較したときどんな特徴があるのかなど、地域の自殺実態に関する認識を共有することも重要です。

身近な人を自殺で亡くした遺族等の数は、自殺で亡くなった人の数倍に及ぶことも、併せて認識を共有する必要があります。

留意点６

▼都道府県単位の統計ですと括りが大きくなり過ぎて地域的な特徴が埋もれてしまう場合がありますので、二次医療圏単位の「地域自殺実態プロファイル」を使って「都道府県内の地域ごとの実態」を把握することが望ましいです。

▼都道府県、市町村における、二次医療圏別のプロファイルの利用例を以下に示します。

・都道府県での計画策定・評価時における、県内地域別の自殺の特性把握に利用できます。

・自殺者数の少ない市町村において、周辺地域を含めた地域の特性把握に利用できます。

▼プロファイルを各種会議等で利用するに当たっては、毎年プロファイルとともに送付されている、「地域自殺実態プロファイル○年更新版取扱・読み方メモ」に記載の留意事項を参照してください。

2）自殺対策の理念等を共有する

行政トップを始め、全ての職員が、地域の自殺実態を踏まえてどのように対策を進めるべきか、自殺対策の基本理念や基本方針についての認識を共有する。

具体的には、少なくとも以下の５点について認識を共有することが望まれます。

① 自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であること

② 自殺対策の推進には「関係部局（機関）の緊密な連携」が重要であること

③ 自殺対策の推進は「地域セーフティーネットの構築」にもなること

④ 自殺対策の推進において「行政トップのリーダーシップ」が欠かせないこと

⑤ 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮すること

上記⑤は、令和４年 10 月に閣議決定された自殺総合対策大綱において、新たに基本方針に加えられました。自殺対策に当たっては、自殺という問題に触れないよう取組を避けるのではなく、自殺で亡くなられた方、自殺未遂者、それらの親族の方等の名誉や平穏な生活に十分配慮し、自殺対策を推進していくことが求められます。

留意点７

平成 28～30 年度に都道府県単位で開催された研修会「地域自殺対策トップセミナー」においても、以下のポイントが強調されました。

▼「社会が多様化する中で、現場で起きる問題も複雑になっている。既存の制度や支援策では対応し切れない問題が増えている。自殺はそうした問題が最も深刻化した末に起きる。裏を返せば、自殺に対応できる地域のセーフティーネットを作れば、それは地域の他のあらゆる問題にも対応できるものとなる。自殺対策は地域づくりの絶好の切り口であり、住民の命を守るために、それを牽引すべきは行政トップの皆さんしかいない」（「地域自殺対策トップセミナー」基調講演より）

▼行政トップの理解を丁寧に得ながら、行政トップが関わる庁内横断的な体制を整えることが重要です。そうした体制が計画策定・見直しの強力な推進役となってくれます。

3）自殺対策の目標を共有する

自殺総合対策大綱の「自殺対策の数値目標」にあるとおり、我が国の自殺対策が最終的に目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現であること、また当面の目標として国は「令和８年までに自殺死亡率を 27 年と比べて 30%以上減少させる」としていることについて認識を共有する。

最終的な目標としては「誰も自殺に追い込まれることのない地域」の実現を目指すべきですが、当面の数値目標としては、国が「令和８年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少」させ、自殺死亡率（以下「自殺率」という。）を 13.0 以下とすることを目標としていることを踏まえて、適宜適切に設定してください。自殺率が全国値より高い場合などは、国よりも高い削減目標を掲げることはもちろん可能です。

また、複数年の数値による目標（例えば直近５年間の自殺者数○人に対し、今後５年間の自殺者数を△人以下とする、等。）を掲げても構いません。

なお、数値目標は、自殺総合対策大綱における記載と同じように、自殺率だけでなく自殺者数についても明示することが望まれます。その際、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を活用することが考えられます。※計画に盛り込むべき事項の評価指標については、本手引「Ⅲ－４－３ 検証可能な指標や目標を定める」を参照してください。

Ⅲ－３　地域の社会資源を把握する

1）庁内の関連事業・施策を把握する

計画の策定・見直しに当たっては、庁内の関連事業を把握する必要がある。その際、「「生きる支援」に関連する事業の洗い出し」が有効な手法となる。

計画の策定・見直しに当たっては、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの視点から、既存事業を最大限に活かし、計画に盛り込むべく、庁内の関連事業を広く把握することが重要です。その際の有効な手法が「「生きる支援」に関連する事業の洗い出し」です。

「関連事業・施策事例集」をご覧いただくと、意外な事業について自殺対策との関連性を見出だせる等、より充実した計画を策定する上での参考になります。ぜひこの「「生きる支援」に関連する事業の洗い出し」の手法を取り入れ、計画策定・見直し作業を進めていただくことが望まれます。

《「生きる支援」に関連する事業の洗い出しの進め方》

▼A 案：最も丁寧で最も望ましい進め方です。

メリット：庁内の「生きる支援」に関連する事業を、最大限、自殺対策に活用できる。

デメリット：手間と時間が掛かる。

①「●●年度 主要施策の概要」や「●●年度 主要施策の成果」などの予算・決算に関する資料を使って都道府県における全事業リストを作成する。

②「関連事業・施策事例集」を参考にしながら、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する・関連し得る（関連しないもの以外の）事業を洗い出す。１つの事業の中に「複数の事業」が含まれている場合は、その事業１つ１つを最大限自殺対策に活かすために、できるだけ細分化して洗い出す。

【例1：母子保健推進事業】⇒「妊娠・出産相談支援事業（＝妊産婦の自殺対策に活用可）」「思春期保健事業（＝望まぬ妊娠による若年女性の自殺対策に活用可）」「不妊専門相談リーフレットの作成（＝心の悩み相談に関する情報の啓発に活用可）」等

【例2：多重債務者対策事業】⇒「多重債務者対策協議会の運営（＝自殺対策協議会と連携可）」「弁護士会・司法書士会と連携した相談体制の整備（＝保健師等とも連携することで総合的な相談体制の構築可）」「若者向け啓発資料の作成・配布（＝心の悩みに関する情報の啓発に活用可）」等

③洗い出した事業（以下「業務」を含む。）に、自殺対策の視点を加えた「事業案」を考える。その際、「関連事業・施策事例集」に収録してある類似事業を参考にすると良い。

【例1：図書館の管理事業】図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場として有効です。また、自殺対策に資する「居場所（とりわけ子どもを対象とした）」としての機能を持てる場合もあります。

【例2：滞納税の徴収事業】自殺の背景には生活苦や借金等の経済的な問題が潜んでいる場合があり、税を滞納している人の中にはそうした問題を抱えて自殺リスクを背負っている人がいる可能性があります。税の徴収員が、滞納者がそうした状況にあるかもしれないとの視点を持つことで、必要に応じて住民に相談会等の情報を伝えることができるかもしれません。その意味で、徴収員に自殺対策の研修会を受けてもらうことが有効です。

④ 自殺対策の視点を加えた事業案について、各事業の担当と事業案の内容やその実現可能性について協議する。あわせて、把握漏れの「生きる支援」に関連し得る事業がないか、最終確認を行う。
⑤ 計画に盛り込む最終的な表現を確定させる。

▼B案：A案の①と②の作業を短縮したやり方です。

メリット：それほど手間を掛けずに、ある程度、事業を洗い出すことができる。
デメリット：各部局の「理解度の差」によって把握できる事業に差が出てくる。

① 「関連事業・施策事例集」を庁内各部局と共有し、各部局において、それを参考にしながら「生きる支援」に関連する・関連し得る事業を洗い出してもらう。
② 以下は、A案の③以降と同じ。

▼C案：A案の①～③の作業を短縮したやり方です。

メリット：手間を掛けずに、一応、事業の洗い出し作業を行うことができる。
デメリット：各部局任せになり、ほとんど事業を洗い出せないリスクがある。

① 「関連事業・施策事例集」を庁内各部局と共有し、それを参考にしながら各部局でもって、自殺対策の視点を加えた「事業案」を考えてもらう。
② 以下は、A案の③以降と同じ。

留意点8

▼全庁的に（少なくとも管理職に）、自殺対策についての理解を得ておくと関連事業の把握作業を円滑に進めやすくなります。
▼行政トップが関わる庁内横断的な体制において、「実践的な計画策定・見直しのために関連事業の把握を行う」と決定してもらい、その決定を受ける形で作業に入ると他部局との調整を円滑に進めやすくなります。
▼関連事業の把握作業は、他部局との情報交換やコミュニケーションの機会となり、相互の事業の内容に関する理解の促進につながります。庁内関係者との「顔の見える連携関係」の再構築・再強化にもなり得ます。
▼「自分たちの事業は関係ない」と思っている関係部局が少なくない可能性が考えられますので、主体的に作業を進めてもらえるように理解を求めるなど、関連事業の把握作業は時間をかけて丁寧に進めることが大切です。
▼庁内の多様な事業を「生きることを支える取組」と位置付けて幅広く計画に盛り込むことができれば、結果的に、より包括的・全庁的に自殺対策を進められるようになります。そのようにして「生きる支援」を総動員して作った計画は、自殺以外の問題の解決にも有効に機能する地域セーフティーネットの構築にも役立つはずです。

2）地域の様々な活動を把握する

地域の民間団体等が「生きる支援」に関連して行っている活動を把握する。その中で自殺対策の視点を加えてもらえる可能性があるものがないか精査する。

地域のNPO法人等の民間団体等（以下、「民間団体等」とする。）が行っている活動も、幅広く計画の中に盛り込んでいくことが望まれます。そのために、庁内の関係部局に「生きる支援」に関連する事業の照会等を行う際に、各関係部局とつながりのある民間団体等について、あわせて確認する方法もあります。

民間団体等の活動を全て把握しきれていない場合、地域の中で「計画に盛り込まれる団体」と「盛り込まれない団体」が出てきてしまうおそれがあります。そうした状況を避けるには、計画に盛り込む民間団体等の活動については自殺対策連絡協議会等に依頼してまとめてもらうという方法が考えられます。あるいは、ひとまずのところは、すでに把握できている範囲の民間団体等の活動を計画に盛り込み、その後もし新たに把握するに至った民間団体等の活動があれば、それらは計画の見直し時に追加するという方法も考えられます。

いずれにしても、民間団体等の活動を計画に盛り込むための調査や協議等を行うことは、地域の様々な団体等とのつながりを作る絶好の機会にもなり得るので、できるだけ幅広く民間団体等の活動を計画に盛り込むことが望まれます。

留意点9

▼社会における問題が複雑化・複合化していく中で、各種制度の内外において、機動的に活動する民間団体等の存在があります。
▼そうした民間団体等による幅広い活動に関心を持ち、現地・現場を見て、担当者や当事者の声を直接聞くことも大切です。
▼直ちに大がかりな事業を協働するに至らずとも、まずは職員向け研修で講演等を依頼するなど、小さなところから関係づくりを進めていくことが肝要です。
▼自殺対策の分野において具体的な活動をしている民間団体等が見当たらない場合等、全国における取組事例を参考としながら、広く関連する分野において取組を行っている団体（社会福祉協議会等）と連携し、事業を展開していくことも考えられます。

Ⅲ－4　自殺対策計画を決定する

1）計画の全体構成を考える

本手引の「Ⅳ 計画に盛り込む内容の決定」を参考にしながら、地域の自殺実態を踏まえた計画を策定・見直すための全体構成を考える。その際、「特に重点を置くべき対策は何か」「地域の強み（例えば「住民による地域活動が活発」「関連施策のネットワークが機能的」等）を活かせる対策は何か」といった視点も大切にする。

計画の責任の所在を明確にするためにも、最終的な決定は、行政トップが関わる庁内横断的な体制（意思決定に係る「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制）の責任において行うことが求められます。自殺総合対策大綱も、最終的には閣議決定を経ています。

2）各事業の担当及び実施時期を明確にする

計画に盛り込む事業については、それぞれの事業の担当（課）を明記する。また、各事業の実施時期も明確にする（時期の幅を持たせても構わない）。

自殺総合対策大綱の「自殺総合対策における当面の重点施策」においても、全ての事業について、担当府省庁が明記されています。また明記はされていませんが、実際は担当府省庁のどの課が担当するのかも決められています。

都道府県の計画においても、全ての事業について、どの課や係が担当するかを明記することが有効です。それぞれの事業の担当に、責任を持って主体的に事業に取り組んでもらうようにするのが、そのねらいです。

また、それぞれの事業の実施時期についても明確にすることが求められます。ただしこれは、各事業の担当と協議した上で計画に盛り込むことが重要です。

留意点10

▼計画の各事業について、担当（課や係）と実施時期を明確にすることができれば、自殺対策の担当がその後行うべき主な業務は、各事業の進捗管理ということになります。裏を返せば、計画に盛り込んだ事業については、関係部局に逐一依頼せずとも、実施してもらいやすくなるというメリットがあります。

3）検証可能な指標や目標を定める

検証可能な計画に仕立てるために、計画に盛り込む事業については、可能な限り、評価指標や目標を定めるように努める。また、定めるべき評価指標や目標については本手引「Ⅳ 計画に盛り込む内容を決定する」を参考にする。

計画全体の目標として掲げる「自殺対策の数値目標」とは別に、個々の事業についても、可能な限り、評価指標や目標を定めることが望まれます。

これは、とりわけ都道府県単位の自殺対策においては、個々の事業の実施が自殺の減少という「結果」となってすぐに現れるわけではないため、自殺の増減という「結果」ではなく、自殺を減少させるための手段（事業）として適正であったかどうか、その「プロセス」を評価する必要があるからです。（例えば、自殺対策の啓発イベントを開催しても、それですぐに自殺が減るわけではありません。したがって、「参加者数・参加率」や「参加者のアンケート結果」などに基づいて、そのイベントが自殺を減らすための活動＝プロセスとして適当な内容であったかを検証することが望まれます。）※意識調査案については、『自殺対策に関する意識調査』を参照

また、住民を対象とした意識調査を定期的に行う場合（自殺対策に特化したものに限らず、既存の意識調査を含めて）、その中に自殺対策の評価指標になり得る質問項目を加える方法があります。

なお、都道府県は、自殺総合対策大綱において国が定めている指標（電話相談・SNS等相談の認知度等）については、そのまま計画に入れ込むことが望まれます。

Ⅲ－5　地域自殺対策計画の見直しを行う

1）全庁的に計画の見直しを行うための意思決定を行う

「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制において、計画の見直し作業を全庁的な取組として実施することの意思決定を行う。

自殺総合対策大綱はおおむね5年を目途に見直しが行っています。また、自殺対策基本法第13条第1項において、都道府県は自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して計画を定めるものとすることが、また同条第2項においては、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して計画を定めるものとすることが規定されています。そのため、地域自殺対策計画もおおむね5年を目途に見直すことが望まれます。

全庁的な取組として計画の見直しを行うには、「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制の意思決定の下でこれを行うことがポイントになります。また、全庁的な取組として計画の見直しを行うには、計画見直し年度の早い時期に「いのち支える自殺対策推進本部」などの会議を開き、計画の見直しに関する意思決定を行うことが望まれます。「いのち支える自殺対策推進本部」などに参画する管理職を通じて、各部署の職員に計画の見直しに関する決定を周知してもらう必要があるためです。

留意点 11

▼計画見直し年度にあっては「いのち支える自殺対策推進本部」などの会議を、例えば、1）見直しを行う意思決定のため、2）計画の見直し案の中間的とりまとめを確認するため、3）最終的に新たな計画を決定するために、複数回開催することが考えられます。

2）地域自殺対策計画の位置づけを整理する

地域自殺対策計画と総合計画等との関係性を明らかにするとともに、見直し時期等についての調整を図る。

Ⅱ－1の留意点1で示されているように、「検証可能な計画」になっているようであれば、地域自殺対策計画は他の計画の一部として策定することも可能です。ただしその場合、他の計画中のどの部分が地域自殺対策計画に該当するのかを明らかにしておく必要があります。また、単独の計画であるにせよ、他の計画の一部として策定するにせよ、各地方公共団体における総合計画や健康増進計画等との関係性を明らかにすることは（例えば「地域自殺対策計画は総合計画を支える個別計画である」等）、庁内の各部署・各職員において地域自殺対策計画の理解を深めてもらう上で重要です。

また、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱において、自殺総合対策の基本方針はＳＤＧｓの理念と合致するものであることが謳われていることから、地域自殺対策計画に記載する事業のうち、ＳＤＧｓの目標に関連するものは、その関係性を明示することも、庁内の各部署・各職員に自殺対策を理解してもらうことに役立つ可能性があります。

なお、地域自殺対策計画では、おおむね5年を目途に見直しがなされることになりますが、他計画との兼ね合いにより、その時期を前後させることも考えられます。

留意点 12

▼地域自殺対策計画に記載する事業と、ＳＤＧｓの目標との関係性については、例えば『基本施策 1-1「地域におけるネットワークの強化」は、ＳＤＧｓの「目標3　すべての人に健康と福祉を」と「目標11　住み続けられるまちづくりを」に関係する』、『生きる支援関連施策 15「個性パートナーシップ制度」は、ＳＤＧｓの「目標5　ジェンダー平等を実現しよう」と「目標10　人や国の不平等をなくそう」に関係する』などといった書きぶりが考えられます。それぞれの事業について、該当・関連するＳＤＧｓの目標のロゴを並べて記載するという方法もあります。

（参考：国際連合広報センターHP）
https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

▼地域自殺対策計画を他計画の中に組み込む場合、行政トップを責任者とする「いのち支える自殺対策推進本部」などの会議体と他計画の策定・見直しを担う作業部会等とのとの関係性が明示化される必要があります。

▼また、他計画の策定・見直しを担う作業部会の中に、自殺対策の部分に特化して作業を行うワーキングチームが設置されることが望まれます。

3）各事業について、これまでの推進状況を整理する

地域自殺対策計画策定時以降のすべての年度の「確認シート（詳細はⅤ－2を参照）」などを活用し、計画に記載された各事業について、現在及び現在に至るまでの推進状況を整理する。

地域自殺対策計画の推進状況については、複数の職員が関わる形でできる限り客観的に整理することが重要です。

整理に当たっては、各事業の進捗状況に係る把握・確認のために使用してきた「確認シート」を活用することが望まれます。これまで「確認シート」を活用した取組が推進されている場合、計画策定時以降のすべての年度における各事業の推進状況に関する情報が集約されていることになるので、それらを活用した整理を行う方法が有効です。

整理の具体的方法としては、図 11 のように、それぞれの事業に関して計画策定時以降の毎年度の評価を横に連ねていく方法が考えられます。

もし「確認シート」の活用を通じた各事業の推進状況に係る把握・確認が不十分であったと感じられる場合には、計画の見直しにあわせて、あらためて「確認シート」を活用した各事業の推進・達成状況の把握に努めます。

図 11

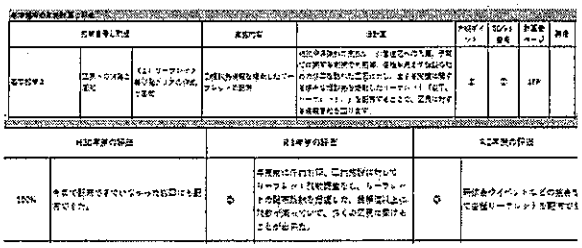

留意点 13

▼自殺対策を担当する職員が限られている中でも、多角的な視点により検証を行うことに重点を置く場合等は、「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制の下に、複数の部署の職員で構成されるワーキングチームを作り、本チームが中心となって見直しに伴う実務作業を進めていくことが考えられます。

▼実務作業を進めるに当たっては、既存計画の読み合わせを行い、策定当時やり残したことがないか、計画の中で重複する部分がないか、現在において違和感のある表現がないか等、複数の部署の職員で話し合う機会を設けることが大切です。

▼他計画の進捗管理を把握するツールとして、確認シートに代替するものがある場合、確認シートの活用は必須ではありません。

4）各事業の推進・達成状況等を総合的に評価する

各事業の推進・達成状況を整理した上で、各事業や事業群を「結果」と「プロセス」の両面から総合的に評価する。

目的や目標値に対する各事業の推進・達成状況と、事業と関連する属性等の自殺者数の推移等を踏まえて、各事業や事業群を「結果」と「プロセス」の両面から総合的に評価することが大切です。

例えば、子どもの自殺対策に関して 10 の事業があり、すべての事業について目標を達成していたと報告されていたものの、子どもの自殺者数は増加していたとします。この場合、「子どもの自殺者数が増加していた」という結果だけを見ると、10 の事業では不十分だったという評価になり、事業の見直しや事業の追加等を検討する必要性が示唆されます。一方で、子どもの自殺対策をまったく行っていなかったにも関わらず、子どもの自殺者数が減少していたとします。この場合、「子どもの自殺者数が減少していた」という結果だけを見ると、このまま何も対策を行わなくて良いという評価になりかねません。

しかしながら、各地方公共団体における事業実施の影響だけで当該地方公共団体の自殺者数が変化するとは限らず、例えば著名人の自殺報道や社会経済状況等の変化が自殺者数に大きな影響を与えかねないことは広く知られています。そのため、自殺者数の増減という「結果」だけで各地方公共団体における事業を評価することは必ずしも適切ではありません。

「結果」から見た評価に加えて、事業の推進・達成状況といった「プロセス」の評価も行うことが望まれます。上述の子どもの自殺対策に絡めて言えば、子どもの自殺対策として合理的と考えられる 10 の事業について目標を達成したのであれば、子どもの自殺を減らす方向に対策を進めることができた（仮に子どもの自殺そのものが減少していなくても）という意味で、それは正当に評価すべきです。

逆に、「子どもの自殺者数が減少していた」としても、子どもの自殺対策が必要であるにもかかわらず事業を何も行っていなかったり、あるいは事業を行っていてもその達成状況が芳しくなかったとすれば、それは事業としては不十分だったという評価にもなり得ます。

したがって、自殺者数の推移という「結果」を常に意識しながらも、事業の達成状況等の「プロセス」にも留意して、各事業や事業群の評価を総合的に行う必要があります。それゆえに、「確認シート」を活用して各事業の進捗状況に係る把握・確認を毎年度行うことが重要でもあるのです。

留意点 14

▼「結果」の評価に当たっては、「地域自殺実態プロファイル」を活用し、選択された重点施策に対応する属性等の自殺者数がどのように推移したかを見ることが考えられます。

▼「地域自殺実態プロファイル」からでは自殺実態を把握しづらい小規模市町村にあっては、「人口動態調査死亡小票」の閲覧を申請し、業務上つながりのあった関係部署等から情報を収集するといったことも考えられます。その際、自殺で亡くなられた方及びその親族等の方の名誉及び生活の平穏に十分配慮する必要があることに加え、ヒアリングを行う関係部署等の職員に対しても心理的負担を掛けないような工夫が必要となります。

▼その他、計画の見直しに合わせてアンケートを実施し、各種事業の認知度等の達成状況を確認することも考えられます。

▼「結果」及び「プロセス」の総合的な評価について、Ⅲ－5　3）で示したように「確認シート」の集約を行った後、図 12 のように、総括的なコメントとして記載していくといった方法が考えられます。

図 12

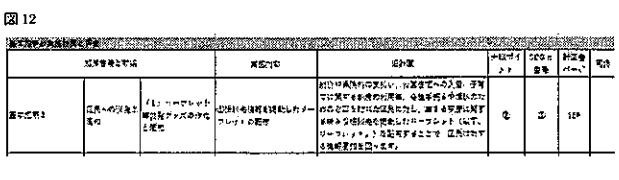

5）計画の事業を加除整理する

各事業や事業群に対する総合的な評価を踏まえ、事業について「そのまま継続」、「変更して継続」、「削除（もしくは中止）」、「新規追加」等を検討する。

各事業や事業群について「結果」と「プロセス」の両面から総合的に行った評価に基づき、地域自殺対策計画から「そのまま継続」、「変更して継続」、「削除（もしくは中止）」する事業に振り分けていきます。また、前回の計画策定時から現在に至るまでの間に新たに開始された事業や令和４年に閣議決定された自殺総合対策大綱に新たに加えられた項目等を踏まえて「新規追加」する事業候補も検討します。

Ⅲ－４　２）において、各事業の担当を明確にするとされていますが、この点についても、事業を加除整理する際に見直すべき点がないかを確認します。例えば、「生きる支援に関するリーフレットを配布する」や「必要に応じて支援を他部署につなぐといった視点を常に持ちながら窓口対応を行う」等の取組を、複数の部署がそれぞれの事業として個別に計画「重点施策」に盛り込んでいる場合などは、それらを全庁的に行う共通の事業として計画「基本施策」における「普及啓発」や「ネットワーク構築」等に位置づけ直すことも考えられます。

留意点 15

▼新たな自殺総合対策大綱においては、社会変動の中で、女性、子ども・若者における自殺者数の増加がみられたことから、女性の自殺対策を更に推進することが新たな重点施策として、また、自殺リスクが高い子どもへの迅速かつ適切な対応のための子どもの自殺危機対応チームの設置、自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信のための学校現場におけるタブレットの活用等が盛り込まれました。こうした点を踏まえ各地方公共団体においても、既存事業の活用や新規事業の必要性について検討することが望まれます。
▼各課の予算書において新規事業とされているものを中心に、自殺対策との関連が見込まれるものがあれば、幅広くそれらを「新規追加する事業（候補）」に加えておき、事業を所管する関係部署との協議に進みます。

6）見直し後の計画に記載する事業について関係部署と協議する

見直し後計画に記載する事業の候補が揃ったら、事業を所管する関係各部署と、各事業の記載可否や記載する際の具体的な表現等について協議する。

事業全体を整理する枠組みについては、従前どおり、いのち支える自殺対策推進センターが提供する地域自殺対策政策パッケージを参照することが考えられます。すなわち、すべての地方公共団体において実施されることが期待される「基本施策」と、「地域自殺実態プロファイル」においてそれぞれの地域の自殺実態に応じて重点的に取り組むことが推奨される「重点施策」を踏まえ、事業の候補を検討することが望まれます。

※令和４年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱において、女性の自殺対策の更なる推進に係る重点施策が追加されている点にご留意ください。

そうした枠組みと枠組みに即した事業群を意識しつつ、見直し後の計画に記載する各事業について所管する関係各部署の担当者等と協議を行います。例えば、協議にあたっては、関係各部署からは課長級職員同席の上で係長級職員と話をすることで、実行可能性のある取組かどうかを実務担当者と調整し、課長級職員が意思決定することができることになります。

なお、関係部署と協議を行う際は、見直し後の計画に関連する全部署に対して事前に、見直し後の計画に記載する各事業案（予算書等から把握できたものも含む）と当該事業の評価等を掲載した一覧を共有しておくことが望まれます。関係部署にあらかじめ目を通しておいてもらうことで、計画全体のイメージやその中での各事業の位置づけを理解してもらい、それぞれの立場から見直し後の計画に盛り込むべき事業が他にないか精査してもらうことにもつながります。

留意点 16

▼地域自殺対策計画を新たに策定する際は、「「生きる支援」に関連する事業の洗い出し」を行い、それに付随する形で、事業案の内容やその実現可能性等について、事業実施部署と協議を行うことが推奨されます。計画の見直しにおいても、同様のプロセスが推奨されます。
▼関係各部署との協議は、既存計画の実施において抱えていた懸案事項（なかなか思うように進められなかった事業、所管が替わり担当外となった事業等）について率直に意見交換を行う良い機会ともなります。本手引における記載内容（ＴＩＳモデル等）を活用しながら、「生きることの包括的な支援」である自殺対策への理解を深めてもらえるように努めましょう。

Ⅳ　計画に盛り込む内容の決定

Ⅳ－１　計画の名称を決める

「いのち支える●●自殺対策行動計画（●●には都道府県名・市町村名が入る）」など、計画の名称においても「いのち支える」というメッセージを前面に打ち出すと、計画の趣旨等を広く理解してもらいやすくなります。

自殺総合対策大綱と同じ様に、「～誰も自殺に追い込まれることのない●●の実現を目指して～」といった副題を加える方法もあります。

Ⅳ－２　計画の構成を決める

以下の要素を計画に盛り込むことが望まれます。構成の順番や項目の名称等はあくまでも一例であり、以下と同じである必要はありません。（カッコ内は補足説明）

1）はじめに（行政トップによるメッセージを直接住民に伝えるため）
2）計画策定・見直しの趣旨等
　2－1）趣旨（自殺対策の基本方針、すなわち「生きることの包括的な支援として推進」、「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進」、「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」、「実践と啓発を両輪として推進」、「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」、「自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮」を踏まえて自殺対策を全庁的な取組として推進していくための計画であることなどについて）
　2－2）計画の位置付け（自殺対策基本法に基づく計画であることや他の個別計画との関係性などについて）
　2－3）計画の期間（自殺総合対策大綱を踏まえておおむね５年以内とする）
　2－4）計画の数値目標（国の目標、すなわち「令和８年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させる」を踏まえ適宜適切に設定）

3）●●における自殺の特徴（「地域自殺実態プロファイル」等を活用して記載）
　3－1）全国との比較
　3－2）都道府県内の地域（２次医療圏等）ごとの特徴
　3－3）過去との比較（年次推移）
　3－4）対策が優先されるべき対象群の把握（地域で多く亡くなっている人についてイメージを共有するため＝支援の対象を絞りやすくするため）
　　※各種統計に言及した際は、人口動態統計か自殺統計か、自殺統計であれば発見日、自殺日、住居地、発見地のどのデータを使っているか、住民数はどのデータを利用しているかについて、出典を明示しておくことが大切です。
　　※以下は、地域の必要性と実施可能性に応じて補足的に活用する方法もある

・住民意識調査や関係団体へのアンケートの結果等
・自損行為による救急出動件数等
・自殺関連相談件数等

4）これまでの取組と評価（自殺対策の変遷など）

計画の実施期間における評価結果を盛り込むとともに、数値目標の結果を示すことが必要です。

なお中間評価において、目標としての自殺死亡率に言及する際、亡くなられている人がいる以上、「目標を達成した」とは書きにくい場合は、「自殺死亡率は○○であり、目標を上回った／下回った。」といった表現にすることも考えられます。

また見直しに伴う作業を時系列で示しておくことは、行政実務の透明化であると同時に、次回の見直し時の参考となります。

実際に支援が届けられた事例、関係部署間でつながれた事例などをモデル事例として提示しておくと、住民に実際の活動を分かってもらえることになると同時に、職員にとっても実務における参考となります。

5）いのち支える自殺対策における取組（各事業の担当と実施時期を明記する）
　5－1）基本施策
　⇒地域自殺対策推進センターが中心となって市町村等への支援のほか、「地域自殺対策政策パッケージ」において全国的に実施することが望ましいとされている項目（基本パッケージ。なお、項目は平成 29 年 12 月版の地域自殺対策政策パッケージに基づく）について、同政策パッケージで紹介されている事例等を踏まえ作成
　　① 市町村等への支援の強化（地域自殺対策推進センターが中心となって、必要に応じ、精神保健福祉センター、保健所等と連携して行うこと）※都道府県の場合
　　・自殺対策計画の策定・見直しに関する支援
　　・市町村及び民間団体が行う自殺対策に対する相談支援
　　・市町村等における自殺未遂者及び自死遺族等支援に対する指導等
　　② 地域におけるネットワークの強化
　　③ 自殺対策を支える人材の育成
　　④ 住民への啓発と周知
　　⑤ 生きることの促進要因への支援
　　⑥ 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育
　5－2）重点施策
　⇒「地域自殺実態プロファイル」における推奨パッケージを踏まえ、地域自殺対策政策パッケージから、地域の特性に応じた対策（重点パッケージ：例えば「子ども・若者」、「高齢者」等を対象とした対策）を数項目選択の上、同政策パッケージで紹介されている事例等を踏まえ作成

5－3）「生きる支援」に関連する事業・施策
⇒「事業の洗い出し」等により把握された「生きる支援」に関連する事業を、自殺総合対策大綱の重点施策における項目に合わせる等により一覧を掲載（「関連事業・施策事例集」を参照）
※新規事業に分かりやすい印を付ける。
※各事業に該当するSDGｓの番号を付ける。
※所管が移動している場合、担当部署名を変更する。

6）自殺対策の推進体制等
6－1）自殺対策組織の関係図（推進本部と連絡協議会等との関係性の整理）
6－2）●●いのち支える自殺対策推進本部などの体制
6－3）●●地域自殺対策推進センター
6－4）●●自殺対策連絡協議会
6－5）自殺対策の担当課・担当者（「計画策定・見直し」事務局）

7）参考資料（自殺対策基本法、自殺総合対策大綱など）
※地域における相談窓口、厚労省HP（まもろうよ こころ）、JSCPHP（オンライン避難所）も参考資料となります。

8）補足
なお、計画は、様々な立場の方に関与してもらうことが大切です。
表紙等において、「いのち支える」のロゴを利用することも考えられます。
また計画本体の概要版を作成しておくと、より住民に手に取ってもらいやすくなります。

Ⅳ－3　評価指標等を盛り込む

地域の自殺対策を少しずつでも進化させるためには、自殺対策計画に基づいて実施する事業を適正に評価・検証することが必要です。計画を検証可能なものにするため、評価指標例を参考に、適切なものを盛り込んでください。（もちろん、独自で評価指標を設定することも可能です。）
また、評価指標の立てづらい項目についても、実施の有無、実施内容を記録し、評価の材料としていくことが望まれます。
※以下に示す評価指標の内容ならびに具体的な数値は、地域自殺対策政策パッケージ（平成29年12月版）に対応した参考例となります。

《数値目標》
1）自殺対策の数値目標について
▼自殺死亡率、自殺者数
⇒　本手引「Ⅲ－2　関係者間で認識を共有する」の「3　自殺対策の目標を共有する」を参照

《評価指標》
1）基本施策「市町村等への支援の強化」について（都道府県の場合）
▼市町村の自殺対策計画策定率
⇒　量的目標例：令和8年度末までに、管内の全市町村が計画を策定
2）基本施策「自殺対策を支える人材の育成」について
▼5年後までの自治体職員（管理職と一般職それぞれ）の自殺対策研修受講率
⇒　量的目標例：50%以上の管理職及び一般職が受講
⇒　質的目標例：50%以上のアンケート回答者が「参加して良かった」「自殺対策の理解が深まった」と評価
▼5年後までの住民の研修参加率・講演参加率
⇒　量的目標例：0.5%以上かつ200名以上の住民が受講・参加
⇒　質的目標例：50%以上のアンケート回答者が「参加して良かった」「自殺対策の理解が深まった」と評価
3）基本施策「住民への啓発と周知」について
▼「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」についての啓発
▼「よりそいホットライン」や「こころの健康相談統一ダイヤル」等、地域の相談機関についての啓発
⇒　例：住民の約3人に2人以上が聞いたことがあると回答
▼「ゲートキーパー」についての啓発
⇒　例：住民の約3人に1人以上が聞いたことがあると回答
4）基本施策「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」について
▼5年後までの児童生徒の「SOSの出し方に関する教育」の実施率
⇒　例：全ての公立小中学校において授業を一度は実施

5）重点施策＝地域自殺対策「重点パッケージ」について
重点施策については、それぞれの事業について、担当課及び実施時期を明記するだけでなく、可能な限り評価指標を盛り込むことが望まれます。

《実施の有無／実施内容の記録》
1）基本施策「地域におけるネットワークの強化」について
▼いつ、どのような活動を行ったかを記録
2）基本施策「生きることの促進要因への支援」について
▼相談会の開催結果や相談会後のフォローアップの内容等を記録
3）「生きる支援」に関連する施策について
事業一覧における各事業について、それぞれの実施の有無や実施内容を記録すると同時に、その際、各事業の担当者から「実施した感想」や「改善すべき課題」等についてコメントを寄せてもらうことが望まれます。

※「自殺リスク者への個別支援」や「遺族等の分かち合いの会の運営」といった事業は、支援件数や参加者数等の量的な数値で評価することは必ずしも適切ではありません。

Ⅴ　計画の推進、推進状況の確認等

何より重要なのは、計画策定・見直し後、全庁を挙げ、住民との協働の下で、計画に沿った取組を実施することです。計画を着実に推進するためには、計画の推進における責任主体を明確にし、また、計画の推進状況について定期的に把握・確認することが重要になります。

Ⅴ－1　計画の推進における責任主体

計画は、都道府県知事又は市町村長を責任者とする「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制が中心となって推進してください。

Ⅴ－2　推進状況の把握・確認

計画における各事業の推進状況については、すべての地方公共団体の「いのち支える自殺対策推進本部」などにおいて、毎年又は適時適切に把握・確認してください。その際は、確認シート（様式は任意）を活用することが望まれます。
都道府県は毎年、いのち支える自殺対策推進センターが実施する自殺対策推進状況調査を通じて、管内市町村における対策の進捗状況もあわせて把握することが期待されます。
市町村は、計画を策定・見直した際、地域自殺対策推進センターに報告してください。

留意点17
▼確認シートは、地域自殺対策計画に掲載されている、自殺対策に関連する様々な事業を担当する多様な部局に、「自分たちも自殺対策の一翼を担っている」との認識のもと、自殺対策のPDCAサイクルに主体的に参画し続けてもらうためのツールです。
▼確認シートについては、ひな型が作成されています。各自治体において独自の様式がある場合は、独自の様式を利用することで問題ありません。
▼大切なことは、実際に事業を担当する関係各部署・機関の職員に確認・回答してもらい、実施内容について自殺対策担当部署と協議する機会があること、そしてこのことを継続して行うことです。
▼元々の計画から現在の目標、実施状況の評価が1シートで見えるシートになっていると、これまでの経緯が分かりやすいものとなります。
▼年度末に送付、評価を依頼、新年度に提出という形にすると、担当者の異動がある場合でも引き継ぎされやすくなります。
▼確認シートのひな型では、達成度の箇所に（%）という表記がありますが、量的評価が難しい場合には◎、○、△、×といった形で行うことでも構いません。また計画記載の全事業を対象とすることが難しければ、事業担当課ごとに回答いただくという形でも構いません。

▼計画策定が関係者を巻き込む手段であったのと同様に、確認シートを活用した推進状況の把握・確認は、関係者を巻き込み続ける、あるいは改めて関係者を巻き込むための手段となるものです。そうした意味を込めて、関係各部の進捗状況を一覧にして整理し、毎年いのち支える自殺対策推進本部などにおいて報告するといったことも考えられます。
▼なお確認シートの記載に併せて、新たに自殺対策計画に盛り込める新規事業があるかを確認することで、計画見直し時における追加事業の洗い出し作業を軽減することが可能になります。

Ｖ－３　推進状況の評価・公表

確認した推進状況については、いのち支える自殺対策推進センターなどの協力を得ながら適時評価を行い、例えば、毎年、計画に基づいて行われた事業とそれらに対する評価を関係各部における一覧としてとりまとめて公表したり、関係機関に配布することが考えられます。

Ｖ－４　各種調査等への協力

いのち支える自殺対策推進センターは、全国各地で行われている先駆的な取組に関する情報を適時収集・集約することを通じて、地域自殺対策政策パッケージの内容を適時更新し、自殺対策に関する最新最善の情報を全国の自治体に提供するとともに、自殺対策推進状況調査により都道府県及び市町村が実施した各自殺対策事業の成果等を分析することを業務としています。
全国的なＰＤＣＡサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進するべく、いのち支える自殺対策推進センターが自治体の自殺対策の取組状況等について調査を行う際は、ぜひともご協力いただきますようよろしくお願いいたします。
※社会全体で回す自殺対策のＰＤＣＡサイクルについては、図10を参照。

Ｖ－５　柔軟な運用の必要性

最後になりますが、地域の「生きる支援」に関連する事業や活動を総動員して地域自殺対策計画を策定・見直し・実践することは、地域における自殺対策の基盤を強化することにつながります。一方で、コロナ禍でそうであったように、地域における自殺の状況は様々な社会環境の変化によって急変することも考えられます。計画の着実な推進を図りつつも、そうした変化を察知した際は、柔軟に現場の変化に対応し、支援が滞ることのないように心掛けてください。具体的には、計画に盛り込まれていなかった事業を新たに実施する場合、地域の自殺実態や地域自殺対策における課題の変化等、その事業を新たに実施することの理由を明確にした上で、事業を計画に追加することが考えられます。言うまでもなく、自殺対策の目的は地域住民の命を守ることです。地域自殺対策計画はその目的を果たすための手段のひとつに過ぎません。地域住民の命を守るという目的のため、必要に応じて、その手段である地域自殺対策計画を柔軟に運用していくことが考えられます。